厚生労働省 令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童養護施設等における外国籍等の
子ども・保護者への対応等に関する調査研究
報告書

2021（令和３）年３月

MIZUHO

みずほ情報総研株式会社

児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究　要旨

本調査研究では施設等における外国籍等の子どもとその保護者に関する実態の把握、課題の整理を行い、あわせて、施設や自治体で行っている対応に関する取組・工夫についても収集し、必要な支援に資することを目的とした。

アンケート調査

外国籍等の子ども・保護者の人数や置かれている環境、子どもや保護者の有する課題、支援上の課題や施設等の取組内容といった実態把握を行うことを目的に、アンケート調査を実施した。

対象は、①社会的養護関係施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設）を対象とした「社会的養護関係施設調査」、②児童相談所（里親、ファミリーホーム）を対象とした「児童相談所調査」とし、各調査を外国籍等の子ども・保護者の養育・支援に関する課題や対応等を把握するための「施設票」と、入所しているまたは委託されている外国籍等の子ども・保護者がいる場合に、当該子ども・保護者の詳細な状況を把握するための「個人票」により構成した。

種　類	発送件数	回収件数	回収率
社会的養護関係施設調査	1238	673	54.4%
乳児院	144	93	64.6%
児童養護施設	607	286	47.1%
児童心理治療施設	53	35	66.0%
児童自立支援施設	58	53	91.4%
自立援助ホーム	190	86	45.3%
母子生活支援施設	186	120	64.5%
児童相談所調査	215	132	61.4%

ヒアリング調査

外国籍等の子ども・保護者の支援に関する課題、提供されている取組・工夫等を把握し、事例としてまとめることや調査研究の考察に活用することを目的として、ヒアリング調査を実施した。

【調査対象】

乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所、ファミリーホーム各１か所

検討委員会の開催

調査票の作成や調査結果の分析等にあたっては、有識者による「児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究　検討委員会」を組織し、計４回にわたり幅広く議論、検討を行った。

（委員）　○:座長

氏名	役職
池田　健人	浜松市こども家庭部児童相談所　相談・初期対応グループ長　主幹
加藤　富美雄	埼玉県済生会川口乳児院　施設長
髙橋　誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部事務局長　全国児童養護施設協議会副会長
内藤　直人	社会福祉法人鳥取こども学園　自立援助ホーム　鳥取フレンド寮長 全国自立援助ホーム協議会運営役員　調査研究委員会副委員長
野坂　猛夫	社会福祉法人聖家族の家　児童心理治療施設児童院　施設長 全国児童心理治療施設協議会　副会長
林　功三	大阪市立阿武山学園　園長
南野　奈津子	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科　教授
○　山田　勝美	山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科　教授
横井　義広	リフレここのえ　施設長

調査結果のまとめ及び考察（一部）

（１）施設等における外国籍等の子どもをとりまく実態

【施設における外国籍等の子どもの人数】

- 入所児童数については、いずれの施設種別についても「０人」が最も多かった。
- 一方、1人以上外国籍等の子どもがいると回答のあった施設割合は、乳児院では 38.7%、児童養護施設では 39.8%、児童心理治療施設では 34.3%、児童自立支援施設では 34.0%、自立援助ホームでは 15.1%、母子生活支援施設では 44.9%であった。母子生活支援施設では半数程度、乳児院・児童養護施設でも約 4 割の施設に外国籍等の子どもが在籍している結果となった。

【里親・ファミリーホームにおける外国籍等の子どもの人数】

- 里親への委託児童では「０人」61.4%が最も多く、次いで「１人」16.7%、「２～４人」14.4%であり、3 割強の児童相談所では、外国籍等の子どもを里親へ 1 人以上委託していることがうかがえた。また、ファミリーホームへの委託児童では「０人」82.6%が最も多く、次いで「１人」6.8%、「２人」5.3%であり、里親委託と比較するとその人数は多くないことがうかがえた。

【施設等職員が対応可能な言語と、子ども・保護者が使用できる言語の相違】

- 施設等職員が対応可能な言語について、英語は「１人」「２人以上」の合計が各施設種別とも概ね 25%から 40%程度と、一定程度いるが、英語以外の言語ではいずれも０%または数%程度と、会話が可能な職員がいる施設は少数であることがうかがえた。
- 一方で、外国籍等の子どもが使用できる言語は、概ねどの施設種別でも日本語が日常会話レベルでできるとの回答が多いが、乳児院を除き1割程度の子どもではそれ以外の言語が主となっている（施設種別により差はある）。また、保護者の場合、日本語が日常会話レベルでできる割合がもう少し下がり、ネイティブレベルになると日本語の割合は2割から5割程度まで下がり、タガログ語、中国語等の割合が増える。これは里親委託においても概ね同様の傾向であった。
- 特に保護者とは、社会的養護に関する制度、今後の方針決定や重要事項の説明の際、専門用語等を含む複雑な会話をすることが多く、これに対する支援方策の検討が望まれる。

（２）施設等種別ごとの特徴と思われる事項

【外国籍等の子どもの人数・割合の施設種別ごとの相違】

- 各施設に入所している子どもの人数に占める外国籍の子どもの人数の割合についてみると、「０%」を除いて、自立援助ホーム・母子生活支援施設では「20%以上」、それ以外の施設では「０%～10%未満」が最も多かった。

【外国籍等の子ども自身の課題】

- 外国籍等の子ども自身の日常生活・社会生活上の課題について、本調査研究ではいくつかのカテゴリーに課題の選択肢を分けた設問とした。
- 全カテゴリーを通し最も多かった課題は、乳児院では「子どもの文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」、児童養護施設では「将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい」、児童心理治療施設では「施設での日本語のコミュニケーションに支障がある」他 2 項目、児童自立支援施設・自立援助ホームでは「施設での日本語のコミュニケーションに支障がある」、母子生活支援施設では「学習の遅れがみられる」であった。また、児童相談所調査では「里親家庭・ファミリーホーム内での日本語のコミュニケーションに支障がある」他 1 項目が最も多かった。
- 乳児院以外のいずれの施設においても、言語面に関連する課題が多い傾向がうかがえたが、これは前述の、施設職員が対応可能な言語と子どもが使える言語の相違に起因するものと考えられる。

【外国籍等の子どもの保護者支援に関する課題】

- 保護者支援に関する課題についても、全カテゴリーを通し「日本語のコミュニケーションに支障がある」が最も多かった。児童心理治療施設では「支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい」「子どものアセスメントに必要な情報収集が困難」も同様に多い課題として挙げられたが、これも言語面に起因する課題と想定される。また、「日本語のコミュニケーションに支障がある」は、児童相談所の調査においても最も多い課題であった。
- その他の課題として、乳児院では「文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい」、「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」といった項目が、他の施設種別と比較して回答割合が多かった。母子

生活支援施設では施設の役割・特徴を反映してか「保護者の離婚にともなう課題がある」「子どもの親権や養育費をめぐる課題がある」といった項目の回答割合が多かった。また、児童相談所調査では「児童相談所や社会的養護等のシステムの理解が難しい」「保護者自身が社会の中で孤立している」といった回答が多く、制度や措置内容の明確な説明、保護者の的確なアセスメントと支援等を求められる児童相談所ならではの課題とも考えられる。

【外国籍等の子どもの保護者支援における取組内容】

- 支援における取組内容は、社会的養護関係施設では全カテゴリーを通し、いずれの施設種別でも「子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している」との回答が最も多かった。この次に多い取組内容は施設種別で異なり、乳児院では「子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている」、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設では「就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している」、自立援助ホーム・母子生活支援施設では「日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている」が最も多かった。他機関との連携はベースとしてあり、そのうえで各施設種別の子どもの年齢層や役割等に応じ、必要な支援が提供されていることがうかがえた。
- 児童相談所調査では、「子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている」が最も多く、次いで「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」であった。

（３）外国籍等の子ども・保護者の養育・支援において抱える複合的困難の諸相

- まず子どもの抱える困難である。中核にある主要な困難は、言葉・文化に係る困難である。言葉が通じない、相手の話の主旨を正確に理解できないといったコミュニケーション上の課題がある。こうした課題は、学習面での遅れにつながる。また、自国で身につけてきた文化・風習が周囲から異質なものと捉えられてしまう。これはアイデンティティ形成とも絡み、結果として孤立感とつながる可能性がある。またこうした課題が自己肯定感の低さへとつながっていく。
- 同時に忘れてならないのは、子どもたちは、母親の DV 被害を目撃する、もしくは直接虐待を受け施設入所に至っているという現実があること、すなわち、ここでいう「家族問題」を抱えているのである。このことも自己肯定感等の自己形成上の課題に関連していることを指摘しておきたい。
- 次に、保護者の抱える困難である。中核にある主要な困難は子ども同様、言葉・文化に係る困難である。親の場合の文化面での困難さとして指摘できるものに、自国ではしつけの範囲で捉えられることが我が国では虐待と捉えられるといった文化的差異の問題である。また、「子どもは親を敬うもの、家族は皆一緒」といった家族観が子どもへのしがみつきのような態度を生むといった問題があることも浮かび上がってきた。
- 多くの場合、保護者とは「母親」を指しており、日本に仕事を求め来日し、そこで DV 被害に遭うというパターンや経済的な困窮を基盤とした社会的孤立と、そうしたなかで言葉も通じずに就労に結びつかず、虐待等の問題を引き起こしてしまうというパターンがみられた。そして、基盤にあるのが「在留資格に関する課題」である。在留資格の制度に基づく生活上の制約、そしていつ日本を離れなければならなくなるのかといった不安は絶えずつきまとっているのではないだろうか。
- 耐えずつきまとう不安を基盤とし、日本での文化面での差異や言葉が通じないなかで、支援者とも関係構築は難しく、同時に、言葉の壁により、困難解決への情報も得られず、日本の制度もなかなか理解できない。こうしたなかで、離婚や子どもの親権や養育費をめぐる問題解決の課題を抱える。こうした問題がうまく解決できない場合、それが児童相談所や社会的養護の支援者への不信感へとつながり、家庭復帰支援の難しさに直結してしまう。
- こうして保護者の問題解決がなされない場合、家庭復帰は困難になり、子どもは施設から社会に出ることになるが、ロールモデルがないなかで将来をうまく描けず、それは進路選択の難しさとなる。親の問題が解決されていなければ、自らの将来を親に精神的にも経済的にも頼れず自立していかねばならなくなる。施設とつながる等の何らかの支援が退所後に得られない場合、それは子ども自身が親と同様の問題を抱え込むといういわば再生産の問題となってしまうおそれがある。

（４）実際に行われている支援の内容、工夫

- 子どもへの支援としては、主要な困難にあげられていた言語、学習面への取組がなされていた。言語能力や学習能力への支援にあたっては、学校や民間団体等と連携しての日本語教育を行うことや母国語の能力獲得を行う取組がみられた。同時に大切なことは、ただ単に能力の向上に努めるということではなく、理解できていないのに「わかる」と表現したりする等、これまで子どもたちが置かれてきた生育歴に根ざす課題をふまえ、丁寧にコミュニケーションをとり、関係構築に努めること、そうした配慮のもとで他者に対する信頼感の回復を図っていくことである。
- また、子どもたちの持つ多様性や多文化背景を尊重する支援も重要である。食べること、入れ墨を入れること等、その子どもにとってのいわば「当たり前」を否定しないこと、そうした風習や文化に職員等が興味を持ち、そ

の子の世界を知ろうとすることが大切である。こうした「あたりまえの自分でよい」という感覚の獲得には、外国人固有の呼称と本名の使い分けをすることがあるということへの尊重も重要になってくると考えられる。子ども本人が「呼称で呼んで欲しい」という希望が言えること、それを叶えることが肝要である。

- 以上の取組はアイデンティティの保障に向けた支援といってよいだろう。このことに加え、どういう経緯で親が日本に来て、その過程で何があって施設に入所するに至ったのかを本人が知ることも必要な支援である。
- また今回の調査では、発達的に課題がある子どもやその生育過程、特に DV 被害の目撃や虐待的環境で育ったことによる被害感等、個別課題を有している場合が少なくないこともわかったきた。そうした意味での個別課題、誰一人同じ体験をしてきていないということを前提に、その子どもの特性や発達課題等をふまえた支援、必要な場合は心理的ケアを行う取組も行われていた。
- 子どもの立場からすれば国籍や出自に関係なく、自らの進路を選択してよいという感覚を育めること、そして、それをできうるだけ実現する努力が求められている。あるファミリーホームにおいて語られた「生まれは選べなかったが自分の行く末は選べる」という話をして塾や家庭教師をつけたという実践報告があった。これ以外にも民間団体の支援や学校との連携を受けて就学支援を行った取組があった。むろん、こうした取組は退所後の日本・母国コミュニティでの自立生活に向けた支援へとつながっていく。施設やファミリーホーム等でつながれた体験を基盤に社会へとつなげていく、定着できる支援を展開しているのである。
- こうした支援を伴走しているのが児童相談所であり、福祉事務所である。伴走しているのは子どもだけではなく保護者も同様である。保護者の抱える複合的な困難を支援するためには、児童相談所や福祉事務所だけでなく、弁護士、司法書士や民間団体等、必要な支援を展開しうるネットワーク形成を図ることが求められる。こうした多様な支援の「輪」を形成しつつ、在留資格に伴う法的問題、離婚や養育費の未払い、安定的な就労に就けない等の生活問題等の解決に向けた支援を展開する。ここには言語や文化の問題が絡んでくる。措置制度の理解がなかなかできない、親と子を無理矢理引き離そうとする「敵」とみなされる。こうしたいわば言語や文化が構築する「壁」がさらに支援者との関係構築を難しくする。こうした現実のなかで、問題解決に向けてあらゆる機関に同行し、支援を展開する。その行為は「紛争」と表現するに近い。こうした言葉で表現するのは生易しいが、そうした「粘り強い関り」が、「私（支援者）は敵ではなく味方である」といった感覚を育み、そこから人生をいわば「あきらめかけている」保護者に回復の可能性を感じ取らせることが可能になるのだろう。

（５）今後の課題・提言

1）言語・学習支援の実施とその展開を図るための仕組みの創設
【政策提言】日本語及び母国語の補習等の取組、子ども・保護者それぞれの日本語習得支援を行う機関の設置や仕組みの創設

2）多様性を尊重する、もしくは多文化を基盤とする養育・支援のあり方についての研修制度の確立
【政策提言】多文化ソーシャルワーク等を学ぶ研修制度の確立と実施、②文化に配慮した食事等の生活支援のあり方を学ぶ機会の保障　等

3）法的支援（在留資格、国籍、離婚等）を行う仕組みの創設
【政策提言】母国との交渉等を図る支援や法的支援が民間機関での対応困難な場合の対応を行政機関で支援する仕組みの創設

4）通訳・翻訳を行う人材の確保とその配置
【政策提言】通訳を公費負担にする（特段の条件、特に回数制限等は設けない）　等

5）日本の制度理解促進を図るためのパンフレット等の作成
【政策提言】社会的養護制度等の概要、申請支援の手続き等を母国語で情報発信し、関係機関に配布し、支援につなげる

6）支援者を支え、その専門性の向上を図るための研修・支援機関の設置
【政策提言】外国籍の方の対応に苦慮した場合の法的支援も含んだ支援者と「伴走」してもらえる機関を都道府県に1か所以上置くこと　等

7）就労支援を図るための仕組みの創設
【政策提言】ジョブコーチ制度の創設　等（10 代の子ども（特に若年母子等）及び保護者の両者を対象としたもの）

8）保証機関の確立
【政策提言】入院、就労時やアパート等契約行為に伴う保証人制度の創設（子どもおよび保護者の両者を対象としたもの）

成果等の公表計画

本事業の成果は、みずほ情報総研株式会社のホームページにおいて公開する。

目次

第１章　本調査研究の概要 1
１．調査の背景 1
２．調査の目的 2
３．調査研究の実施方法 3
第２章　アンケート調査結果 7
１．社会的養護関係施設調査　集計結果. 7
２．児童相談所調査　集計結果. 72
第３章　ヒアリング調査結果 118
１．乳児院 118
２．児童養護施設 122
３．自立援助ホーム 127
４．母子生活支援施設 132
５．児童相談所 136
６．ファミリーホーム. 140
第４章　調査研究のまとめ及び考察. 144
１．施設等における外国籍等の子どもをとりまく実態. 144
２．施設等種別ごとの特徴と思われる事項 146
３．外国籍等の子ども・保護者の養育・支援において抱える複合的困難の諸相. 150
４．実際に行われている支援の内容、工夫 152
５．今後の課題・提言 154

第１章　本調査研究の概要

１．調査の背景

（１）児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者をとりまく状況

平成３年の「出入国管理及び難民認定法」の改正・施行以降、わが国の在留外国人は増加傾向にあり、平成 31 年１月１日現在、全国の外国人住民数は前年度より 16 万 9,543 人増え 266 万 7,199 人となっている（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より）。平成 31 年４月の同法改正での新たな在留資格の創設を受け、今後さらなる在留外国人、及び外国籍等の子どもの増加が見込まれる。

これに伴い、児童養護施設などの社会的養護関係施設、及び里親・ファミリーホーム（以下「児童養護施設等」）でも外国籍等の子どもの数が増えると想定される。しかし、児童養護施設等で暮らす外国籍等の子どもについては、現在全国的な統計情報が無く、施設種別ごとの入所者数、有する国籍等の基礎的な情報のほか、これらの子どもの言語能力の程度、宗教等文化的背景、保護者の状況、抱える課題・ニーズなども不明確な状況にある。また、保護者が在留資格の喪失により帰国するケース、出入国在留管理庁への収容・退去強制等が生じるケース（非正規滞在等の場合）といった、外国籍等であることに特有の課題の存在も想定される。

（２）課題や提供されている支援

当該分野の既存研究はまだ多くないが、児童福祉等分野における同種の既存研究では、以下の調査結果が示されている（一部要約）。

松島ら「児童養護施設に入所する外国につながりのある子どもの支援に関する研究」（平成 27 年度～29 年度）

◆児童養護施設への「措置決定の過程で施設側に十分な情報や今後の『見通し』が示されていないケース」があった。

◆「主に退所・自立の場面において、教育・就職の機会や、保護者・親族との関係、言語の問題、社会の無理解など、外国につながりがあるがゆえの多様な困難が浮かび上がることが多く、その対応が課題」となるケースが多かった。

山下ら「母子生活支援施設における母子臨床についての研究　第１報：質問紙調査による実態把握」（平成 24・25 年度研究報告書）

◆母子生活支援施設に入所中の外国籍の母親は 7.6%であった。

◆外国籍の母親が 0 世帯の施設は 85 施設（46.4%）であった一方、外国籍の入所者が 1 割以上を占める施設は 57 施設（31.1%）、2 割以上を占める施設は 17 施設（9.3%）あった。

◆外国籍世帯の主たる入所理由で最も多かったのは「夫などの暴力」の 142 世帯（70.3%）であったが、これは日本国籍の「夫などの暴力」の割合と比べて高かった。

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業」（令和２年３月）

◆アンケート調査では、保育所からみた入園時の課題として「入園に向けた手続き、準備について、保護者へ伝えることが難しい」「入園にあたり文化的背景に対してどのような配慮が必要か分からない」といった回答が多く挙げられた。

◆在園時の課題としては「言語的な障壁から保護者と十分なコミュニケーションがとれない」「気になる行動が、言語的障壁か発達的な課題によるものなのかを判断することが難しい」といった回答が多く挙げられた。

上記既存研究からは、言語的障壁の存在や文化的背景の相違を根本的な要因として、児童養護施設等においても「重要事項を含む各種説明がうまく行えない」「日常的なコミュニケーションが図りづらい」「このため、専門職による子どもの十分なアセスメントや先を見通した支援に支障がある」「文化的背景に起因する個別的配慮がしづらい」といった課題が生じていると想定される。こうした課題が、里親・ファミリーホームを含む各施設等別にどのような内容・発生頻度であるかを把握することも、将来的な施策・事業立案には不可欠となる。

一方、外国籍等の子ども・保護者に提供される支援については、現在各施設や自治体の実情に応じて提供されているが、優れた取組でも全国的な周知が十分で無く、個々の施設・地域に限られた取組となっていることも想定される。こうした優れた取組について、その効果の詳細、取組の導入・発展のプロセス、生じた課題への対応策等も含め好事例としてまとめ周知することで、同種の課題に苦慮する多くの施設への有用な情報提供とすることが可能である。

２．調査の目的

上記の現状、課題等に鑑み、本調査研究では施設等における外国籍等の子どもとその保護者に関する実態の把握、課題の整理を行い、あわせて、施設や自治体で行っている対応に関する取組・工夫についても収集し、必要な支援に資することを目的とした。

３．調査研究の実施方法

（１）アンケート調査

外国籍等の子ども・保護者の人数や置かれている環境、子どもや保護者の有する課題、支援上の課題や施設等の取組内容といった実態把握を行うことを目的に、アンケート調査を実施した。

対象は、①社会的養護関係施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設）を対象とした「社会的養護関係施設調査」、②児童相談所（里親、ファミリーホーム）を対象とした「児童相談所調査」とし、調査の概要は以下の通りである。

■ 調査票構成および調査対象

社会的養護関係施設及び児童相談所（里親・ファミリーホーム）への調査は、①各調査対象の組織の現状と、②施設にいるまたは里親・ファミリーホームに委託されている外国籍等の子ども・保護者に関する概要、③外国籍等の子ども・保護者の養育・支援に関する課題や対応等を把握するため、「施設票」として調査項目を設定した。これら調査は全て悉皆調査として実施した。

また、入所しているまたは委託されている外国籍等の子ども・保護者がいる場合には、当該子ども・保護者の詳細な状況を把握するための「個人票」に、詳細な状況の記載を求めた。

なお、里親・ファミリーホームについては対象数が多く悉皆調査が困難なことや、措置権者である児童相談所が子どもの情報を一元的に把握していると思われることから、児童相談所に回答を求めることとした（本調査ではこれを児童相談所調査とした）。

■ 実施時期

令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月

■ 調査における用語の定義

本アンケート調査では、以下の通り用語を定義し、回答を求めた。

用語	定義
外国籍等	以下①、②いずれかに該当する子どもを「外国籍等」とした。 ①　子どもが外国籍・無国籍であること ②　子どもが日本国籍であっても、父母（保護者）の両方またはいずれかが外国にルーツをもっていること
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者（主たる養育者も含む）
児童養護施設等	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
社会的養護関係施設	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設

■ 実施方法

①社会的養護関係施設調査

アンケート回答用のウェブサイトを作成し、当サイトで「施設票」「個人票」のいずれも回答内容を直接入力する方法とした。具体的には、調査対象の事業所に郵送で調査依頼状を送付。依頼状には web サイトの URL と回答方法を記載し、調査対象者が各自所有するパソコン等からウェブサイトにアクセスし、回答する方法とした。

サイトへのアクセス、ログイン等を含む回答方法が分からない場合に備え、問合せ専用のコールセンターを設置し、回答方法を口頭で説明する体制を整えた。

②児童相談所調査

「施設票」「個人票」をエクセル形式のファイル（電子調査票）として作成し、これを厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課より、全児童相談所で電子メールで発送した。記載後の電子調査票は、事務局で用意した調査票送付専用のメールアドレスに送付を求める方法とした。

■ 回収状況

種　類	発送件数	回収件数	回収率
社会的養護関係施設調査	1238	673	54.4%
乳児院	144	93	64.6%
児童養護施設	607	286	47.1%
児童心理治療施設	53	35	66.0%
児童自立支援施設	58	53	91.4%
自立援助ホーム	190	86	45.3%
母子生活支援施設	186	120	64.5%
児童相談所調査	215	132	61.4%

（２）ヒアリング調査

外国籍等の子ども・保護者の支援に関する課題、提供されている取組・工夫等を把握し、事例としてまとめることや調査研究の考察に活用することを目的として、ヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の実施概要は次の通りである。

■ 調査対象

乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所、ファミリーホーム各１か所（計６か所）

なお、調査対象は外国籍等の子ども・保護者の支援・養育における工夫・取組が推進されたと考えられる施設を対象に、各施設の協議会等からの情報提供・推薦等を得たうえで、本ヒアリング調査への協力について承諾を得たところを選定した。

■ 調査日程

施設種別	調査日
乳児院	令和３年１月８日（金）
児童養護施設	令和２年12月23日（水）
自立援助ホーム	令和３年１月６日（水）
母子生活支援施設	令和３年１月18日（月）
児童相談所	令和３年２月１日（月）
ファミリーホーム	令和３年２月１日（月）

■ 調査項目

表の項目を中心に、関連する取組等についても広く聞き取りを行った。

ヒアリング調査は事務局で対象施設への依頼、日程調整等の調整を行った。ヒアリング当日は、当調査研究の検討委員会委員にも可能な範囲で出席を求め、専門的・現場的見地からの的確な意見聴取に努めた。

また、ヒアリング調査対象施設には、下記項目および施設概要に関する記載欄を作成したヒアリングシートを送付し、事前に記入・返送を求め、当日出席者に共有することで、限られた時間での円滑・効果的な意見聴取が行えるよう努めた。

Ⅰ．外国籍等の子ども・保護者に関する状況
■外国籍等の子どもに関する基礎情報（人数、年齢、国籍、言語能力、入所・委託期間など） ■当該子どもの保護者の状況（国籍、言語能力など）
Ⅱ．外国籍等の子ども・保護者に関する課題や工夫・取組
■外国籍等の子ども・保護者の養育・支援における課題 …工夫・取組のきっかけとなったような課題があればその内容。現在解決されているが以前にあったものも含む
■上記の課題に対応した工夫・取組を行っている場合はその内容 …どのような工夫・取組等をしているか（または、外国籍等の子ども・保護者を支援するにあたって配慮していることや、大事にしていること）
■取組等の着手～実践までのプロセス …取組等の実践に至るまでの主な流れ、子ども・保護者や職員の理解を得るための方法等。また、プロセスの中で生じた課題・調整事項や克服の方法
■取組等による効果 …子どもへの養育・支援、保護者支援、組織運営面等における効果の内容
■同様の取組を行う際に、行政（国・自治体）や法人等からあると望ましい支援 ◇実際に支援を受けたこと、あれば良かったことを含む
Ⅲ．その他特記事項

（３）検討委員会の設置

調査票の作成や調査結果の分析等にあたっては、有識者による「児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究　検討委員会」を組織し、幅広く議論、検討を行った。

【委員一覧】　※○：座長

御氏名	御役職
池田　健人	浜松市こども家庭部児童相談所　相談・初期対応グループ長　主幹
加藤　富美雄	埼玉県済生会川口乳児院　施設長
髙橋　誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部　事務局長 全国児童養護施設協議会　副会長
内藤　直人	社会福祉法人鳥取こども学園　自立援助ホーム　鳥取フレンド寮長 全国自立援助ホーム協議会運営役員　調査研究委員会副委員長
野坂　猛夫	社会福祉法人聖家族の家　児童心理治療施設児童院　施設長 全国児童心理治療施設協議会　副会長
林　功三	大阪市立阿武山学園　園長
南野　奈津子	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科　教授
○　山田　勝美	山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科　教授
横井　義広	リフレここのえ　施設長

【開催日程】

第１回：令和２年 10 月９日　　第２回：令和２年 10 月 29 日

第３回：令和３年１月 21 日　　第４回：令和３年３月 18 日

【事務局】

玉山　和裕　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部

佐藤　渓　　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部

種田　郁子　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部

嘉藤　曜子　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部

第２章　アンケート調査結果

１．社会的養護関係施設調査　集計結果

社会的養護関係施設調査は、施設種別ごとに集計を行った。

（１）施設概要

■　子どもの総定員数（通所は除く。母子生活支援施設では世帯数）

最も多かった回答は、自立援助ホームでは「10 人（世帯）未満」、乳児院・母子生活支援施設では「10 人～30 人（世帯）未満」、児童養護施設・児童心理治療施設では「30 人～50 人（世帯）未満」、児童自立支援施設では「50 人（世帯）以上」であった。

図表 1

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
10人(世帯)未満	5.4%	0.0%	0.0%	1.9%	93.0%	3.3%
10人～30人(世帯)未満	53.8%	3.8%	11.4%	18.9%	3.5%	71.7%
30人～50人(世帯)未満	30.1%	53.1%	68.6%	26.4%	0.0%	13.3%
50人(世帯)以上	6.5%	40.9%	20.0%	47.2%	0.0%	2.5%
無回答	4.3%	2.1%	0.0%	5.7%	3.5%	9.2%

■　子どもの現員数（通所は除く。母子生活支援施設では世帯数）

最も多かった回答は、自立援助ホームでは「10 人（世帯）未満」、乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設では「10 人～30 人（世帯）未満」、児童養護施設では「30 人～50 人（世帯）未満」であった。

図表 2

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
10人(世帯)未満	11.8%	0.3%	5.7%	13.2%	93.0%	11.7%
10人～30人(世帯)未満	65.6%	20.6%	60.0%	62.3%	3.5%	73.3%
30人～50人(世帯)未満	15.1%	55.9%	34.3%	13.2%	0.0%	5.8%
50人(世帯)以上	3.2%	21.0%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%
無回答	4.3%	2.1%	0.0%	5.7%	3.5%	9.2%

■　施設の全職員数（常勤）

全職員数（常勤）について最も多かった回答は、自立援助ホームでは「10 人未満」、母子生活支援施設では「10～20 人未満」、児童心理治療施設・児童自立支援施設では「20～30 人未満」、乳児院・児童養護施設では「30 人以上」であった。また、その職種別内数は下表に掲載の通りであった。

図表 3

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
10人未満	2.2%	0.3%	0.0%	1.9%	97.7%	43.3%
10～20人未満	4.3%	7.0%	14.3%	20.8%	1.2%	50.8%
20～30人未満	38.7%	38.8%	48.6%	45.3%	0.0%	0.8%
30人以上	51.6%	51.0%	34.3%	24.5%	0.0%	0.0%
無回答	3.2%	2.8%	2.9%	7.5%	1.2%	5.0%

※うち、直接処遇に携わる職員の人数（常勤）

図表 4

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
10人未満	5.4%	2.1%	0.0%	7.5%	95.3%	55.8%
10～20人未満	32.3%	39.2%	48.6%	49.1%	1.2%	36.7%
20～30人未満	35.5%	40.6%	34.3%	20.8%	0.0%	0.0%
30人以上	22.6%	13.6%	14.3%	15.1%	0.0%	0.0%
無回答	4.3%	4.5%	2.9%	7.5%	3.5%	7.5%

※うち、個別対応職員の人数（常勤）

図表 5

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	0.0%	4.2%	0.0%	18.9%	19.8%	7.5%
1人	91.4%	89.2%	88.6%	45.3%	4.7%	70.0%
2人	0.0%	0.3%	0.0%	9.4%	10.5%	3.3%
3人以上	2.2%	1.4%	8.6%	5.7%	19.8%	2.5%
無回答	6.5%	4.9%	2.9%	20.8%	45.3%	16.7%

※うち、家庭支援専門相談員の人数（常勤）

図表 6

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	0.0%	1.7%	2.9%	18.9%	39.5%	62.5%
1人	62.4%	39.2%	54.3%	52.8%	2.3%	0.8%
2人	19.4%	43.0%	28.6%	5.7%	0.0%	0.0%
3人以上	2.2%	1.0%	0.0%	1.9%	0.0%	2.5%
無回答	16.1%	15.0%	14.3%	20.8%	58.1%	34.2%

■　施設の全職員数（非常勤）

全職員数（非常勤）について最も多かった回答は、いずれの施設種別でも「10 人未満」であった。また、その職種別内数は下表に掲載の通りであった。

図表 7

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
10人未満	68.8%	65.0%	65.7%	43.4%	81.4%	89.2%
10～20人未満	15.1%	21.0%	22.9%	32.1%	3.5%	3.3%
20～30人未満	5.4%	4.5%	2.9%	9.4%	0.0%	0.0%
30人以上	0.0%	0.7%	0.0%	3.8%	0.0%	0.8%
無回答	10.8%	8.7%	8.6%	11.3%	15.1%	6.7%

※うち、直接処遇に携わる職員の人数（非常勤）

図表 8

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
5人未満	44.1%	51.0%	51.4%	37.7%	53.5%	59.2%
5～10人未満	16.1%	16.4%	11.4%	20.8%	1.2%	13.3%
10～20人未満	8.6%	7.0%	8.6%	9.4%	0.0%	0.8%
20人以上	0.0%	0.7%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	31.2%	24.8%	25.7%	32.1%	45.3%	26.7%

※うち、個別対応職員の人数（非常勤）

図表 9

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	38.7%	49.7%	48.6%	54.7%	22.1%	57.5%
1人	3.2%	1.0%	0.0%	5.7%	10.5%	3.3%
2人	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	8.1%	4.2%
3人以上	0.0%	0.3%	0.0%	1.9%	8.1%	0.8%
無回答	58.1%	48.6%	51.4%	37.7%	51.2%	34.2%

※うち、家庭支援専門相談員の人数（非常勤）

図表 10

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	50.0%	45.7%	49.1%	40.7%	62.5%
1人	3.2%	0.3%	2.9%	9.4%	0.0%	0.8%
2人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
3人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	59.1%	49.7%	51.4%	41.5%	58.1%	36.7%

■　日本語以外の言語を使える職員数（常勤・非常勤問わず）

「①英語」については、日常会話レベルにおいて「１人」および「２人以上」の合計が各施設種別とも概ね 25%から 40%程度であり、英語ができる職員がいる施設も一定程度あることがうかがえた。また英語以外の言語については、いずれも「１人」および「２人以上」の割合が０％または数%程度であった。

①英語

＜日常会話レベル＞

図表 11

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	29.0%	31.1%	34.3%	28.3%	31.4%	43.3%
1人	18.3%	19.6%	20.0%	18.9%	20.9%	19.2%
2人以上	11.8%	18.2%	17.1%	15.1%	9.3%	6.7%
無回答	40.9%	31.1%	28.6%	37.7%	38.4%	30.8%

＜ネイティブレベル＞

図表 12

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	32.3%	36.0%	40.0%	37.7%	34.9%	49.2%
1人	6.5%	3.8%	8.6%	3.8%	5.8%	3.3%
2人以上	1.1%	1.7%	2.9%	0.0%	0.0%	0.8%
無回答	60.2%	58.4%	48.6%	58.5%	59.3%	46.7%

②中国語

＜日常会話レベル＞

図表 13

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.5%	40.0%	39.6%	41.9%	52.5%
1人	1.1%	1.4%	2.9%	0.0%	1.2%	0.8%
2人以上	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
無回答	61.3%	58.7%	57.1%	60.4%	57.0%	45.8%

＜ネイティブレベル＞

図表 14

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	50.8%
1人	0.0%	1.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
無回答	66.7%	62.6%	57.1%	62.3%	62.8%	48.3%

③韓国語・朝鮮語

＜日常会話レベル＞

図表 15

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	38.8%	40.0%	39.6%	40.7%	52.5%
1人	2.2%	3.5%	0.0%	5.7%	4.7%	2.5%
2人以上	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
無回答	60.2%	57.3%	60.0%	54.7%	53.5%	45.0%

＜ネイティブレベル＞

図表 16

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	32.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	1.1%	0.7%	2.9%	0.0%	2.3%	0.0%
2人以上	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	66.7%	62.6%	57.1%	62.3%	60.5%	48.3%

④ベトナム語

＜日常会話レベル＞

図表 17

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.9%	40.0%	39.6%	41.9%	53.3%
1人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	62.4%	60.1%	60.0%	60.4%	58.1%	46.7%

＜ネイティブレベル＞

図表 18

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	66.7%	63.6%	60.0%	62.3%	62.8%	48.3%

⑤タガログ語

＜日常会話レベル＞

図表 19

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.9%	40.0%	39.6%	41.9%	53.3%
1人	1.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	61.3%	59.8%	60.0%	60.4%	58.1%	45.0%

＜ネイティブレベル＞

図表 20

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	66.7%	63.3%	60.0%	62.3%	62.8%	48.3%

⑥ポルトガル語

＜日常会話レベル＞

図表 21

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.5%	40.0%	39.6%	41.9%	53.3%
1人	1.1%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	61.3%	59.8%	60.0%	60.4%	58.1%	46.7%

＜ネイティブレベル＞

図表 22

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	66.7%	63.6%	60.0%	62.3%	61.6%	48.3%

⑦ネパール語

＜日常会話レベル＞

図表 23

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.9%	40.0%	39.6%	41.9%	53.3%
1人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	62.4%	60.1%	60.0%	60.4%	58.1%	46.7%

＜ネイティブレベル＞

図表 24

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	66.7%	63.6%	60.0%	62.3%	62.8%	48.3%

⑧インドネシア語

＜日常会話レベル＞

図表 25

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.9%	40.0%	39.6%	41.9%	53.3%
1人	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.8%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	62.4%	60.1%	60.0%	56.6%	58.1%	45.8%

＜ネイティブレベル＞

図表 26

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	65.6%	63.6%	60.0%	62.3%	61.6%	48.3%

⑨タイ語

＜日常会話レベル＞

図表 27

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.9%	40.0%	39.6%	41.9%	53.3%
1人	1.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	61.3%	59.8%	60.0%	60.4%	58.1%	46.7%

＜ネイティブレベル＞

図表 28

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	66.7%	63.6%	60.0%	62.3%	61.6%	48.3%

⑩スペイン語

＜日常会話レベル＞

図表 29

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.9%	40.0%	39.6%	41.9%	52.5%
1人	1.1%	1.4%	2.9%	0.0%	2.3%	1.7%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	61.3%	58.7%	57.1%	60.4%	55.8%	45.8%

＜ネイティブレベル＞

図表 30

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	66.7%	63.6%	60.0%	62.3%	62.8%	48.3%

⑪その他欧州諸国の言語

＜日常会話レベル＞

図表 31

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.9%	40.0%	39.6%	41.9%	53.3%
1人	1.1%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	61.3%	58.7%	60.0%	60.4%	58.1%	45.8%

＜ネイティブレベル＞

図表 32

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.4%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	64.5%	63.6%	60.0%	62.3%	62.8%	48.3%

⑫上記以外の言語

＜日常会話レベル＞

図表 33

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	37.6%	39.5%	40.0%	39.6%	41.9%	53.3%
1人	0.0%	1.0%	2.9%	0.0%	1.2%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	62.4%	59.4%	57.1%	60.4%	57.0%	46.7%

＜ネイティブレベル＞

図表 34

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	33.3%	36.0%	40.0%	37.7%	37.2%	51.7%
1人	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2人以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	65.6%	64.0%	60.0%	62.3%	62.8%	48.3%

（２）施設にいる外国籍等の子どもについて

■　2020 年 10 月 1 日時点の、施設にいる外国籍等の子どもの人数

外国籍等の入所児童数については、いずれの施設種別についても「０人」が最も多かった。１人以上外国籍等の子どもがいると回答のあった施設割合は、乳児院では 38.7%、児童養護施設では 39.8%、児童心理治療施設では 34.3%、児童自立支援施設では 34.0%、自立援助ホームでは 15.1%、母子生活支援施設では 44.9%であった。

また、各施設に入所している子どもの人数に占める外国籍の子どもの人数の割合を、施設種別ごとに集計した結果についてみると、「０%」を除いて、自立援助ホーム・母子生活支援施設では「20%以上」が最も多かった。

＜入所児童数＞

図表 35

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	53.8%	53.5%	60.0%	58.5%	76.7%	42.5%
1～2人	25.8%	26.9%	31.4%	30.2%	15.1%	18.3%
3～4人	9.7%	7.0%	2.9%	1.9%	0.0%	13.3%
5人以上	3.2%	5.9%	0.0%	1.9%	0.0%	13.3%
無回答	7.5%	6.6%	5.7%	7.5%	8.1%	12.5%

（入所児童数の１施設あたり平均）

図表 36

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
1施設あたり平均	1.0人	1.1人	0.5人	0.6人	0.2人	1.9人

（各施設の入所児童数に占める、外国籍児童の割合）

図表 37

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0%	53.8%	53.5%	60.0%	58.5%	76.7%	42.5%
0%超10%未満	23.7%	31.1%	31.4%	24.5%	0.0%	13.3%
10%～20%	11.8%	7.3%	2.9%	9.4%	5.8%	11.7%
20%以上	3.2%	1.4%	0.0%	0.0%	9.3%	20.0%
無回答	7.5%	6.6%	5.7%	7.5%	8.1%	12.5%

一時保護の児童数については、いずれの施設種別についても「０人」が最も多かった。１人以上外国籍等の子どもがいると回答のあった施設割合は、乳児院では 10.8%、児童養護施設では 2.4%、児童心理治療施設では 0.0%、児童自立支援施設では 1.9%、自立援助ホームでは 1.2%、母子生活支援施設では 0.8%であった。

また、各施設に入所している子どもの人数に占める外国籍の子どもの人数の割合を、施設種別ごとに集計した結果についてみると、「０%」が最も多かった。

＜一時保護の児童数＞

図表 38

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0人	84.9%	94.8%	100.0%	92.5%	94.2%	90.0%
1人	5.4%	1.7%	0.0%	1.9%	1.2%	0.8%
2人以上	5.4%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	4.3%	2.8%	0.0%	5.7%	4.7%	9.2%

（一時保護児童数の１施設あたり平均・合計）

図表 39

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
1施設あたり平均	0.22人	0.04人	0.00人	0.02人	0.01人	0.01人

（各施設の一時保護児童数に占める、外国籍児童の割合）

図表 40

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0%	84.9%	94.8%	100.0%	92.5%	91.9%	90.0%
0%超10%未満	7.5%	1.7%	0.0%	1.9%	0.0%	0.8%
10%～20%	1.1%	0.7%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
20%以上	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	4.3%	2.8%	0.0%	5.7%	7.0%	9.2%

■　外国籍等の子ども・保護者の支援にあたり連携している機関（※外国籍等の子どもの支援を目的としない連携は除く）

支援にあたり連携している機関について、乳児院では「出入国在留管理庁」「その他団体等」いずれも 17.2%、児童養護施設では「学校・教育機関」26.6%、児童心理治療施設では「学校・教育機関」25.7%、児童自立支援施設では「学校・教育機関」24.5%、自立援助ホームでは「法曹関係の事務所・団体（行政書士・弁護士等）」「学校・教育関係」いずれも 9.3%、母子生活支援施設では「福祉事務所」75.0%が最も多かった。

図表 41

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
国際交流協会	3.2%	0.7%	0.0%	5.7%	2.3%	12.5%
国際交流・言語支援関連のNPO・ボランティア団体	7.5%	3.5%	5.7%	1.9%	1.2%	30.8%
大使館	10.8%	4.5%	2.9%	1.9%	1.2%	14.2%
出入国在留管理庁	17.2%	12.2%	2.9%	1.9%	2.3%	25.0%
法曹関係の事務所・団体(行政書士・弁護士等)	3.2%	5.6%	5.7%	5.7%	9.3%	38.3%
学校・教育機関	1.1%	26.6%	25.7%	24.5%	9.3%	62.5%
他の社会的養護関係施設	7.5%	7.0%	11.4%	1.9%	8.1%	10.8%
福祉事務所	14.0%	8.7%	8.6%	7.5%	7.0%	75.0%
病院・診療所	11.8%	5.6%	8.6%	5.7%	3.5%	38.3%
その他団体等	17.2%	16.4%	8.6%	18.9%	7.0%	20.0%

◆「その他団体等」の記載内容（主なもの。以下同）

地域相談支援センター、地域活動支援センター（保護者が精神疾患を抱えておりその支援にあたる方々）	
児童相談所	大学生の学習ボランティア
家族会（国籍によってはない場合もある）	難民事業本部　難民支援協会
外国籍者の就労支援 NPO	ハローワーク、児童相談所、難民事業本部
認定こども園、勤務先	キリスト教会
国際センター	子ども家庭支援センター
国際結婚によるサバイバー支援団体、在日外国人女性支援団体、海外にルーツを持つ子どもの学習支援団体	
通訳	児童相談所・多言語対応のカウンセリングルーム
保育所	住宅供給公社
保健センター	法務局
放課後デイサービス	市発達支援センター
保護者の友人、知人（日本語の理解のある方）	入国在留管理局
女性センター	警察

■　外国籍等の子ども・保護者の支援にあたり、連携の必要性を感じるが連携できていない機関

必要性を感じているが連携できていない機関について、乳児院では「国際交流・言語支援関連の NPO・ボランティア団体」18.3%、児童養護施設では「出入国在留管理庁」13.3%、児童心理治療施設では「国際交流・言語支援関連の NPO・ボランティア団体」17.1%、児童自立支援施設では「国際交流・言語支援関連の NPO・ボランティア団体」13.2%、自立援助ホームでは「出入国在留管理庁」11.6%、母子生活支援施設では「国際交流・言語支援関連の NPO・ボランティア団体」26.7%が最も多かった。

図表 42

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
国際交流協会	8.6%	7.3%	2.9%	7.5%	3.5%	15.8%
国際交流・言語支援関連のNPO・ボランティア団体	18.3%	11.5%	17.1%	13.2%	9.3%	26.7%
大使館	8.6%	12.2%	5.7%	1.9%	8.1%	25.0%
出入国在留管理庁	9.7%	13.3%	2.9%	5.7%	11.6%	15.8%
法曹関係の事務所・団体(行政書士・弁護士等)	14.0%	10.1%	8.6%	1.9%	7.0%	11.7%
学校・教育機関	3.2%	6.3%	8.6%	3.8%	8.1%	8.3%
他の社会的養護関係施設	6.5%	3.8%	2.9%	0.0%	5.8%	3.3%
福祉事務所	8.6%	4.9%	2.9%	5.7%	7.0%	5.8%
病院・診療所	6.5%	4.5%	8.6%	1.9%	7.0%	9.2%
その他団体等	3.2%	4.5%	5.7%	3.8%	3.5%	6.7%

◆「その他団体等」の記載内容

通訳を依頼できる団体等
児童相談所
就労支援機関
福祉総合支援センター、ハローワーク
市役所や携帯会社等住民票や本人確認等証明書の発行と提出を余儀なくされる関係機関との連携が難しい。
保育所児の福祉サービスを受ける療育施設との連携
市、行政機関、金融機関
母の職場

■　上記で回答した機関のうち、特に連携の必要性を感じるが連携できていない機関とその理由

※表内の「番号」と機関の対応は以下

１：国際交流協会　　２：国際交流・言語支援関連の NPO・ボランティア団体
３：大使館　　４：出入国在留管理庁
５：法曹関係の事務所・団体（行政書士・弁護士等）　　６：学校・教育機関
７：他の社会的養護関係施設　　８：福祉事務所
９：病院・診療所　　10：その他団体等

図表 43

番号	連携できていない理由
1	これまで外国籍等の入所児童はいないため、連携を考えたことがなかった。 過去に親が多国籍であったケースはあったが、日本語で最低限の意思疎通は可能であったため、支援上特に大きな問題はなかった。
1	どのような業務をしているのかという知識がない。
1	過去に事例がなく、今後も発生する可能性が低いと考えるため。
1	保護者へ施設の所在地非開示のため、情報としては協力してもらっているが子ども達の文化の保証として交流イベントなどへの参加が出来ない。
1	これまで前例がなく連携方法が分からないため。
1	連携方法がわからないから。当機関について情報不足であるから。
2	どんな団体かよくわからないから。連携の方法がわからない。
2	子どもは日本語が話せても親が日本語を話せない時があるので、協議の際、通訳の方を紹介して欲しいが、連携がうまくいかず親の意思が理解できなかったことがあった。
2	そういった団体の存在がどこにあるのかわからない。
2	連携できる団体がどこかなどが不明。必要に応じ、児相が調整してくれるため、施設として主体的に連携する必要がない。
2	通訳が必要な場合の支援団体との連携方法について構築されていない
2	当該団体が近隣に無い、もしくは存在がわからない（今までは必要性が無かったため、気にしていなかった）
2	プライベートな内容が多いため、通訳など頼める機関が限られているため
2	児童相談所を通じて、必要に応じての連携をしているが、直接の連携の必要性を今現在は感じていないから。
2	まず、通訳がいた方がよいと感じる場面が多いが、地方都市であるためにすぐに通訳を手配できないという点と通訳を依頼する費用が予算に合わない点が挙げられる。また、DV 案件が多いので、特に避難先である施設の所在地に注意を払っているが、通訳がどこまで状況を理解できているか心配な点も多い。最近はウェブでの通訳もあるが、各国で独自のネットワークを構築しているため、「(通訳が)知り合いだった」などという場面も想定され、注意を要すると考えているため。
2	現在外国籍児童が在籍せず、緊急性を感じていないため。ただ、今後そのような事態を踏まえ、下地を作っておく必要はあると思う。
2	・連携方法が分からない。・現在、対象者の入所がない。
2	外国籍保護者が円滑な日常生活をおくれるように「日本語教室」等の受講案内を行うが、本人の参加意欲が希薄である。
2	DV 避難施設の特性上、個人情報の開示にためらう為。
2	近隣に施設が無い。費用が高い。
2	存在の有無から調べなくてはならないため、必要性を感じてはいるが後回しになってしまっている。

番号	連携できていない理由
2	言葉の壁を感じているが、言語支援をしてもらう必要性はあるが、保護者がそれを望んでいないため、現時点では連携せず。
2	今まで対象児童がいないので必要が今はないから
2	近隣に当該施設が無い、連携方法が分からない
2	言語支援が行える機関の情報(支援内容等)等が把握できていない。
2	日本語教育や親への通訳支援などの必要性は感じるが、そのような支援を行ってくれる団体についての情報がないため。
2	外国籍であることは子どものアイデンティティ形成に重大なファクターだと考えられるため、課題が生じた例や乗り越えた例などを学ぶ機会があると良いと思う。だが当事者はほぼ現状に落ち着いており、「日本人」として適応できている状態のため、本人の気持ちやニーズを確認できていない。
2	今後入所の可能性があるかもしれないが、現在まで外国籍の家族の入所がなかったため、必要としていなかったから。
2	連携の仕方がわからないから。当施設としては国籍を問わず広く受け入れていきたいと考えているが、どこに情報を伝えれば利用してもらえるかが解らないため営業に移れないでいる。
2	外国国籍の入所児童例が少ないため、連携がない。また、どのような協力体制がとれるのか不明。
3	連携方法がわからない。ＤＶで避難してきている場合手続きにも行けないなど、さまざまな困りごとがある。
3	連携を作るにあたって、国の法的な手続き方法が分からないため。
3	NPO 法人協力のもと大使館に資料を送付しても返答がないなど連携の難しさを感じる。
3	法的制度が不明なため、連携方法が分からない。
3	県外、特に東京に限られる。遠距離である。
3	現在は必要がないため、まだ連絡したことがないが、ビザの手続きのため 2021 年は連携が必要と考えている。入所児童の担当弁護士が領事館とやり取りは実施中。
3	連携をするのは児相が調整し、施設が主体的な連携をとることが少ないから。
3	近隣に外国の大使館や領事館がないので連携できず困ることがある。
3	コロナ感染拡大に伴い、状況が流動的に変化。一時保護児のため、当院が主で連携が直接取れない。
3	個人情報の視点からなかなか難しい。
3	女性の地位が低い国の大使館は協力が得にくい。言語の壁もある。
3	パスポート、在留カードの取得更新が円滑にできない時があるため。
3	国籍の件で連絡を取る必要があり、何度も電話を掛けるがつながらず、メールへの返信もない。
3	中国籍と推定される無国籍児童の支援について連携を図りたいが、コロナ感染症流行に伴い訪問ができない。
4	不法滞在以外の連携がない。ビザの発行などは行政機関が支援している。
4	近隣に当該施設がなく、連携方法がわからない。ビザの問題が起こった時の対応に困ったことがある。
4	保護者が届出をしていないので、児童の日本国籍取得が遅れている。
4	近隣に当該施設がない為連携方法がわからない。在留カードなどの更新手続きに関しては保護者頼みのところがあり、施設側では介入し難い。
4	在留カードの初めての更新があるが、まだ時期が来ていないため
4	在留期間に合わせた健康保険証の更新手続きなどが必要となった事例があったが、連携方法がわからなかった。
4	DV 避難中の方の在留カードの更新をした場合など、本人が受け取りに行かなければならないため加害者からの追跡の危険があるが、そういった面での配慮が得られない（DV 証明や保護命令がある場合は代理人が受け取りできるといった配慮があると良い）。
4	以前在籍していた外国籍児童の諸手続きのときに難しい手続きなのに説明が不足していたから。
4	例えば、在留資格を持っていない児の場合、他府県移動（校外学習や修学旅行）等が発生する場合には毎回申請する必要があるから。
4	生い立ちや状況を説明しても融通を利かせてくれないため。

番号	連携できていない理由
4	過去に入所児童の保護者が不法滞在となった際、分からないことばかりで大変だった。有事の際迅速な対応を取れるよう連携しておく必要は感じるが、該当ケースもなく開始の方法が分からない。
4	基本的に在留カードの更新などは児童相談所が行うから。
4	入所間もない状況であり、児童相談所が軸となり支援している。今後、児童が高年齢になるにつれ在留期間などについての調整の必要性を感じている。
4	在留資格の件で弁護士等がすでに介入しているケースは良いが、外国籍のうえに知的障害や発達障害等を抱える利用者が入所した際には連携が必要になってくると思われる。しかし、母子生活支援施設に対する理解があるのかどうか不安があることや、職員側も手続き等の知識が必要と思われるが現時点では理解が進んでいない状況。
4	こちらから連携が必要な時に連絡を取り、必要な手続きのみを行う。もう少しフランクに付き合えたらと思うが、入管としての業務の中には、他機関との連携というものがあるのかもわからない。
5	法的根拠。解釈が理解出来ていない点を学びたいが、どの弁護士に聞いていいかわからない。
5	退所時の支援の可能性があれば児童相談所が連携するから。
5	相談したいことがあり、相談先を探したが適当な所が見つからず、連携方法も分からない為。
5	行政の手続きに詳しい方が少なく、また 2 にある言語支援関連の方も有料なら対応してくれる所もあり、児童相談所と協議して進めなければならないしまた、有料の専門家（通訳など）を利用する場合お金の支払いをどうするかなど連携に苦慮することがある。
5	外国籍であるがために、出来ない事が起きた時に、どのように解決すればよいか、法的な事も含め教えてほしい
5	現在対象者がおらず、支援等で連携の必要性がない為
6	現在入所している児童に関しては外国籍であっても日本で出産し、そのまま日本で生活している為、日常会話に問題はない。今後日常会話が日本語で出来ない児童が入所した場合、学校との連携は課題となると思われる。
6	以前、国籍はわからないが保護者が外国人である児童が入所していて、面会や協議する必要があっても言語の問題で意思疎通が難しかった。原籍校が手配して言語関係のボランティアを派遣してくれて助かったことがあるが、時間がかかり、迅速な対応ができにくかった。必要に応じてどこに頼めばよいのか、よくわかりません。
6	日本語の理解が年齢相当より若干低いが個別的支援が十分に受けられていない、地域間の格差が大きい
6	保育園利用の条件の一つに日本語学校への就学が挙げられ、利用者の希望通りの学校がすぐには見つからない。
6	学校のやりたいことと支援の方針が合わないケースがある。
6	今まで外国籍の子どもを受け入れた実績もなく、教育機関と外国籍の子どもの対応について連携し、話し合う機会がなかったため。今後外国籍の子どもを受け入れることがあれば、教育機関との連携は必須であると考える。
8	現時点で外国籍の児童は入所していない。以前中国籍の児童が入所していた時は、児童相談所が通訳の方を同席させた。
9	保護者が精神疾患を抱えており、受診をしている。必要な情報は保護者が生活する施設等から共有していただいているが、必要に応じての連携が今後必要になってくる可能性がある。 個人情報にもかかわる部分での連携は難しさがある。
9	外国籍の入所者は過去の例を見てもほとんど受け入れはないが、実際に入所した際には医療機関に繋げることに困難さを感じそうだから。
9	施設利用の外国籍の方の多くは日本語の可能な方が多いが、医学用語で通じない方がいる場合に困っている。
9	個人情報保護の観点からなかなか情報を教えてもらえない。
10	外国籍の児童についても県児童相談センターが窓口となって対応していただけるため施設で直接的に関係諸機関と連携をとることは今までにはなっかた。
10	当施設は地方都市にあり、外国籍等の受け入れも少ないことから、行政関係や金融機関に経験が少なく、身分証明等で制限を受けることが多い。
10	児相がそうした連携を図ることが出来るかどうかの情報を有していないので。
10	入所中は児童相談所と連携しているため、乳児院として必要性を感じなかった。また、短期間での家庭引き取りで子どもが日本語の理解ができていた。母が、日本語とタガログ語で児と話をしていたようです。

（３）外国籍等の子ども・保護者の養育・支援に関する課題や対応について

■　外国籍等の子ども自身の日常生活・社会生活上の課題

＜乳児院＞

日常生活・社会生活上の課題について「子どもの文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」34.4%が最も多く、次いで「アセスメントが困難（言語が分からないためか発達の遅れかの判断がつかない）」30.1%が多かった。

また、そのうち最も強くあてはまる課題としては、「アセスメントが困難（言語が分からないためか発達の遅れかの判断がつかない）」14.0%が最も多く、次いで「子どもの文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」12.9%が多かった。

図表 44

	乳児院
全体(n)	93
施設生活上のルールが理解できない	12.9%
アセスメントが困難(言語が分からないためか発達の遅れかの判断がつかない)	30.1%
子どもの急病時等、健康管理上の緊急時の対応が難しいまたは不安	23.7%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない(食事、行事等)	34.4%
日本食を食べようとしない(食べることが辛くなっている)	6.5%
その他	8.6%

◆「その他」の記載内容

出生時から日本の文化で育っており、宗教的側面も含めて今の所特段の問題はない。
行政や金融機関へのアクセスが困難
宗教上の食べ物への配慮（イスラム教:豚肉除去）

※うち、最も強くあてはまる課題

図表 45

	乳児院
全体(n)	93
施設生活上のルールが理解できない	1.1%
アセスメントが困難(言語が分からないためか発達の遅れかの判断がつかない)	14.0%
子どもの急病時等、健康管理上の緊急時の対応が難しいまたは不安	11.8%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない(食事、行事等)	12.9%
日本食を食べようとしない(食べることが辛くなっている)	0.0%
その他	3.2%

＜乳児院以外＞

＜①言語面・社会性に関する課題＞

最も多かった回答は、児童養護施設では「将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい」29.4%、児童心理治療施設では「施設での日本語のコミュニケーションに支障がある」「学校や保育園等、施設外での日本語コミュニケーションに支障がある」「学習の遅れがみられる」いずれも 17.1%、児童自立支援施設・自立援助ホームでは「施設での日本語のコミュニケーションに支障がある」（それぞれ 32.1%、27.9%）、母子生活支援施設では「学習の遅れがみられる」45.0%であった。

また、そのうち最も強くあてはまる課題としては、児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設では「施設での日本語のコミュニケーションに支障がある」（それぞれ 10.1%、13.2%、10.5%、13.3%）児童心理治療施設では「将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい」8.6%が最も多かった。

図表 46

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	286	35	53	86	120
施設での日本語のコミュニケーションに支障がある	22.7%	17.1%	32.1%	27.9%	40.0%
学校や保育園等、施設外での日本語のコミュニケーションに支障がある	20.6%	17.1%	13.2%	15.1%	31.7%
将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい	29.4%	14.3%	26.4%	23.3%	29.2%
友人ができない、または孤立しがちである	11.9%	11.4%	13.2%	7.0%	19.2%
子ども間のいじめ、差別にあっているまたはあうことが多い	13.3%	8.6%	5.7%	8.1%	14.2%
学習の遅れがみられる	27.3%	17.1%	26.4%	14.0%	45.0%
不登校状態である	3.1%	0.0%	3.8%	4.7%	7.5%
言葉が通じず、いら立ちや感情の爆発が生じる	12.2%	5.7%	20.8%	11.6%	16.7%
子どもとの信頼関係の構築が難しい	10.5%	11.4%	13.2%	9.3%	15.0%
施設生活・社会生活上のルールが理解できない	15.7%	8.6%	22.6%	17.4%	24.2%
アセスメントが困難である	16.1%	5.7%	15.1%	14.0%	16.7%
子どもの急病時等、健康管理上の緊急対応が難しいまたは不安	11.9%	11.4%	11.3%	10.5%	20.8%
退所後の子どもの就労継続が困難である	18.9%	5.7%	17.0%	16.3%	5.0%

※うち、最も強くあてはまる課題

図表 47

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	286	35	53	86	120
施設での日本語のコミュニケーションに支障がある	10.1%	2.9%	13.2%	10.5%	13.3%
学校や保育園等、施設外での日本語のコミュニケーションに支障がある	3.5%	2.9%	1.9%	3.5%	12.5%
将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい	11.5%	8.6%	7.5%	7.0%	7.5%
友人ができない、または孤立しがちである	1.7%	0.0%	3.8%	0.0%	4.2%
子ども間のいじめ、差別にあっているまたはあうことが多い	2.1%	2.9%	0.0%	1.2%	1.7%
学習の遅れがみられる	7.7%	0.0%	5.7%	1.2%	10.8%
不登校状態である	0.3%	0.0%	0.0%	1.2%	0.8%
言葉が通じず、いら立ちや感情の爆発が生じる	0.7%	0.0%	0.0%	2.3%	2.5%
子どもとの信頼関係の構築が難しい	0.3%	0.0%	1.9%	0.0%	3.3%
施設生活・社会生活上のルールが理解できない	3.8%	0.0%	7.5%	5.8%	2.5%
アセスメントが困難である	3.5%	0.0%	0.0%	4.7%	3.3%
子どもの急病時等、健康管理上の緊急対応が難しいまたは不安	2.1%	5.7%	1.9%	0.0%	5.0%
退所後の子どもの就労継続が困難である	3.8%	2.9%	1.9%	9.3%	0.0%

<②文化・アイデンティティに関する課題>

最も多かった回答は、児童養護施設では「文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」23.4%、児童心理治療施設では「アイデンティティの確立に課題が生じる」14.3%、児童自立支援施設では「文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」26.4%、自立援助ホームでは「文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」25.6%、母子生活支援施設では「日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）」29.2%であった。

また、そのうち最も強くあてはまる課題としては、児童養護施設では「文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」12.6%、児童心理治療施設では「自己肯定感が低い」8.6%、児童自立支援施設では「自己肯定感が低い」17.0%、自立援助ホームでは「文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」15.1%、母子生活支援施設では「日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）」18.3%が最も多かった。

図表 48

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	286	35	53	86	120
文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）	23.4%	5.7%	26.4%	25.6%	25.0%
日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）	18.9%	8.6%	15.1%	23.3%	29.2%
アイデンティティの確立に課題が生じる	10.8%	14.3%	15.1%	15.1%	20.0%
母国語が話せないことへの葛藤がある	13.6%	5.7%	3.8%	4.7%	14.2%
帰国する際の言語・文化面の教育が難しい	16.1%	2.9%	5.7%	9.3%	19.2%
自己肯定感が低い	15.4%	11.4%	24.5%	11.6%	14.2%

※うち、最も強くあてはまる課題

図表 49

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	286	35	53	86	120
文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）	12.6%	0.0%	13.2%	15.1%	14.2%
日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）	9.4%	5.7%	7.5%	10.5%	18.3%
アイデンティティの確立に課題が生じる	5.2%	5.7%	3.8%	9.3%	10.8%
母国語が話せないことへの葛藤がある	5.2%	0.0%	3.8%	2.3%	2.5%
帰国する際の言語・文化面の教育が難しい	7.0%	0.0%	1.9%	3.5%	6.7%
自己肯定感が低い	8.4%	8.6%	17.0%	5.8%	6.7%

＜③その他＞

いずれの施設種別でも「周囲にロールモデル・目標となる外国籍の子どもがいない」が最も多く、次いで「アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障が生じる」が多かった。

また、そのうち最も強くあてはまる課題についても、いずれの施設種別でも「周囲にロールモデル・目標となる外国籍の子どもがいない」が最も多く、次いで児童養護施設「居住国が定まらず、進路設計・将来設計がしにくい」7.3%、児童心理治療施設「就学とアルバイト・仕事の両立に支障が生じる」2.9%、児童自立支援施設「アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障が生じる」7.5%、自立援助ホーム「アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障が生じる」「居住国が定まらず、進路設計・将来設計がしにくい」4.7%、母子生活支援施設「退所後に、居住地の同国人のコミュニティに馴染めず孤立している」「アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障が生じる」5.8%が多かった。

図表 50

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	286	35	53	86	120
退所後に、居住地の同国人のコミュニティに馴染めず孤立している	3.8%	0.0%	5.7%	1.2%	10.0%
周囲にロールモデル・目標となる外国籍等の子どもがいない	24.8%	11.4%	18.9%	18.6%	31.7%
就学とアルバイト・仕事の両立に支障が生じる	11.2%	2.9%	7.5%	8.1%	7.5%
アルバイト以外の就業、進学(進路決定)に支障が生じる	18.9%	8.6%	17.0%	10.5%	14.2%
保護者が進路決定に過度に関与する(保護者の意向で進路が決定される)	5.9%	2.9%	5.7%	5.8%	13.3%
居住国が定まらず、進路決定・将来設計がしにくい	11.9%	2.9%	7.5%	9.3%	13.3%
仮放免のため県外移動等の制限があり、生活に支障が生じる	4.2%	0.0%	3.8%	2.3%	1.7%
その他	4.9%	8.6%	7.5%	4.7%	15.8%

◆「その他」の記載内容

母親が母国語しか話せず、子どもは日本語のみ取得。言語による親子間のコミュニケーションに支障がある。	
保護者同士の関係が難しい。学校内での他保護者との関係、地域内での家庭（家族）としての孤立など。	
面会時間を決めておいても、連絡無しに時間変更。基本的に時間・約束にはとてもルーズ	
まだ本児が自身が外国籍であることを知らず、うすうす気づいているが向き合うこと自体を拒否している。	
保証人を保護者が拒否。本人が希望する業界では、就職にあたり保証人（3 親等以内）が必要。	
発育状況から発達の遅れ（言葉や社会性）が指摘されているが、今後の家族支援の中で改善されることもある。	
日本国籍の取得	都合が悪いことは全て差別されたと言う
居住地に同国人の方が、周りに居られず、孤立ぎみ。	場面緘黙なのか、家族以外と話せない。
子ども自身が外国籍であるということを認識していない。	母子でコミュニケーションが取れないことがある
自立できない母に依存している子もまた、自立できない。	銀行、郵便局で通帳が作れない。
保護者の文化・養育背景が子どもの社会性に影響している。	住居、携帯電話等の審査が通りにくい
母親の意向で帰国することになったが、その後のサポートができない。	
外国籍の児童が入所していたが、帰化するのに証明する保護者が行方不明で困難であった。	
保護者が児童の養育に全くかかわろうとしない（連絡をしても無視される）	
母の価値観（子どもは家の手伝いをするべき等）が強く生活に反映される。	
退所自立後、婚姻ができない場合がある	

※うち、最も強くあてはまる課題

図表 51

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	286	35	53	86	120
退所後に、居住地の同国人のコミュニティに馴染めず孤立している	0.7%	0.0%	3.8%	1.2%	5.8%
周囲にロールモデル・目標となる外国籍等の子どもがいない	17.1%	8.6%	13.2%	11.6%	21.7%
就学とアルバイト・仕事の両立に支障が生じる	4.9%	2.9%	3.8%	3.5%	0.8%
アルバイト以外の就業、進学(進路決定)に支障が生じる	5.6%	0.0%	7.5%	4.7%	5.8%
保護者が進路決定に過度に関与する(保護者の意向で進路が決定される)	2.1%	0.0%	1.9%	2.3%	3.3%
居住国が定まらず、進路決定・将来設計がしにくい	7.3%	0.0%	3.8%	4.7%	4.2%
仮放免のため県外移動等の制限があり、生活に支障が生じる	0.7%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
その他	4.9%	8.6%	7.5%	4.7%	14.2%

■　外国籍等の子どもの保護者を支援するにあたっての課題

＜①言語面・社会性に関する課題＞

支援するにあたっての課題では、いずれの施設種別でも「日本語のコミュニケーションに支障がある」が最も多く、乳児院 48.4%、児童養護施設 42.0%、児童心理治療施設 28.6%、児童自立支援施設 43.4%、自立援助ホーム 32.6%、母子生活支援施設 71.7%であった。児童心理治療施設については「支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい」「子どもアセスメントに必要な情報収集が困難」も同様に多い課題として挙げられた。

また、そのうち最も強くあてはまる課題としては、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設では「日本語のコミュニケーションに支障がある」（21.5%、22.7%、24.5%、18.6%、48.3%）が最も多く、児童心理治療施設では「家庭復帰における保護者支援が難しい」11.4%が最も多かった。

図表 52

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
日本語のコミュニケーションに支障がある	48.4%	42.0%	28.6%	43.4%	32.6%	71.7%
支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい	35.5%	31.5%	28.6%	35.8%	22.1%	50.8%
子どものアセスメントに必要な情報収集が困難	37.6%	29.7%	28.6%	32.1%	23.3%	37.5%
日々の養育に必要な情報収集が困難(アレルギー・既往疾患の有無等)	25.8%	15.4%	17.1%	20.8%	15.1%	26.7%
保護者との信頼関係の構築が難しい	28.0%	26.9%	11.4%	26.4%	23.3%	31.7%
家庭復帰における保護者支援が難しい	34.4%	36.4%	28.6%	30.2%	15.1%	4.2%
子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい(予定入院・手術の実施の判断等)	19.4%	12.2%	14.3%	11.3%	9.3%	18.3%

※うち、最も強くあてはまる課題

図表 53

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
日本語のコミュニケーションに支障がある	21.5%	22.7%	8.6%	24.5%	18.6%	48.3%
支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい	9.7%	10.1%	8.6%	1.9%	4.7%	21.7%
子どものアセスメントに必要な情報収集が困難	6.5%	3.5%	0.0%	5.7%	5.8%	0.8%
日々の養育に必要な情報収集が困難(アレルギー・既往疾患の有無等)	5.4%	1.4%	0.0%	1.9%	1.2%	0.8%
保護者との信頼関係の構築が難しい	4.3%	3.5%	0.0%	9.4%	9.3%	0.8%
家庭復帰における保護者支援が難しい	8.6%	11.9%	11.4%	7.5%	5.8%	0.0%
子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい(予定入院・手術の実施の判断等)	0.0%	1.0%	2.9%	1.9%	0.0%	0.8%

<②文化・アイデンティティに関する課題>

最も多かった回答は、乳児院では「文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい」38.7%、児童養護施設では「文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい」26.2%、児童心理治療施設では「保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい」14.3%、児童自立支援施設では「保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい」22.6%、自立援助ホームでは「母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）」20.9%、母子生活支援施設では「母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）」31.7%であった。

また、そのうち最も強くあてはまる課題としては、乳児院では「文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい」「保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい」いずれも 18.3%、児童養護施設では「保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい」15.0%、児童心理治療施設では「母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）」11.4%、児童自立支援施設では「保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい」15.1%、自立援助ホームでは「文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい」12.8%、母子生活支援施設では「母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）」23.3%が最も多かった。

図表 54

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい	38.7%	26.2%	8.6%	20.8%	19.8%	30.8%
保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい	26.9%	23.1%	14.3%	22.6%	17.4%	24.2%
子どもが日本の文化、習慣を身に付けることへの保護者の抵抗への対応が難しい	9.7%	8.4%	0.0%	9.4%	7.0%	13.3%
母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない(叩くことがしつけの一環、など)	22.6%	23.8%	11.4%	18.9%	20.9%	31.7%

※うち、最も強くあてはまる課題

図表 55

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい	18.3%	14.0%	2.9%	9.4%	12.8%	19.2%
保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい	18.3%	15.0%	8.6%	15.1%	9.3%	10.0%
子どもが日本の文化、習慣を身に付けることへの保護者の抵抗への対応が難しい	2.2%	2.1%	0.0%	1.9%	2.3%	3.3%
母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない(叩くことがしつけの一環、など)	7.5%	13.3%	11.4%	11.3%	9.3%	23.3%

＜③法制度・在留資格等に関する課題＞

最も多かった回答は、乳児院では「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」41.9%、児童養護施設では「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」30.4%、児童心理治療施設では「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」17.1%、児童自立支援施設では「保護者の離婚にともなう課題がある」18.9%、自立援助ホームでは「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」25.6%、母子生活支援施設では「保護者の離婚にともなう課題がある」50.0%であった。

また、そのうち最も強くあてはまる課題としては、乳児院では「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」29.0%、児童養護施設では「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」20.3%、児童心理治療施設では「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」14.3%、児童自立支援施設では「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」「保護者の離婚にともなう課題がある」いずれも 13.2%、自立援助ホームでは「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」14.0%、母子生活支援施設では「保護者の離婚にともなう課題がある」26.7%が最も多かった。

図表 56

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある	41.9%	30.4%	17.1%	15.1%	25.6%	35.8%
在留資格等の事情により、公的支援・サービスを受けられないことがある	29.0%	15.4%	2.9%	9.4%	17.4%	16.7%
在留資格等の事情により、契約に基づく民間団体等のサービスを受けられないことがある	7.5%	8.4%	2.9%	3.8%	9.3%	6.7%
在留資格等の事情により、生活保護や各種手当等の受給に課題がある	19.4%	11.9%	5.7%	5.7%	15.1%	12.5%
保護者の離婚にともなう課題がある	15.1%	18.2%	8.6%	18.9%	14.0%	50.0%
子どもの親権や養育費をめぐる課題がある	14.0%	12.2%	5.7%	17.0%	5.8%	40.8%

※うち、最も強くあてはまる課題

図表 57

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある	29.0%	20.3%	14.3%	13.2%	14.0%	15.0%
在留資格等の事情により、公的支援・サービスを受けられないことがある	9.7%	5.2%	0.0%	3.8%	7.0%	5.0%
在留資格等の事情により、契約に基づく民間団体等のサービスを受けられないことがある	0.0%	1.4%	0.0%	1.9%	1.2%	1.7%
在留資格等の事情により、生活保護や各種手当等の受給に課題がある	4.3%	2.4%	0.0%	1.9%	5.8%	3.3%
保護者の離婚にともなう課題がある	2.2%	9.4%	2.9%	13.2%	5.8%	26.7%
子どもの親権や養育費をめぐる課題がある	3.2%	1.7%	0.0%	3.8%	1.2%	10.8%

＜④保護者支援等に関する課題、⑤その他＞

最も多かった回答は、乳児院では「保護者の就労に課題がある（就労できない等）」31.2%、児童養護施設では「保護者の就労に課題がある（就労できない等）」33.6%、児童心理治療施設では「保護者自身が社会の中で孤立している」17.1%、児童自立支援施設では「保護者自身が社会の中で孤立している」30.2%、自立援助ホームでは「保護者の就労に課題がある（就労できない等）」22.1%、母子生活支援施設では「DV 被害に遭っており（または遭った経験があり）精神的に不安定である」45.0%であった。

また、そのうち最も強くあてはまる課題としては、乳児院では「保護者の就労に課題がある（就労できない等）」20.4%、児童養護施設では「保護者自身が社会の中で孤立している」16.8%、児童心理治療施設では「保護者自身が社会の中で孤立している」「保護者の就労に課題がある（就労できない等）」「DV 被害に遭っており（または遭った経験があり）精神的に不安定である」いずれも 5.7%、児童自立支援施設では「保護者自身が社会の中で孤立している」24.5%、自立援助ホームでは「保護者の就労に課題がある（就労できない等）」15.1%、母子生活支援施設では「保護者の就労に課題がある（就労できない等）」28.3%が最も多かった。

図表 58

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
保護者自身の健康上の課題が大きい(必要性が明らかにも関わらず検診、診察を受けない等)	16.1%	11.5%	5.7%	3.8%	5.8%	15.0%
保護者自身が社会の中で孤立している	29.0%	24.5%	17.1%	30.2%	16.3%	27.5%
保護者の就労に課題がある(就労できない等)	31.2%	33.6%	11.4%	28.3%	22.1%	41.7%
DV被害に遭っており(または遭った経験があり)精神的に不安定である	14.0%	11.2%	5.7%	9.4%	7.0%	45.0%
その他	2.2%	7.3%	2.9%	1.9%	3.5%	5.8%

◆「その他」の記載内容

文化的背景なのか、精神疾患に対する拒否反応が強く、服薬についても非協力的であること	
養父の性的虐待のケースだが、実母がそこと縁を切ることができないため、親子交流ができない。	
子どもの国籍取得手続きに時間がかかっている。	保護者が行方不明
家族が犯罪にからんでいる。	発達課題の把握が難しい(言語面の問題からなのかが分かりづらい)
男性への依存度が高く、母子での自立に不安が強い。多額の債務がある場合がある。母子の日本語能力の差。	
保護命令申請、離婚調停等、専門用語が多く、通訳を通さないと適切な説明が難しい。	
外国籍の保護者が既に死亡及び母国へ強制送還されているため、親権者が不在。	
社会の中で孤立しやすい	連絡が取れなくなることがある。 嘘をつく。
全ての保護者ではないが、日本の行政、民間支援団体から逃避し行方不明又は支援拒否される方がいます。	
保護者の居所はわかっているが、連絡は取れない状況の為（保護者の意向）今後の方針が立てられない	
保護者が若く、自分の事すら考えられない為、希望する日本国籍取得や家族再統合に向けた取り組みが不安。	
母親自身に知的・発達課題がある場合公的支援（手帳等取得）が得にくい。	
子どもの重要な事項を決定する際の、意思確認ができない。	

※うち、最も強くあてはまる課題

図表 59

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
保護者自身の健康上の課題が大きい(必要性が明らかにも関わらず検診、診察を受けない等)	3.2%	6.3%	2.9%	3.8%	3.5%	1.7%
保護者自身が社会の中で孤立している	15.1%	16.8%	5.7%	24.5%	9.3%	9.2%
保護者の就労に課題がある(就労できない等)	20.4%	15.0%	5.7%	11.3%	15.1%	28.3%
DV被害に遭っており(または遭った経験があり)精神的に不安定である	2.2%	3.1%	5.7%	3.8%	1.2%	27.5%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■　外国籍等の子ども・保護者の養育・支援における、組織運営等の課題

最も多かった回答は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームでは「職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない」、母子生活支援施設では「子ども・保護者の対応に多くの時間・労力を要している」であった。

また、そのうち最も強くあてはまる課題としては、乳児院では「職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない」12.9%、児童養護施設では「職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない」11.2%、児童心理治療施設では「子ども・保護者の対応を特定の職員しか行えない」「職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない」いずれも 5.7%、児童自立支援施設では「職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない」13.2%、自立援助ホームでは「子ども・保護者の対応を特定の職員しか行えない」9.3%、母子生活支援施設では「子ども・保護者の対応に多くの時間・労力を要している」33.3%が最も多かった。

図表 60

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
子ども･保護者の対応を特定の職員しか行えない	15.1%	14.7%	11.4%	7.5%	17.4%	14.2%
子ども･保護者の対応に多くの時間･労力を要している	21.5%	16.4%	8.6%	13.2%	16.3%	50.0%
職員が多忙なため言語･文化等の研修や知識習得が行えない	25.8%	25.5%	17.1%	22.6%	20.9%	40.0%
学校等の関係機関、地域との連携や理解促進に苦慮する	5.4%	15.4%	8.6%	18.9%	14.0%	32.5%
職員配置や研修等を行う際の費用捻出に課題がある	6.5%	6.3%	8.6%	5.7%	9.3%	5.0%
職員や施設自体への支援を提供する機関が少ない(職員が個別支援を行う際の、職員向けの法的な相談支援等)	24.7%	21.3%	11.4%	18.9%	12.8%	29.2%
その他	3.2%	3.8%	5.7%	1.9%	2.3%	1.7%

◆「その他」の記載内容

現在措置されている児童に関しては、保護者と全く連絡が取れないことが課題である。	
家族と連絡がとれなくなった際、大使館や現地で行う手続きをどうしたらいいのか分からない。	
保護者への施設名非開示のため、活用したい資源が活用できない	
職員の人員数不足	通訳のための予算がない
子どもを人(職員）に預けること嫌がるため、支援が行えない	
保護者の文化的背景、養育背景から子どもの養育支援に細かな配慮が必要である。	

※うち、最も強くあてはまる課題

図表 61

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
子ども・保護者の対応を特定の職員しか行えない	5.4%	9.8%	5.7%	1.9%	9.3%	3.3%
子ども・保護者の対応に多くの時間・労力を要している	7.5%	7.3%	0.0%	7.5%	5.8%	33.3%
職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない	12.9%	11.2%	5.7%	13.2%	8.1%	16.7%
学校等の関係機関、地域との連携や理解促進に苦慮する	0.0%	5.2%	2.9%	7.5%	2.3%	7.5%
職員配置や研修等を行う際の費用捻出に課題がある	2.2%	0.3%	0.0%	0.0%	3.5%	0.8%
職員や施設自体への支援を提供する機関が少ない(職員が個別支援を行う際の、職員向けの法的な相談支援等)	11.8%	9.4%	0.0%	11.3%	7.0%	11.7%
その他	0.0%	2.1%	5.7%	1.9%	1.2%	0.8%

■　外国籍の子ども・保護者の養育・支援全般に関して、どの程度困っているか

最も多かった回答は、乳児院では「少し困っている」26.9%、児童養護施設では「どちらとも言えない」22.7%、児童心理治療施設では「どちらとも言えない」22.9%、児童自立支援施設では「あまり困っていない」20.8%、自立援助ホームでは「どちらとも言えない」25.6%、母子生活支援施設では「少し困っている」32.5%であった。

図表 62

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
非常に困っている	4.3%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	10.8%
少し困っている	26.9%	17.5%	2.9%	17.0%	7.0%	32.5%
どちらとも言えない	16.1%	22.7%	22.9%	17.0%	25.6%	21.7%
あまり困っていない	15.1%	15.7%	14.3%	20.8%	8.1%	11.7%
全く困っていない	6.5%	12.6%	5.7%	11.3%	17.4%	6.7%
無回答	31.2%	28.3%	54.3%	34.0%	41.9%	16.7%

■　外国籍等の子ども・保護者を養育・支援するにあたり、特に意識して行っている（外国籍等の子どもに特に提供することが多い）支援・取組内容

＜①言語面・社会性に関する支援等＞

乳児院では「子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている」が最も多く、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設では「就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している」が最も多かった。

また、そのうち最も強くあてはまるものは、乳児院では「子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている」が最も多く、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設では「就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している」が最も多かった。

図表 63

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
外国語が分かる職員を子どもの担当にしている	2.2%	1.4%	0.0%	1.9%	0.0%	0.8%
個別に日本語教育を提供している	2.2%	3.1%	0.0%	7.5%	4.7%	12.5%
個別に学校の教科学習の支援を行っている	0.0%	9.1%	0.0%	13.2%	3.5%	25.8%
外国語が分かる職員を通訳として、子どもまたは保護者と面談・相談を行っている	4.3%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%
子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている	24.7%	7.7%	5.7%	15.1%	1.2%	37.5%
就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している	0.0%	26.2%	17.1%	22.6%	9.3%	47.5%

※うち、最も強くあてはまるもの

図表 64

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
外国語が分かる職員を子どもの担当にしている	2.2%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
個別に日本語教育を提供している	1.1%	1.4%	0.0%	3.8%	2.3%	7.5%
個別に学校の教科学習の支援を行っている	0.0%	4.5%	0.0%	5.7%	1.2%	10.0%
外国語が分かる職員を通訳として、子どもまたは保護者と面談・相談を行っている	3.2%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている	19.4%	4.2%	5.7%	9.4%	1.2%	19.2%
就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している	0.0%	19.2%	11.4%	17.0%	8.1%	23.3%

※調査票では、最も強くあてはまるものを「最も強くあてはまる課題」として聞いていたが、委員会での協議を踏まえ、当設問を「最も強くあてはまるもの」として示すこととした（以下、児童相談所調査も含め同様）。

<②文化・アイデンティティに関する支援等>

最も多かった回答は、乳児院では「日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている」「子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている」いずれも 14.0%、児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設では「日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている」（それぞれ 17.8%、17.0%、15.1%、51.7%）、児童心理治療施設では「生い立ちの整理ができるよう支援している」14.3%であった。

また、そのうち最も強くあてはまるものは、乳児院・児童養護施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設では「日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている」（それぞれ 10.8%、12.2%、9.3%、31.7%）、児童心理治療施設では「生い立ちの整理ができるよう支援している」8.6%、児童自立支援施設では「日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている」「退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮している」7.5%が最も多かった。

図表 65

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
自身の出身国の文化を理解できるよう支援している	5.4%	6.3%	5.7%	7.5%	4.7%	10.8%
日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている	14.0%	17.8%	2.9%	17.0%	15.1%	51.7%
他の子どもへ多文化理解を促す関わりを行っている	1.1%	10.1%	2.9%	9.4%	8.1%	11.7%
外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている	3.2%	9.8%	5.7%	15.1%	9.3%	20.0%
生い立ちの整理ができるよう支援している	9.7%	16.8%	14.3%	9.4%	10.5%	6.7%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている	14.0%	4.2%	0.0%	1.9%	2.3%	9.2%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている	1.1%	3.5%	0.0%	1.9%	2.3%	6.7%
職員へ他国の言語・文化に関する研修を行っている(外部研修の受講支援含む)	1.1%	1.4%	0.0%	1.9%	1.2%	5.0%
退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮している	7.5%	3.8%	2.9%	13.2%	5.8%	20.8%

※うち、最も強くあてはまるもの

図表 66

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
自身の出身国の文化を理解できるよう支援している	2.2%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%
日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている	10.8%	12.2%	0.0%	7.5%	9.3%	31.7%
他の子どもへ多文化理解を促す関わりを行っている	0.0%	2.8%	2.9%	5.7%	3.5%	1.7%
外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている	0.0%	3.8%	2.9%	5.7%	2.3%	6.7%
生い立ちの整理ができるよう支援している	4.3%	9.4%	8.6%	5.7%	4.7%	2.5%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている	5.4%	1.0%	0.0%	1.9%	0.0%	4.2%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
職員へ他国の言語・文化に関する研修を行っている(外部研修の受講支援含む)	1.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮している	4.3%	2.8%	2.9%	7.5%	3.5%	13.3%

＜③法制度に関する支援等＞

最も多かった回答は、いずれの施設種別でも「子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している」であった。

図表 67

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している	52.7%	42.0%	25.7%	39.6%	22.1%	60.0%
子どもまたは保護者支援のため、行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している	2.2%	4.9%	2.9%	1.9%	10.5%	40.8%
入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている	8.6%	11.2%	0.0%	3.8%	10.5%	40.0%

※うち、最も強くあてはまるもの

図表 68

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している	39.8%	32.9%	22.9%	34.0%	16.3%	42.5%
子どもまたは保護者支援のため、行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	3.5%	10.8%
入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている	5.4%	4.9%	0.0%	3.8%	4.7%	10.8%

＜④その他＞

最も多かった回答は、乳児院では「本名と呼称を使い分けている」9.7%、児童養護施設では「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」20.6%、児童心理治療施設では「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」8.6%、児童自立支援施設では「他の子どもへ、日常生活への困りごとへの手助けを依頼するなど、配慮してもらっている」「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」「本名と呼称を使い分けている」15.1%、自立援助ホームでは「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」14.0%、母子生活支援施設では「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」27.5%であった。

また、そのうち最も強くあてはまるものは、乳児院では「退所後も、定期的に個別支援を行っている」「本名と呼称を使い分けている」「子どもの生活のしやすさを意識し、施設内の所属ユニットを選択している」いずれも 4.3%、児童養護施設では「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」14.3%、児童心理治療施設では「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」5.7%、児童自立支援施設では「他の子どもへ、日常生活への困りごとへの手助けを依頼するなど、配慮してもらっている」13.2%、自立援助ホームでは「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」9.3%、母子生活支援施設では「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」19.2%が最も多かった。

図表 69

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
他の子どもへ、日常生活の困りごとへの手助けを依頼するなど、配慮をしてもらっている	0.0%	9.4%	0.0%	15.1%	5.8%	18.3%
適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている	1.1%	20.6%	8.6%	15.1%	14.0%	27.5%
退所後も、定期的に個別支援を行っている	5.4%	9.1%	2.9%	5.7%	7.0%	19.2%
本名と呼称を使い分けている	9.7%	19.6%	5.7%	15.1%	4.7%	24.2%
子どもの生活のしやすさを意識し、施設内の所属ユニットを選択している	7.5%	10.8%	2.9%	1.9%	0.0%	4.2%
その他	2.2%	2.1%	2.9%	5.7%	2.3%	5.0%

◆「その他」の記載内容

本名で生活しているので、そのことで何か学校生活などで支障がないか配慮している。
まだ自身が外国籍であることを知らないので、少しずつ向き合えるように支援している。
約束事など繰り返し根気よく伝える必要があるため、職員からの支援は手厚くなっている
日常生活に必要であるが言語的に難しい場面での同行支援をしている。
言語的な理解不足により、不十分な支援にならないよう心がけている。

※うち、最も強くあてはまるもの

図表 70

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
他の子どもへ、日常生活の困りごとへの手助けを依頼するなど、配慮をしてもらっている	1.1%	4.9%	0.0%	13.2%	4.7%	9.2%
適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている	0.0%	14.3%	5.7%	11.3%	9.3%	19.2%
退所後も、定期的に個別支援を行っている	4.3%	3.5%	0.0%	0.0%	4.7%	10.8%
本名と呼称を使い分けている	4.3%	8.4%	2.9%	7.5%	1.2%	10.8%
子どもの生活のしやすさを意識し、施設内の所属ユニットを選択している	4.3%	5.2%	0.0%	1.9%	0.0%	1.7%
その他	1.1%	0.7%	2.9%	1.9%	2.3%	5.0%

■　支援・取組内容のうち、特に効果が高いと思われるもの（最大３つ）

※表内の「番号」と支援・取組内容の対応は以下

１：外国語が分かる職員を子どもの担当にしている
２：個別に日本語教育を提供している
３：個別に学校の教科学習の支援を行っている
４：外国語が分かる職員を通訳として、子どもまたは保護者と面談・相談を行っている
５：子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている
６：就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している
７：自身の出身国の文化を理解できるよう支援している
８：日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている
９：他の子どもへ多文化理解を促す関わりを行っている
10：外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている
11：生い立ちの整理ができるよう支援している
12：子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている
13：子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている
14：職員へ他国の言語・文化に関する研修を行っている（外部研修の受講支援含む）
15：退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮している
16：子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している
17：子どもまたは保護者支援のため、行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している
18：入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている
19：他の子どもへ、日常生活の困りごとへの手助けを依頼するなど、配慮をしてもらっている
20：適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている
21：退所後も、定期的に個別支援を行っている
22：本名と呼称を使い分けている
23：子どもの生活のしやすさを意識し、施設内の所属ユニットを選択している
24：その他

図表 71

番号	支援･取組内容
1	子どもの親も日本語に対する抵抗が少なく、対応する職員の外国文化に対する理解を深めようとする姿勢と併せ、問題を生じることなく子どもの養育支援ができている。
2	必要な利用児･者に対し、外部から講師を招き、日本語の習熟を支援する。1 例としては、その結果介護に関する公的資格を取得した。
2	入所児童との交流が無ければ、施設入所を続けていくことは困難だと思われる。また、将来的な進路(進学、就職等)を決めていく上でも身に着けていかなければならない為。
2	毎日、簡単な日本語のある本を音読させている。言葉は獲得できるようになる。
2	日本語の理解が進むことで、言葉を聞き取れないことやコミュニケーション場面の緊張感を和らげることができる。
2	小学校低学年での入所だったので、特定の職員が対応した。固定の職員が担当することで子どもも安心して生活ができた。向き合って対応し、少しずつ言葉も覚えていき、その職員とは意思疎通で来ていた。
2	今後日本で教育を受ける方針であれば、子ども本人への日本語教育は必須であると考える。

番号	支援・取組内容
2	日本語が全く話せず就労困難であった母親には、日本語教室を紹介するほかに、簡単な読み書きや会話を職員と学ぶ時間を日常的に設けるようにした。
2	夜間中学への入学、通学⇒他の外国籍の子ども達とふれ合う事ができた。ホーム以外のコミュニティに所属していることは、本人にとって心理面でも良いこと。
3	学校で個別に日本語の教育をしていただいて、早期に日本語が理解できるようになった。
3	勉強の遅れについて個別支援することにより、進学可能な学習習熟度に至らせ、進路の選択肢が増える。
3	放課後に一対一で、ボランティアの学習指導を利用。「勉強が楽しくなった」と話す。
3	子どもによっては学力の遅れが見られることもあるので、施設内での学習支援（職員による学習支援やボランティアによる勉強会等）のほか、必要に応じて外部と連携（通塾等）をしています。学力向上や、それに伴う自尊心や自己肯定感の向上につながっていると思います。
3	両親が日本語を使用しないため、子ども自身も年齢に応じた言葉の習得をしていない。小学校では苦手分野の取り出し授業を行い。個別で理解できる様に説明をしてもらっている。クラス全体での授業は理解できない。
3	母親が学校生活全般について理解できていないケースが多いため、一緒に宿題をやったり日常的に学習相談に乗ることで、学力を伸ばすだけでなく日本の学校生活について理解してもらうよう努めている。
3	宿題などの課題に対して個別に支援を行うことで、子どもの日本語力の習熟度などを把握し、支援に反映できる。また、母親の負担の軽減や、支援の介入に役立てることができる。
3	職員が個別に学習を教える取り組みを行い、日本の学校での理解を深められるよう取り組んでいる。特に漢字の学習においては難解であり苦労している。
3	学童活動以外に子どもと職員が 1 対 1 で個別に学習を教える時間を設けている。学習に限らず、1 対 1 で落ち着いて話ができる場にもなっている。
3	学校とも連携し、学習度合いについて個々の理解を深めて対応している。
3	母親の理解不足による子の学習の遅れが著しかったことで、個別に学習支援をしたことによりある一定の自信が付いた。学校との連携により個別の支援にもつながった。
4	本児とは日本語で会話が成り立つが、母子の会話を外国語で話されると全く会話内容が分からないといった事があるので通訳がいると話が分かる。
5	言語コミュニケーションに困ったときは、市役所の通訳者にお願いする。
5	意思の疎通が十分にできないと、誤解や齟齬が生じてしまうため、日本語の理解が十分でない場合は通訳できる方を介して話をすることが必要だと思います。ただ、通訳する方の人となりにも十分に注意する必要がある。保護者の知人や市役所の制度を利用することがある。
5	通訳者が入ると保護者に安心感とゆとりが見られるようになり、スムーズに相談・調整が進んだ。
5	児童相談所との相談場面等で、保護者の意向などを明確に把握することや、言語が通じることで支援者と当事者の信頼関係作りにもつながっている。
5	外部のボランティア団体に依頼して保護者の面会の時に通訳としてきてもらっている。子どもの気持ちを代弁してくれてとても助かっており意思の疎通が図れている。
5	母国語で話せることによりストレスが軽減され、また通訳を介した人間関係の広がりが期待できる。
5	ラオスの実母がカンファレンスをする際に、通訳がいた時には明るい表情であった。母国の言葉で、情報共有できたり、コミュニケーションが取れる事がより良い支援につながると実感した。
5	通訳の費用がかかることが問題だが、本人も母国語で面談ができると理解しやすく安心できると考えられる。
5	日本語での面談でさえ保護者の言葉の捉え方によってトラブルに発展する場合がある為、外国語であれば尚更、言葉の意味合いをしっかりと伝えられる通訳が必須と思われる。
5	林間学校などの行事の際は通訳とも連携し、詳細を確認し、母も子も安心して参加できている。
6	学校の個人面談等には母親の同意を得て同行支援を実施。母親へのフィードバックを通して、子どもとの面談を行い、母親と子どものニーズを明確にして支援計画を立てている。
6	学校行事や個人面談には保護者の同意を得て同行している。家庭生活等の現況を学校等と共有し支援計画を立てる。

番号	支援・取組内容
6	中２男子、定刻の起床が困難だが、学校への遅刻や早退について寛容な対応をしていただけている。
6	学校と連携を図り、個別支援を図る中で登校の定着に繋がった。また、学習能力に応じた対応を行い、学習への定着にも繋がっている。
6	短期間であれ、長期であろうが、子どもの将来的な展望を考えるならば、学校へ通学する機会は重要だと思われる。
6	本児自身の能力の低さもあり、より丁寧な学習支援機関を利用しながら通学を開始した。本児のスピードに合わせた学習支援を行い、自己表現などが豊かになってきた。
6	担任の先生とお母様とのコミュニケーション、理解促進の為の支援をしています。お子さんが学校でお友達とのトラブルが起こった場合、その背景がお母様に、お子さんお母様の思いなどが、学校側に伝わり、問題解決の一助になっています。
6	不登校気味の子どもに対して、通級指導教室への送迎、または学校への送迎を行っている。学校とは密に連携して、子どもや保護者の訴えを傾聴している。
6	在籍している小学校の個人面談などに保護者と同行し教師からの説明の聞き取りを補助した。子どもの学校生活への配慮(学習、生活面)について母に代わり教師へ説明した。効果として、子どもが生活しやすく配慮をしてもらえた。母自身も自ら教師へ要望を伝えることができるようになった。
6	定時制の高校２年生。疎外感を抱いていると話し、不登校状態になる。しかし、学校の主任、担任の先生が施設に面談するために、来訪する。その後、不登校状態を脱出。担任の先生といったような、長期的な関係があり、信頼関係を築けている存在からの助力が、効果的な取り組みとしてあげられる。
6	学校への提出物の内容がわからない状況であったり、教育費・給食費の支払いなどの理解が進まないことも多い。職員が仲介して手続きを行う事も少なくない。
6	学校での様子(学力・友人関係等)を把握することができ、より多面的なアセスメントに繋がる。施設での様子を学校に伝えることで、より一層子どもを守ることのできる体制が取れる。
6	養育者が学校にどう聞いたら良いかわからないこと、学校の日本語がよく分からないときなどは、職員にその旨を話され、職員が対弁し、学校と連携し、養育者に分かりやすく説明し直している。他の子どもと同じように就学を行えるよう配慮している。
6	普段の生活においては特に問題は起こっていないが、進学や就職にあたってはいろいろと課題が出てくるので、出来るだけ早い段階で連携を密に行っている。
7	自身のルーツとなる国や多文化に触れる機会として、外部の招待行事やセミナー等に参加させています。アイデンティティの構築や、複数の言語を話す力を身につける等の効果が期待できると思います。
7	乳幼児期より日本で成長すると、自国の文化に馴染めない等が予測される為、食事や言語等、文化が出来る限り理解できるよう、DVD を見たり保護者とクッキングを定期的に行った。
7	実親が外国の場合音楽に慣れ親しんでいると、朝からずっと音楽をかけているということがあった。そのため音楽をかけて子ども同士が遊べる工夫をすることで、乳児院の環境になれていけた。
8	食事内容は他児と変わらず用意し和食になじめるようにしていると、最初は抵抗があっても徐々に慣れていく。
8	七夕などの日本の伝統的な行事に参加させることにより、文化に馴染めるように取り組んでいる。
8	空気を読むという日本の文化が難しいようで、思ったことを口にする、行動すると衝突が生まれるということを認識する。
8	日本の行事ごとに保護者に説明すると保護者も母国の似たようなイベントや風習を話して頂ける。そこから関係を築きやすい。
8	日本の伝統行事に取り組み、参加を通じて体験し、自己肯定感の構築に繋げている。また入管に活動記録を提出をして、在留資格の更新に役立てている。
8	日本で生活する上での必要な行事を体験して学ぶ。里親との交流を積極的に進め、日本文化になじめるよう支援する。
8	母親の会への参加を促して、日本の文化に触れさせている。
8	一人ひとりにあった生活習慣から、院での生活習慣にだんだんと馴染んでもらえるよう入浴や、食事、睡眠などの基本的な生活習慣を様子を見ながら提供するよう心掛けている。入浴（シャワーや湯船につかることに抵抗を感じる子もいます。）食事（離乳食の時期なのに、ミルクのみで育った子や、味付けや形状、温度等で食事を食べない子もいます。）睡眠（昼夜逆転の子や、布団またはベッドで寝付けない子もいます。）

番号	支援・取組内容
9	外国籍又は無国籍の児童に対しては、外観や言語も含め、差別意識が強い児童が存在する。特に「○○国の野郎」とかの発言が過去においてよくあった。その後は外国籍児童達が減ってきているので、顕著ではなく、逆に学校では知己の外国籍児童の存在があるので、偏見を持たない教育は行っている。その結果、あまり差別意識が出ていないと感じる。
9	児童が登校する学校との連携を取りながら、いじめにつながる言動に対して統一した対応が取れるようにしている。
9	多様性を認めていくことで、外国籍の児童のみならず、社会的養護も多様性の一つだと捉え直せることによって、自分自身についても認められていくと考えられる。
9	他の子どもが外国籍児童の宗教や文化を尊重し、差別が起きない風土を醸成している。
9	同じ施設、建物で生活する者の一人として、お互いの行動や考え方を尊重する事は大事な事である。その事を職員、子どもが共有し、それぞれの子どもが一人暮らしを始める頃になっても、困らない様になって欲しいと考えています。
9	単一民族である日本国民にとって、異文化を受入れる事は自然にはできないと考える。まわりの児童にも理解と受容を積極的に促していきたい。
9	理解を促すために、法人内で、多文化の子どもたちへの学習支援や居場所つくりを行っており、そこへのボランティア参加を通して、入所者以外が変わっているわけではないこと、多様な価値観行動様式があることを肌で感じるようにしている。
10	担当職員もこまめに声をかけ、気持ちを確認するようにしている。必要と思われる場合はカウンセリングを勧めている。避難、保護、自立は母子ともに精神的な負担が大きく、対話の機会を多く持つことは、本人の気持ちの整理のためにも重要。
10	日本と異なる部分がある際、母国の文化を否定せずにまずは受け止める。そのうえで日本の生活習慣を伝え、少しずつ母の理解を得ていく。
10	顔立ちや肌の色が違うことに対して日頃から子ども達に世界には様々な人がおり違って当たり前であるということを伝えている。するとそのことが普通のこととして子ども達に認識されるため差別意識がなくなっていくように感じた。
10	名前を俗名で学校等に依頼したり、日本国籍取得に向けて本人と何度も説明をして取得方向で進めていること。在留資格更新に関わる手続きを本人と一緒に行うことで意識づけをさせてきたこと。
10	自己肯定感が低く臨床心理士の力を借りながら、本児の気持ちを整理している。
10	外国籍で手続き等で個別に説明をしながら一緒に手続きを行っている。心理とも連携をして心理ケアを行っている。
11	これは外国籍の児童に限ったことではないが、児童養護施設には自分の生い立ちや施設に入るまでの生活に関して、わからないことが多い児童が多数いるので、その児童の年齢に合わせた生い立ちの整理を欠かさず行うことで、アイデンティティが確立できるよう支援することは大切である。
11	乳児の頃から入所しているため、子どもが日本語しか理解しないケースが多い。母国へ保護者と帰国する際に可能な限り負担を減らせるよう、保護者と共にアルバムやイラストなど用いて生い立ちが理解できるよう取り組んでいる。
11	児童は施設で初めて自身が外国籍であることが分かったため、児童相談所と相談して児童に理解をしやすいように伝えたことで大きなトラブルにならずに済んだ。
11	出自や母国のことについて知ることでアイデンティティが形成されていく。具体的には保護者からの説明の機会や一緒に入国管理局等を訪問した時に説明したりしている。
11	国籍問わず、生い立ちの整理は各児童の支援のベースになる。外国籍の児童は尚更重要だと考える。
11	将来、自分のアイデンティティが知りたくなった時のためにアルバム等を作成し、退所時に持たせている。
11	外国のルーツがある児童に限らず、必要な児童には児童相談所と連携し、生い立ちの整理を行っている。自身の生い立ちを知ることで、進路について考えたり、自分自身について理解を深めることができるよう支援している。
11	10 歳の時に中国から訪日。小学生まで楽しかったが、中学生になると辛いと感じる。理由は、両親からのネグレクト、学校生活での疎外感。生い立ちについて、整理することは、辛い経験を口にするので、難しい。有効的な取組として、話を聞いて、傾聴する側においても、自らの経験を話して、段階的に生い立ちを整理することが挙げられる。
12	・子の養育には、宗教は欠かせないとのことで、ネット環境を良くして携帯電話で礼拝時刻を調べたり、宗教の教えや自国のニュース等をユーチューブで閲覧している。・ハラル食対応の食材購入の支援。
12	宗教上で食べられない食材は、代替食材で提供している。また、保護者が食べさせてほしくない食材は除去している。
12	宗教上、豚が禁止であったので本児のみ豚肉なしの料理や豚のエキスが入っていない調味料を使用したりしていた。
13	クリスマスは本児にとって特別な行事のため、他児や関連機関へ説明のうえ本児の文化や行動様式を優先した処遇を行う。

番号	支援・取組内容
13	宗教的な背景を職員が理解し、子どもと接することにより、子どもが抱えている悩みに気づき、支援することができた。
14	研修等で機会を作らなければ、具体的に他国の言語や文化を学習する機会は基本的には無いと思われる。
15	退所先の不動産や学校、児童館、役所など必要な関係機関に保護者と一緒に動き、顔つなぎをする。必要であればケース概要について引継ぎを行う。退所後の支援者となりうる人と情報共有。
15	地域において孤立せず安心して生活できる環境につながることで、母の負担軽減と子の健全育成が期待できる。
16	施設だけでは対応しきれないことが多いため、保護者対応を児童相談所にお願いするなど、分担することで負担の軽減になっている。保護者によっては、児童相談所より福祉事務所の方が関わりが強いときなどは、福祉事務所と協力することも多い。
16	言葉の理解が基本にないと、支援ができないので、児童相談所にはよく相談をして、必要に応じて通訳をつけてもらうような取り組みが必要と思う。今までは、入所児童の保護者（外国籍）のきょうだいでもう少し日本語がわかる人にも間に入ってもらって、コミュニケーションがとれるように協力してもらったりした。実際、通訳をお願いするとしても、どんな人にお願いできるか、その通訳者を保護者が信用するかどうかなど、難しい課題があると思われる。
16	入所世帯に対して生活保護、児童手当、児童扶養手当、健康保険、年金手続き、在留カード、ビザ申請、変更手続などなど様々な手続きを母とともに職員が行う。子どもに関しても、学校の手続きなど速やかに行い、なるべく早く登校できるように入学支度金で購入準備など行う。ここでの生活になじめるように職員がお手伝いしております。すべての生活を、置いて避難されてみえる利用者さんに寄り添っていくことで、すこしでも、心安らかになればと、心がけています。
16	児童相談所や福祉事務所等のいわゆる公的機関に対する認識が、それぞれの国の文化的背景から違いがあると感じられる。日頃から保護者の気持ちを汲み取っておくことによって、保護者と各関係機関との言語上以外での齟齬を出来るだけ減らすように考慮している。
16	退所後のアフターケアに向けて児童相談所と計画的に行動していく事が必要。入所中は支援する事が出来るが、退所後の方が支援が必要な事が多い。児童養護施設だけではそれが難しい為、他機関との連携は入所中から行う必要性がある。
16	児童相談所から提供あった子どもの成育歴や家族構成、既往歴等の情報を基にケースのアセスメントを行っている。保護者対応は児童相談所と役割分担している。
16	両親の離婚時において、父母のどちらとつなげていくのか面会外泊や引き取りの日時の確認などの相談をする事で、方向性が決まっていく。
16	まずは保護者の持つ文化を否定せずに、理解に努めた。受け入れられる体験を積み重ねることで、保護者自身が自信を取り戻し、日本の文化を前向きに理解し、合わせようとする姿勢を持つことが出来た。
16	児童の入所理由には、そもそも家庭内での監護能力の低さや、地域との関係悪化等が背景にあり、施設内支援と並行して、生活の基盤整備、保護者支援等を実施していく必要があるため、管轄児童相談所や市町村等との連携が必須。
16	在留資格更新等でオーバーステイにならないように児相と連携して対応。子どもの権利を守るために在留資格は重要。
16	通院の際の連絡調整を始め収入申告の補助、各機関から保護者への説明の補助、関係者会議にて支援方法を検討、保護者から子どもへ不適切な行動があった際の通告、児童相談所と福祉事務所の連携調整などを実施。効果として各関係機関と連携しながら支援方法、方針を考えることができ、施設だけではできない部分についても他機関に担ってもらえている。
16	行政と連携することでさまざまな相談窓口を知ることができる。保護者も行政に対して不安が強い方が多いため施設は普段から児童相談所と連携しているということを伝えると信頼関係が幾分かは得られやすいように感じる。
16	保護者は片言の日本語でコミュニケーションをとる方がほとんど。児童相談所や市の子ども支援課担当者と密に定期的に連携し、支援が途切れないよう親子面会交流を丁寧に継続。保護者の受診状況等、関係機関を通じて情報を得るようにしている。母国へ帰国するケースでは、アフターケアが困難である。乳幼児の時期に保護者との愛着関係をしっかり作ることは重要。
16	離婚の際、今後の本児の保護者を父母いずれになるのかを相談中である。その際、本児の気持ちを尊重し、児相にも伝えながら方向性を定めていくが、国が違うので、離婚時の親権のことなど課題が多く児相への負担も大きいと感じます。
16	施設だけでは十分な支援が提供できないこともあるため、児童相談所や福祉事務所等と連携しながら子どもや保護者に必要な支援をその都度考えて対応しています。保護者に日本語教室へ通っていただいたり、行政の通訳の方に入っていただきながら面接することで、その場での支援や先を見据えた当事者の能力向上の効果があると考えます。
16	保護者とのかかわりなどは児相で対応している。ほとんどが家庭引き取りになること、日本語の理解ができていたこともあり、それぞれが共通理解をし支援することが必要である。
16	子どもの入所中の支援は元より、保護者への支援も必要である。その為、児童相談所との連携は欠かせない。家族との面会や外出泊、進路や引き取り日時の決定など相談内容は多岐にわたる。必要な時期に必要な人が必要な言語で連絡を取り

番号	支援・取組内容
	合う事は、日本人以上に丁寧に行う必要性が生じます。上記以外の決定も児相との確認や共有がなされて初めて、スムーズに行えると考えます。効果というか児相相談なくして、ケースは何も動かないと理解しています。
17	仮放免や国籍・在留資格の取得に関し、国際問題に強い弁護士との連携は正しい判断やアセスメントに繋がる
17	離婚訴訟を行うのに外国人に理解ある弁護士のお世話になっている。
17	在留資格を申請するときに、家庭環境が複雑な家庭が多かったり、施設に専門的な知識を持った職員がいないため、児童相談所を通して弁護士に相談等を行っている。
17	在留資格変更、期間更新の相談を弁護士を通して行い、日本での生活が可能となって子ども達も義務教育を受けられるようになった。
17	弁護士さんにつないで離婚に向けた手続きをおこなう。弁護士事務所への同行や、相談を母とともにおこなう。
17	過去のトラブル解消をきっかけに弁護士事務所と顧問契約を結んだ経緯がある。諸手続きや制度を理解するうえでも弁護士を通した方がスムーズに進む。
17	離婚問題に取り組むにあたり、語学に精通している弁護士を探し、必要に応じて裁判所、役所、弁護士事務所に同行し、代弁したりしている。
17	DV 避難後に離婚を進める場合は、弁護士との仲介、必要書類の取り寄せ支援、裁判所への同行などのほか、離婚後の諸手続きも案内し、離婚後の母子が自立できるまでの支援を行っている。
17	外国籍の世帯が抱える問題は通常の支援では対応できない問題もあり、専門的な知識が必要となる場面もあることから、専門家につなぎ、連携しつつ支援を行っている。
18	毎年 FSW が在留カード更新の手続きの対応をしている。
18	在留カードのことなど知らないことが多かったので、出入国在留管理庁に直接教えてもらいました。
18	在留資格の期限が切れないよう、関係機関と連絡を取り合い更新手続きを進めている。
18	出生届がなされていなかった子どもについて、在大阪の領事館に同行して届をなした。
18	乳児院に入所してくる外国人の場合、国籍に課題(無国籍・オーバーステイ)を抱えている場合もあるため、入国管理局や大使館との連携が不可欠で、時には児童相談所を介さずに直接やり取りをすることもある。
18	本来、親権者である母が、永住権取得の手続きなどを行わなければならないが、アクションを起こす事が望めす、施設職員が行っている。当該施設が遠方にある為、施設（職員）に負担となっているのも現状である。
18	児童の永住権やパスポートの取得に支援を行う。保護者の永住権取得に協力する。また、児童の日本国籍を取得するのに保護者と協力して推し進める。
19	入所前に他児には、外国籍の子が入所する事、ルール等分からない事は丁寧にわかる様に教えてやってほしい旨は伝えている。入所する外国籍の子どもの為であり、それ以外の他児の為にも必要であると考えている。自立後や退所後にもいろいろな国籍の人と交流する事もあり、他者を尊重する事の大事さを伝えている。
19	施設内で生活する場合、子ども同士で生活する時間が長くなるなるため、子ども同士の協力が不可欠である。子どもからのアドバイスだとスムーズに受け入れやすいと思われる。
19	他の子どもたちが遊びや学習の場面で、外国籍の子どもたちにも聞き取りやすい話し方や分かりやすい教え方等を、自主的に考えて関わってくれている。コミュニケーション力の向上や語彙の増加など、子どもたちは相互に高め会える関係にあると言える。
20	本人と保護者との日本の教育や福祉の制度、支援について、様々な立場の支援者から何度も説明する機会を設けた。様々な選択肢を検討し、本人と保護者と支援者が現状に合うと思われる進路について合意が得られた。
20	進路選択にあたり、どのようなサポートがあるか、どんな力をつけたいかを考える為にオープンキャンパスに行き直接話を聞く機会を多く作った。
20	仮放免中や住基がない状態での進路選択について、他児らとは違う観点からの検討が必要なため、個別に対応が必要
20	近隣の大学の留学生等にメンタルフレンドとして関わりを持ってもらう
20	母に日本の学校の知識が少ないため、職員が手伝い進学先を決めたり、入学費用などの相談に乗り、奨学金などの受給の手続きも行う。高校進学費用も本人負担を最小限にすることができ、大変助かっている。進路は、学校との面談により、本人の意思と母の気持ちを尊重して決めている。

番号	支援・取組内容
21	退所後も無料でカウンセリングや地域と協働の学習塾に誘い、プレイセラピーや学習指導を行う。退所後においても、母や子に学校での行事の情報提供や書類の記入支援、退所後の様子伺いができ、すぐに支援できる関係性が維持できている。
21	母子生活支援施設への措置変更を行ったため、保護者だけでなく、施設職員との連携も継続している。また、学校に対しても、児童の発達状況や保護者への関わり方（保護者の持つ文化）などの理解を促した。学校の受け入れが良く、支援員を配置してくれたり、支援学級の活用など、柔軟に対応をしてくれた。学校への不適応を懸念していたが、必要以上のストレスを感じずに登校できている。
21	退園後のスムーズな移行に向けた準備（試験登校や地域の支援機関への情報提供等）を行うことや、学校定着や家族関係に対するフォローを目的とした本人、家族との面談（家庭訪問や学校訪問）、ショートステイの活用等を行っている。
21	退所後に、住居や携帯電話の申請に時間が掛かってしまうなど壁に当たることが多いため、職員のサポートが必要となる。
22	子ども自身が、外国籍であるということを認識していない。どのタイミングで、どのような方法で伝えるのが良いか。関係機関とその進め方について情報共有している。
22	親権者の希望もあり、日本名の呼称を使用しているが、年齢的な事もあり具体的な説明ができていない。ライフストーリーワークも含めて、そのタイミングが今後の課題となっている。
22	外国籍であることにより、いじめられた経験から施設においては外国籍であることを隠したがる。本児が使い分けを希望する以上、その意に添いたい。
22	本名を使用していた際には、他者からの冷やかし等で自信をなくす場面もあったが、呼称にすることで学校に馴染めた。
22	通常の生活の営みの中では呼称を使い分けている。
22	保護者より日本国籍取得の希望があるため既に日本名での呼称としている。公文書については本名を使っている。
22	発声しにくい本名の代わりになじみやすい通称もしくは愛称を主に使い、子ども間での違和感を防いでいる。
23	新生児・乳児室にて、本児に合わせた生活リズムに配慮し、応答的な関わりに努めている
23	年齢、性別、日本語力の有無等を配慮しユニット調整し、安心した生活が送れるようにしている。
23	ユニットの人間関係は、生活を大きく左右する為、慎重に考えている。年度の切り替わりの時期は、ユニット編成を考えやすい。子どもの性格にもよるが、日本での生活や施設での生活に慣れるためにも、落ち着いて過ごせるユニットでの生活が望ましい。
23	中２男子、施設内で孤立はしていないが、他の中高生男子とは違う空間での寝泊まりができるよう配慮している。
23	外国にルーツがある児童に限らず、より丁寧に見れるよう相対的に児童間の関係性等を見ながら、よりよい養護ができるよう支援をしている。
23	周りの子ども達と同じように生活することで国籍に関して意識することなく生活できるようにしている。そして少人数の生活ならば兄弟のように接していくことで関係性もつくられていくため国籍等は他児も気にしていないといった状態になる。
24	どんなケースにも言えることではあるが、外国籍の児童は特にルールの理解が緩く、なし崩し的に生活も崩れていく傾向が強い。繰り返し教えていくことが大切であるが、その際、寄り添い続けながら実施する必要があり、気が抜けない。
24	本名で生活しているので、学校などでいじめにあう等トラブルが起こることもある。その為、事前に学校とも相談して連携を強化しながら支援している。
24	いざ出自を伝えようとしていた段階で、愛着や虐待の影響も大きかったこともあり、精神的に不調をきたしてしまったので、入院の支援も受ける中で伝える予定。
24	通院同行時の交通機関の利用方法、ルートについて説明する。医師からの説明を改めて分かりやすく伝える。手当てや保育園、学校生活、就職の斡旋、パスポートや在留カードの更新など日常生活上で保護者が行くことや説明、理解が難しい場面にて同行を実施した。効果として保護者と子どもが日本で生活していく上で必要な知識、手続きができることで福祉的・生活上のサービスを受けることができている。

■　外国籍等の子どもの支援にあたり、どのような機能を持つ機関等との連携が必要と感じるか

最も多かった回答は、乳児院では「翻訳・通訳等、言語面の課題がある際に相談できる機関等」49.5%、児童養護施設では「在留資格など法律に関する相談ができる機関等」43.0%、児童心理治療施設では「在留資格など法律に関する相談ができる機関等」25.7%、児童自立支援施設では「翻訳・通訳等、言語面の課題がある際に相談できる機関等」41.5%、自立援助ホームでは「在留資格など法律に関する相談ができる機関等」31.4%、母子生活支援施設では「翻訳・通訳等、言語面の課題がある際に相談できる機関等」66.7%であった。

図表 72

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
翻訳・通訳等、言語面の課題がある際に相談できる機関等	49.5%	39.5%	22.9%	41.5%	26.7%	66.7%
文化・宗教的背景を踏まえた食事・活動・行動様式に関する相談ができる機関等	26.9%	24.1%	8.6%	18.9%	19.8%	20.8%
多文化交流・多文化理解の促進に関する相談ができる機関等	20.4%	17.5%	17.1%	9.4%	18.6%	23.3%
在留資格など法律に関する相談ができる機関等	36.6%	43.0%	25.7%	24.5%	31.4%	55.0%
その他	2.2%	0.0%	0.0%	3.8%	3.5%	3.3%

◆「その他」の記載内容

子どもの言語や学習面で相談できる、支援をしてもらえる機関など	
国籍取得の相談ができる機関等	日本語教育を行ってくれる機関
日本語や日本文化の習得に役立つ支援	福祉総合支援センター、子ども総合相談センター
就労支援（児童の成育歴などを理解し、生活する場所も含めて支援をしてくれる機関）	
外国籍の子どもの支援を担当している方に知ってもらう事だと思います。	
児童相談所内の専門部署（の設置）。	

■　外国籍等の子どもへの適切な養育・支援を実現するための課題や、必要と思われる取組等（自由記載）

図表 73

生活の様式や文化等、家庭での様子が把握できるとよい。乳児は特にアレルギー等の情報は必須である。
現在のところ、外国籍であるが故の問題は特に表出していない。今後、表出した際の対応については、関係機関と現段階より協議の上、対応策を検討していく予定。
無国籍の児童について。１番の課題は、国籍取得に詳しい弁護士さんが少ないこと。２番目の課題は、帰化申請の手続きの複雑さ。３番目の課題は、申請をしても必ず帰化が通る保証はされていないこと（却下されても理由は教えてもらえないシステムだそうです）。特に、犯罪傾向など、生活態度に課題がある場合は、申請が通らない可能性があると明記されています。 ４番目に、国籍取得の方法はケースバイケースで、１つのケースを違うケースに当てはめて考えにくいこと。今後、児童養護施設に在籍している児童専門に国籍取得で動いてくださる弁護士さんなど業界全体で、開拓していく必要があると思います。
１．まずは、言語による円滑なコミュニケーションの確保。２．容貌、皮膚の色、習慣からくる差別の防止。

今は、当該児童が小学生なので、どのような問題がこれから出てくるのかよくわからない面がある。できれば、事例集などを作成し、参考にできるとよい。国籍としては外国籍でも、外国人の母親とはほとんど一緒に生活しておらず、母国の言葉や文化を知らないで育っているが、今後、その子どもたちのアイデンティティの問題など出てくるかもしれないと感じる。
今まで日本語が全く通じない児童はいなかったが、今後のことを考えると通訳や国際交流協会との連携は必須と思います。また、無国籍児童は複数名いたこともあり、国籍や戸籍取得に関して支援してくれる関係機関は必須と考えます。
地域的に外国籍の児童も多いですので、各児童相談所だけにでも語学がわかる方がいると保護者との連絡がしやすいと感じています。
児童の日本語理解に対する援助と、保護者に対する入所中の支援方針への理解や支援への協力・参加などがスムーズに調整できるようにすること。
もとより外国籍の子どもたちを多く受けいている地域とそうでない地域との地域間格差が大きく入所前に受けていたサービスを受けられないなどのデメリットを感じている。
外国籍等の母子が入所することが稀であるため、その時に必要な通訳のボランティアの方に来て頂くことが難しい状況である。そのため、福祉事務所や県の方から信頼のできる通訳のボランティアの方を紹介してくれるなどの支援が必要であると感じる。
現在、入所中の外国籍児童は、学校の成績が良く、その点では問題は感じられないが、将来大学進学を希望した場合、学費を母が準備できるか?という経済的問題がある。また、過去には、逆に学校の成績が伸び悩む例が多く、進学に苦労した。幼年期から日本で暮らして、日本語しかできないため、母国にも帰れず、日本で暮らしていくにも行き詰まりを感じる例が見られ、将来が心配された。どのような支援が子どもたちの助けとなるのか?、必要な取り組みとは何なのか?難しい問題と思う。
法律相談（在留資格等に関する事項、各種手当、サービス等に関する事項）を簡易に何度でも相談できる機関があると良い。
出身国者同士の交流や集まれるところ、機関がはっきりすれば入所者も心強いと思う。
保護者とコミュニケーションを取る中で、日本語の理解やニュアンスが共有できているのか？と、明確でない中で、話をすすめること。また、保護者の意向も十分に自分達が理解できているのか？日本語でのコミュニケーションには限界もあり、通訳等の利用が出来れば改善につながるかも知れません。
学習面で遅れが目立つ子どもさんがたくさん見える。遅れたところまで戻り教えてくれる場が必要だと思う。
不適切な養育で施設入所を余儀なくされており、成育歴の把握やこの先在留資格の更新がうまく行われるのかなど不安と課題が大きい。子ども自身が母語を喪失しており保護者とのコミュニケーションも課題である。
共通しているのは、言語や行動に他児と大きく差異はないのだが、自己肯定感の弱さに加え、アイデンティティの問題が絡むのか、理解に苦しむ生活の乱れが高齢児になるに従い大きくなってしまう。常に寄り添いながら、本児の考えや行動を認めながら、毎日の生活を大切にできるように見守る必要があると思っている。
施設内に他言語を話すことのできる職員がいないので、言語面の課題は大きいと思います。
母親の日常会話は問題ないが、細かなニュアンスなどが上手く伝わらない。（はいと返事をしても実際は伝わってなかったなど）
一見普通に会話はできるが、日本語の基礎力が不足している児童が多いため、就学前の日本語教室や小学校内の日本語サポート授業などがさらに充実していくとよいと思う。
乳児院なので、入所してくる乳幼児は数週間もすれば大体の子は院での生活に慣れてきて、安心して生活できるようになりますが、保護者への支援（生活習慣改善や養育のスキルなど）がとても必要と感じています。
・無国籍児は特に在留資格取得をあまり長期間に及ばないようお願いしたいと思っております。 ・子ども手当をもらえないため、施設から自立する子どもも多い中（日本に親族等支援者が少ないため）経済的支援の不足を感じています。
外国籍の母子への通訳ヘルパーのような存在があると、様々な場面で大きな助けになると感じる。
まだ、他国籍の少年の入居がないのでわからないが、施設内の MTG でもし、他国籍の少年が入居してきた場合のケース会議を開き、課題や取り組みを話し合おうと思う。
言語でのコミュニケーションが成り立つことが重要と捉えており、それを支援する機関が身近、且つ簡易に利用できれば、支援しやすいものと考えられる。
国籍、戸籍に関わらず、入所児童が公的サービスを受けることができること、特に予防接種を受けることができるようにすること。
帰化するまでの計画を立てて実行することと、在留資格の更新の補助。日本語が弱いので、手続きなど様々な部分で手伝いが必要。

自治体ごとに外国籍へのサービス量が異なる。役所での手続き書類についてあらゆる言語の翻訳版を置く必要がある。また、医療機関では問診票などもあらゆる言語に応じたものにする、外国籍患者への対応について配慮してもらえる取り組みが必要である。
日本語の習得のサポートを手厚く行う必要があると感じる。また、学習支援もひとりひとりの課題に応じて実施することが必要。
施設利用児の人権を考えると本児の国での生活習慣を大事にしたいので、その人らしい生活支援を指導できる生活文化の助言ができる団体の指導が欲しい。
学力の向上を課題とし、子どもに応じた学習支援。外国と日本の文化の違いがあり、考え方も違う場合もある。保護者の意向を確認しながら、子どもの利益を考えていくことが必要。
外国籍の子ども達が日本のサービスを使う事が出来ないケースも多いと聞く。児童養護施設は措置入所に限り税金が投入される。措置ではない自由契約においても税金が投入されるような手立てができれば良いのではないか。益々国際化が進む中で在留される外国籍の方は増え続けるでしょう。こうした方々及び子どもたちへの支援は今後必要となるでしょうから。欧米のように日本も純粋な日本人たる人口は減少していくのですから。
国際交流協会以外の日本語指導の機会の充実。低年齢でも利用できる無料学習塾（個別）の充実。退所した後に繋がれるような外国籍のコミュニティ団体の把握。
子どもによっては複数の国を転々としており、教育が第一の課題。言語も母国語も日本語もどちらも中途半端になってしまう。できるだけ年齢の低い頃からの支援が必要。
短期での引き取りのケースのお子さんでしたが、新型コロナの影響で帰国できない状況です。子どもは日本語の中で生活しているので日本語を覚えています。いずれは母国に帰るお子さんの支援をどうしたら良いか、研修や相談できる機会があればと思います。
言葉や宗教の違いを職員が理解できていないので受け入れは難しいと思います。もし、受け入れる事になった場合は、職員の人数を増やす事は出来ないと思うので、行政や地域の協力が必要だと思います。
現在、入所している児は保護者が外国籍であるが、言語・学習に関する支援に支障はなく、主に子どもの特性に対する支援を行っている。しかし、今後、外国籍等の子どもが入所した場合、家庭引き取りに向けた支援、医療機関との連携等を行う場合、翻訳・通訳等の支援も必要と考える。また、文化的な背景から保護者の養育観が違う場合、施設のみで支援を行うのは困難と思われる。事前に相談出来る機関は必要と思われる。
親が行方不明である児童の生い立ちの整理の面で、（公的機関の）職権でどこまで居所の捜索が出来るのか知りたい。
保護者が子どもを連れて帰国する際、母国でも社会的養育が必要なケースでは「つなぐ」連携が困難。もともと施設入所のケースは、保護者自身が養育の力がないため、手続き関係がひとりでできず、経済的困窮や精神疾患を抱えているケースもある。子どもの福祉を考え国際的な連携を取るために、入国管理局や領事館・大使館などに社会的養護について理解のある担当部署があるとありがたい。
当学園に入所してくる外国籍児童の場合、本人は日本語を習得していることが多いが、保護者が日本語を習得し切れておらずコミュニケーションがスムーズに取れないことが多い。場合によっては、日本語を理解していて都合の悪い質問になると、「わからない」と誤魔化されてしまうこともある。
今回、支援を行った児童は保護者が育児放棄をした事例であったため、就労（一人で生活）をしなければならない状況があった。しかし、中学卒業程度の児童を受け入れてくれる就労先は少ない上に、児童自身も就労をしなければという意識も育たたず、支援が難しかった。
乳児院の入退は、児童相談所が窓口となることから、相談所内に専門部署があれば良いと考えます。地域柄、当該児の受け入れケースが極端に少なく、受入れ自体を想定していないのが現状で、その都度児童相談所と協議し対応しなければならず、職員の語学力についても確認していない状態ですので、保護者とのコミュニケーションに関しては、児童相談所と協議し保護者の語学力に合わせ仲介者（親族、職場上司・同寮、友人など）を設定してもらうなどの対応となりますが、総合的にご指導をいただけるようだと良いと思います。
外国籍の世帯を支援する際に一番の課題となるのが言葉の問題である。母子生活支援施設でも様々な翻訳サービス等を活用し支援の充実を図っているのだが、金銭的な負担も大きいのが現状である。
外国籍の子どもが母国語を使えないことで、家庭復帰した後に家族と適切にコミュニケーションがとれなくなってしまうのではないかという懸念がある。
通訳の方の確保が難しい（費用が高額など）ため、何度も利用することが困難。

（４）個人票

個人票は、施設票の設問「2020 年 10 月 1 日時点の、施設にいる外国籍等の子どもの人数」で記載した人数全員分の回答を各施設に求めた。

※施設票に回答のあった人数と、個人票に記載された人数が異なっている場合は事務局で可能な範囲での補正を行ったが、できる限り回答頂いた内容を多く活かす観点から、補正が困難な場合もこれを含め集計を行うこととした。

＜子ども自身に関すること＞

■　[1]施設に初めて入所した時の年齢

乳児院では「1 歳未満」62.7%、児童養護施設では「7～13 歳未満」36.1%、児童心理治療施設では「7～13 歳未満」72.2%、児童自立支援施設では「13～18 歳未満」62.1%、自立援助ホームでは「13～18 歳未満」57.1%、母子生活支援施設では「7～13 歳未満」31.9%が最も多かった。また、厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」の「委託時又は入所時の年齢別児童数」と比較したところ、自立援助ホームでは「13～18 歳未満」の割合が、本調査結果のほうが比較的高い傾向がみられ、その他は概ね同様の傾向と思われた。

図表 74

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
1歳未満	62.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%
1～3歳未満	13.3%	16.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.3%
3～7歳未満	1.2%	29.6%	5.6%	0.0%	0.0%	30.1%
7～13歳未満	0.0%	36.1%	72.2%	37.9%	0.0%	31.9%
13～18歳未満	0.0%	16.3%	22.2%	62.1%	57.1%	6.6%
18歳以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.1%	0.4%
無回答	22.9%	1.7%	0.0%	0.0%	4.8%	5.2%

（参考）児童養護施設入所児童等調査（平成 30 年 2 月 1 日現在）

図表 75

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
1歳未満	72.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-
1～3歳未満	21.6%	21.8%	0.0%	0.0%	0.0%	-
3～7歳未満	0.8%	35.3%	5.0%	0.0%	0.0%	-
7～13歳未満	0.0%	29.6%	67.2%	30.2%	0.2%	-
13～18歳未満	0.0%	11.5%	25.7%	66.3%	35.6%	-
18歳～19歳	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	53.0%	-

※「児童養護施設入所児童等調査の概要」より作成（以下、児童養護施設入所児童等調査の集計結果について同様）

■　[2]現在の年齢

乳児院では「1～3 歳未満」56.6%、児童養護施設では「13～18 歳未満」45.9%、児童心理治療施設では「7～13 歳未満」55.6%、児童自立支援施設では「13～18 歳未満」79.3%、自立援助ホームでは「18 歳以上」66.7%、母子生活支援施設では「7～13 歳未満」33.6%が最も多かった。また、厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」の「現在の年齢別児童数」と比較したところ、概ね同様の傾向と思われた。

図表 76

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
1歳未満	19.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%
1～3歳未満	56.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.7%
3～7歳未満	8.4%	15.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.4%
7～13歳未満	0.0%	29.9%	55.6%	17.2%	0.0%	33.6%
13～18歳未満	0.0%	45.9%	44.4%	79.3%	28.6%	17.0%
18歳以上	0.0%	5.8%	0.0%	3.4%	66.7%	0.9%
無回答	15.7%	3.1%	0.0%	0.0%	4.8%	3.5%

（参考）児童養護施設入所児童等調査（平成 30 年 2 月 1 日現在）

図表 77

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
1歳未満	21.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
1～3歳未満	62.4%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	13.9%
3～7歳未満	14.8%	16.2%	0.4%	0.0%	0.0%	31.8%
7～13歳未満	0.0%	37.1%	42.3%	13.8%	0.2%	34.6%
13～18歳未満	0.0%	38.8%	51.7%	81.8%	35.6%	15.4%
18歳～19歳	0.0%	7.1%	3.8%	0.9%	53.0%	1.0%

■　[3]入所期間

いずれの施設種別でも「1～3 年未満」が最も多かった。また、厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」の「委託期間又は在所期間別児童数」と比較したところ、いずれの施設種別でも「１年未満」の割合が、本調査結果のほうが低い傾向がみられた。（本項目は無回答が多かった点に留意が必要）

図表 78

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
1年未満	24.1%	7.5%	27.8%	10.3%	14.3%	15.3%
1～3年未満	45.8%	26.9%	33.3%	48.3%	42.9%	46.7%
3～5年未満	1.2%	18.4%	16.7%	3.4%	4.8%	10.9%
5～10年未満	0.0%	22.4%	5.6%	0.0%	0.0%	4.8%
10年以上	0.0%	13.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
無回答	28.9%	10.9%	16.7%	37.9%	38.1%	21.0%

（参考）児童養護施設入所児童等調査（平成 30 年 2 月 1 日現在）

図表 79

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
1年未満	42.6%	14.0%	28.7%	50.1%	55.5%	-
1～3年未満	45.6%	25.1%	45.8%	44.4%	35.7%	-
3～5年未満	5.9%	18.0%	16.2%	2.1%	2.3%	-
5～10年未満	0.5%	26.9%	7.3%	0.0%	0.3%	-
10年以上	0.0%	14.5%	0.2%	0.0%	0.0%	-

■　[4]当該児童が日本に住んでいる期間

乳児院では「1～3 年未満」55.4%、児童養護施設では「10 年以上」58.5%、児童心理治療施設では「10 年以上」66.7%、児童自立支援施設では「10 年以上」65.5%、自立援助ホームでは「10 年以上」61.9%、母子生活支援施設では「5～10 年未満」31.0%が最も多かった。

図表 80

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
1年未満	15.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%
1～3年未満	55.4%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.6%
3～5年未満	6.0%	8.5%	0.0%	3.4%	9.5%	13.5%
5～10年未満	2.4%	25.5%	27.8%	20.7%	14.3%	31.0%
10年以上	0.0%	58.5%	66.7%	65.5%	61.9%	27.5%
無回答	20.5%	6.5%	5.6%	10.3%	14.3%	7.9%

■　[5]措置入所・一時保護の別

いずれの施設種別でも「措置入所」が最も多かった。

図表 81

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
措置入所	84.3%	97.6%	94.4%	96.6%	81.0%	95.2%
一時保護委託	10.8%	2.0%	0.0%	3.4%	9.5%	0.9%
無回答	4.8%	0.3%	5.6%	0.0%	9.5%	3.9%

■　[6]性別

子どもの性別は以下の通りであった。

図表 82

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
男	50.6%	49.7%	61.1%	79.3%	33.3%	44.5%
女	42.2%	50.0%	33.3%	20.7%	61.9%	52.4%
無回答	7.2%	0.3%	5.6%	0.0%	4.8%	3.1%

■　[7]国籍（多重国籍の場合はあてはまる２つ以上）

国籍は、いずれの施設種別でも「日本」が最も多く、次いで乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設では「フィリピン」（それぞれ 12.0%、12.9%、22.2%、19.0%、18.8%）、児童自立支援施設では「韓国」17.2%であった。

図表 83

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本	33.7%	48.0%	55.6%	44.8%	38.1%	53.3%
中国(台湾以外)	8.4%	7.5%	0.0%	13.8%	14.3%	3.9%
中国(台湾)	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
韓国	1.2%	7.5%	11.1%	17.2%	4.8%	2.2%
ベトナム	3.6%	1.4%	0.0%	3.4%	0.0%	0.9%
フィリピン	12.0%	12.9%	22.2%	10.3%	19.0%	18.8%
ブラジル	3.6%	8.2%	0.0%	13.8%	14.3%	9.6%
ネパール	2.4%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%
インドネシア	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アメリカ	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	4.8%	1.7%
タイ	3.6%	2.0%	0.0%	0.0%	4.8%	1.7%
その他アジア諸国(中東含む)	6.0%	2.0%	0.0%	0.0%	4.8%	6.1%
その他の国	10.8%	6.5%	5.6%	6.9%	0.0%	7.0%
無国籍	9.6%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
国籍不明	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
無回答	4.8%	0.7%	5.6%	0.0%	4.8%	2.6%

■　[8]使用できる言語（日常会話レベル）

いずれの施設種別でも「日本語」が最も多く、次いで乳児院では「言語コミュニケーションはできない」26.5%、児童養護施設では「中国語」4.4%、児童自立支援施設では「ポルトガル語」13.8%、自立援助ホームでは「英語」28.6%、母子生活支援施設では「言語コミュニケーションはできない」10.5%が多かった。児童心理治療施設では、日本語以外はいずれも 0.0%であった。

図表 84

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語	50.6%	94.2%	77.8%	93.1%	81.0%	81.2%
英語	0.0%	3.1%	0.0%	3.4%	28.6%	7.4%
中国語	1.2%	4.4%	0.0%	6.9%	0.0%	4.4%
韓国語･朝鮮語	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	0.0%	1.3%
ベトナム語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タガログ語	1.2%	2.7%	0.0%	6.9%	9.5%	5.7%
ポルトガル語	0.0%	1.7%	0.0%	13.8%	14.3%	5.7%
ネパール語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
インドネシア語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
タイ語	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	4.8%	0.9%
スペイン語	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
その他欧州諸国の言語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
上記以外の言語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
言語コミュニケーションはできない	26.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%
不明	7.2%	2.7%	0.0%	3.4%	0.0%	3.9%

■　[9]使用できる言語（ネイティブレベル）

いずれの施設種別でも「日本語」が最も多く、次いで乳児院では「言語コミュニケーションはできない」22.9%、児童養護施設では「中国語」2.7%、児童自立支援施設では「中国語」6.9%、自立援助ホームでは「ポルトガル語」9.5%、母子生活支援施設では「言語コミュニケーションはできない」10.5%であった。児童心理治療施設では、日本語以外はいずれも 0.0%であった。

図表 85

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語	32.5%	73.5%	88.9%	69.0%	52.4%	48.0%
英語	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	4.8%	5.2%
中国語	1.2%	2.7%	0.0%	6.9%	0.0%	3.1%
韓国語･朝鮮語	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.9%
ベトナム語	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
タガログ語	1.2%	0.7%	0.0%	3.4%	4.8%	3.1%
ポルトガル語	0.0%	0.3%	0.0%	3.4%	9.5%	1.7%
ネパール語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
インドネシア語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
タイ語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
スペイン語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
その他欧州諸国の言語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
上記以外の言語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
言語コミュニケーションはできない	22.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%
不明	4.8%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	7.9%

■　[10]措置入所・一時保護前の世帯構成（生後から入所中の場合は保護者の世帯構成）

いずれの施設種別でも、「実母」が最も多く、次いで乳児院では「実父」42.2%、児童養護施設では「実父」32.7%、児童心理治療施設では「実父」33.3%、児童自立支援施設では「兄弟姉妹（両親が本人と同じ）」44.8%、自立援助ホームでは「実父」19.0%、母子生活支援施設では「実父」48.0%が多かった。

図表 86

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
実父	42.2%	32.7%	33.3%	24.1%	19.0%	48.0%
実母	90.4%	85.0%	77.8%	86.2%	76.2%	95.2%
継父	1.2%	5.8%	11.1%	10.3%	14.3%	1.3%
継母	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
養父	1.2%	3.7%	0.0%	3.4%	9.5%	0.4%
養母	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
おじ	1.2%	1.7%	5.6%	0.0%	0.0%	1.3%
おば	2.4%	2.7%	5.6%	3.4%	4.8%	0.4%
兄弟姉妹(両親が本人と同じ)	16.9%	28.9%	22.2%	44.8%	9.5%	38.4%
兄弟姉妹(異父･異母)	10.8%	22.8%	22.2%	10.3%	9.5%	7.4%
祖父母	15.7%	7.8%	11.1%	3.4%	0.0%	3.5%
父母の交際相手	4.8%	4.4%	5.6%	3.4%	4.8%	1.3%
その他	1.2%	3.1%	5.6%	3.4%	4.8%	4.8%
不明	2.4%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%

■　[11]措置入所理由

＜母子生活支援施設＞

「配偶者からの暴力」66.8%が最も多かった。

図表 87

	母子生活支援施設
全体	229
母親の心身の不安定	0.9%
職業上の理由	0.0%
住宅事情	13.1%
経済的理由	9.6%
配偶者からの暴力	66.8%
不適切な家庭内環境	5.7%
その他	0.9%
不明	0.0%
無回答	3.1%

＜母子生活支援施設以外の施設＞

乳児院では「父又は母の虐待・酷使」18.1%、児童養護施設では「父又は母の虐待・酷使」33.3%、児童心理治療施設では「父又は母の虐待・酷使」50.0%、児童自立支援施設では「児童の問題による監護困難」86.2%、自立援助ホームでは「父又は母の虐待・酷使」33.3%が最も多かった。また、厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」の「養護問題発生理由別児童数（主な理由）」と比較したところ、いずれの施設種別でも「父又は母の虐待・酷使」の割合が、本調査結果のほうが高い傾向がみられた。

図表 88

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
全体	83	294	18	29	21
父又は母の死亡	1.2%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
父又は母の行方不明	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	4.8%
父母の離婚	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
父母の不和	3.6%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
父又は母の拘禁	4.8%	6.8%	0.0%	0.0%	4.8%
父又は母の入院	3.6%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%
父又は母の就労	7.2%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
父又は母の精神障害	13.3%	10.2%	0.0%	0.0%	14.3%
父又は母の放任怠惰	8.4%	16.3%	0.0%	0.0%	14.3%
父又は母の虐待･酷使	18.1%	33.3%	50.0%	10.3%	33.3%
棄児	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%
養育拒否	3.6%	4.8%	5.6%	0.0%	9.5%
破産等の経済的理由	12.0%	3.4%	0.0%	0.0%	4.8%
児童の問題による監護困難	0.0%	3.1%	33.3%	86.2%	0.0%
その他	15.7%	7.5%	5.6%	3.4%	9.5%
不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（参考）児童養護施設入所児童等調査（平成 30 年 2 月 1 日現在）

図表 89

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム
父又は母の死亡	0.6%	2.5%	0.9%	0.7%	3.5%
父又は母の行方不明	1.3%	2.8%	0.7%	0.4%	1.8%
父母の離婚	1.4%	2.0%	0.1%	1.7%	2.1%
父母の不和	2.2%	0.9%	0.3%	0.4%	0.5%
父又は母の拘禁	4.0%	4.8%	1.1%	0.4%	1.8%
父又は母の入院	2.7%	2.7%	0.6%	0.2%	0.6%
父又は母の就労	3.7%	4.3%	0.3%	0.3%	0.6%
父又は母の精神障害	23.4%	15.6%	7.2%	3.0%	7.8%
父又は母の放任怠惰	16.7%	17.0%	8.6%	6.5%	8.7%
父又は母の虐待･酷使	10.2%	22.5%	27.5%	9.8%	26.7%
棄児	0.3%	0.3%	0.1%	0.3%	0.5%
養育拒否	5.4%	5.4%	3.4%	2.8%	9.4%
破産等の経済的理由	6.6%	4.9%	0.7%	0.1%	1.3%
児童の問題による監護困難	0.1%	3.9%	38.6%	68.2%	22.1%
その他	21.0%	9.9%	8.9%	4.2%	10.1%
不明	0.5%	0.6%	1.2%	0.6%	2.3%

■　[12]就労・就学状況

乳児院では「乳幼児のため学校等に在籍していない」89.2%、児童養護施設では「小学校に在籍」30.6%、児童心理治療施設では「小中学校の特別支援学級に在籍」38.9%、児童自立支援施設では「中学校に在籍」72.4%、自立援助ホームでは「就労している（バイト等含む）」42.9%、母子生活支援施設では「小学校に在籍」33.6%が最も多かった。

図表 90

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
幼稚園に在籍	2.4%	11.2%	0.0%	0.0%	0.0%	12.7%
小学校に在籍	0.0%	30.6%	27.8%	10.3%	0.0%	33.6%
中学校に在籍	0.0%	24.1%	27.8%	72.4%	0.0%	11.8%
小中学校の特別支援学級に在籍	0.0%	6.1%	38.9%	6.9%	0.0%	2.2%
高等学校に在籍	0.0%	19.0%	0.0%	3.4%	33.3%	4.8%
特別支援学校に在籍	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
その他学校に在籍	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	19.0%	5.2%
就労している(バイト等含む)	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%
乳幼児のため学校等に在籍していない	89.2%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	22.3%
乳幼児ではないが学校等に在籍していない	0.0%	0.3%	0.0%	6.9%	0.0%	1.3%
無回答	8.4%	1.0%	5.6%	0.0%	4.8%	5.7%

■　[13]発達上の特徴、障害等の有無（疑いを含む）

乳児院では「なし」61.4%、児童養護施設では「なし」61.2%、児童心理治療施設では「発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD、学習障害等）」72.2%、児童自立支援施設では「発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD、学習障害等）」51.7%、自立援助ホームでは「なし」47.6%、母子生活支援施設では「なし」72.1%が最も多かった。

図表 91

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
なし	61.4%	61.2%	0.0%	31.0%	47.6%	72.1%
身体障害	4.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障害	7.2%	13.6%	16.7%	3.4%	9.5%	5.2%
発達障害(自閉症スペクトラム、ADHD、学習障害等)	3.6%	15.3%	72.2%	51.7%	14.3%	13.1%
トラウマ関連障害	0.0%	2.7%	38.9%	13.8%	28.6%	2.2%
愛着障害	1.2%	4.4%	33.3%	17.2%	9.5%	4.8%
トラウマ関連障害、愛着障害以外の精神障害	1.2%	0.7%	5.6%	0.0%	4.8%	0.4%
その他日常生活に影響がある疾病・障害(虐待による骨折や脳障害等を含む)	2.4%	2.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%
その他	8.4%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%
不明	7.2%	2.7%	0.0%	6.9%	0.0%	3.5%

■　[14]被虐待経験の有無・内容

乳児院では「なし」54.2%、児童養護施設では「ネグレクト」39.8%、児童心理治療施設では「身体的虐待」77.8%、児童自立支援施設では「身体的虐待」62.1%、自立援助ホームでは「心理的虐待」42.9%、母子生活支援施設では「心理的虐待」46.3%が最も多かった。また、厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」の「被虐待経験の有無及び虐待の種類」と比較したところ、いずれの施設種別でも「ネグレクト」の割合が、本調査結果のほうが低く、その他の虐待の種類についても比較的本調査結果のほうが低い傾向がみられた。

図表 92

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
なし	54.2%	23.1%	5.6%	13.8%	19.0%	41.0%
身体的虐待	8.4%	29.3%	77.8%	62.1%	33.3%	12.7%
心理的虐待	7.2%	19.4%	66.7%	34.5%	42.9%	46.3%
ネグレクト	27.7%	39.8%	33.3%	34.5%	33.3%	2.2%
性的虐待	0.0%	6.5%	11.1%	0.0%	14.3%	7.0%
不明	1.2%	3.1%	0.0%	10.3%	4.8%	3.9%

（参考）児童養護施設入所児童等調査（平成 30 年 2 月 1 日現在）

図表 93

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
虐待経験なし	57.9%	30.1%	18.2%	30.1%	20.3%	38.0%
身体的虐待	28.9%	41.1%	66.9%	64.7%	54.0%	30.6%
心理的虐待	16.4%	26.8%	47.3%	35.3%	55.1%	80.9%
ネグレクト	66.1%	63.0%	48.3%	49.8%	54.6%	19.2%
性的虐待	0.2%	4.5%	9.0%	5.9%	10.9%	4.0%
不明	1.1%	4.0%	3.4%	5.0%	7.8%	3.8%

■　[15]在留資格等

乳児院では『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』21.7%、児童養護施設では「定住者」19.4%、児童心理治療施設では『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』38.9%、児童自立支援施設では『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』31.0%、自立援助ホームでは「定住者」28.6%、母子生活支援施設では『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』19.7%が最も多かった。

図表 94

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」	21.7%	17.0%	38.9%	31.0%	14.3%	19.7%
定住者	10.8%	19.4%	11.1%	20.7%	28.6%	18.8%
永住者	6.0%	16.7%	16.7%	17.2%	19.0%	13.5%
特別永住者	1.2%	3.4%	5.6%	3.4%	4.8%	0.0%
特定技能・技能実習	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特定技能・技能実習以外の就労	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
短期滞在	2.4%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の在留資格	13.3%	6.5%	0.0%	6.9%	4.8%	4.8%
在留資格はない（在留期限超過を含む）	15.7%	3.4%	0.0%	0.0%	4.8%	10.0%
国外居住（保護者のみ）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	12.0%	7.8%	5.6%	20.7%	4.8%	3.1%
無回答	15.7%	24.5%	22.2%	0.0%	19.0%	30.1%

■　[16]保護者以外の身寄りの有無

乳児院では「ない」60.2%、児童養護施設では「ない」52.7%、児童心理治療施設では「ない」61.1%、児童自立支援施設では「ある」51.7%、自立援助ホームでは「ない」57.1%、母子生活支援施設では「ある」56.3%が多かった。

図表 95

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
ある	32.5%	45.9%	33.3%	51.7%	38.1%	56.3%
ない	60.2%	52.7%	61.1%	44.8%	57.1%	39.7%
無回答	7.2%	1.4%	5.6%	3.4%	4.8%	3.9%

■　[17]施設退所後の将来的な居住場所に関する方針

いずれの施設種別でも、「日本国内で生活」が最も多く、次いで乳児院では「母国等外国で生活」14.5%、児童養護施設では「不明・未定」12.2%、児童心理治療施設では「母国等外国で生活」「不明・未定」いずれも 0.0%、児童自立支援施設では「不明・未定」3.4%、自立援助ホームでは「不明・未定」19.0%、母子生活支援施設では「不明・未定」6.6%が多かった。

図表 96

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本国内で生活	66.3%	83.7%	94.4%	96.6%	76.2%	86.9%
母国等外国で生活	14.5%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
不明･未定	13.3%	12.2%	0.0%	3.4%	19.0%	6.6%
無回答	6.0%	2.4%	5.6%	0.0%	4.8%	3.5%

■　[18]子どもが有する問題

＜乳児院＞

「文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」9.6%が最も多かった。

図表 97

	乳児院
全体	83
施設生活上のルールが理解できない	1.2%
アセスメントが困難(言語が分からないためか発達の遅れかの判断がつかない)	3.6%
文化･宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない(食事、行事等)	9.6%
日本食を食べようとしない(食べることが辛くなっている)	0.0%
その他	19.3%

＜乳児院以外の施設＞

児童養護施設では「学習の遅れがみられる」25.2%、児童心理治療施設では「自己肯定感が低い」61.1%、児童自立支援施設では「自己肯定感が低い」69.0%、自立援助ホームでは「自己肯定感が低い」23.8%、母子生活支援施設では「学習の遅れがみられる」25.8%が最も多かった。

図表 98

	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	294	18	29	21	229
施設での日本語のコミュニケーションに支障がある	5.4%	0.0%	0.0%	0.0%	16.6%
学校や保育園等、施設外での日本語のコミュニケーションに支障がある	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	16.2%
将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい	15.0%	11.1%	34.5%	19.0%	16.2%
友人ができない、または孤立しがちである	7.5%	27.8%	37.9%	0.0%	11.8%
子ども間のいじめ、差別にあっている	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
学習の遅れがみられる	25.2%	50.0%	48.3%	19.0%	25.8%
不登校状態である	5.1%	16.7%	3.4%	4.8%	3.5%
言葉が通じず、いら立ちや感情の爆発が生じる	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%
信頼関係の構築が難しい	8.8%	33.3%	34.5%	14.3%	8.7%
施設生活・社会生活上のルールが理解できない	8.5%	5.6%	20.7%	9.5%	10.0%
アセスメントが困難である	8.2%	5.6%	13.8%	14.3%	7.0%
文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）	3.4%	0.0%	0.0%	9.5%	6.1%
アイデンティティの確立に課題がある	9.2%	22.2%	6.9%	19.0%	7.0%
母国語が離せないことへの葛藤がある	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
自己肯定感が低い	19.7%	61.1%	69.0%	23.8%	10.9%
周囲にロールモデル・目標となる外国籍等の子どもがいない	8.2%	11.1%	13.8%	9.5%	12.7%
就学とアルバイト・仕事の両立に支障がある	0.7%	0.0%	3.4%	9.5%	2.2%
アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障がある	2.4%	0.0%	6.9%	9.5%	2.6%
保護者が進路決定に過度に関与する（保護者の意向で進路が決定される）	2.0%	11.1%	0.0%	9.5%	1.7%
居住国が定まらず、進路決定・将来設計がしにくい	5.1%	0.0%	0.0%	4.8%	2.2%
仮放免のため県外移動等の制限があり、生活に支障がある	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	8.8%	0.0%	10.3%	4.8%	12.7%

■　[19]子どもに行っている配慮・対応

いずれも「児童相談所や福祉事務所等と密に連携している」が最も多く、次いで乳児院では「生い立ちの整理ができるよう支援している」16.9%、児童養護施設では「生い立ちの整理ができるよう支援している」22.1%、児童心理治療施設では「就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している」55.6%、児童自立支援施設では「就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している」41.4%、自立援助ホームでは「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」33.3%、母子生活支援施設では「就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している」24.5%が多かった。

図表 99

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
外国語が分かる職員を担当にしている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
個別に日本語教育を提供している	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
個別に学校の教科学習の支援を行っている	0.0%	11.2%	5.6%	20.7%	4.8%	19.2%
外国語が分かる職員を通訳として、面談・相談を行っている	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している	0.0%	16.7%	55.6%	41.4%	9.5%	24.5%
自身の出身国の文化を理解できるよう支援している	3.6%	4.4%	5.6%	0.0%	4.8%	0.4%
日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている	7.2%	4.8%	0.0%	3.4%	19.0%	20.1%
外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている	2.4%	3.4%	11.1%	3.4%	14.3%	4.8%
生い立ちの整理ができるよう支援している	16.9%	22.1%	38.9%	6.9%	28.6%	2.2%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている	4.8%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている	1.2%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%
退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮をしている	4.8%	1.7%	5.6%	3.4%	9.5%	6.6%
児童相談所や福祉事務所等と密に連携している	66.3%	41.8%	83.3%	55.2%	47.6%	39.7%
行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している	1.2%	2.4%	5.6%	3.4%	19.0%	6.1%
入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている	10.8%	7.5%	0.0%	0.0%	14.3%	12.7%
適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている	0.0%	10.9%	11.1%	13.8%	33.3%	10.0%
本名と呼称を使い分けている	8.4%	15.6%	11.1%	10.3%	9.5%	19.2%
生活のしやすさを意識し、施設内の所属ユニットを選択している	4.8%	10.9%	5.6%	0.0%	0.0%	0.4%
その他	8.4%	6.1%	0.0%	6.9%	4.8%	14.0%

■　[20]保護者の続柄

いずれの施設種別でも、「実母」が最も多かった。

図表 100

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
実父	19.3%	18.7%	16.7%	20.7%	23.8%	0.0%
実母	69.9%	70.1%	55.6%	72.4%	47.6%	97.4%
継父	0.0%	1.0%	5.6%	6.9%	14.3%	0.0%
継母	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
養父	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%
養母	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%
おじ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
おば	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
兄	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
姉	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%
祖父	2.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
祖母	1.2%	1.4%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%
父母の交際相手	1.2%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の者	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
主たる養育者はいない	1.2%	2.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	4.8%	1.4%	5.6%	0.0%	4.8%	2.2%

＜保護者に関すること＞

■　[21]保護者と子どもとの関わり

※コロナ感染防止の観点から面会を控えている場合は、この影響を除いて想定される頻度

乳児院では「週 1 回～月 1 回程度の面会がある」37.3%、児童養護施設では「月 1 回未満程度の面会がある」34.7%、児童心理治療施設では「連絡はとれるが面会はない」33.3%、児童自立支援施設では「月 1 回未満程度の面会がある」37.9%、自立援助ホームでは「連絡はとれるが面会はない」42.9%、母子生活支援施設では「施設内で同居（母子生活支援施設のみ）」93.4%が最も多かった。

図表 101

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
週1回を超える頻度で面会がある	8.4%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
週1回～月1回程度の面会がある	37.3%	17.3%	27.8%	27.6%	9.5%	0.4%
月1回未満程度の面会がある	16.9%	34.7%	16.7%	37.9%	23.8%	0.0%
連絡はとれるが面会はない	19.3%	27.6%	33.3%	13.8%	42.9%	0.4%
連絡がとれない(離別･死別含む)	8.4%	13.3%	11.1%	10.3%	19.0%	0.0%
施設内で同居(母子生活支援施設のみ)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	93.4%
無回答	9.6%	5.4%	11.1%	10.3%	4.8%	5.2%

■　[22]保護者の国籍

乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホームでは「日本」(それぞれ 24.1%、27.9%、20.7%、28.6%)、児童心理治療施設・母子生活支援施設では「フィリピン」(それぞれ 27.8%、35.8%)が最も多かった。

図表 102

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本	24.1%	27.9%	16.7%	20.7%	28.6%	9.6%
中国(台湾以外)	9.6%	11.6%	11.1%	17.2%	14.3%	10.9%
中国(台湾)	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
韓国	6.0%	6.8%	16.7%	17.2%	4.8%	2.2%
ベトナム	3.6%	0.7%	0.0%	3.4%	0.0%	3.1%
フィリピン	15.7%	24.5%	27.8%	17.2%	14.3%	35.8%
ブラジル	6.0%	7.1%	0.0%	13.8%	14.3%	10.5%
ネパール	2.4%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
インドネシア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
アメリカ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
タイ	3.6%	3.7%	0.0%	0.0%	4.8%	3.9%
その他アジア諸国(中東含む)	6.0%	3.1%	0.0%	0.0%	4.8%	6.6%
その他の国	16.9%	6.5%	11.1%	6.9%	9.5%	8.7%
無国籍	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国籍不明	0.0%	2.4%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%

■　[23]保護者が使用できる言語（日常会話レベル）

いずれの施設種別でも「日本語」が最も多く、次いで乳児院・児童心理治療施設では「英語」（それぞれ 13.3%、22.2%）、児童養護施設・母子生活支援施設では「タガログ語」（それぞれ 14.6%、31.4%）、児童自立支援施設では「中国語」「タガログ語」いずれも 17.2%、自立援助ホームでは「ポルトガル語」19.0%が多かった。

図表 103

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語	74.7%	77.2%	66.7%	82.8%	81.0%	90.4%
英語	13.3%	12.6%	22.2%	6.9%	14.3%	30.1%
中国語	8.4%	7.5%	11.1%	17.2%	0.0%	8.7%
韓国語･朝鮮語	0.0%	2.7%	0.0%	13.8%	0.0%	2.6%
ベトナム語	3.6%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
タガログ語	7.2%	14.6%	16.7%	17.2%	9.5%	31.4%
ポルトガル語	3.6%	3.4%	0.0%	6.9%	19.0%	9.2%
ネパール語	1.2%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
インドネシア語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
タイ語	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	4.8%	3.9%
スペイン語	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
その他欧州諸国の言語	1.2%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%
上記以外の言語	8.4%	2.4%	5.6%	0.0%	4.8%	6.6%
言語コミュニケーションはできない	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	13.3%	15.6%	16.7%	0.0%	4.8%	0.0%

■　[24]保護者が使用できる言語（ネイティブレベル）

乳児院では「日本語」36.1%、児童養護施設では「日本語」34.0%、児童心理治療施設では「日本語」50.0%、児童自立支援施設では「日本語」34.5%、自立援助ホームでは「日本語」23.8%、母子生活支援施設では「タガログ語」29.7%が最も多かった。

図表 104

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語	36.1%	34.0%	50.0%	34.5%	23.8%	21.0%
英語	2.4%	7.1%	11.1%	0.0%	14.3%	14.4%
中国語	9.6%	8.8%	16.7%	17.2%	9.5%	11.8%
韓国語･朝鮮語	0.0%	2.4%	0.0%	13.8%	0.0%	1.3%
ベトナム語	2.4%	0.3%	0.0%	3.4%	0.0%	1.3%
タガログ語	10.8%	13.3%	11.1%	10.3%	14.3%	29.7%
ポルトガル語	2.4%	4.8%	0.0%	10.3%	14.3%	10.0%
ネパール語	2.4%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
インドネシア語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
タイ語	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
スペイン語	0.0%	2.7%	0.0%	3.4%	0.0%	0.9%
その他欧州諸国の言語	3.6%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%
上記以外の言語	10.8%	2.0%	5.6%	3.4%	4.8%	7.4%
言語コミュニケーションはできない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
不明	16.9%	15.3%	16.7%	0.0%	0.0%	2.2%

■　[25]保護者の障害等の有無（疑いを含む）

いずれの施設種別も「なし」が最も多かった。

図表 105

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
なし	60.2%	42.9%	38.9%	62.1%	47.6%	72.5%
身体障害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障害	6.0%	4.8%	5.6%	0.0%	0.0%	5.2%
発達障害(自閉症スペクトラム、ADHD等)	3.6%	2.0%	11.1%	3.4%	4.8%	1.7%
アルコール等の依存症	1.2%	1.7%	5.6%	3.4%	0.0%	1.3%
人格障害	1.2%	2.7%	16.7%	0.0%	4.8%	0.0%
アルコール等の依存症、人格障害以外の精神障害	14.5%	15.0%	11.1%	10.3%	14.3%	9.2%
疾病(日常生活に影響があるもの)	2.4%	4.1%	5.6%	3.4%	0.0%	3.5%
その他	1.2%	2.4%	5.6%	0.0%	0.0%	2.6%
不明	8.4%	25.5%	11.1%	13.8%	33.3%	2.6%

■　[26]保護者の在留資格・在留目的

乳児院では「その他の在留資格」16.9%、児童養護施設では「不明」26.2%、児童心理治療施設では『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』33.3%、児童自立支援施設では『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』34.5%、自立援助ホームでは『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』28.6%、母子生活支援施設では「定住者」33.2%が最も多かった。

図表 106

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」	12.0%	22.4%	33.3%	34.5%	28.6%	20.5%
定住者	13.3%	13.6%	11.1%	20.7%	14.3%	33.2%
永住者	8.4%	8.2%	16.7%	6.9%	9.5%	27.1%
特別永住者	4.8%	1.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
特定技能・技能実習	2.4%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特定技能・技能実習以外の就労	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
短期滞在	2.4%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の在留資格	16.9%	1.4%	0.0%	6.9%	4.8%	4.4%
在留資格はない(在留期限超過を含む)	13.3%	1.7%	0.0%	0.0%	9.5%	1.7%
国外居住(保護者のみ)	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	12.0%	26.2%	27.8%	20.7%	19.0%	3.5%
無回答	14.5%	22.1%	16.7%	6.9%	14.3%	11.8%

■　[27]保護者が有する問題

乳児院では「家庭復帰における支援が難しい」48.2%、児童養護施設では「家庭復帰における支援が難しい」42.2%、児童心理治療施設では「家庭復帰における支援が難しい」44.4%、児童自立支援施設では「日本語のコミュニケーションに支障がある」48.3%、自立援助ホームでは「日本語のコミュニケーションに支障がある」「信頼関係の構築が難しい」いずれも 23.8%、母子生活支援施設では「日本語のコミュニケーションに支障がある」55.5%が最も多かった。

図表 107

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語のコミュニケーションに支障がある	36.1%	37.4%	27.8%	48.3%	23.8%	55.5%
支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい	33.7%	29.9%	22.2%	27.6%	19.0%	36.2%
子どものアセスメントに必要な情報収集が困難	19.3%	20.4%	16.7%	17.2%	14.3%	21.0%
日々の養育に必要な情報収集が困難（アレルギー・既往疾患の有無等）	6.0%	6.8%	11.1%	0.0%	0.0%	10.5%
信頼関係の構築が難しい	22.9%	20.7%	16.7%	34.5%	23.8%	14.0%
家庭復帰における支援が難しい	48.2%	42.2%	44.4%	41.4%	19.0%	0.4%
子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい（予定入院・手術の実施の判断等）	3.6%	6.5%	11.1%	3.4%	0.0%	5.7%
文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい	7.2%	6.1%	5.6%	3.4%	0.0%	7.0%
子どもが日本の文化、習慣を身に付けることへの抵抗への対応が難しい	1.2%	0.7%	0.0%	3.4%	0.0%	5.7%
母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）	3.6%	8.5%	22.2%	3.4%	9.5%	21.0%
在留資格に関する課題がある	24.1%	10.2%	0.0%	6.9%	9.5%	16.6%
在留資格等の事情により、公的支援・サービスを受けられない	13.3%	0.3%	0.0%	0.0%	4.8%	1.7%
在留資格等の事情により、契約に基づく民間団体等のサービスを受けられない	3.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
在留資格等の事情により、生活保護や各種手当等の受給に課題がある	12.0%	0.3%	0.0%	0.0%	4.8%	4.8%
離婚にともなう課題がある	6.0%	8.8%	11.1%	17.2%	9.5%	36.2%
子どもの親権や養育費をめぐる課題がある	1.2%	5.1%	0.0%	6.9%	0.0%	18.3%
自身の健康上の課題が大きい（必要性が明らかにも関わらず検診、診察を受けない等）	8.4%	12.6%	22.2%	6.9%	4.8%	9.2%
自身が社会の中で孤立している	19.3%	7.1%	22.2%	6.9%	4.8%	8.3%
自身の就労に課題がある（就労できない等）	27.7%	19.0%	11.1%	13.8%	14.3%	25.8%
DV被害に遭っており（または遭った経験があり）精神的に不安定である	10.8%	8.2%	11.1%	6.9%	0.0%	28.4%
その他	12.0%	11.9%	5.6%	3.4%	9.5%	6.6%

■　[28]保護者に行っている配慮・対応

いずれの施設種別でも、「児童相談所や福祉事務所等との連携を密に行っている」が最も多かった。

図表 108

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
外国語が分かる職員を通訳として、面談・相談を行っている	1.2%	1.7%	0.0%	3.4%	4.8%	0.9%
面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている	3.6%	8.8%	5.6%	13.8%	0.0%	24.5%
児童相談所や福祉事務所等との連携を密に行っている	66.3%	63.6%	72.2%	48.3%	19.0%	65.9%
行政書士・弁護士など法曹関係者との連携を行っている	0.0%	0.3%	0.0%	3.4%	14.3%	34.1%
入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている	9.6%	5.4%	0.0%	0.0%	0.0%	34.5%
その他	8.4%	8.5%	0.0%	6.9%	9.5%	15.7%

＜外国にルーツをもつ親族等（以下「親族等」）に関すること＞

■　[29]親族等の続柄

乳児院では「主たる養育者はいない」10.8%、児童養護施設では「実母」10.5%、児童心理治療施設では「実父」5.6%、児童自立支援施設では「実父」10.3%、自立援助ホームでは「実母」14.3%、母子生活支援施設では「実父」「実母」いずれも 4.4%が最も多かった。

図表 109

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
実父	9.6%	8.5%	5.6%	10.3%	0.0%	4.4%
実母	2.4%	10.5%	0.0%	3.4%	14.3%	4.4%
継父	1.2%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
継母	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
養父	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
養母	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
おじ	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
おば	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.4%
兄	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
姉	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
祖父	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
祖母	3.6%	4.1%	0.0%	3.4%	0.0%	0.4%
父母の交際相手	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の者	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
主たる養育者はいない	10.8%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
不明	1.2%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
無回答	71.1%	68.0%	94.4%	82.8%	81.0%	85.6%

■　[30]親族等と子どもとの関わり

※コロナ感染防止の観点から面会を控えている場合は、この影響を除いて想定される頻度

乳児院では「連絡がとれない（別離・死別含む）」7.2%、児童養護施設では「連絡がとれない（別離・死別含む）」11.2%、児童心理治療施設では「連絡は取れるが面会はない」5.6%、児童自立支援施設では「月 1 回未満程度の面会がある」「連絡がとれない（別離・死別含む）」6.9%、自立援助ホームでは「連絡は取れるが面会はない」14.3%、母子生活支援施設では「施設内で同居（母子生活支援施設のみ）」5.7%が最も多かった。

図表 110

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
週1回を超える頻度で面会がある	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
週1回～月1回程度の面会がある	4.8%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
月1回未満程度の面会がある	1.2%	10.5%	0.0%	6.9%	4.8%	0.9%
連絡はとれるが面会はない	3.6%	4.4%	5.6%	3.4%	14.3%	3.9%
連絡がとれない(離別･死別含む)	7.2%	11.2%	0.0%	6.9%	9.5%	3.1%
施設内で同居(母子生活支援施設のみ)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%
無回答	83.1%	69.7%	94.4%	82.8%	71.4%	86.5%

■　[31]親族等の国籍

乳児院では「その他の国」4.8%、児童養護施設では「日本」8.5%、児童心理治療施設では「日本」5.6%、児童自立支援施設では「日本」「中国（台湾）」「韓国」「ベトナム」「ブラジル」いずれも 3.4%、自立援助ホームでは「日本」9.5%、母子生活支援施設では「日本」3.1%が最も多かった。

図表 111

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本	3.6%	8.5%	5.6%	3.4%	9.5%	3.1%
中国(台湾以外)	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%
中国(台湾)	0.0%	0.7%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
韓国	0.0%	2.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.4%
ベトナム	0.0%	1.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
フィリピン	1.2%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
ブラジル	2.4%	0.3%	0.0%	3.4%	4.8%	1.3%
ネパール	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
インドネシア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アメリカ	1.2%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイ	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%
その他アジア諸国(中東含む)	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
その他の国	4.8%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
無国籍	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国籍不明	3.6%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%

■　[32]親族等が使用できる言語（日常会話レベル）

乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設では「日本語」（それぞれ 6.0%、18.7%、6.9%、19.0%、9.2%）が最も多かった。児童心理治療施設では「日本語」「英語」いずれも 5.6%が最も多かった。

図表 112

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語	6.0%	18.7%	5.6%	6.9%	19.0%	9.2%
英語	1.2%	5.1%	5.6%	0.0%	0.0%	3.9%
中国語	0.0%	1.7%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
韓国語･朝鮮語	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
ベトナム語	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タガログ語	1.2%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
ポルトガル語	0.0%	0.3%	0.0%	3.4%	4.8%	2.2%
ネパール語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
インドネシア語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイ語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%
スペイン語	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他欧州諸国の言語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
上記以外の言語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
言語コミュニケーションはできない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	8.4%	12.6%	0.0%	3.4%	0.0%	2.6%

■　[33]親族等が使用できる言語（ネイティブレベル）

乳児院では「日本語」4.8%、児童養護施設では「日本語」9.2%、児童心理治療施設では「英語」5.6%、児童自立支援施設では「日本語」「中国語」「ベトナム語」「ポルトガル語」いずれも 3.4%、自立援助ホームでは「中国語」4.8%、母子生活支援施設では「日本語」3.5%が最も多かった。

図表 113

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語	4.8%	9.2%	0.0%	3.4%	0.0%	3.5%
英語	1.2%	2.7%	5.6%	0.0%	0.0%	1.7%
中国語	0.0%	1.7%	0.0%	3.4%	4.8%	0.0%
韓国語･朝鮮語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ベトナム語	0.0%	0.3%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
タガログ語	1.2%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
ポルトガル語	0.0%	0.3%	0.0%	3.4%	0.0%	1.7%
ネパール語	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
インドネシア語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タイ語	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
スペイン語	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他欧州諸国の言語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
上記以外の言語	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
言語コミュニケーションはできない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	7.2%	11.9%	0.0%	3.4%	0.0%	3.5%

■　[34]親族等の障害等の有無（疑いを含む）

乳児院では「なし」7.2%、児童養護施設では「なし」9.9%、児童心理治療施設では「なし」5.6%、児童自立支援施設では「なし」10.3%、自立援助ホームでは「なし」14.3%、母子生活支援施設では「なし」6.6%が最も多かった。

図表 114

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
なし	7.2%	9.9%	5.6%	10.3%	14.3%	6.6%
身体障害	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
発達障害(自閉症スペクトラム、ADHD等)	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%
アルコール等の依存症	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
人格障害	0.0%	0.7%	0.0%	3.4%	4.8%	0.0%
「アルコール等の依存症」「人格障害」以外の精神障害	1.2%	2.4%	0.0%	0.0%	9.5%	0.4%
疾病(日常生活に影響があるもの)	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	4.8%	0.4%
その他	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
不明	7.2%	15.3%	0.0%	3.4%	0.0%	6.1%

■　[35]親族等の在留資格・在留目的

乳児院では『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』「定住者」いずれも 4.8%、児童養護施設では『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』9.2%、児童心理治療施設では「『日本人の配偶者等』または『永住者の配偶者等』」5.6%、児童自立支援施設では「定住者」「永住者」いずれも 3.4%、自立援助ホームでは『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』9.5%、母子生活支援施設では『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』「定住者」「永住者」「その他の在留資格」いずれも 0.4%が最も多かった。

図表 115

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」	4.8%	9.2%	5.6%	0.0%	9.5%	0.4%
定住者	4.8%	1.7%	0.0%	3.4%	4.8%	0.4%
永住者	0.0%	1.4%	0.0%	3.4%	4.8%	0.4%
特別永住者	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特定技能・技能実習	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特定技能・技能実習以外の就労	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
短期滞在	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の在留資格	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
在留資格はない(在留期限超過を含む)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
国外居住(保護者のみ)	0.0%	1.7%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
不明	4.8%	13.3%	0.0%	6.9%	4.8%	8.7%
無回答	85.5%	72.8%	94.4%	82.8%	76.2%	89.5%

■　[36]親族等が有する問題

乳児院では「家庭復帰における支援が難しい」3.6%、児童養護施設では「日本語のコミュニケーションに支障がある」5.4%、児童心理治療施設では「離婚にともなう課題がある」5.6%、児童自立支援施設では「子どもアセスメントに必要な情報収集が困難」「信頼関係の構築が難しい」「離婚にともなう課題がある」「自身の就労に課題がある（就労できない等）」いずれも 3.4%、自立援助ホームでは「信頼関係の構築が難しい」9.5%、母子生活支援施設では「離婚にともなう課題がある」3.9%が最も多かった。

図表 116

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語のコミュニケーションに支障がある	1.2%	5.4%	0.0%	0.0%	4.8%	3.1%
支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	4.8%	0.9%
子どものアセスメントに必要な情報収集が困難	0.0%	1.0%	0.0%	3.4%	4.8%	0.4%
日々の養育に必要な情報収集が困難（アレルギー・既往疾患の有無等）	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
信頼関係の構築が難しい	2.4%	2.4%	0.0%	3.4%	9.5%	1.3%
家庭復帰における支援が難しい	3.6%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい（予定入院・手術の実施の判断等）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
子どもが日本の文化、習慣を身に付けることへの抵抗への対応が難しい	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
在留資格に関する課題がある	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
在留資格等の事情により、公的支援・サービスを受けられない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
在留資格等の事情により、契約に基づく民間団体等のサービスを受けられない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
在留資格等の事情により、生活保護や各種手当等の受給に課題がある	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
離婚にともなう課題がある	1.2%	1.7%	5.6%	3.4%	4.8%	3.9%
子どもの親権や養育費をめぐる課題がある	1.2%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
自身の健康上の課題が大きい（必要性が明らかにも関わらず検診、診察を受けない等）	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
自身が社会の中で孤立している	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	0.4%
自身の就労に課題がある（就労できない等）	1.2%	1.4%	0.0%	3.4%	4.8%	0.0%
DV被害に遭っており（または遭った経験があり）精神的に不安定である	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
その他	4.8%	5.8%	0.0%	3.4%	0.0%	3.5%

■　[37]親族等に行っている配慮・対応

乳児院では「児童相談所や福祉事務所との連携を密に行っている」6.0%、児童養護施設では「児童相談所や福祉事務所との連携を密に行っている」9.2%、児童心理治療施設では「児童相談所や福祉事務所との連携を密に行っている」5.6%、児童自立支援施設ではいずれも 0.0%、自立援助ホームでは「児童相談所や福祉事務所との連携を密に行っている」「行政書士・弁護士など法曹関係者との連携を行っている」いずれも 4.8%、母子生活支援施設では「行政書士・弁護士など法曹関係者との連携を行っている」3.1%が最も多かった。

図表 117

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
外国語が分かる職員を通訳として、面談・相談を行っている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
児童相談所や福祉事務所等との連携を密に行っている	6.0%	9.2%	5.6%	0.0%	4.8%	2.2%
行政書士・弁護士など法曹関係者との連携を行っている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%	3.1%
入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
その他	6.0%	5.4%	0.0%	3.4%	4.8%	4.4%

２．児童相談所調査　集計結果

（１）施設概要

■　管内の登録里親家庭数（延べ世帯数※）

「20～50 世帯未満」36.4%が最も多く、次いで「100 世帯以上」26.5%であった。

また、そのうち養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親の数については下図の通りであった。

図表 118

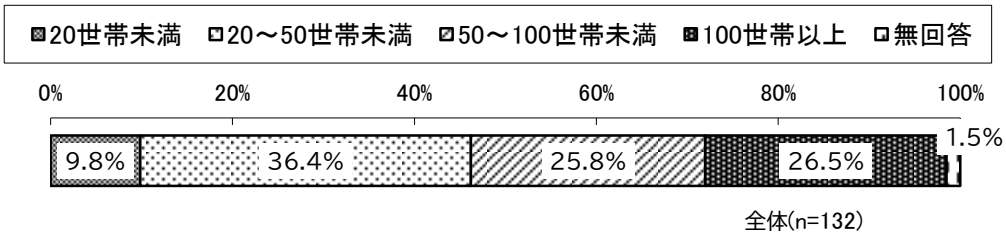

※延べ世帯数は、１世帯が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親のいずれかを兼ねている場合、それぞれを別に数えて回答することを求めた（以下同）

※うち、養育里親

図表 119

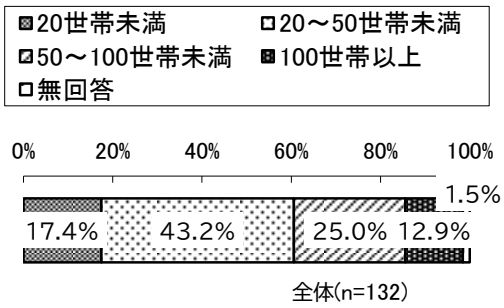

※うち、専門里親

図表 120

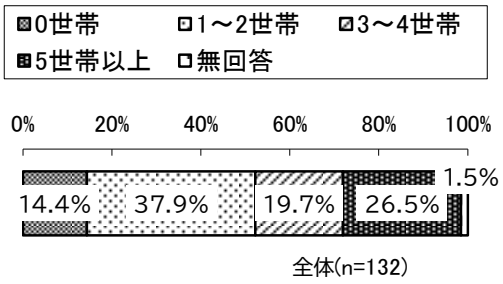

※うち、親族里親

図表 121

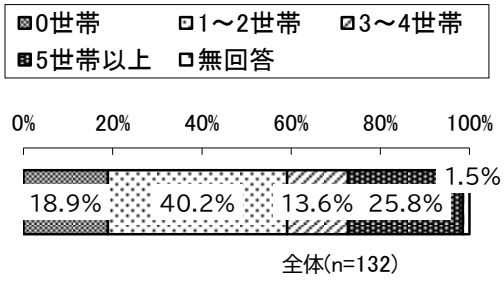

※うち、養子縁組里親

図表 122

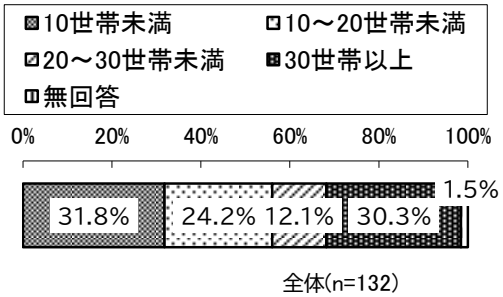

■ 管内の、子どもが委託されている里親家庭数（延べ世帯数）

「30 世帯以上」27.3%が最も多く、次いで「10～20 世帯未満」25.8%であった。

また、そのうち養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親の数については下図の通りであった。

図表 123

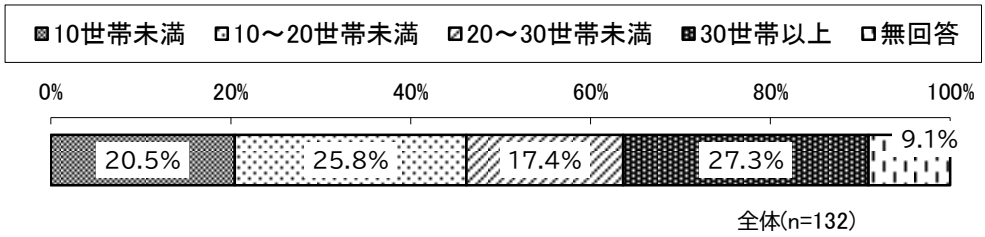

※うち、養育里親

図表 124

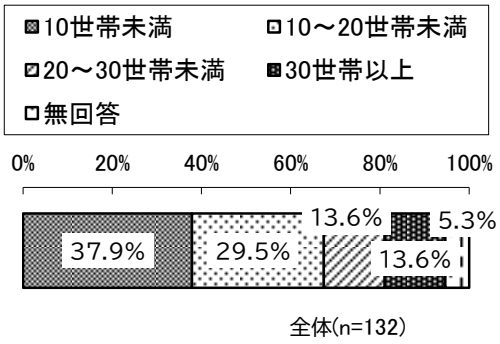

※うち、専門里親

図表 125

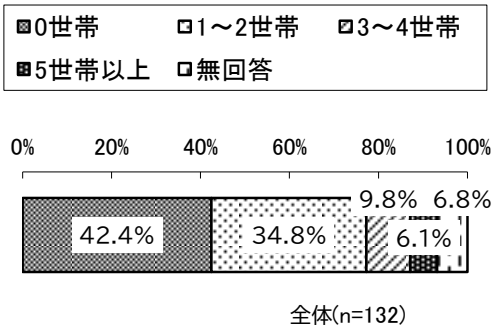

※うち、親族里親

図表 126

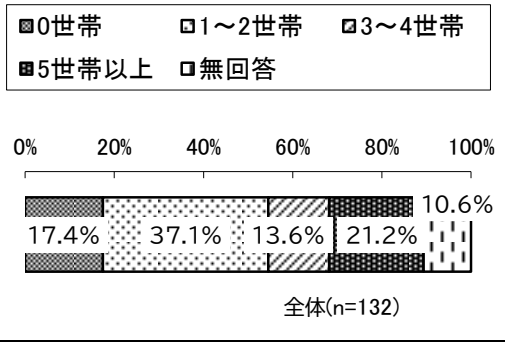

※うち、養子縁組里親

図表 127

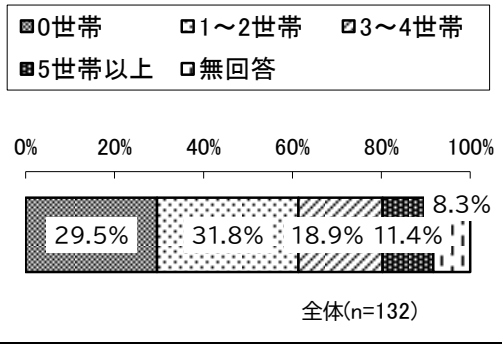

■ 管内のファミリーホーム数

「0 か所」「１～２か所」35.6%が最も多かった。

図表 128

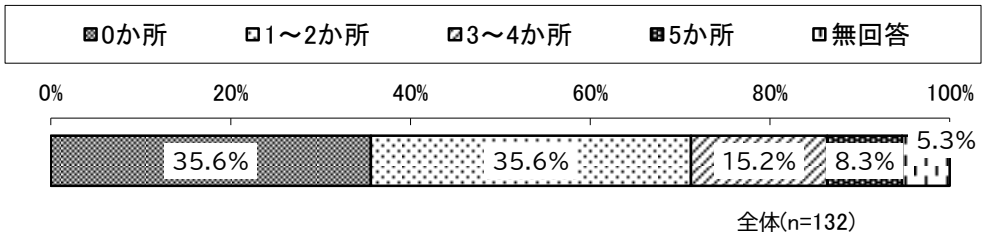

■ 当児童相談所により、里親へ委託されている子ども数

「30 人以上」34.8%が最も多く、次いで「10 人未満」24.2%であった。

図表 129

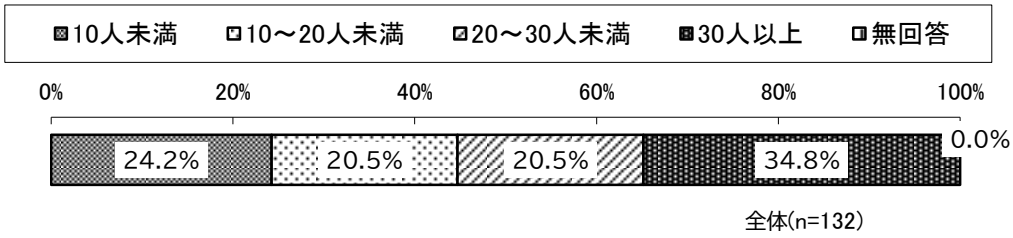

■ 当児童相談所により、ファミリーホームへ委託されている子ども数

「6 人未満」59.1%が最も多く、次いで「6～10 人未満」18.2%であった。

図表 130

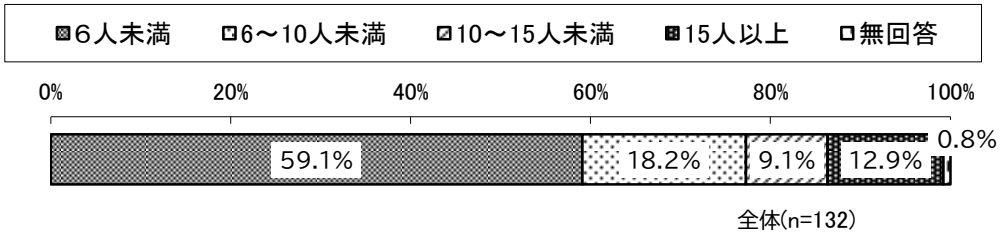

■ 当児童相談所により、児童養護施設等へ委託されている子ども数

「150 人以上」35.6%が最も多く、次いで「50 人未満」25.8%であった。

図表 131

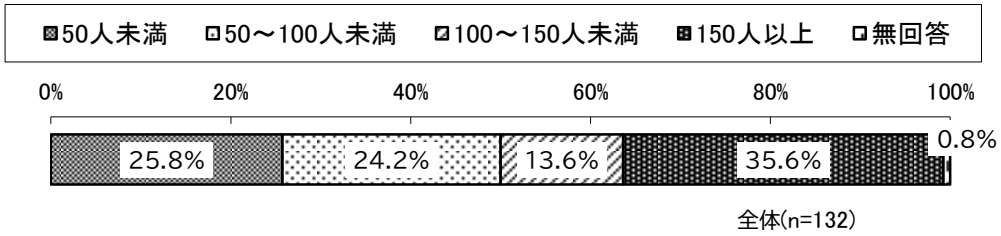

（２）里親・ファミリーホームに委託されている外国籍等の子ども・保護者について

■ 外国籍等の子どもを委託している里親・ファミリーホームの世帯数（か所数）

「里親（委託）」では「０世帯」61.4%が最も多く、次いで「１世帯」18.9%、「２～４世帯」13.6%であった。また、「ファミリーホーム（委託）」では「０か所」82.6%が最も多く、次いで「１か所」9.8%、「２～４か所」3.0%であった。

＜里親（委託）＞

図表 132

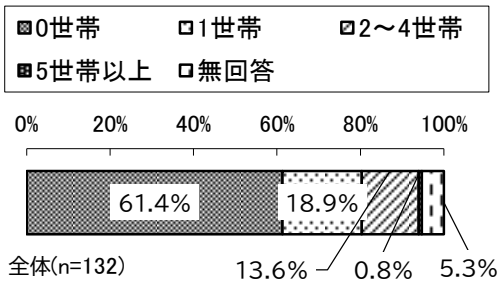

＜里親（一時保護）＞

図表 133

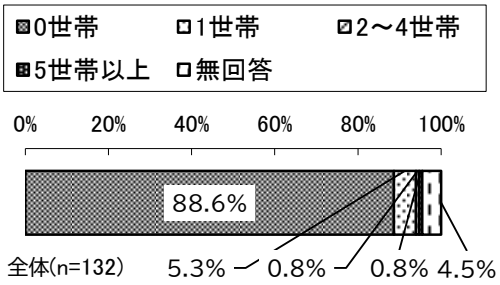

＜ファミリーホーム（委託）＞

図表 134

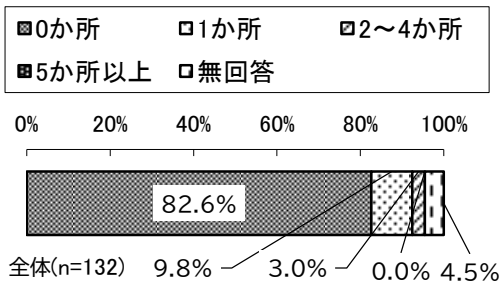

＜ファミリーホーム（一時保護）＞

図表 135

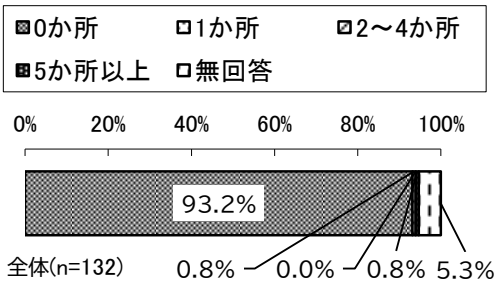

■　里親・ファミリーホームに委託した外国籍等の子どもの人数

「里親への委託児童」では「０人」61.4%が最も多く、次いで「１人」16.7%、「２～４人」14.4%であった。「ファミリーホームへの委託児童」では「０人」82.6%が最も多く、次いで「１人」6.8%、「２人」5.3%であった。

＜里親への委託児童＞

図表 136

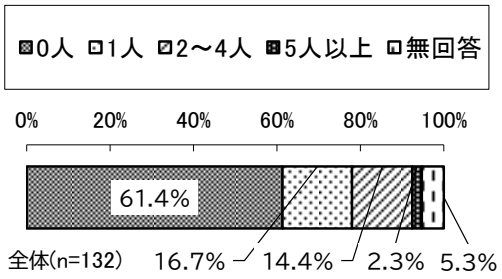

平均：0.69 人

＜里親への一時保護の児童＞

図表 137

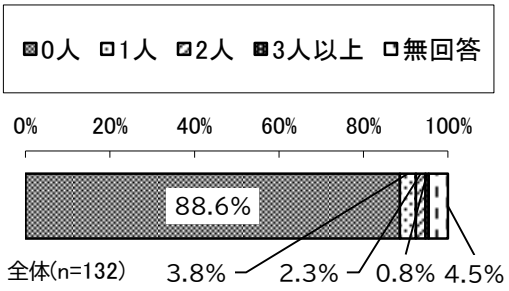

平均：0.09 人

＜ファミリーホームへの委託児童＞

図表 138

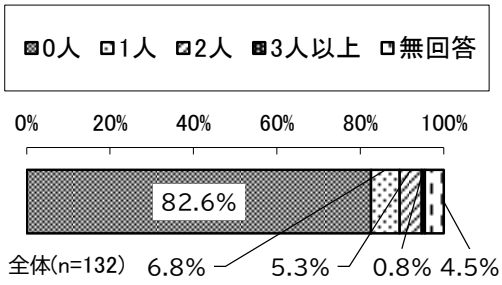

平均：0.24 人

＜ファミリーホームへの一時保護の児童＞

図表 139

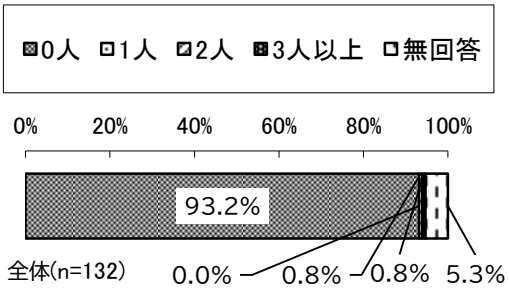

平均：0.02 人

※平均は、１か所の児童相談所あたりの委託児童数、一時保護児童数を表す。

■　当児童相談所が児童養護施設等に委託した外国籍等の子どもの人数

「委託児童」では「0 人」34.1%が最も多く、次いで「2 人」22.7%であった。「一時保護の児童」では「0 人」73.5%が最も多く、次いで「1 人」8.3%であった。

＜委託児童＞

図表 140

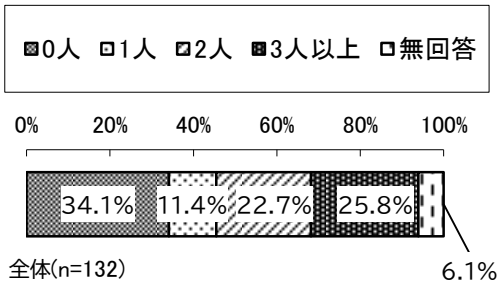

＜一時保護の児童＞

図表 141

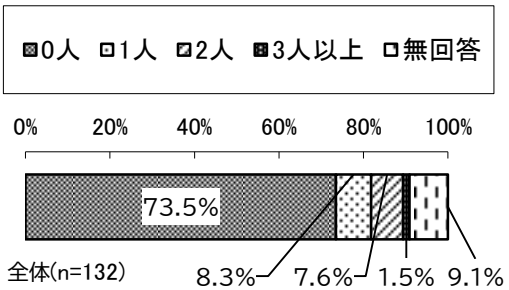

■ 日本語以外の言語を使える里親・ファミリーホーム職員数（常勤・非常勤問わず）

「①英語」については、「１人」および「２人以上」の合計が、「日常会話レベル」では 34.1%、「ネイティブレベル」では 30.3%と、英語ができる職員がいる里親・ファミリーホームも一定程度いることがうかがえた。また英語以外の言語については、いずれも「１人」および「２人以上」の割合が０％または数％程度であり、会話が可能な里親・ファミリーホームは少数であることがうかがえた。

①英語

＜日常会話レベル＞

図表 142

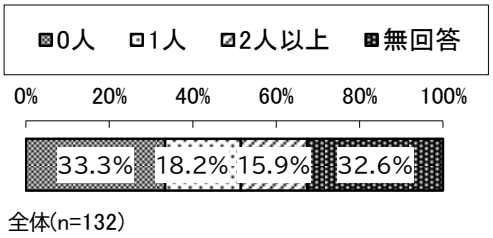

＜ネイティブレベル＞

図表 143

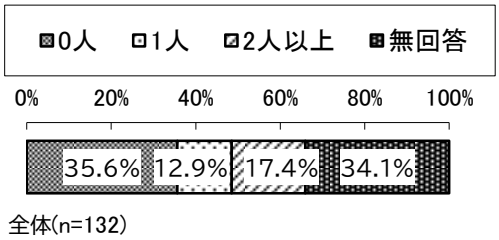

②中国語

＜日常会話レベル＞

図表 144

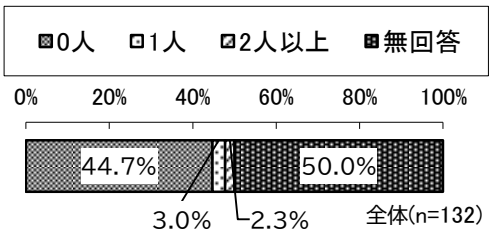

＜ネイティブレベル＞

図表 145

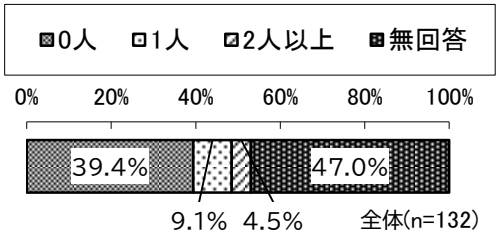

③韓国語・朝鮮語

＜日常会話レベル＞

図表 146

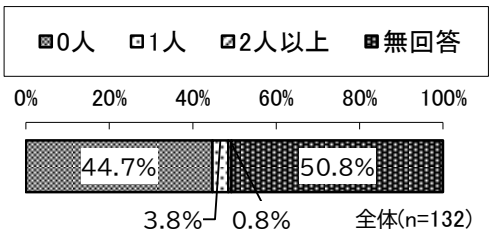

＜ネイティブレベル＞

図表 147

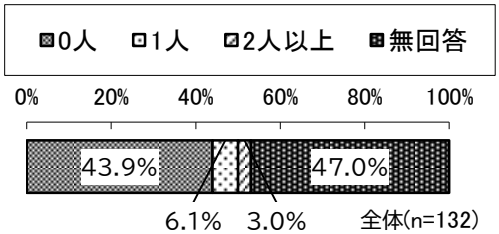

④ベトナム語

＜日常会話レベル＞

図表 148

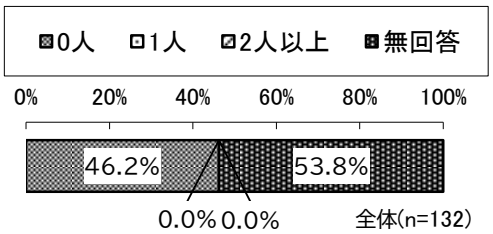

＜ネイティブレベル＞

図表 149

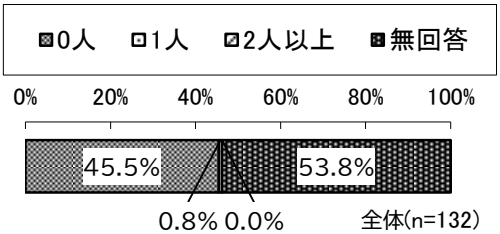

⑤タガログ語	＜日常会話レベル＞ **図表 150** 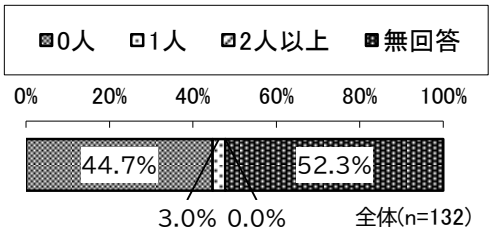	＜ネイティブレベル＞ **図表 151** 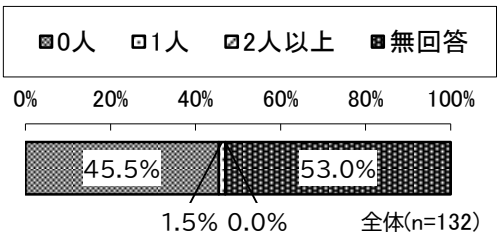
⑥ポルトガル語	＜日常会話レベル＞ **図表 152** 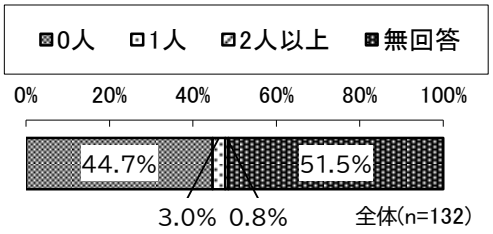	＜ネイティブレベル＞ **図表 153** 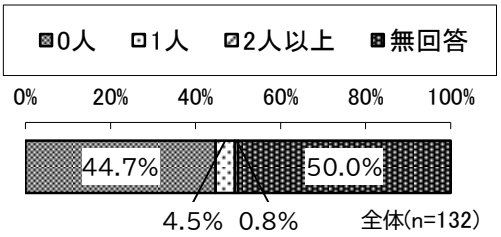
⑦ネパール語	＜日常会話レベル＞ **図表 154** 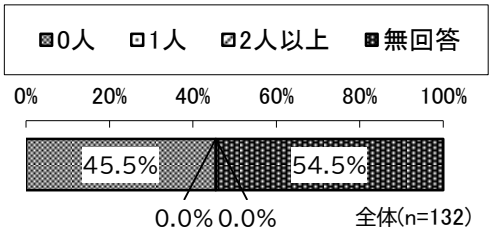	＜ネイティブレベル＞ **図表 155** 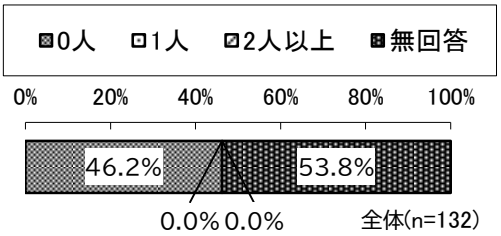
⑧インドネシア語	＜日常会話レベル＞ **図表 156** 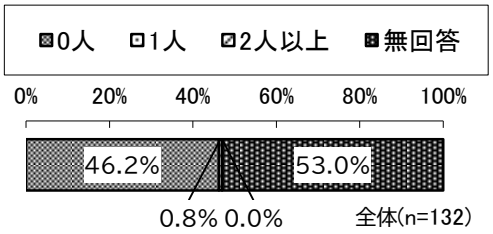	＜ネイティブレベル＞ **図表 157** 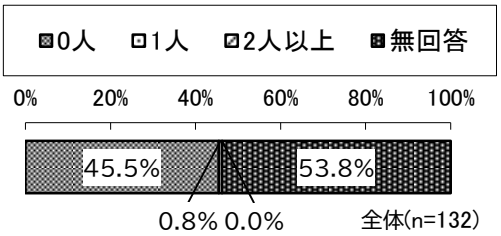

⑨タイ語

＜日常会話レベル＞

図表 158

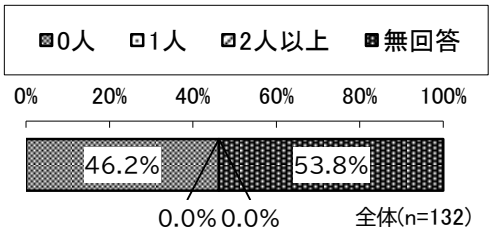

＜ネイティブレベル＞

図表 159

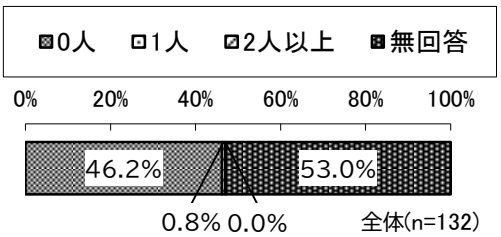

⑩スペイン語

＜日常会話レベル＞

図表 160

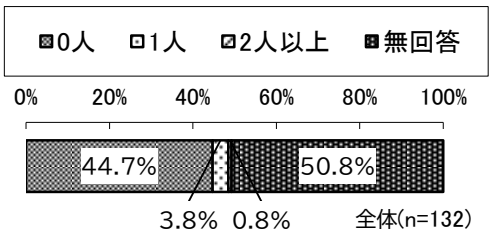

＜ネイティブレベル＞

図表 161

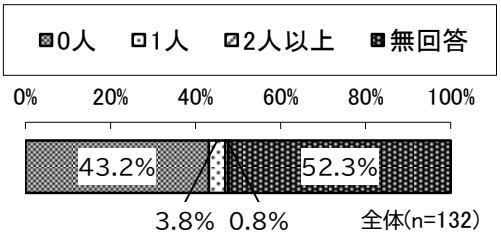

⑪その他欧州諸国の言語

＜日常会話レベル＞

図表 162

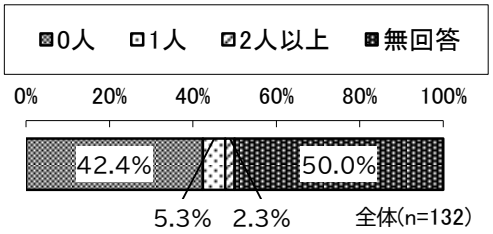

＜ネイティブレベル＞

図表 163

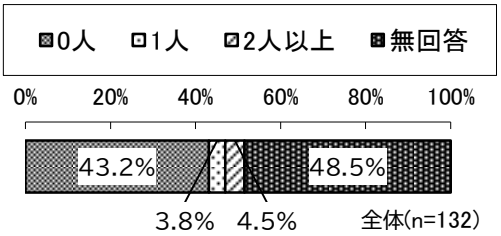

⑫上記以外の言語

＜日常会話レベル＞

図表 164

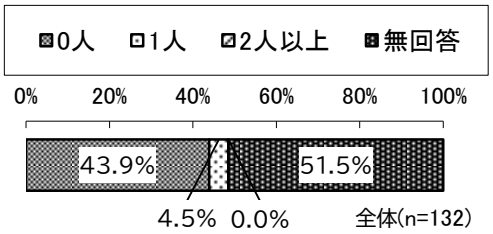

＜ネイティブレベル＞

図表 165

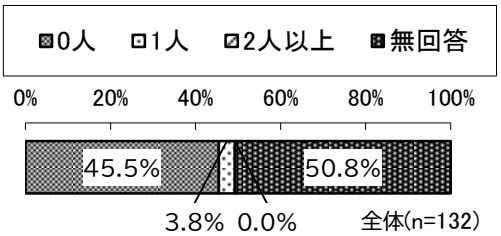

■　外国籍等の子ども・保護者の支援にあたり連携している機関（※外国籍等の子どもの支援を目的としない連携は除く）

「学校・教育機関」53.0%が最も多く、次いで「福祉事務所」36.4%であった。

図表 166

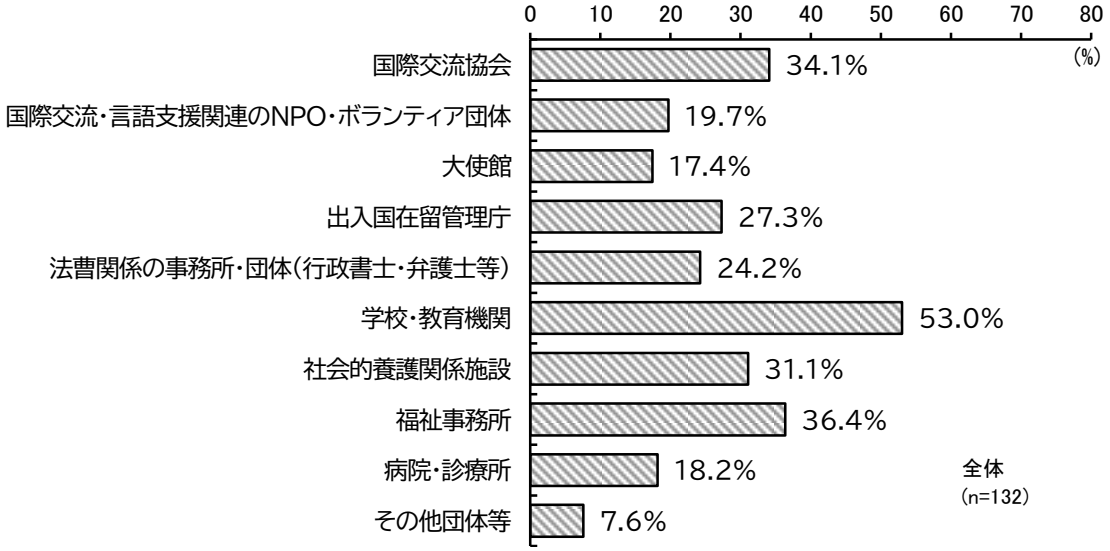

◆「その他団体等」の記載内容（主なもの。以下同）

市町保健センター、警察、市町児童担当課	
本庁内の国際課	ISSJ(日本国際社会事業団)
当県国際課	市町村役場
県や市町村を通して依頼可能な通訳	

■　外国籍等の子ども・保護者の支援にあたり、連携の必要性を感じるが連携できていない機関

「国際交流・言語支援関連の NPO・ボランティア団体」22.0%が最も多く、次いで「大使館」21.2%であった。

図表 167

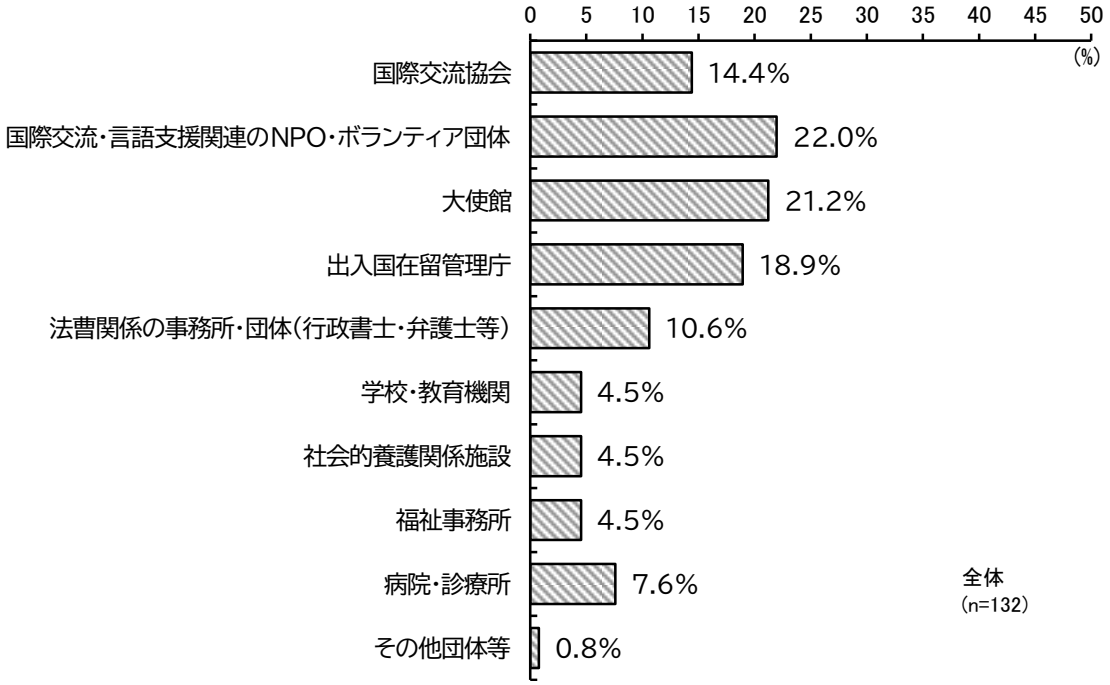

◆「その他団体等」の記載内容

該当者がいないため回答不可

■　上記で回答した機関のうち、特に連携の必要性を感じるが連携できていない機関とその理由

※表内の「番号」と機関の対応は以下

１：国際交流協会　　２：国際交流・言語支援関連の NPO・ボランティア団体
３：大使館　　４：出入国在留管理庁
５：法曹関係の事務所・団体（行政書士・弁護士等）　　６：学校・教育機関
７：他の社会的養護関係施設　　８：福祉事務所
９：病院・診療所　　10：その他団体等

図表 168

番号	連携できていない理由　※主なもの
1	通訳の依頼について調整したいが出来ないから
1	該当施設が遠方のため、実際には連携、活用ができない。
1	連携方法がわからないから。
1	当該施設の協力範囲が明確でないことから、積極的に協働していくだけの労力を割くことができないから。
1	国際交流協会のような在住外国人を支援する核となる機関とは連携はできていない

2	通訳者等、管轄市町にはいないため、様々なケースに柔軟に対応を依頼できる団体等もない。過疎地域で通訳等の派遣を依頼するにも、片道２時間程度要する立地環境であるなど課題が多い。
2	情報・資源の不足。どのように連携すればよいのかわからない。通訳の守秘義務の問題や利用の回数制限の課題がある
2	近隣に当該施設が無いから。
2	○日本語ができないため、行政手続に付き添い等の支援が必要な場合に、どのような支援団体があるのか情報がない。児相の職員が付き添うことがある。　○入管に児相の対応状況を知ってもらう機会がない。例えば、親の逮捕で監護者不在のケースなどは、子どもの状況に関係なく親の処分を決められてしまうことがある。　○ブラジルでの離婚裁判係争中のケースでは、関係する法律事務所の弁護士との連携（情報共有）をどう進めて行けば良いのか分からなかった。　○病院によっては、言語が通じない等の理由で、児童の入院を受け入れてもらえない場合がある。
2	保護者や里親より、支援を必要とする相談が直接無いため。
2	委託児童に外国籍の子どもがほとんどいないため。
2	県内に国際交流関連の NPO 団体等があるか分からないから。
2	近隣に連携可能な団体がないため。
2	プライバシーの問題
2	外国籍の保護者の通訳ボランティアをお願いしたいが、引き受けてくれる団体に心当たりがないため
2	連携が可能かどうか、どのような団体があるのか、連携が可能な場合、予算措置が必要なのか、等の情報が不明。
2	具体的な連携先や連携方法がわからないため。
2	必要に応じて、一般的な照会をすることがあるが、定期的な関わりがないため、どのような支援を行っているのか、事例についてどこまで関わってもらえるのか、分かり辛いため。
2	近隣に該当する施設があるかを含め実態が把握できていない。
2	個人情報保護の観点から連携が難しい。
3	問合せ等行いたいが、ホームページを見ても日本語ページがない場合もあり、また言語の問題で電話による問合せを行いにくいため。
3	日本在住の親族の有無を確認したいが、連携方法が分からないため。
3	件数としてはほとんどないが、国籍の解決等の確定的な回答は大使館でなければできないにもかかわらず、大使館になかなか連絡が取れない。訪問して教えてもらいたいが、遠方にあって行くこともできない。
3	・近隣に当該施設がないため　・連携方法がわからないため　・問い合わせに応じてくれるかどうかが不明なため
3	連携方法がわからない。現地の状況確認のため金銭がかかる場合がある。
3	親権者の確認など、手続き等に時間を要することが多い。
3	大使館に対し、どのように照会をかけ、どのような照会に応じて頂けるのか、詳細を把握できていないため。
3	当たり前かもしれないが、不法滞在者の本国への帰国支援はしてくれるが、非合法であるがために残留しようとしている保護者の戸籍（出生証明書など）等、身元を証明する書類の発行などをしてくれない。しかし、不法滞在者が日本で子どもを産んだ場合、保護者の身分証明ができないために、国籍取得が進まない。また、不法滞在者（保護者）と連絡が取れなくなったり、行方不明になってしまうこともあるが、そうなると保護者が自国民であるかの確認協力すらしてもらえない（保護者の国籍証明を求められる）。そうなると、残された子どもの基本的人権である国籍取得ができない。
4	普段から連絡を取っていないため、経験の浅い職員は連携の方法が分からない。 県内には外国人支援に詳しい行政書士がいると聞いているが、近隣ではないため、実際には相談できない。
4	事例が少なく、必ずしも必要性が高くなかったため
5	現状、連携をお願いしたいケースがないが、もし、今後、母国の法律に詳しい弁護士などに相談の必要性が出たとしても、どこに相談したらいいのか、わからない。
5	現状、該当ケースが少なく、連携の必要性が低いため。
8	連携方法がわからないから
8	外国籍児童の保護者が死亡した際、対応に協力が得られなかった。（事情を汲んでの対応はしてもらえなかった）
9	連携方法がわからないから。
9	日本語が通用しない場合は、子どもの受診に関しての状態説明や医師からの指導等に困難がある。

（３）外国籍等の子ども・保護者の養育・支援に関する課題や対応について

■　外国籍等の子ども自身の日常生活・社会生活上の課題

＜①言語面・社会性に関する課題＞

「里親家庭・ファミリーホーム内での日本語のコミュニケーションに支障がある」「学校や保育園等、里親家庭・ファミリーホーム外での日本語のコミュニケーションに支障がある」46.2%が最も多く、次いで「将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい」43.9%であった。また、最も強くあてはまる課題としては「里親家庭・ファミリーホーム内での日本語のコミュニケーションに支障がある」20.5%が最も多く、次いで「将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい」13.6%であった。

図表 169

	課題	うち最も強くあてはまる課題
全体(n)	132	132
里親家庭・ファミリーホーム内での日本語のコミュニケーションに支障がある	46.2%	20.5%
学校や保育園等、里親家庭・ファミリーホーム外での日本語のコミュニケーションに支障がある	46.2%	4.5%
将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい	43.9%	13.6%
友人ができない、または孤立しがちである	22.7%	1.5%
子ども間のいじめ、差別にあっているまたはあうことが多い	18.2%	0.8%
学習の遅れがみられる	43.2%	6.1%
不登校状態である	16.7%	0.0%
言葉が通じず、いら立ちや感情の爆発が生じる	24.2%	2.3%
子どもとの信頼関係の構築が難しい	23.5%	1.5%
日常生活・社会生活上のルールが理解できない	40.2%	8.3%
アセスメントが困難である	34.1%	5.3%
子どもの急病時等、健康管理上の緊急時の対応が難しいまたは不安	27.3%	2.3%
委託終了後の子どもの就労継続が困難である	14.4%	1.5%

＜②文化・アイデンティティに関する課題＞

「文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行動等）」40.2%が最も多く、次いで「日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）」39.4%であった。また、最も強くあてはまる課題としては「日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）」18.9%が最も多く、次いで「文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行動等）」「アイデンティティの確立に課題が生じる」15.9%であった。

図表 170

	課題	うち最も強くあてはまる課題
全体(n)	132	132
文化･宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない(食事､行事等)	40.2%	15.9%
日本の生活様式や文化と合わない行動が多い(母国文化に起因する過度な身体接触等)	39.4%	18.9%
アイデンティティの確立に課題が生じる	32.6%	15.9%
母国語が話せないことへの葛藤がある	18.2%	1.5%
帰国する際の言語･文化面の教育が難しい	25.8%	5.3%
自己肯定感が低い	17.4%	7.6%

＜③その他＞

「周囲にロールモデル・目標となる外国籍等の子どもがいない」46.2%が最も多く、次いで「アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障が生じる」28.0%であった。また、最も強くあてはまる課題としては「周囲にロールモデル・目標となる外国籍等の子どもがいない」20.5%が最も多く、次いで「アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障が生じる」15.2%であった。

図表 171

	課題	うち最も強くあてはまる課題
全体(n)	132	132
委託終了後に､居住地の同国人のコミュニティに馴染めず孤立している	9.8%	3.8%
周囲にロールモデル･目標となる外国籍等の子どもがいない	46.2%	20.5%
就学とアルバイト･仕事の両立に支障が生じる	14.4%	3.8%
アルバイト以外の就業､進学(進路決定)に支障が生じる	28.0%	15.2%
保護者が進路決定に過度に関与する(保護者の意向で進路が決定される)	12.9%	4.5%
居住国が定まらず､進路決定･将来設計がしにくい	25.8%	9.8%
仮放免のため県外移動等の制限があり､生活に支障が生じる	9.1%	2.3%
その他	2.3%	1.5%

◆「その他」の記載内容

親子間で使用する言語が違うため、相互の意思疎通を図ることが難しい。
保護者の連絡が途絶えがちで、在留資格更新等の手続き支援の負担が大きい
社会的養護で育っていると、在留資格更新などの手続きを児童本人がきちんと継続対応していけるのか心配

■　外国籍等の子どもの保護者を支援するにあたり、里親等が感じていると思われる課題、および児童相談所職員が感じている課題

＜①言語面・社会性に関する課題＞

「日本語のコミュニケーションに支障がある」65.2%が最も多く、次いで「子どものアセスメントに必要な情報収集が困難」47.0%であった。また、最も強くあてはまる課題としては「日本語のコミュニケーションに支障がある」34.8%が最も多く、次いで「支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい」15.9%であった。

図表 172

	課題	うち最も強くあてはまる課題
全体(n)	132	132
日本語のコミュニケーションに支障がある	65.2%	34.8%
支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい	44.7%	15.9%
子どものアセスメントに必要な情報収集が困難	47.0%	5.3%
日々の養育に必要な情報収集が困難(アレルギー・既往疾患の有無等)	35.6%	2.3%
保護者との信頼関係の構築が難しい	40.9%	8.3%
家庭復帰における保護者支援が難しい	45.5%	6.1%
子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい(予定入院・手術の実施の判断等)	19.7%	0.8%

＜②文化・アイデンティティに関する課題＞

「母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）」54.5%が最も多く、次いで「文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい」41.7%であった。また、最も強くあてはまる課題としては「母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）」37.9%が最も多く、次いで「文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい」18.2%であった。

図表 173

	課題	うち最も強くあてはまる課題
全体(n)	132	132
文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい	41.7%	18.2%
保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい	34.8%	9.1%
子どもが日本の文化、習慣を身に付けることへの保護者の抵抗への対応が難しい	18.2%	1.5%
母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない(叩くことがしつけの一環、など)	54.5%	37.9%

＜③法制度・在留資格等に関する課題＞

「児童相談所や社会的養護等のシステムの理解が難しい」56.1%が最も多く、次いで「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」53.0%であった。また、最も強くあてはまる課題としては「児童相談所や社会的養護等のシステムの理解が難しい」33.3%が最も多く、次いで「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」18.9%であった。

図表 174

	課題	うち最も強くあてはまる課題
全体(n)	132	132
児童相談所や社会的養護等のシステムの理解が難しい	56.1%	33.3%
子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある	53.0%	18.9%
在留資格等の事情により、公的支援・サービスを受けられないことがある	26.5%	6.1%
在留資格等の事情により、契約に基づく民間団体等のサービスを受けられないことがある	13.6%	0.0%
在留資格等の事情により、生活保護や各種手当等の受給に課題がある	17.4%	0.8%
保護者の離婚にともなう課題がある	40.9%	3.0%
子どもの親権や養育費をめぐる課題がある	34.8%	4.5%

＜④保護者支援等、⑤その他に関する課題＞

「保護者自身が社会の中で孤立している」53.8%が最も多く、次いで「保護者の就労に課題がある（就労できない等）」51.5%であった。また、最も強くあてはまる課題としては「保護者自身が社会の中で孤立している」37.1%が最も多く、次いで「保護者の就労に課題がある（就労できない等）」17.4%であった。

図表 175

	課題	うち最も強くあてはまる課題
全体(n)	132	132
保護者自身の健康上の課題が大きい(必要性が明らかにも関わらず検診、診察を受けない等)	22.0%	6.8%
保護者自身が社会の中で孤立している	53.8%	37.1%
保護者の就労に課題がある(就労できない等)	51.5%	17.4%
DV被害に遭っており(または遭った経験があり)精神的に不安定である	24.2%	3.8%

※「その他」は 4.5%

◆「その他」の記載内容

在留資格等に係る知識が職員に少ない。	親権者が亡くなっている。
外国籍だからというよりも精神的な不調で話が一貫しない	無国籍児と不法滞在の保護者への対応
実親のみが帰国してしまったケースや、長期服役となっているケースがある。	
大使館や出入国在留管理庁の権限・役割のほか、どのような種類の在留資格があるのかも含めて知識がなく、連携には至っていない。	
本国の家族を養うなどの事情により、就労優先になったり、自己都合ばかりを優先させ、子どもの保護者としてどうあるべきかの視点を理解してもらうことが難しい。	

■　外国籍等の子ども・保護者の養育・支援における、組織運営等の課題

「職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない」56.1%が最も多く、次いで「里親等が言語・文化等を学ぶための機会が少ない（提供できていない）」47.7%であった。また、最も強くあてはまる課題としては「子ども・保護者の対応に里親等または職員が多くの時間・労力を要している」18.2%が最も多く、次いで「里親等が言語・文化等を学ぶための機会が少ない（提供できていない）」12.9%であった。

図表 176

	課題	うち最も強くあてはまる課題
全体(n)	132	132
子ども・保護者の対応を特定の里親等または職員しか行えない（特定の里親等に外国籍等の子どもが集中する）	20.5%	10.6%
子ども・保護者の対応に里親等または職員が多くの時間・労力を要している	32.6%	18.2%
里親等が言語・文化等を学ぶための機会が少ない（提供できていない）	47.7%	12.9%
職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない	56.1%	12.1%
学校等の関係機関、地域との連携や理解促進に苦慮する	24.2%	4.5%
里親等自体への支援を提供する機関が少ない（職員が個別支援を行う際の、職員向けの法的な相談支援等）	37.9%	8.3%
その他	1.5%	1.5%

◆「その他」の記載内容

児童福祉を理解し守秘義務を守った上での通訳確保
言語の課題を含め、支援の中心となる機関が容易に定まらない
施設職員は、虐待を受けた子どもや行動特性のある児童の対応に日々追われていて、外国籍の児童が母国の文化に触れるために協力してくれる団体等を探す余力がない。

■　外国籍の子ども・保護者の養育・支援全般に関して、どの程度困っているか

「どちらとも言えない」28.0%が最も多く、次いで「少し困っている」23.5%であった。

図表 177

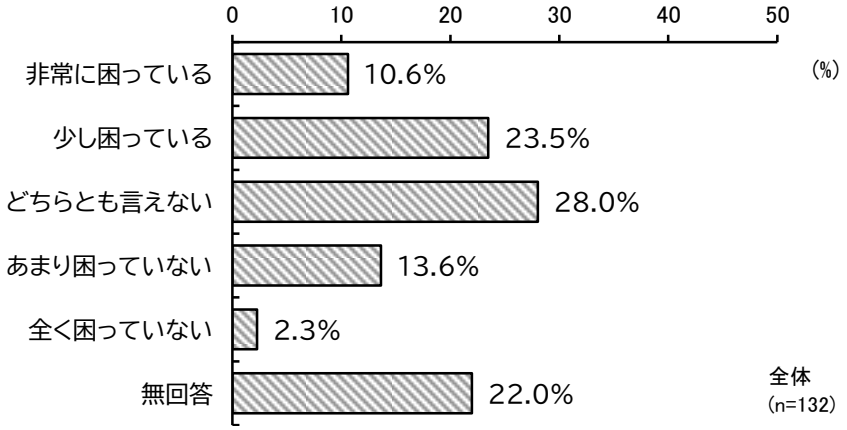

■　里親等での外国籍等の子ども・保護者の適切な養育・支援の実現に向け、貴所が特に意識して行っている（外国籍等の子どもや里親等に特に提供することが多い）支援・取組内容や、里親等自身が取組んでいる支援・取組内容

＜①言語面・社会性に関する支援等＞

「子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている」43.9%が最も多く、次いで「就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している」31.1%であった。また、最も強くあてはまるものとしては「子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている」28.8%が最も多く、次いで「就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している」13.6%であった。

図表 178

	支援・取組内容	うち最も強くあてはまるもの
全体(n)	132	132
外国籍等の子どもに対応できる語学力や理解がある里親等を委託先にしている	24.2%	12.9%
個別に日本語教育を提供している	0.8%	0.0%
個別に学校の教科学習の支援を行っている	2.3%	0.0%
外国語が分かる職員を通訳として、子どもまたは保護者と面談・相談を行っている	8.3%	0.8%
子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている	43.9%	28.8%
就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している	31.1%	13.6%

＜②文化・アイデンティティに関する支援等＞

「生い立ちの整理ができるよう支援している」23.5%が最も多く、次いで「日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている」20.5%であった。また、最も強くあてはまるものとしては「日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている」「外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている」11.4%が最も多かった。

図表 179

	支援・取組内容	うち最も強くあてはまるもの
全体(n)	132	132
自身の出身国の文化を理解できるよう支援している	4.5%	0.8%
日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている	20.5%	11.4%
外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている	18.2%	11.4%
生い立ちの整理ができるよう支援している	23.5%	10.6%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている	10.6%	4.5%
子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている	6.8%	1.5%
里親等向けの他国の言語・文化に関する研修を行っている(外部研修の受講支援含む)	0.8%	0.0%
退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮している	6.1%	2.3%

＜③法制度に関する支援等＞

「子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している」27.3%が最も多く、次いで「子どもまたは保護者支援のため、行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している」25.8%であった。また、最も強くあてはまるものとしては「子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している」20.5%が最も多く、次いで「入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている」16.7%であった。

図表 180

	支援・取組内容	うち最も強くあてはまるもの
全体(n)	132	132
子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している	27.3%	20.5%
子どもまたは保護者支援のため、行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している	25.8%	12.1%
入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている	25.0%	16.7%

＜④その他＞

「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」34.1%が最も多く、次いで「本名と呼称を使い分けている」20.5%であった。また、最も強くあてはまるものとしては「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」29.5%が最も多く、次いで「本名と呼称を使い分けている」8.3%であった。

図表 181

	支援・取組内容	うち最も強くあてはまるもの
全体(n)	132	132
適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている	34.1%	29.5%
退所後も、定期的に個別支援を行っている	10.6%	5.3%
本名と呼称を使い分けている	20.5%	8.3%
その他	0.0%	0.0%

◆「その他」の記載内容

日本の文化で長く養育されているケースが多く、退所後も日本で自立した生活ができるよう、児童の国籍・在留資格の取得を最優先に取り組んでいる。

■　支援・取組内容のうち、特に効果が高いと思われるもの（最大３つ）

※表内の「番号」と支援・取組内容の対応は以下

１：外国籍等の子どもに対応できる語学力や理解がある里親等を委託先にしている
２：個別に日本語教育を提供している
３：個別に学校の教科学習の支援を行っている
４：外国語が分かる職員を通訳として、子どもまたは保護者と面談・相談を行っている
５：子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている
６：就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している
７：自身の出身国の文化を理解できるよう支援している
８：日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている
９：外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている
10：生い立ちの整理ができるよう支援している
11：子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている
12：子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている
13：里親等向けの他国の言語・文化に関する研修を行っている
14：退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮している
15：子どもまたは保護者支援のため、福祉事務所等と密に連携している
16：子どもまたは保護者支援のため、行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している
17：入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている
18：適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている
19：退所後も、定期的に個別支援を行っている
20：本名と呼称を使い分けている
21：その他

図表 182

番号	支援・取組内容
1	子ども、養育者ともにコミュニケーションが取れることが、安定した養育につながるため。
1	どのような子どもであっても、子どもにあった支援に理解のある里親に委託をお願いしている。委託当初は、生活に慣れないこともあったが、里親宅での生活に慣れ、安定した生活を送ることができている。
1	理解ある里親に委託することが全ての支援のベースとなると思う。
1	里親登録の際の面接などにおいて、生活歴等を聴取し、外国語の語学力や他文化の理解を把握した内容を考慮し委託先を検討している。
1	児童と同じ境遇である親族が親族里親として養育しており、措置解除後の支援も見込める。
1	取組内容：外国籍の里親への委託をしている。 効果：言語面での意思疎通、母国文化の習得がしやすくなっている。
4	日本語は簡単なものしか通じないことが多いため、詳しい話をする際には通訳が必要となる。現在、ポルトガル語を理解できる職員がいるため、当該言語を使用する家庭には必要に応じて同行訪問することが可能ではある。しかし、今後は他言語の通訳も職員として配置することが望ましいと考える。
5	支援方針に関する相談等では、保護者の母国語（又は英語）でないと、具体的で詳細なやりとりができにくいため、通訳に入ってもらえるとその点で必要なやりとりができ、有効と考える。
5	特に保護者との面接時には通訳を依頼して相談内容を正確に把握し、援助につなげるよう心がけている。
5	細かいニュアンスを伝える時などは、外部の通訳者の方が伝わりやすい
5	面接場面において言語コミュニケーションが難しい場合は、外部通訳を探して入ってもらうように努める。通訳を介してケースの状況把握を図り、児童相談所としての対応方針の検討、実施に繋がっていく。
5	虐待による職権一時保護や施設入所など、保護者の意向に反した支援を行う際の説明には、専門的な言葉を使うこともあり、通訳が有効である。
5	医療の必要性を説明する時、進路等重大な内容を話し合う時には、通訳が入ることで保護者の理解を得やすい。
5	保護者との面談や家庭訪問時に本庁国際課に所属する通訳に同席や同行を依頼しているとともに、重要事項の説明文書の翻訳も依頼している。そのことにより伝達事項の漏れが少なくなっているように感じられる。
5	必要時に通訳を入れることで、より詳細な説明をすることができ、保護者の理解を得ることにおいて効果的である。
5	意思の疎通が図れる。（どんなやり取りをする際にも、意思疎通が最も大事）
5	保護者と意思疎通を図るため、国際交流協会から通訳を派遣してもらっている。
5	保護直後、複雑な話を厳しい状況下で行う必要があり、高い語学力が求められる。語学力的には現状、現場職員の対応は困難である。緊急時、通訳の手配は困難であるが、必要と考える。
6	所属する学校及び従前の学校と各市教育委員会の協力を得ながら、学力の遅れを補えるようにしている。
6	友人関係等でトラブルがあった際に、学校と個別に連携をとり、以降のトラブルを未然に防ぐよう努めている。
6	授業においての個別対応を行うことで、本人の状況に応じた学習保障を行うことができる。
6	子どもたちの課題に対して、学校や教育機関と共有し、スクールソーシャルワーカーの活用や個別支援を検討している。
9	本児が中国籍に誇りを持っているので、それを傷つけるような内容にならないように配慮している。
10	外国籍の児童であるかどうかにかかわらず、社会的養護の子ども達については生い立ち整理は積極的に行っている。親と暮らせないことの葛藤などの整理に効果を発揮している。
10	外国籍の子に限ることではないが、社会的養護の子どもにとって、分断された自分のルーツや文化を知ることは、アイデンティティ確立のために、不可欠なため。
10	現在 1 歳の児童で、母は養育する気持ちが全くなく、今後、特別養子縁組も視野に入れて支援を行っているケースがある。日本人の里親に委託されており、今はまだ年齢的なもので葛藤も生じてはいないが、将来的にアイデンティティの確立に課題が生じると思われるため、本児が必要と思えた時に生い立ちの整理ができるよう、里親委託までの経過を書類として残している。

番号	支援・取組内容
10	外国籍であろうとなかろうと、生い立ちの整理は、社会的養護の子ども達のアイデンティティの確立に重要である。
10	児童の生い立ちを整理して伝えることで、児童自身が安心し、安定に繋がることがある。
10	取組内容：ライフストーリーワークをはじめ生い立ちの整理をしている。 効果：複雑な成育歴、家族構成を形成する傾向にある外国籍児童について、自己肯定感の確保につながっている。
11	一時保護所において、食事内容やお祈りなど、宗教的背景を鑑みた上で、極力個別の事情に応じた対応ができるよう心掛けている。
14	児童自身が母方の外国籍であるという事実に本児が納得がいかず、日本で就職したもののトラブルを起こした末に強制送還となったケースがあった。結果として失敗したが、施設退所後に生活する為に全ての指導があると思われ、居住コミュニティに溶け込む配慮が重要と考える。
14	住まいの地域の関係や連携を深め、当該ケースについての理解を深め、何かあったときでも迅速に対応できるような支援体制を構築できるよう心掛けている。
15	要対協によるケース管理および情報共有、また、合同での保護者面接を実施する等の連携を取っている。 福祉事務所での外国人世帯支援のこれまでの経過等の情報が得られることや、福祉事務所所属の通訳の方と保護者が既に信頼関係を築けているケースもあり、通訳の方からの情報や協力が得られる。
15	保護者が生活保護を受給している場合が多いため。
15	保護者が外国籍等である場合、就労できず、生活困窮していることも多く、生活保護制度の活用等、福祉事務所との連携は効果が高い。
15	保護者が生活保護受給中であることから、保護者との協議に生活保護の担当ケースワーカーに同席等していただくことで、話しがしやすくなっている事例がある。
15	外国籍の保護者の中には、安定して就労することが難しいケースもあるため、生活保護担当との連携は必要である。
15	中国籍児童の中で、残留孤児帰国者関係の場合に、福祉事務所の通訳派遣等、支援を受けることができる。
16	保護者との面接でほとんどの場合通訳を介しており、支援の内容、必要性など正確な情報共有が図れる。
16	在留資格の手続きに関する疑問等は、法律相談の中で弁護士から助言をもらうことがある。また、弁護士も対象となる外国籍等の保護者や子どもと関わっている場合は、必要な情報を相互に共有しながら連携を図る事ができる。
16	子どもの進路・自立に対し、保護者が拒否している事例について、法的な助言等を子どもに行っている。
16	取組内容：国籍、親権に関する法的課題の解決について、弁護士と相談をしている。 効果：上記課題の解決につながっている。
16	在住資格や日本国籍取得について、適切な時期に手続きをするために、法律的な助言は必要なため。
17	入国管理局担当者と直接電話でやり取りをすることにより、在留資格に係る課題に迅速に対応することができた。
17	里親等や当所が在留資格等の更新手続きを支援している。
17	子どもにとって不利益が生じないように、必要な対応を行うことは重要である。
18	知能検査等の心理検査や個別面接を実施し、子どもの発達状況に合わせた学校教育の場や適切な進路選択を検討・調整している。
18	進学や就職に際し、適切な進路選択が出来るよう、当所職員と里親が助言アドバイスし、支援している。
18	外国籍の児童であるかどうかにかかわらず、里親委託中の児童については進路選択時などの個別支援は丁寧に行っており、子ども達も進路選択の可能性がひろがっている。
18	選択肢を提示することで自身での判断を促す。
18	外国籍に限らないが、個別支援は全児童に対して行い、進路選択につなげている。
19	外国籍の児童であるかどうかにかかわらず、退所後の支援は半年間は必ず行っている。その後も継続して支援するかは、その時点の児童の状況で判断し、実施している。

■ 外国籍等の子どもの支援にあたり、どのような機能を持つ機関等との連携が必要と感じるか

「翻訳・通訳等、言語面の課題がある際に相談できる機関等」78.0%が最も多く、次いで「在留資格など法律に関する相談ができる機関等」67.4%であった。

図表 183

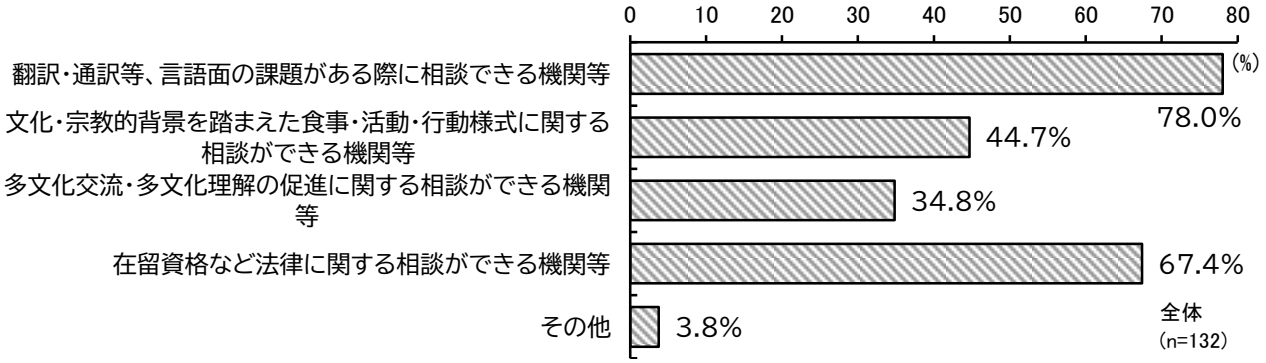

◆「その他」の記載内容

日本語が学べる機関
不法滞在、無国籍児のケアに関する相談機関
児童の国籍取得について相談したり、協力が得られる機関などがあるとよい

■　外国籍等の子どもへの適切な養育・支援を実現するための課題や、必要と思われる取組等（自由記載）

図表 184

外国籍等の母と児童の虐待通告（ケース移管）を受けたが、日常会話は可能であり特に支援上の大きな課題はなかった。自国のしつけの考え方の違い等、文化的背景はあるが、児相の説明は理解していただいた。
現在のところ日本における生活上支障の生じていない児童の処遇となっており、特別な支援は行っていない。
児童相談所との職員研修(主に外国籍等の子どもの対応について)外国籍の子どもへの支援窓口が各市町にあると良い。
当所では、外国籍の子どもの事例が少なく、また、入所中の外国籍のケースは日本で生まれ育っているため、日本語でのコミュニケーションに問題がない。そのため、他センターの他言語しか使用できない子どもの支援事例を共有して、支援に備えておきたい。
通訳について、公的制度や民間の通訳を利用しているが、原則は官公庁内での面接への同席であり、家庭訪問への同行は利用ができない現状である。また、通訳は事前予約制であり時間も限られているため、保護者の都合と合わないこともある。 場所や時間に制約されずに利用できる通訳の制度があればありがたい。
保護者との分離が長期になる場合、国籍の部分で児童に葛藤が生まれ、日常生活に影響が出る場合があり、施設であれば指導員等と児童との関係性がその場面を乗り越える鍵となると思います。
現時点では、外国籍等の子どもの委託は少数であり、その子どもも生まれたときから日本で育っているなど、特段の支障なく生活できているため、調査結果を今後の参考にさせていただきたい。
外国籍の保護者が孤立しないように、コミュニティとつなげる必要性を感じる。
現状、里親や FH に委託中の外国籍等の児童は、長年日本で生活しており、言語や文化面で大きな問題なく生活している。宗教的背景を踏まえた食事の準備などは施設よりも里親宅の方が対応を柔軟に行えると思われるため、今後を想定して研修などを行っていくことは有用であると考える。
言語面や文化面で適切な支援が出来るように、職員用の研修や里親向けの研修を開催することも必要と思う。
当所では、現時点で措置および里親委託している外国籍の児童はいないが、今後対応が必要になると思われる。そのため、関係機関と連携し支援できるよう、体制を構築したい。
外国籍等の子どもへの支援経験が多い地域の取り組み事例や指導のためのリーフレットやマニュアルなどを紹介して欲しい。
安価ですぐに対応していただける通訳が欲しい。
外国籍等の子どもが自分の出身国等の文化や言語に触れることを希望した場合、定期的に訪問・電話・手紙等の方法で子どもにかかわってもらったり、養育する里親にかかわってもらったりすることができれば、より豊かな支援ができると考えます。
言葉での意思疎通が難しく、通訳を手配するにも時間がかかる。訪問や面接に同席してくれる通訳がいると支援を行いやすい。
福祉制度を理解している通訳者を派遣してくれる機関が必要
外国籍等の児童や家族への支援は、同じ文化背景を持つ外国人の方やその自助グループなどによる助け合いが必要になる場合が多いと思われ、行政の援助機関もそうした方たちを社会資源と捉え、積極的にネットワークを作っていくことが求められる。
国際センターや社会福祉協議会等との協働。
○外国籍の社会的養護を必要とする子どもが増加しているが、児童相談所の職員体制（言語、リーフレット等）が整備されていない。 ○外国籍の多様な背景（言語・文化等）を児相はしっかりアセスメントし、適切な支援者・機関に繋ぐ必要がある。イスラム教徒の子どもの食事や体育への参加等個別で対応する必要があるため関係者とは密にカンファレンス等を実施している。
他機関連携に役に立つ通訳・翻訳等のＩＣＴ機器の配備が望まれる
外国籍の子どもへの適切な支援は、今の児童相談所では限界がある。外国籍の子どもを支援する専門機関の設置が必要である。
子どもの権利や福祉を図るためには、法曹関係官公庁の理解が不可欠と考える。
通訳を入れての対応は欠かせないため、事情をわかってもらえて利用しやすい通訳者の紹介機関があればよいと思う。
相談を受理した時点において、保護者ならびに子どもの国籍を正確に把握しておかないと、その後の支援に行き詰まることがある。

（４）個人票

個人票は、施設票の設問「里親・ファミリーホームに委託した外国籍等の子どもの人数」で記載した人数全員分の回答を各施設に求めた。

※施設票に回答のあった人数と、個人票に記載された人数が異なっている場合は事務局で可能な範囲での補正を行ったが、できる限り回答頂いた内容を多く活かす観点から、補正が困難な場合もこれを含め集計を行うこととした。

＜子ども自身に関すること＞

■ [1]当該里親・ファミリーホームに初めて委託された時の年齢

「13～18 歳未満」「18 歳以上」23.7%が最も多かった。

図表 185

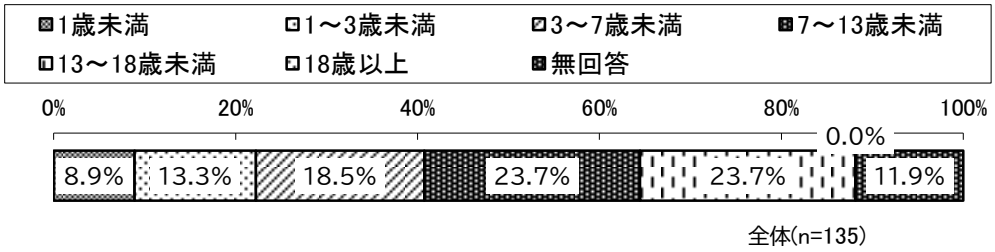

■ [2]現在の年齢

「13～18 歳未満」32.6%が最も多く、次いで「７～13 歳未満」18.5%であった。

図表 186

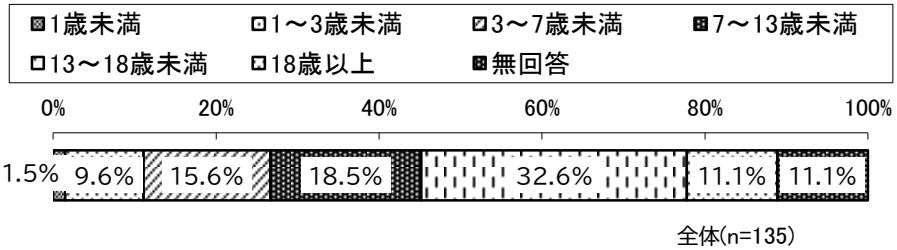

■ [3]委託期間

「１～３年未満」28.9%が最も多く、次いで「１年未満」14.8%であった。

図表 187

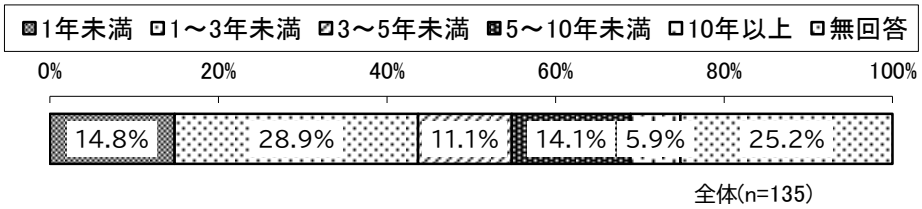

■　[4]当該児童が日本に住んでいる期間

「10 年以上」56.3%が最も多く、次いで「５～10 年未満」19.3%であった。

図表 188

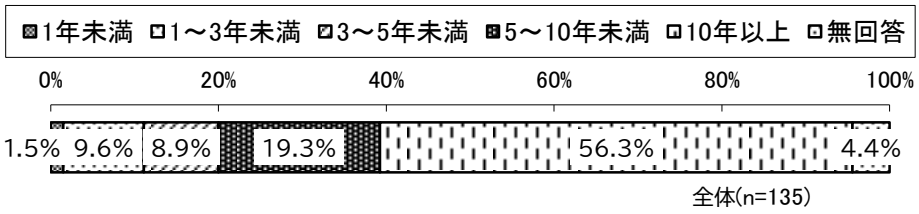

■　[5]措置委託・一時保護の別

「措置入所」が 89.6%、「一時保護委託」が 7.4%であった。

図表 189

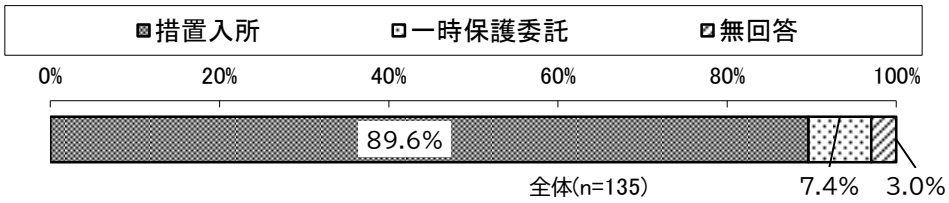

■　[6]性別

「男」が 54.1%、「女」が 43.0%であった。

図表 190

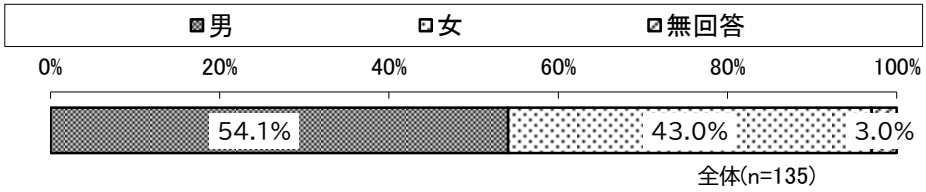

■ ［7］国籍（多重国籍の場合はあてはまる２つ以上）

「日本」47.4%が最も多く、次いで「フィリピン」14.1%であった。

図表 191

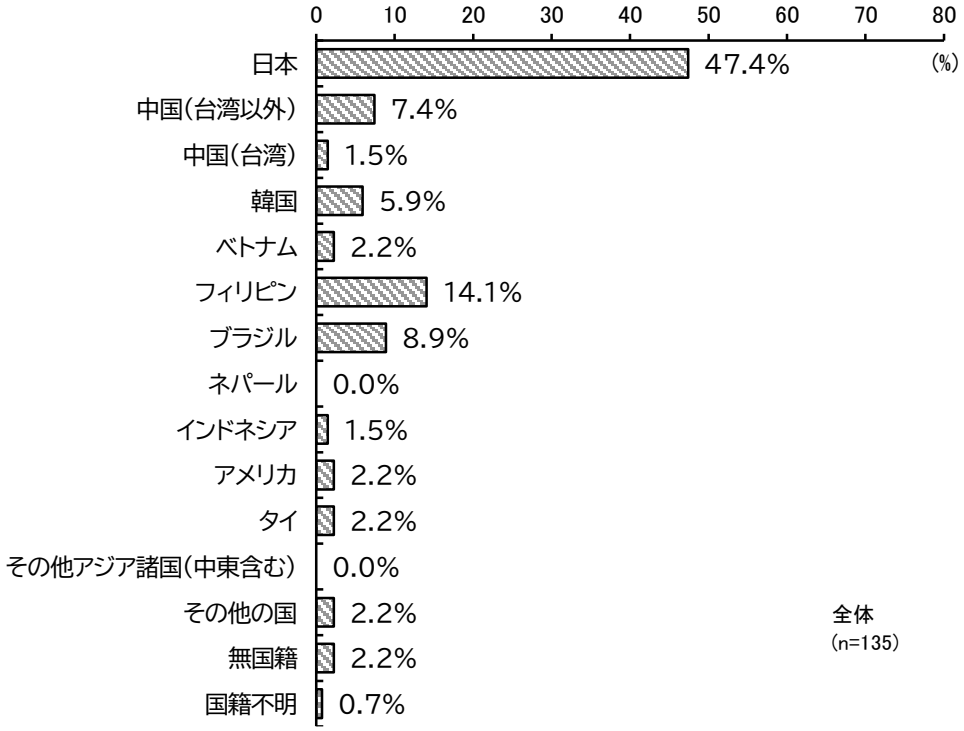

■　[8]使用できる言語（日常会話レベル）、[9]使用できる言語（ネイティブレベル）

日常会話レベルでは「日本語」86.7%が最も多く、次いで「英語」5.9%であった。またネイティブレベルでは「日本語」65.9%が最も多く、次いで「言語コミュニケーションはできない」5.9%であった。

図表 192

＜日常会話レベル＞

図表 193

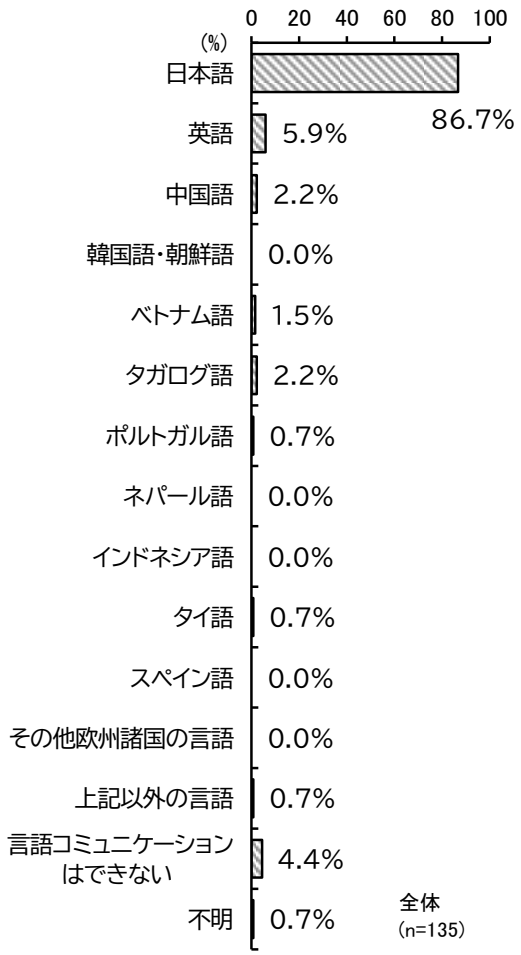

＜ネイティブレベル＞

図表 194

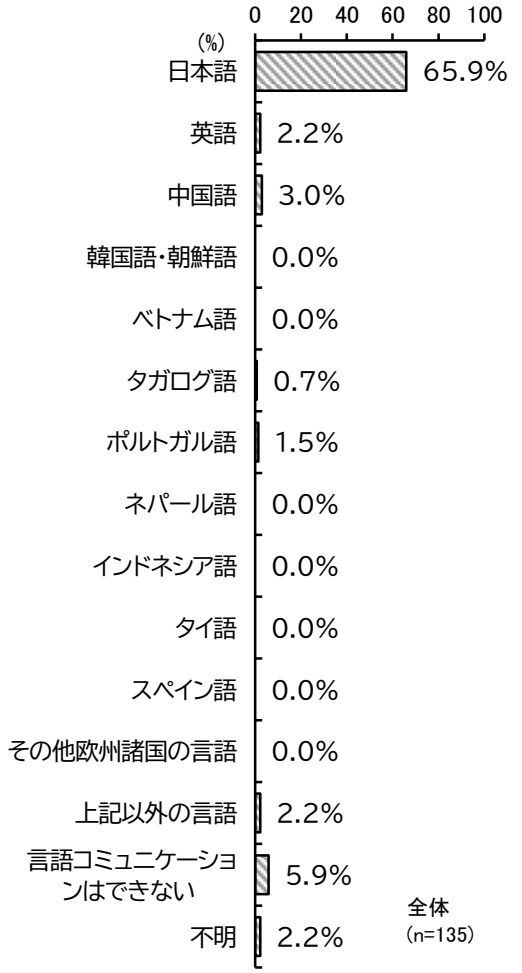

■　[10]措置委託・一時保護前の世帯構成（生後から入所中の場合は保護者の世帯構成）

「実母」68.1%が最も多く、次いで「兄弟姉妹（両親が本人と同じ）」「兄弟姉妹（異父・異母）」23.0%であった。

図表 195

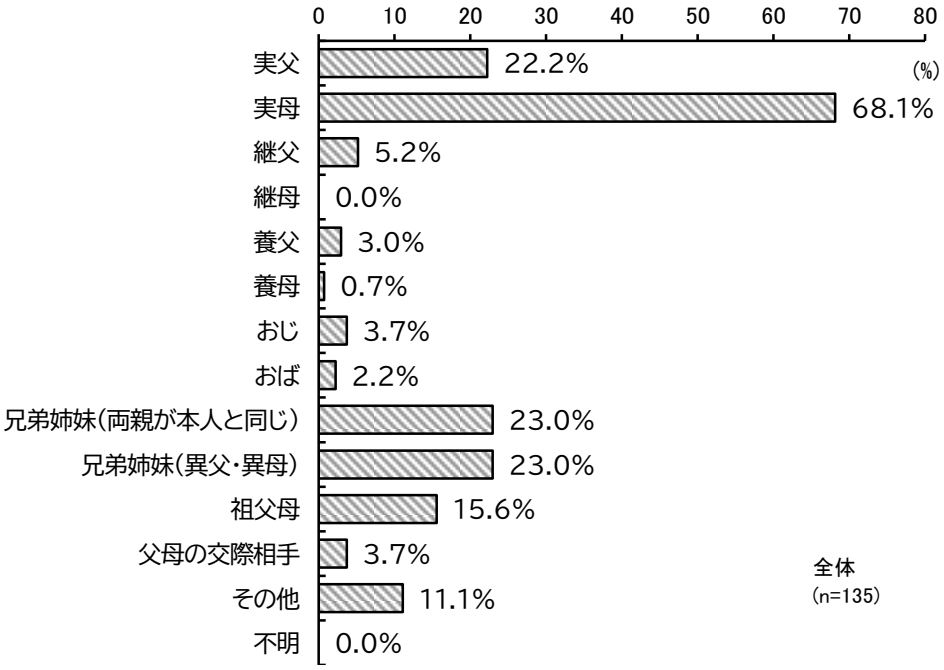

■　[11]措置委託理由

「父又は母の虐待・酷使」16.3%が最も多く、次いで「養育拒否」14.8%であった。

図表 196

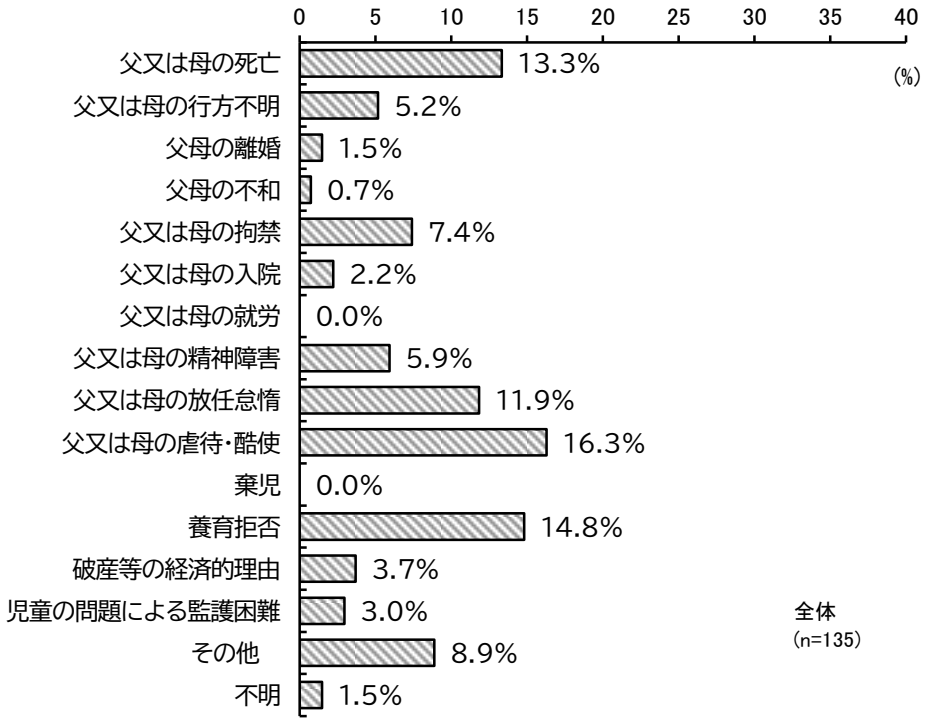

■　[12]就労・就学状況

「小学校に在籍」22.2%が最も多く、次いで「高等学校に在籍」21.5%であった。

図表 197

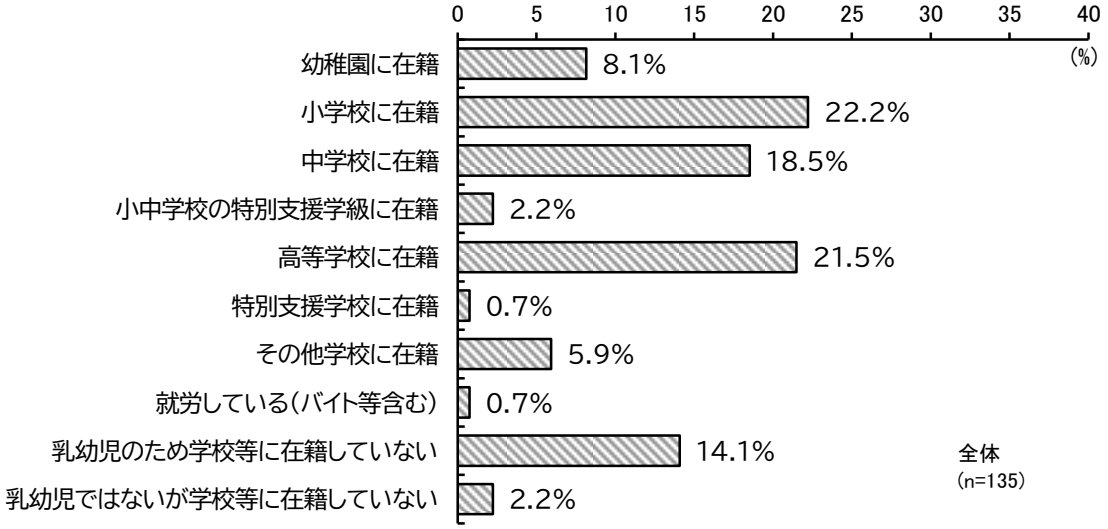

■　[13]発達上の特徴、障害等の有無（疑いを含む）

「なし」64.4%が最も多く、次いで「発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD、学習障害等）」11.9%であった。

図表 198

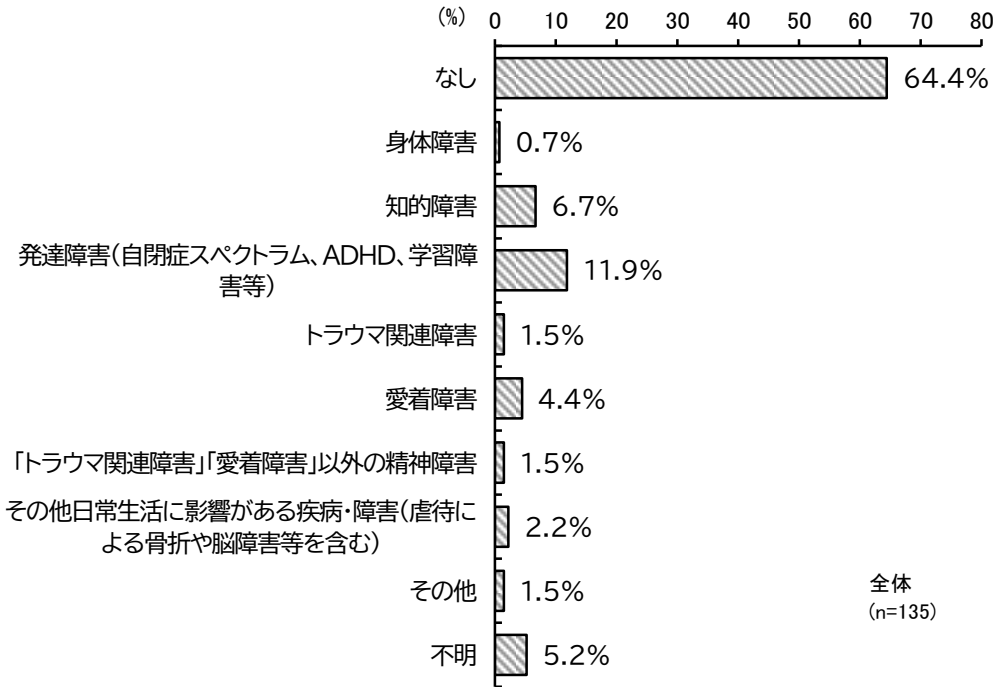

■ [14]被虐待経験の有無・内容

「なし」42.2%が最も多く、次いで「ネグレクト」32.6%であった。

図表 199

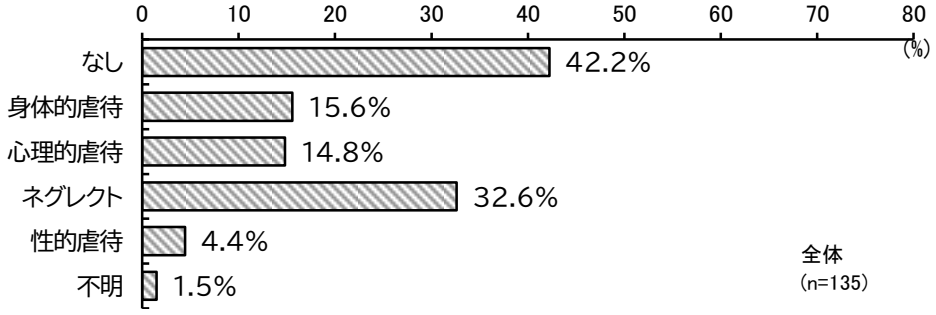

■ [15]在留資格等

「定住者」18.5%が最も多く、次いで『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』10.4%であった。

図表 200

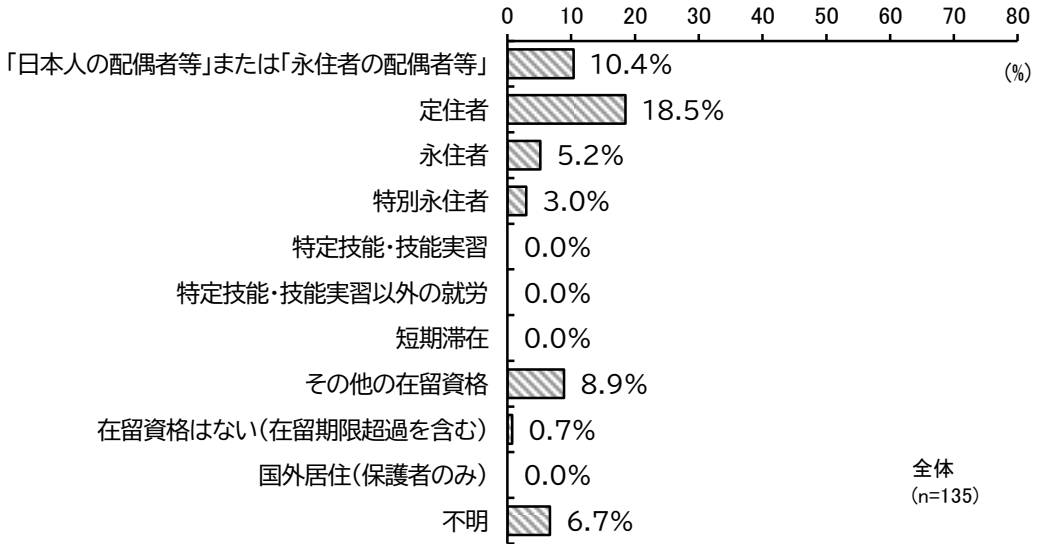

■　[16]保護者以外の身寄りの有無

「ある」が 42.2%、「ない」が 54.8%であった。

図表 201

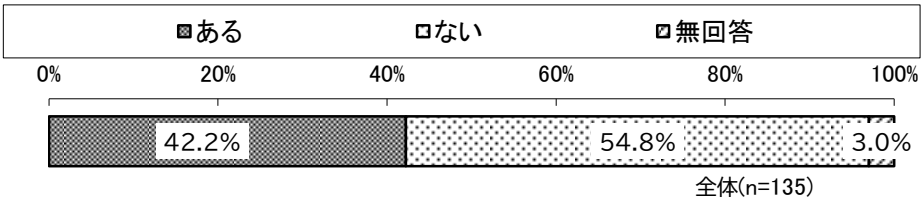

■　[17]委託終了後の将来的な居住場所に関する方針

「日本国内で生活」84.4%が最も多く、次いで「不明・未定」10.4%であった。

図表 202

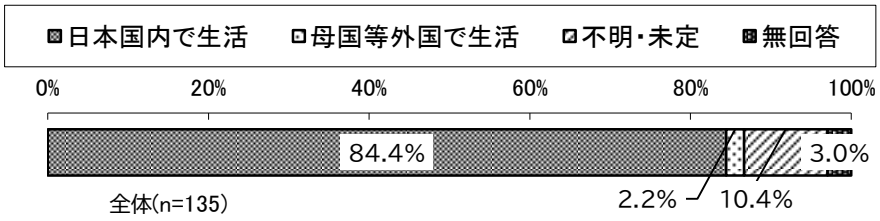

■　[18]子どもが有する問題

「将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい」16.3%が最も多く、次いで「学習の遅れがみられる」12.6%であった。

図表 203

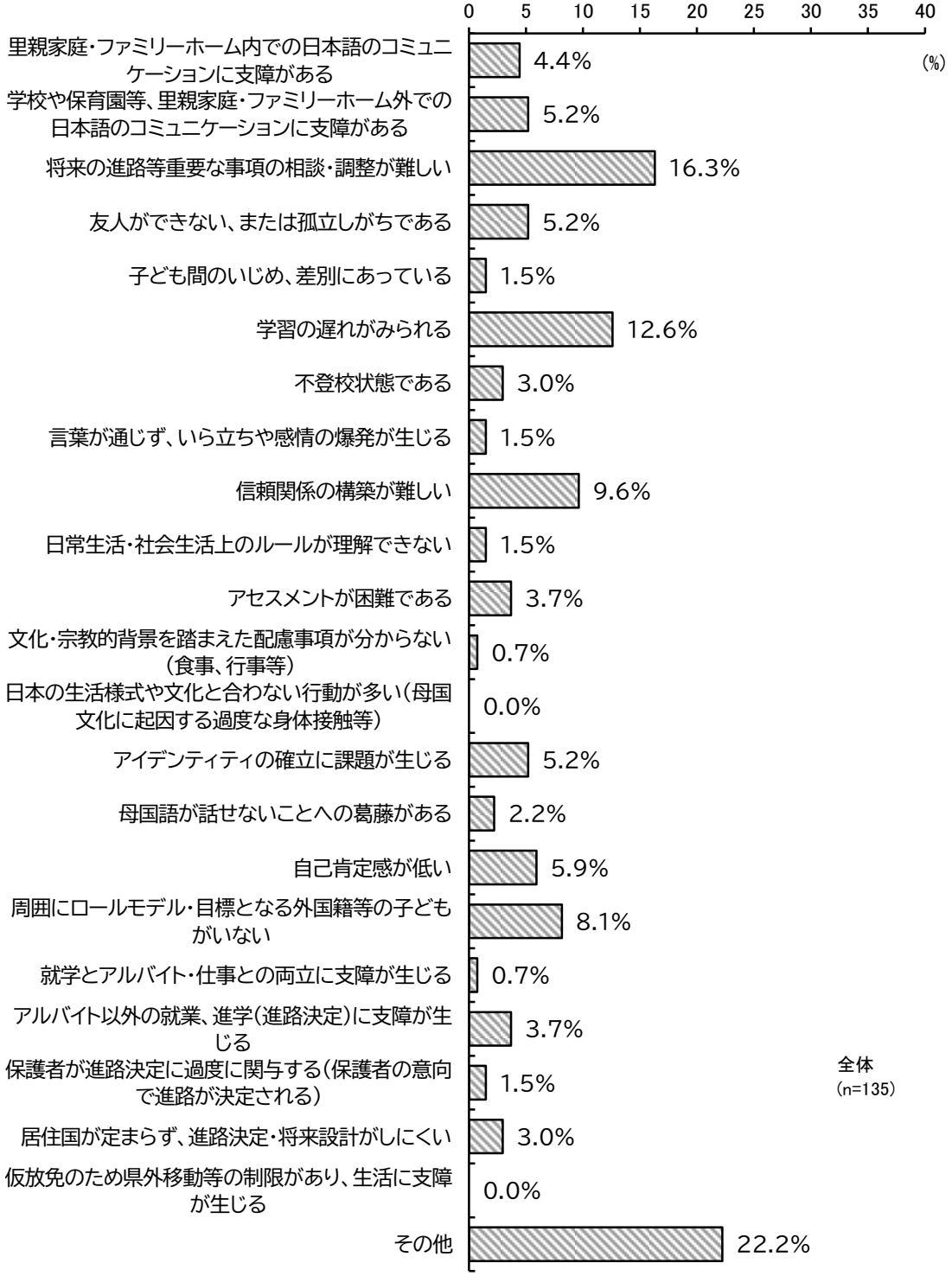

■　[19]子どもに行っている配慮・対応

「生い立ちの整理ができるよう支援している」20.0%が最も多く、次いで「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」「本名と呼称を使い分けている」15.6%であった。

図表 204

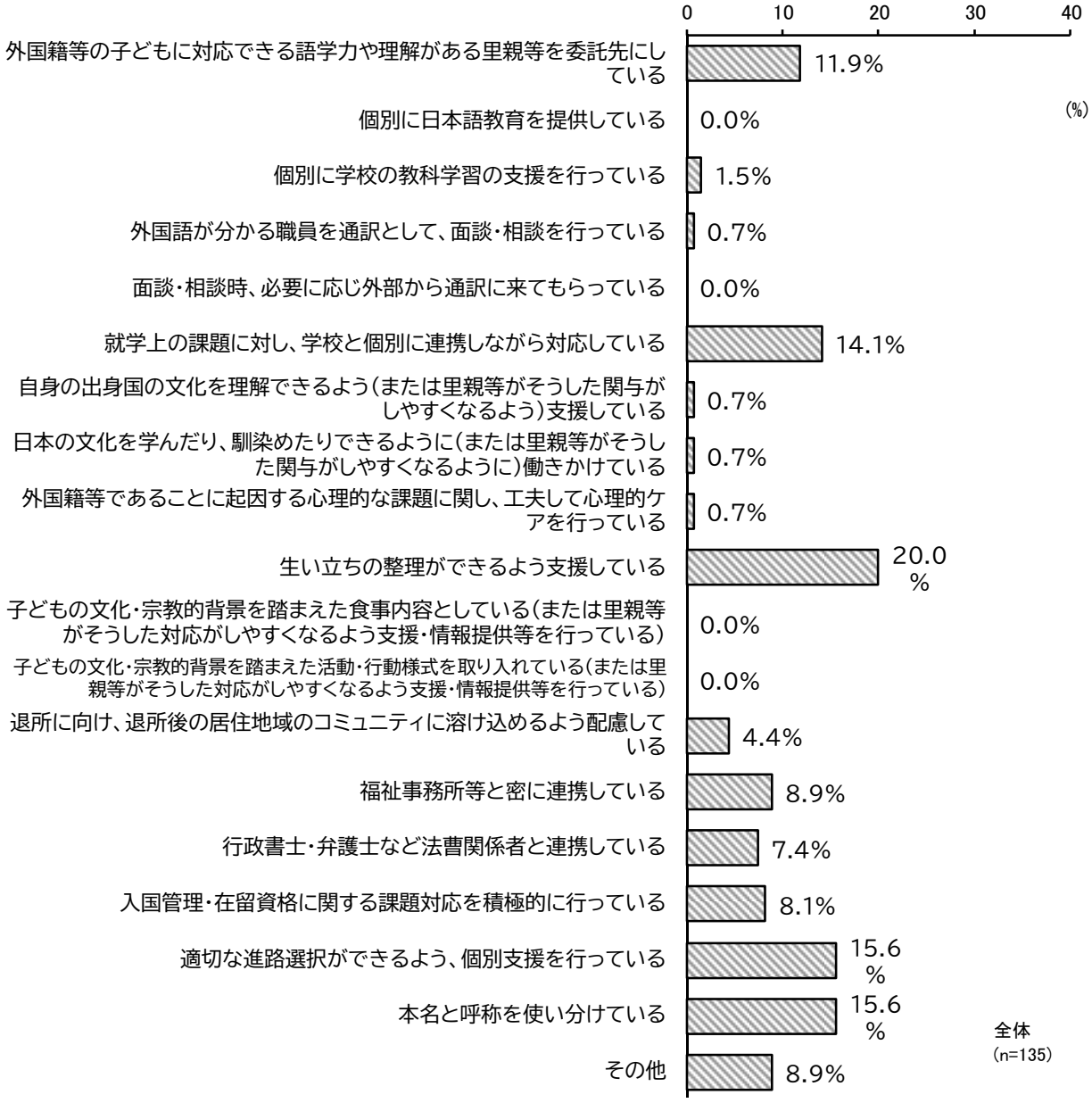

■ [20]当該子どもが、過去に里親等委託が不調となったことがある場合はその回数

「0 回」88.1%が最も多く、次いで「１回」6.7%であった。

図表 205

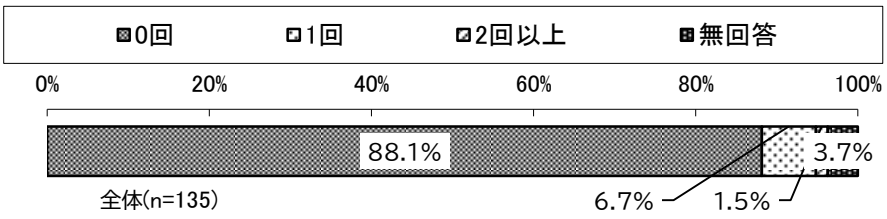

■ [21]保護者の続柄

「実母」65.2%が最も多く、次いで「実父」11.9%であった。

図表 206

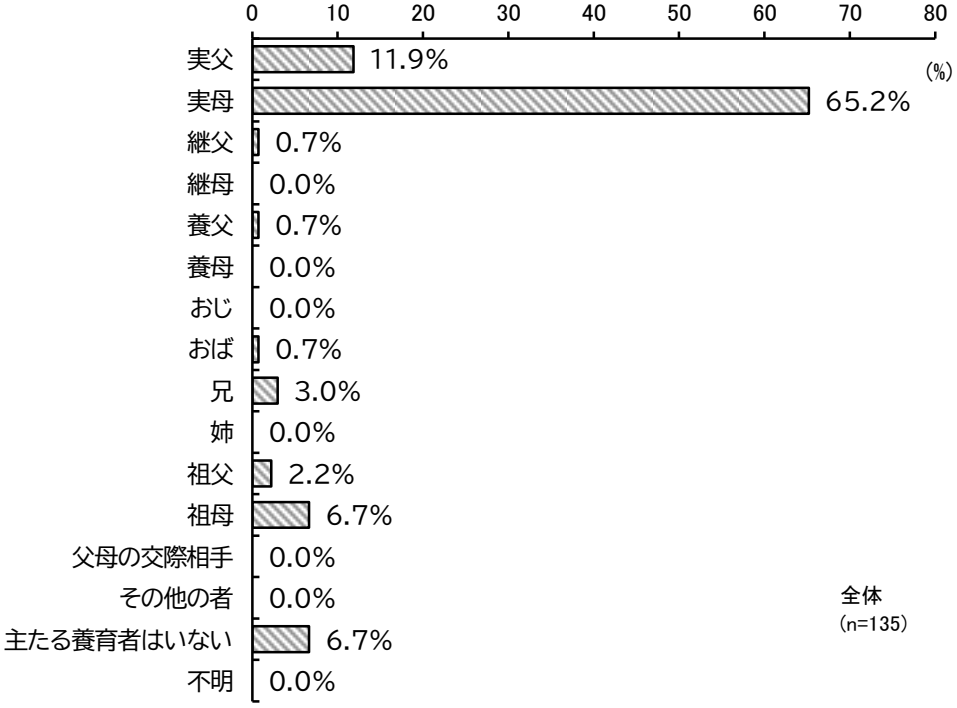

＜里親・ファミリーホームに関すること＞

■　[22]里親・ファミリーホームの種別

「養育里親」57.8%が最も多く、次いで「ファミリーホーム」24.4%であった。

図表 207

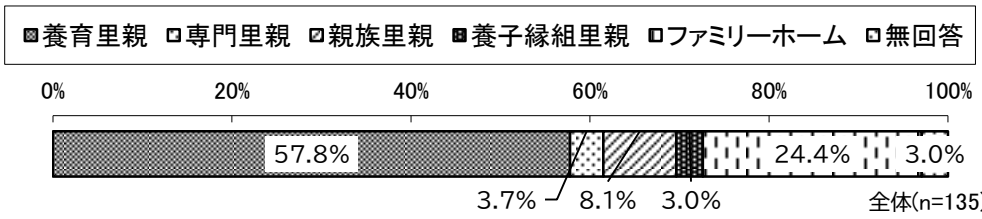

■　[23]里親等の、当該子ども以外の外国籍等の子どもの養育経験（実子は除く）

「なし」79.3%が最も多く、次いで「１人」6.7%であった。

図表 208

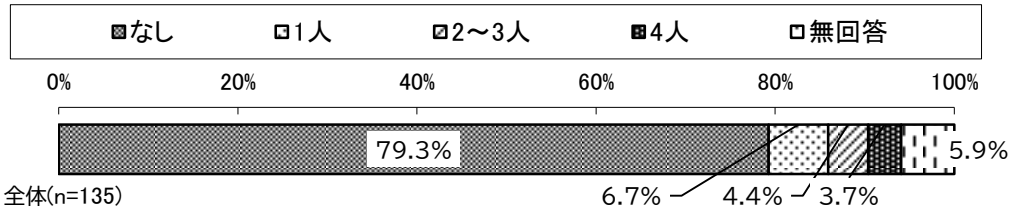

■　[24]里親等の国籍

「日本」91.1%が最も多く、次いで「フィリピン」4.4%であった。

図表 209

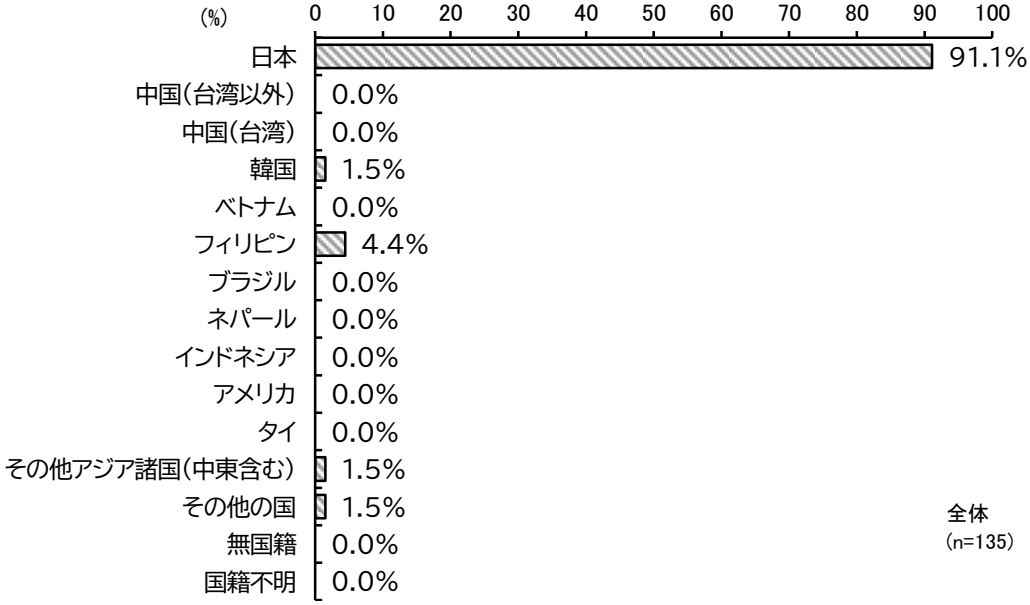

■ [25]里親等が使用できる言語（日常会話レベル）、[26]里親等が使用できる言語（ネイティブレベル）

日常会話レベルでは「日本語」94.1%が最も多く、次いで「英語」9.6%であった。またネイティブレベルでは「日本語 89.6」%が最も多く、次いで「4.4」%であった。

＜日常会話レベル＞

図表 210

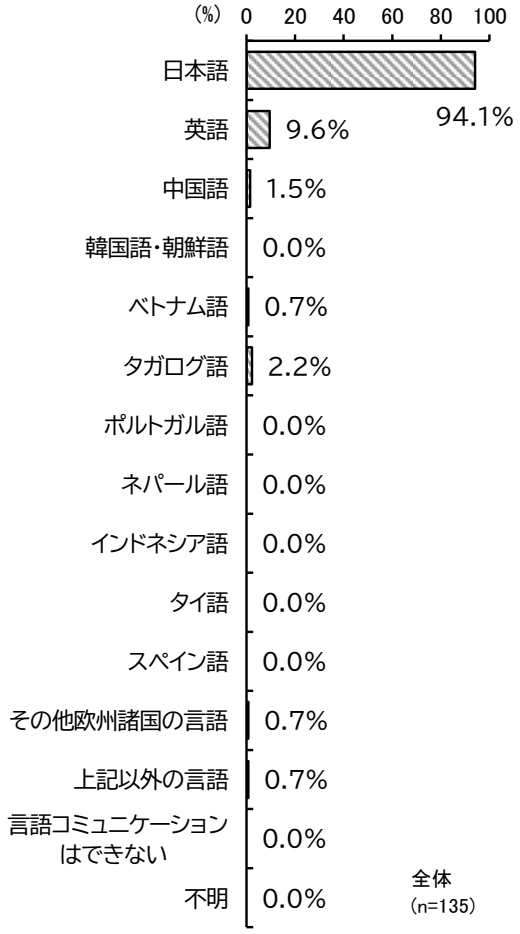

＜ネイティブレベル＞

図表 211

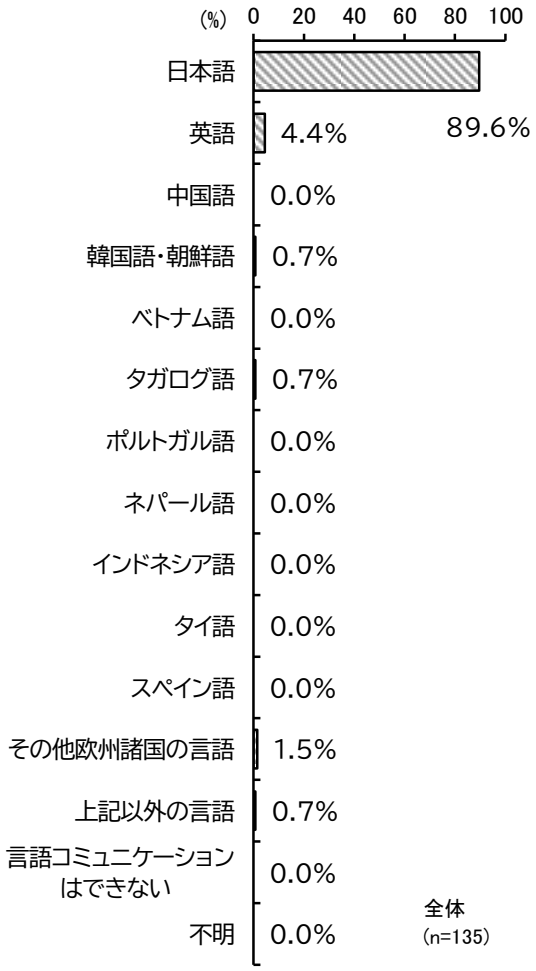

＜保護者に関すること＞

■　[27]保護者と子どもとの関わり

※コロナ感染防止の観点から面会を控えている場合は、この影響を除いて想定される頻度

「連絡はとれるが面会はない」28.1%が最も多く、次いで「連絡がとれない（離別・死別含む）」27.4%であった。

図表 212

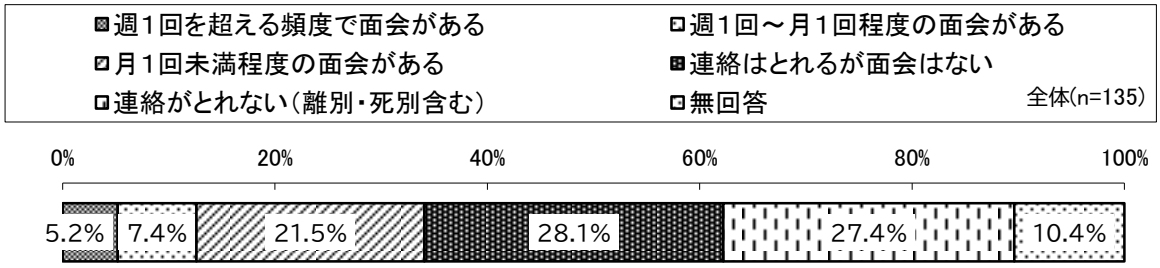

■　[28]保護者の国籍

「フィリピン」28.9%が最も多く、次いで「日本」19.3%であった。

図表 213

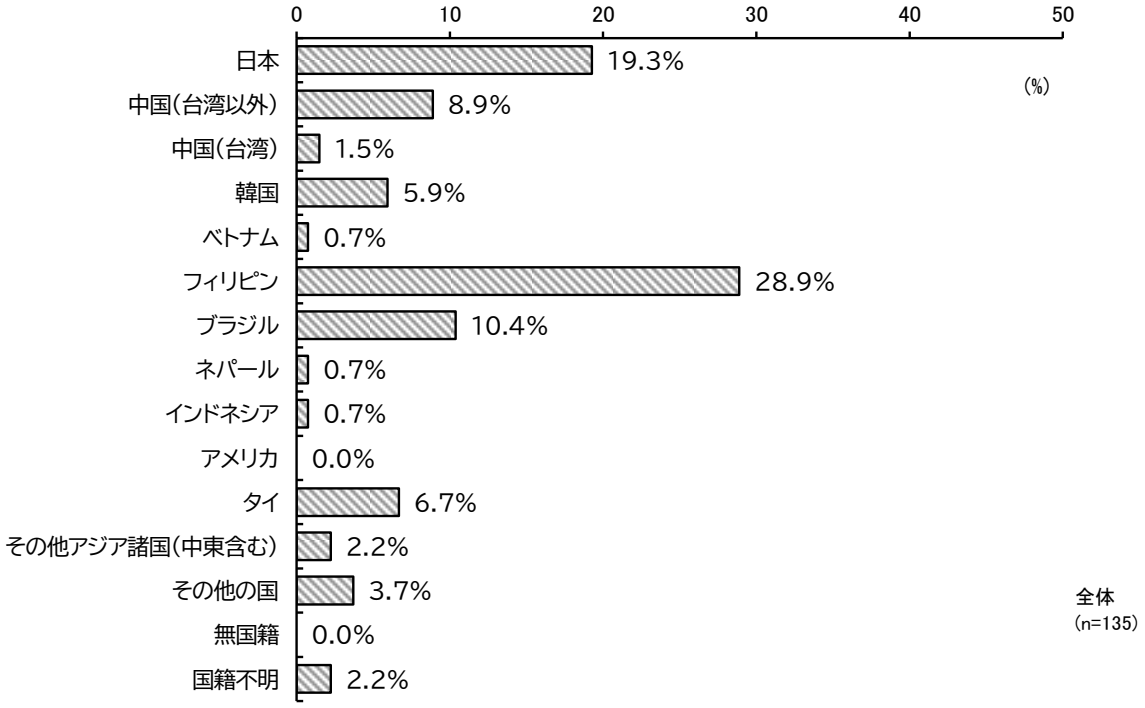

■ [29]保護者が使用できる言語（日常会話レベル）、[30]保護者が使用できる言語（ネイティブレベル）

日常会話レベルでは「日本語」74.8%が最も多く、次いで「英語」17.8%であった。またネイティブレベルでは「日本語」28.1%が最も多く、次いで「タガログ語」20.0%であった。

＜日常会話レベル＞

図表 214

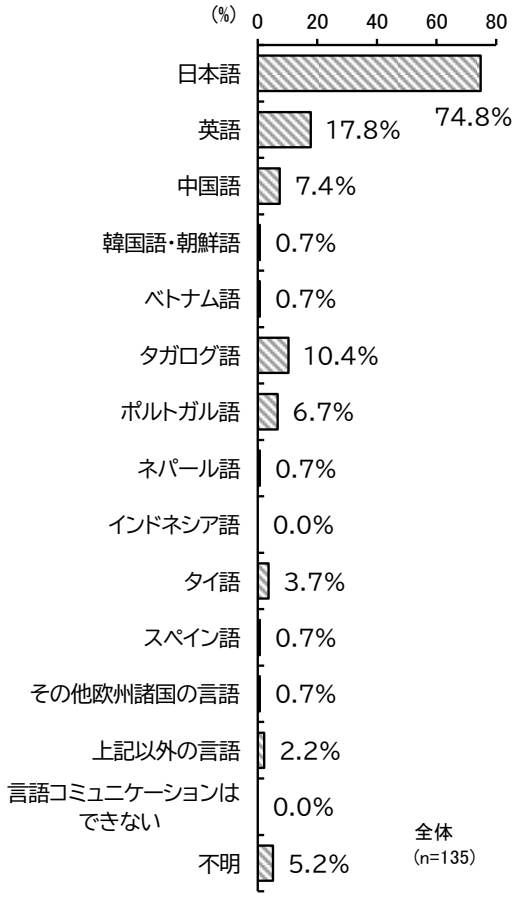

＜ネイティブレベル＞

図表 215

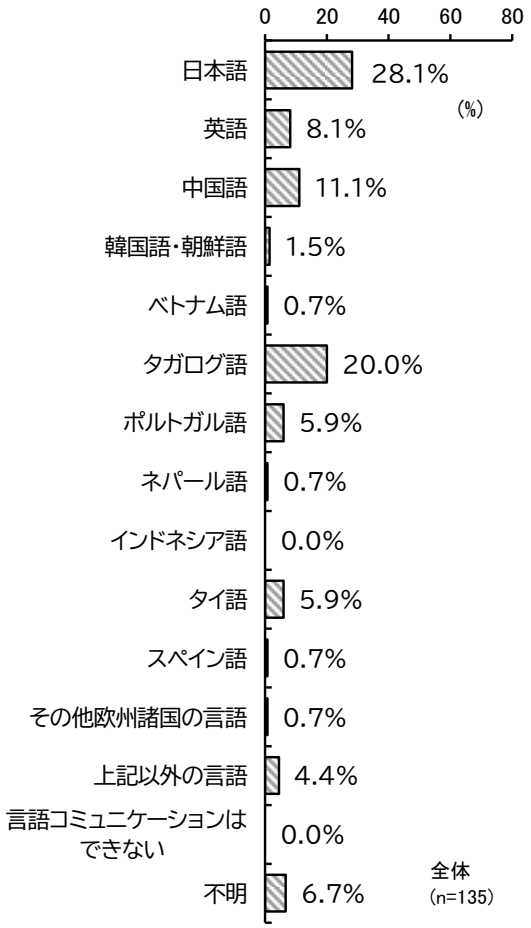

■　[31]保護者の障害等の有無（疑いを含む）

「なし」48.1%が最も多く、次いで『「アルコール等の依存症」「人格障害」以外の精神障害』10.4%であった。

図表 216

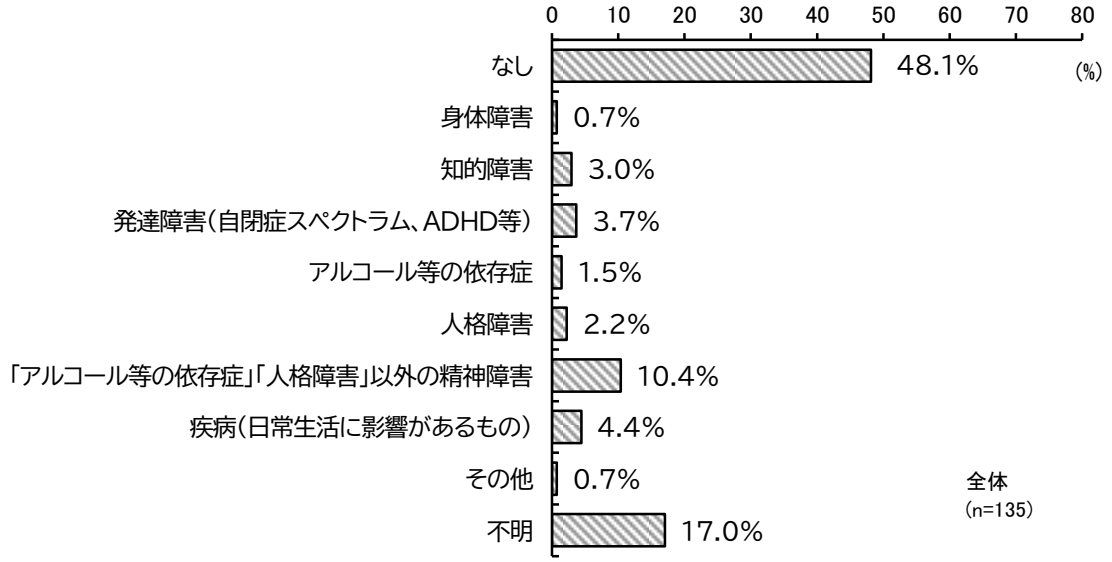

■　[32]保護者の在留資格・在留目的

「永住者」17.8%が最も多く、次いで「定住者」11.1%であった。

図表 217

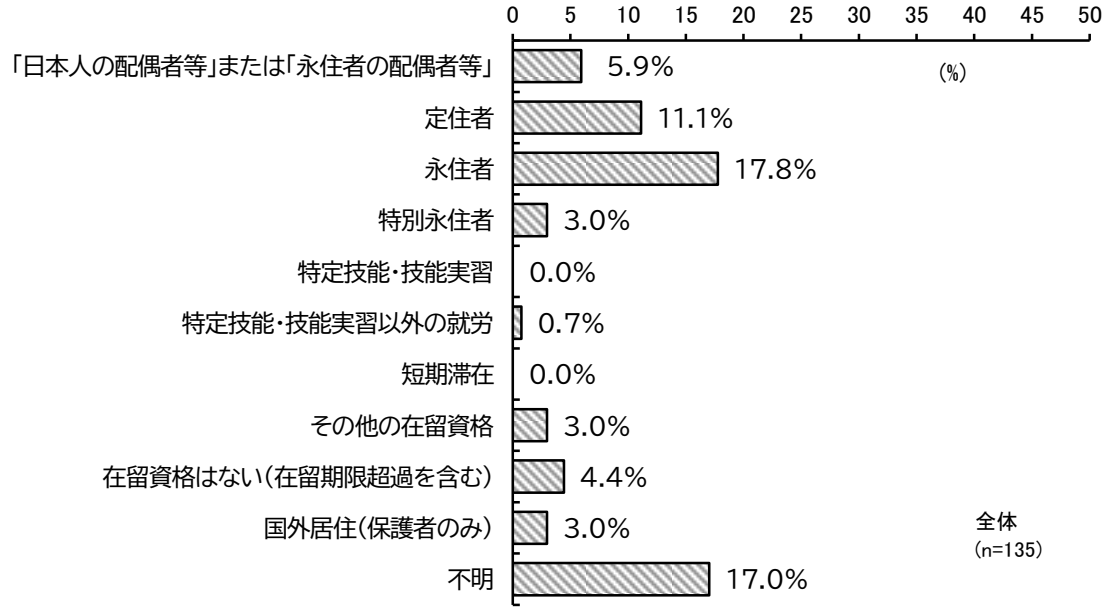

■　[33]保護者が有する問題

「家庭復帰における支援が難しい」31.9%が最も多く、次いで「日本語のコミュニケーションに支障がある」31.1%であった。

図表 218

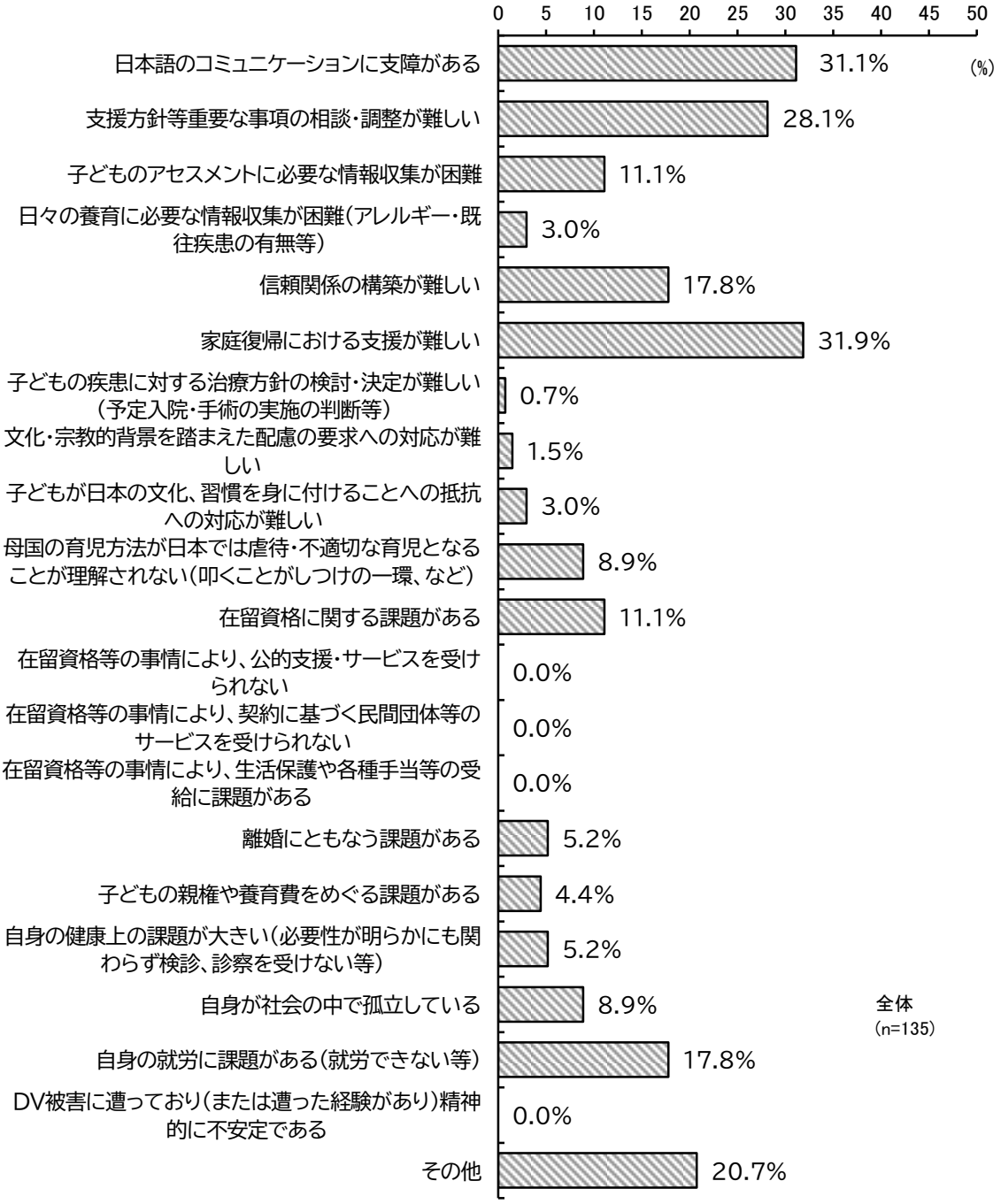

■　[34]保護者に行っている配慮・対応

「児童相談所や福祉事務所等との連携を密に行っている」27.4%が最も多く、次いで「面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている」7.4%であった。

図表 219

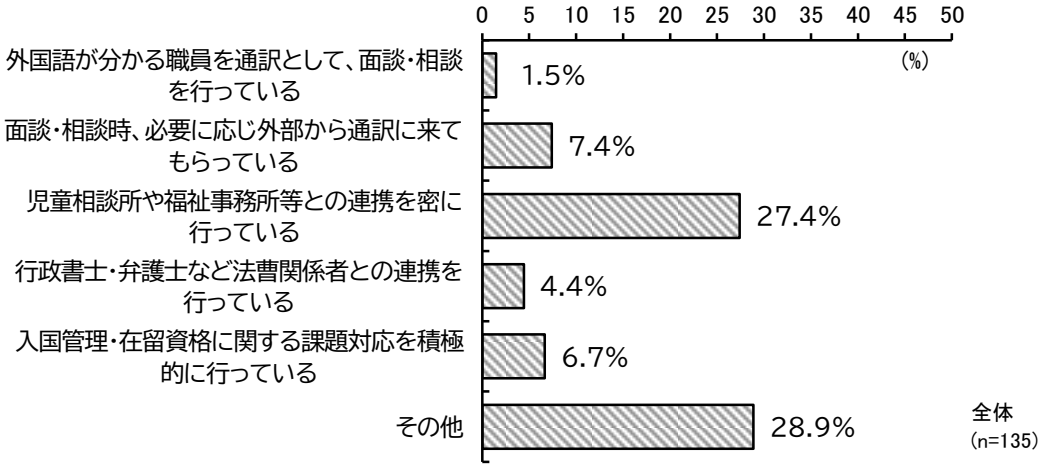

＜外国にルーツをもつ親族等（以下「親族等」）に関すること＞

■　[35]親族等の続柄

「祖母」6.7%が最も多く、次いで「実母」4.4%であった。

図表 220

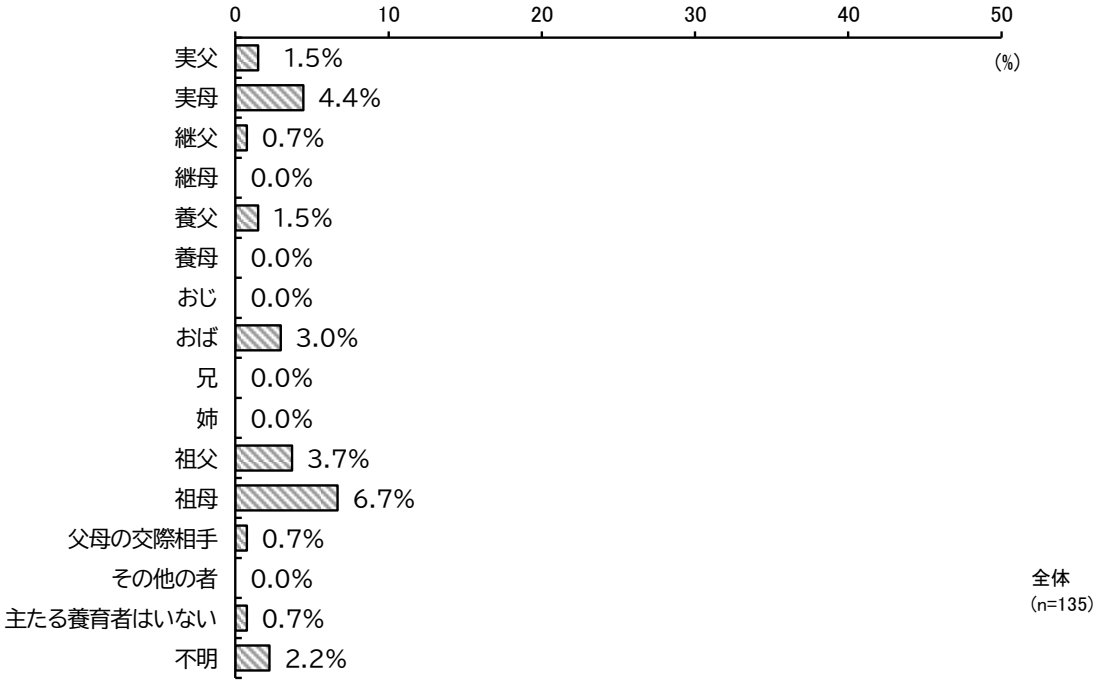

■ [36]親族等と子どもとの関わり

※コロナ感染防止の観点から面会を控えている場合は、この影響を除いて想定される頻度

「連絡がとれない（離別・死別含む）」9.6%が最も多く、次いで「連絡はとれるが面会はない」7.4%であった。

図表 221

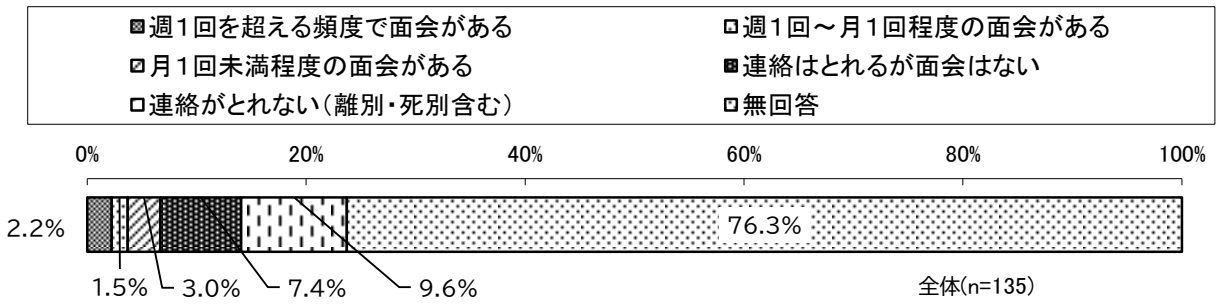

■ [37]親族等の国籍

「日本」7.4%が最も多く、次いで「中国（台湾以外）」「フィリピン」3.7%であった。

図表 222

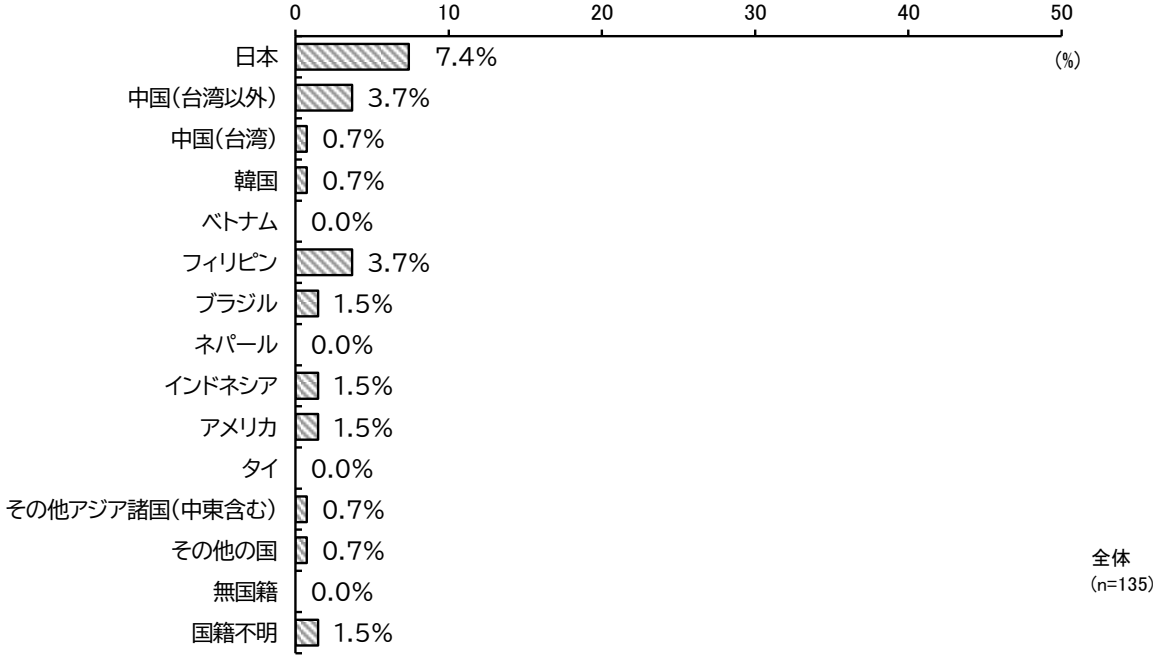

■　[38]親族等が使用できる言語（日常会話レベル）、[39]親族等が使用できる言語（ネイティブレベル）

日常会話レベルでは「日本語」11.9%が最も多く、次いで「中国語」3.0%であった。またネイティブレベルでは「日本語」5.9%が最も多く、次いで「中国語」3.7%であった。

＜日常会話レベル＞

図表 223

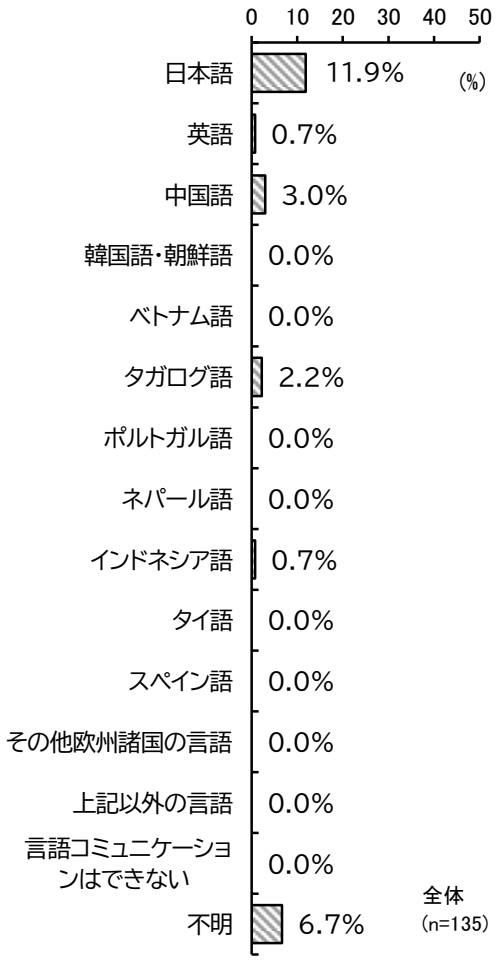

＜ネイティブレベル＞

図表 224

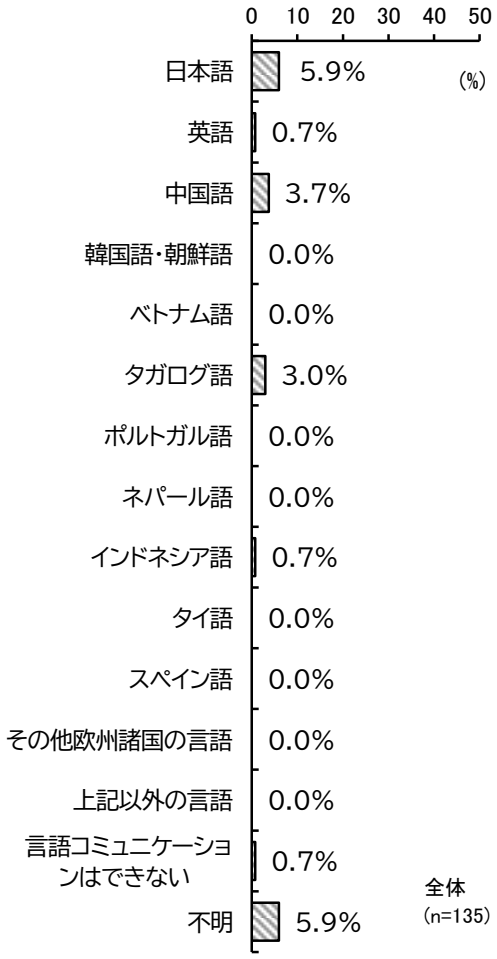

■ [40]親族等の障害等の有無（疑いを含む）

「なし」8.1%が最も多く、次いで『「アルコール等の依存症」「人格障害」以外の精神障害』3.0%であった。

図表 225

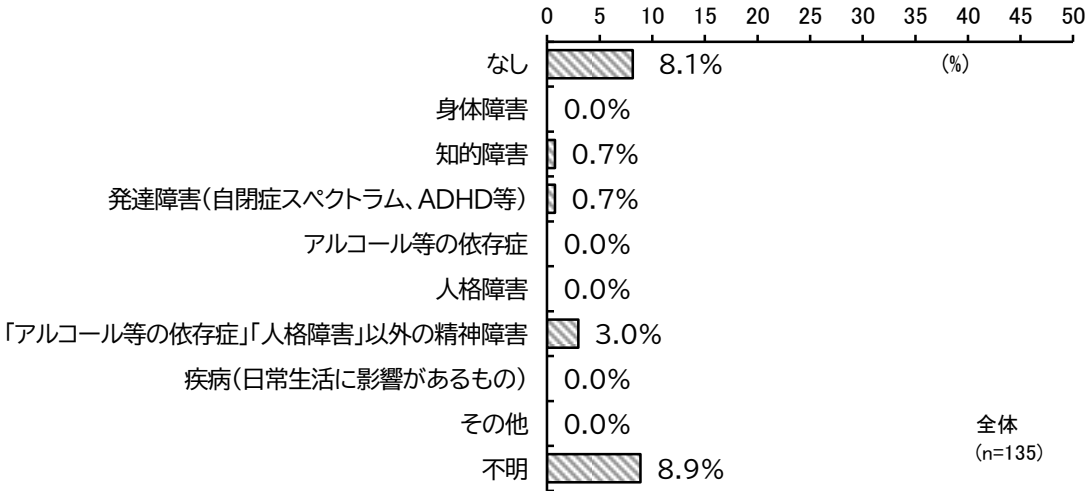

■ [41]親族等の在留資格・在留目的

『「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」』4.4%が最も多く、次いで「国外居住（保護者のみ）」2.2%であった。

図表 226

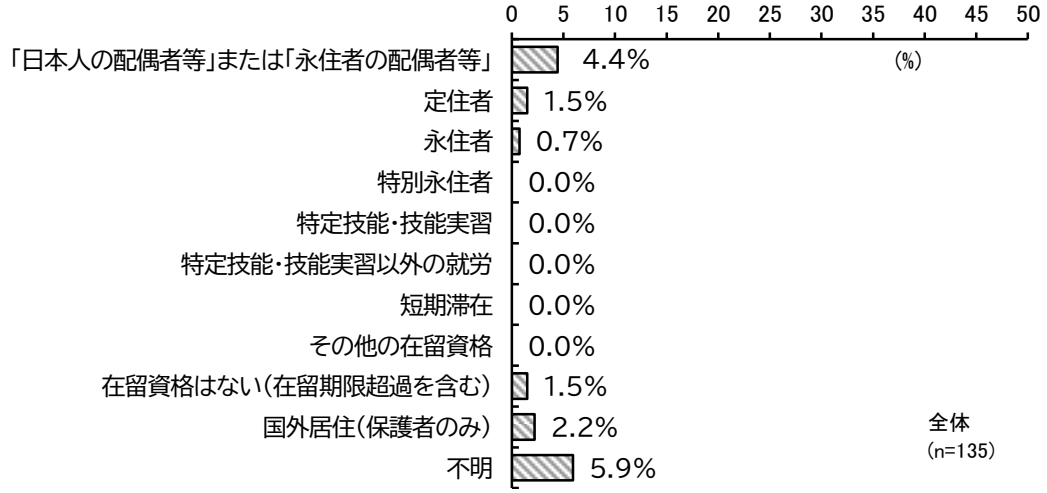

■　[42]親族等が有する問題

「日本語のコミュニケーションに支障がある」6.7%が最も多く、次いで「支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい」3.0%であった。

図表 227

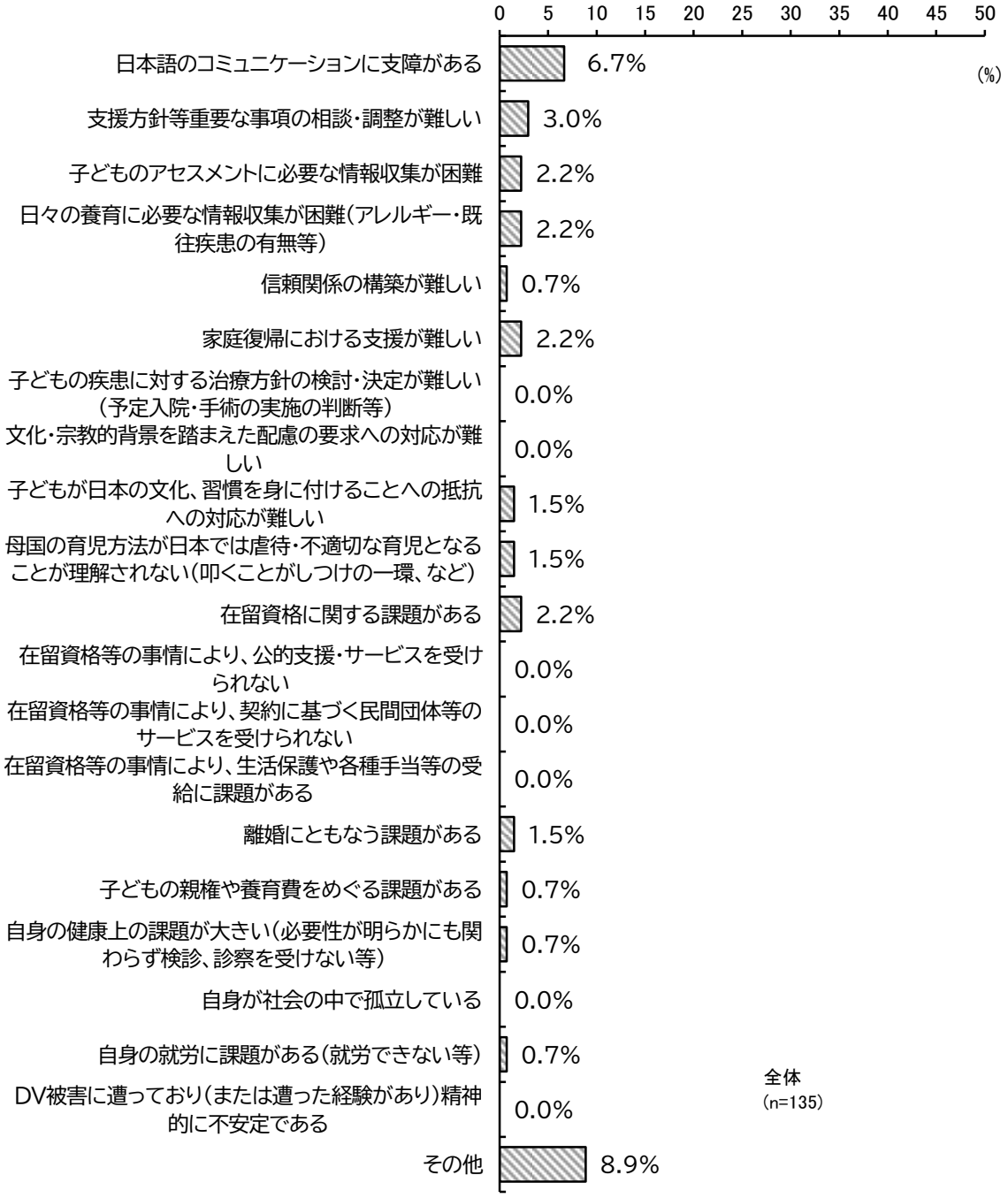

■ [43]親族等に行っている配慮・対応

「児童相談所や福祉事務所等との連携を密に行っている」4.4%が最も多く、次いで「外国語が分かる職員を通訳として、面談・相談を行っている」「行政書士・弁護士など法曹関係者との連携を行っている」0.7%であった。

図表 228

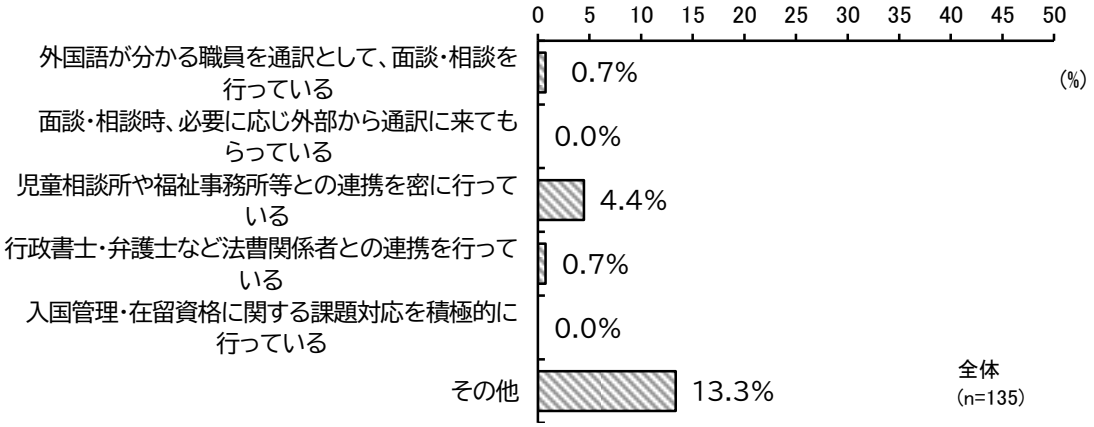

第３章　ヒアリング調査結果

１．乳児院

施設の基本情報・概要

【施設の基本情報】

◆ 子どもの総定員数（通所は除く）		30 人
◆ 子どもの現員数（通所は除く）		27 人
◆ 施設の全職員数	常勤	非常勤
	50 人	1 人
◆ 外国籍等の子どもの人数（ヒアリング時点）	入所児童数	一時保護の児童数
	2 人	0 人
◆ 外国籍等の子どもの国籍	ヒアリング時点ではベトナム国籍、モンゴル国籍の子どもが在籍。過去には中国、ガーナ国籍等の子どもも在籍。	

【施設概要】

- ◆ 病院に併設し、病虚弱児や医療的ケア児の受入れにも対応している。
- ◆ 同施設が所在する自治体は、人口約 60 万人。人口の約 1 割を外国人が占め、中でも中国の出身者が多い。
- ◆ 外国籍等の子どもの受入れ経験としては、現在入所中の 2 名（ルーツはモンゴル、ベトナム）のほか、過去に中国やガーナにルーツを持つ子どもが在籍していたこともある。これまでのケースはほとんどが保護者が母親のみ（シングルマザー）のケースで、入所理由は経済的理由が多い。虐待やネグレクトによる入所は今のところない。
- ◆ 外国籍等の入所児童は、保護者が母国に帰国するタイミングで引き取り（家庭復帰）となるケースが多い。児童養護施設に施設移動したケースや地域で家庭復帰したケースもあるが、里親委託となったケースは今のところない。
- ◆ 病院併設の施設のため、嘱託医を通して病院スタッフに協力を依頼するなどにより、英語については特段の通訳等を介さずにコミュニケーションをとることが可能。

（１）外国籍等の子どもの養育・支援における課題と工夫・取組

【生活面の対応】

◆ 職員が子どもの母国の慣習を理解することにより、生活全般に配慮を行えるように取り組んでいる。

【食事面の対応】

◆ 食事の面では、過去に在籍していた中国ルーツの児童（1～2 歳）が、施設の食事を好まず食べなかったことがあった。その際は職員がインターネット等で中国でよく食べられている食材や料理を調べたり、保護者に聞き取りをするなどし、その子のために別メニューの食事を用意するなどの対応を行った。

（２）保護者の支援における課題と工夫・取組

【言語面の対応】

◆ 言語、文化、習慣等の違いによる課題を感じることがある。特に言語面については、保護者や関係者などにコミュニケーションをとれる人がいるかどうかによって、対応の困難さが異なる。

◆ 現在の入所児童 2 名のケースでは、いずれの保護者もある程度の日本語は理解できる。そのため、食事や生活習慣に関することなどであれば、職員がゆっくり丁寧に話し、分かりやすく伝える工夫をすることで、意思疎通をすることは可能である。

◆ 保護者が日本語の理解が難しい場合は、児童相談所の担当者を通して、各言語の通訳を探している。通訳は民間団体に依頼する場合も大使館を絡めて探してもらうこともある。無料で通訳してくれる団体等を探すことが難しく、その点は課題である。

◆ また、通訳を介してコミュニケーションをとる場合も、保護者の承諾が必要な予防接種の説明や医療や病気に関する説明が正しく伝わっているか、理解されているかが分からないため、不安に感じることがある。

【価値観の異なる保護者の支援】

◆ 文化的な背景の違いから、保護者の価値観に対し、個別の配慮や支援が必要になることもある。

◆ 具体的な事例として、入所児童に必要な医療的処置（手術、医療的ケアの内容等）への理解がなかなか得られず、苦労した経験がある。以前施設に在籍していた、低体重出生で生まれ、複数回の手術を繰り返す必要がある医療的ケア児の母親（ガーナ出身）が、身体を切開することに対して強い拒否感を示していた。主治医の説明（英語）は理解できず、通訳を入れて説明してもらい、なんとか同意を得ることができたが、手術の度に同様の反応を繰り返されたため、施設職員が保護者と病院との関係性を取り持つことに苦心した。

◆ また、現在入所中のモンゴル国籍の児童に関し、散髪の取り扱いについて文化的な背景の違いを感じている。モンゴルでは、伝統的な習慣として、子どもの髪を切る「断髪式」が親族等の集まる一種の行事となっているため、扱いに手間がかかっても入所中の散髪は行わず、保護者の意向を尊重している（外国籍児童に限らず、入所中の散髪については保護者の意向を確認する）。

【日本の制度や文化への対応】

◆ 外国籍等の子どもは、健診等を未受診のままというケースが多いが、母子手帳は保有していることが多い（英語の母子手帳を持っているケースもあった）。乳児院で行う子どもの予防接種については、保護者に丁寧に説明し、理解を得るようにしている。

◆ 各国の慣習に配慮すると同時に、日本の慣習を伝え、子どもが行事等に参加しても問題ないか確認を行っている（例：お宮参り、お食い初め等）。

【行政手続き等への対応】

◆ 入所児童の保護者が外国籍の場合、在留資格の更新をし忘れているケースなど、必要な行政手続きを済ませるために保護者への支援が必要となることがある。児童相談所の担当者と一緒に職員が入国管理局に出向くこともある。

◆ 帰国時の手続きに必要な本人確認のために、入国管理局の担当者に施設まで出向いてもらったこともある（本人が乳児だったため）。

【時間感覚に関する認識の相違】

◆ 外国籍等の保護者は、日本人に比べて時間の感覚がルーズで、約束の時間を守れない印象がある。施設との約束だけでなく、病院の予約時間（主治医からの説明等）にも大幅に遅れてくるなどし、主治医との関係が悪化してしまうこともある。子どもの成長段階に合わせて継続的な関わりが必要な場合もあるので、関係構築に影響を及ぼさないよう、児童相談所や施設がフォローしている。

【保護者との信頼関係の構築】

◆ 言語面や文化・習慣面の違いを乗り越えることができれば、保護者が次第に心を許し、コミュニケーションをとることができるようになる。職員が保護者に丁寧に寄り添い、意思疎通を図ることができるように働きかけている。

【引き取り時の支援】

◆ 外国籍等の入所児童は、保護者が母国に帰国するタイミングで引き取り（家庭復帰）となるケースが多く、退所後の子ども・保護者との関わりはあまりない。

◆ 引き取りの際には、子どもに必要なものを保護者と一緒に揃えていき、帰国時には職員が空港まで見送りに行っている。子どもに医療的ケアが必要であれば、帰国先の病院を調べたり紹介状を作成することもある。

（３）行政や法人等からあると望ましい支援

◆ 保護者が手術を拒んだケースや在留資格等の行政手続きに関する支援が必要になったケースを含め、外国籍等の子ども・保護者に対し何らかの支援が必要となった際には、児童相談所が積極的に動いてくれている。保護者のニーズに応じて通訳を探す際にも、児童相談所が中心となって動いている。

◆ 必要な通訳を確保できるよう配置したり、外国籍等の子ども・保護者が必要とする行政手続きについて相談することができる窓口を設置するなどの支援があるとよい。

（４）その他

◆ 外国にルーツを持つ子どもであるかどうかに関わらず、すべての子どもと保護者に対し、それぞれのニーズに応じて個別的支援を行っている。そのため、子ども・保護者が外国籍等であるという点を特段意識して、対応を行うということはあまりない。

◆ 職員の間で、外国籍等の子ども・保護者への対応を行うことで業務負担が増えるなどの意識はあまりない。例えば、食事面をとっても、乳児院の月齢の子どもたちはまだ味覚が確立されていないため、職員と一緒に味を探していくというアプローチは他の子どもの場合でも同じである。

◆ 外国籍等の保護者についても、文化的な背景の違いを感じることはあるが、それ以外の面においては、ゆっくりと話してコミュニケーションをとる必要があるという点以外にあまり大きな差は感じていない。怒りやすい保護者もいたが、言葉でうまく伝えられずにいら立ちを感じていたのだと思う。

◆ これまでの外国籍等の子どもの入所ケースでは、保護者からの虐待やネグレクトによる入所等、支援者と保護者の間で関係を築きにくい背景のある事例はなかった。

２．児童養護施設

施設の基本情報・概要

【施設の基本情報】

◆ 子どもの総定員数（通所は除く）		45 人
◆ 子どもの現員数（通所は除く）		42 人
◆ 施設の全職員数	常勤	非常勤
	57 人	19 人
◆ 外国籍等の子どもの人数（ヒアリング時点）	入所児童数	一時保護の児童数
	3 人	0 人
◆ 外国籍等の子どもの国籍	フィリピン国籍、ラオス国籍の子どもが在籍。これまでも複数の外国籍の子どもの受け入れ経験がある。	

【施設概要】

- ◆ 当施設では、施設が所在する市内の子どものみを引き受けている。市内には同じ法人が運営する別の児童養護施設があり、そちらで他市町村の子どもを引き受けている。当施設は 2014 年に開設されたが、その際に県内にある他の児童養護施設に在籍していた外国籍の子どもが措置変更で入所したことが、最初の外国籍の子どもへの対応となる。
- ◆ 乳児院が合築されているため、乳児院にいた外国籍の子どもがそのままあがってくることもある。
- ◆ 施設が米軍基地のある地域にあるため、学校に外国の子が多く、外国籍の子がクラスで疎外感を感じたり、いじめを受けたりすることは見られない。
- ◆ 市内の子どものみを受けている関係上、外部機関との連携のほとんどは市内で行われる。行政との連携に関しても、この子にこういったケアが必要となれば、関係機関や部署がすぐに集まることができる環境にある。

（１）外国籍等の子どもの養育・支援における課題と工夫・取組

【文化、習慣の違いに関する課題、対応】

- ◆ 外国と日本の習慣の違いへの対応に難しさを感じている。例えば、若いうちからピアスや化粧、タトゥなどをほどこすことが当たり前の国籍の子たちについて、その文化を認めなくてはという思いがある一方で、施設内の他児への影響や学校の校則等を考えると、日本のものに寄せてもらわなくてはならないというジレンマがある。なぜダメなのかという、理由の説明自体も難しい。

- ◆ アクセサリーや化粧については、「周りの子たちがしていないのに、あなただけしているのはおかしいよね」など話をし、絶対にダメとはせず、休日や遊びに行くときには許容するようにしている。真っ赤な口紅など派手な色を好む子に対しては、化粧の仕方も教えたり、また髪の色も他の子も染めているのになぜダメなのかという思いもあると思うので、「もともとの色の方が似合うね」など、肯定的な伝え方に配慮したりしている。
- ◆ 母国の文化かは分からないが、「18 歳になったら働くのが当たり前だから、今のうちに家に帰らなくてはいけない（親と一緒に過ごす時間が無くなる）」と言っており、ピアスや化粧をするなど、不適応となることで施設を出ようとしているのではないかと感じることがある。

【食事面における課題、対応】

- ◆ 日本で生まれ、乳児院から措置変更で児童養護施設に入所した外国籍の子がいる。その子は自分の母国の料理に慣れていないため、外出・外泊時の手料理が口に合わないことがある。栄養士と話をし、お母さんにこれがこの子がうちで食べている食事だよと見せたり、親子室でその子と母親で一緒に母国の料理を作ったりしてもらい、食事も文化も一緒に考えていけるように工夫をしている。
- ◆ 食事を手で食べる習慣のある子たちがおり、困ったことがある。

【学校行事等における課題】

- ◆ 運動会や授業参観の際など、教室の他の子のように授業の終わりに親のところに行かずに、親を避けたり、自分の親ではないふりをしていたりすることがある。保護者にとっても悲しい部分だが、子どもにとっても自分の親について周りから何か言われるのではないかという恐怖心があるのではないかと心配している。
- ◆ お弁当が必要な行事では、子どもが職員にお弁当を作ってとお願いしてくることがある。一方で、保護者にも気を使っており、「お母さんには言わないで」「施設の人が勝手に作ってきたと言いたい」など言ってきたり、隅の方で恥ずかしそうに座って食べていたりすることもある。

【言語面での対応】

- ◆ 乳児院から措置変更で入所し、国籍こそ外国籍だが使える言語は日本語のみで、家族と母国語で会話することができない場合がある。この場合は、家族が交流できる面会頻度を増やす、交流時に疎外感が無いよう前もって家族に話をしておく、家族との面会の後で、「お兄ちゃんたち、こうやって話していたよね」などと振り返る、母国語を職員も一緒に勉強するなどの工夫を取り入れている。
- ◆ 日本語があまり流暢ではなく、学校の授業についていけないような子については、塾に通わせたり、個別のボランティアを付け勉強を見てもらうなどしてフォローしている。そのためか、授業にすごく遅れるということにはならずにいる。

（２）保護者の支援における課題と工夫・取組

【言語面における課題、対応】

- ◆ 保護者に対して行政的なことや難しい言葉を使わざるを得ない場合に困ってしまうことがある。養子縁組ではない里親委託の説明などは特に苦労した。また、直接の会話だと通じるやり取りも、電話となるとお互い言っていることが通じなくなってしまうことがある。
- ◆ 日本語があまりできない保護者でも、一人の児童相談所のソーシャルワーカーが長く関わる中で、お互いが聞き取れないことも徐々に理解できるようになり、コミュニケーションがスムーズにいったということがあった。ところがソーシャルワーカーが変わってしまったため、相手の言うことが理解できない状態に戻ってしまい、今はふわっとした遠回しな言い方と、ジェスチャーなど様々な手段を駆使したコミュニケーションを取らざるを得なくなっている。
- ◆ 日本語の通じない保護者に話をする際は、その子の兄弟の中に日本語の分かる子がいればその子に通訳をお願いしたり、皆で一緒に話をするときは、こちらも理解できるように、その子に母親に日本語で説明してもらうようにしている。また、決めたルール等はその場で日本語で打ち込んでもらうなどしている。
- ◆ 漢字が分からないため、書面でカタカナやひらがなで記入して渡す、家にいる兄弟や子どもに通訳してもらうこともある。
- ◆ 英語が分かる保護者の場合は、日本語・英語を織り交ぜながら、色々と伝えるようにしている。

【保護者の文化、習慣の違いに対する対応】

- ◆ 国籍と関係がないかもしれないが、時間的なルーズさが目立つことがある。面会や話し合いなどの約束の時間にも遅れてくる。そこで「カンファレンス前にお母さんと話したいことがあるから、早めに会いましょう」などと伝えて、予定より早めの時間設定にしたり、事前に何度も時間の確認連絡を入れ、対処している。

【学校行事等に関する課題、支援】

- ◆ 日本の幼稚園や学校の行事は、外国の方にとって当たり前ではないのだと感じる。運動会などでは、日本では保護者がご飯を作り一緒に食べるのが当たり前だが、なぜ作るのか、なぜ子どもと一緒に食べることが必要なのかが説明しにくい。他の施設での事例では、ピザを注文し、デリバリーで直接ピザを届けようとしたり、「この子はこれが好きだから、いっぱい買ってきたよ」など、買ってきた食べ物をそのまま持ってきたりするため、お子さんが恥ずかしそうにしていたということを聞いたことがある。
- ◆ お弁当が必要な行事では、親を否定しすぎないよう、「来年はおにぎりだけでも作ってみましょう」「冷凍の詰め合わせだけでもいいですよ」「お弁当箱には、私たちが詰めましょう」と働きかけるなど配慮をしている。
- ◆ 運動会などのイベントで、何時にこの子が出るから来てくださいと伝えても、その時間に来なかったり、その子が活躍しているときにふらっと帰ってしまったりすることが多いように感じる。

【家庭復帰に対する課題、対応】

- ◆ 両親共働きで、面倒が見れず、ネグレクトで施設に来た子がいるが、保護者の母国文化なのか、兄弟や親戚を含めた全体で子どもを見るという意識が母親にはあるようで、(何ら状態が変わっていないのに)「家族全体でみる問題だから、介入するな」「私たちの生活は問題ないし、返して欲しいと言っているのに、なぜ児童相談所は理解してくれないのか」と施設側に訴えてくることがある。このケースでは家庭復帰に引き続きの支援・調整を要するとの児童相談所の判断があるが、当施設は保護者に寄り添う姿勢で対応し、児童相談所との役割分担にも配慮している。こうした配慮のためか、保護者と施設との関係性は良好である。
- ◆ 生活保護を受けている家庭で「どうしたらお子さんが家に帰れますかね」と働きかけるが、子どもが帰ってもやっていけるかという不安があり、施設に預けておきたいという考えになってしまうことがある。子どもを家庭復帰させても、学校からの連絡事項等が自分に理解できず、学校に行かせられないのではないかという不安につながる。連絡事項等に対する不安だけであれば、なんとかフォローできないかと支援方法を模索している。
- ◆ 保護者の成育歴をみると、保護者自身も、自分がお子さんにしているのと同じように育てられてきていることが多々ある。そうすると、保護者自身も「私もこうやって育ってきたのに、何が悪い」という感情を抱くようで、そこを否定すると母親自身を否定することになるため、何がいけないのか話をすることがなかなか難しい。

（３）行政や法人等からあると望ましい支援

- ◆ 保護者の母国語による措置理由を文章化、明確化したものがあると助かる。そもそも、なぜ子どもが施設入所となっているのかを理解できていないと、家庭復帰等に向けた支援にもつながらず、これは外国籍でも日本国籍でも一緒である。ここを根拠として、具体的な支援に進むことができる。
- ◆ 日本語の通じない保護者とコミュニケーションを図るにあたって、児童相談所や支援団体等に一時だけの通訳を依頼することはあまり無い。プライバシーの話もあるし、保護者との関係構築という意味でも、ぱっと入ってきた人が、こちらが意図する言い回しや伝え方をしてくれるとは限らないし、子どもを良くしていきたいという熱量がかえって伝わりにくい気がしている。通じにくくとも、直接こちらがお母さんと話した方がいいと感じている。もし支援があるとすれば、その子ども・保護者に継続的に関わってくれることを前提に、言語面のサポート等をしてもらえることが必要。

（４）その他

- ◆ 外国籍の子でも、ある程度成長すると、日本文化が浸透していることがあり、母国のことについて知りたいと思っているのか、よく見えてこないことがある。幼いころから日本にいるため、自国のことを知りたいと感じる時期を、すでに通り過ぎてしまったのかとも感じることがある。
- ◆ 外国籍の子も施設に入ってしまえば、他の子どもたちと変わらないため、外国籍の子への対応と言うことで、職員に対し何か特別な研修等は行っていない。むしろ保護者への対応の方に時

間がかかっている。

- ◆ 自立支援等について、外国籍という理由で就職や進学が不利になったということは今までない。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会等で、特に外国籍ということでケースが上がってくることはあまりない。どちらかというと急に一時保護としてあがってきて、措置になって…ということで出てくるケースが多いと感じる。外国籍ということでの把握ができていないのか、あるいは、見つかっていないという場合がむしろ多いのではないか。

３．自立援助ホーム

施設の基本情報・概要

【施設の基本情報】

◆ 子どもの総定員数（通所は除く）		６人
◆ 子どもの現員数（通所は除く）		３人
◆ 施設の全職員数	常勤	非常勤
	４人	人
◆ 外国籍等の子どもの人数（ヒアリング時点）	入所児童数	一時保護の児童数
	０人	０人
◆ 外国籍等の子どもの国籍	ヒアリング時点では０人だが、直近の入所者はサウジアラビア出身（スーダン国籍）、バングラデシュ国籍の子どもが在籍。過去には中国国籍等の子どもも在籍。	

【施設概要】

- ◆ 当ホームの運営法人は、子ども向けのシェルター開設に端を発する。理事に弁護士が多く、現在は子ども向けシェルターと本自立援助ホームを運営している。児童相談所経由で入所となるパターン、シェルターに緊急で入った子どもがそのままホームに入所となるパターンがある。
- ◆ 弁護士会・子どもの人権 110 番に関わる弁護士で主に構成され、そこで相談に上がったケースをシェルターに挙げるという活動をしている。ホームへの入所時には弁護士会との連絡調整のもと、入所者一人ひとりに弁護士が一人必ずつく体制をとっている。
- ◆ 直近では難民申請中のサウジアラビア出身の入所者や、日本に永住権を持つバングラデシュの入所者など、外国にルーツを持つ子どもを受け入れた。幼少期に中国で過ごし、日本国籍を持つ入所者などを受け入れたこともある。

（１）外国籍等の子どもの養育・支援における課題と工夫・取組

【日常生活における言語面の対応】

- ◆ 日本語がほとんど分からない子どもはコミュニケーションが難しく、こちらの話にうなずくことはするが、突き詰めていくと実はよく分かっていないということがある。片言では話せても、支援方針や制度の仕組み等、込み入った話になると全く理解してもらえず苦労した。
- ◆ 日本語があまり話せない子どもへのコミュニケーションは、ジェスチャーや、片言の日本語と英語等で行うことが多い。また、絵を描いたり、一般に販売されている旅行用の会話集などを用いてのコミュニケーションも行った。
- ◆ コミュニケーションにおいては、まずは理解することが大切と、食事のことなども勉強して気を付けた。学習意欲の高い子どもには母国語と日本語の和訳辞典を提供した。生活している内に、入居者同士での学びあいもみられた。

- ◆ また、日本語がほとんど話せない入所者に関しては、日本で生活するのなら言葉は必須との考えのもと、日本語学校に通わせた。ある入所者のケースでは本人の素質もあり、日本語能力が上達し、高校、大学への進学意欲も芽生え、高校入試や高校卒業認定試験の勉強ができるフリースクールに入学できた。また、日本語が話せる入所者も、職場から日本語能力試験受験を言われ、家庭教師をつけ勉強をしたところ、日本語能力試験 N1 を取得したことがあった。言語能力の向上は大変重要な要素と考えている。
- ◆ アラビア語等、同じ言語の話者でも地域差が大きい場合は、適切な通訳を見つけることが困難である。

【社会生活等における言語面の対応】

- ◆ 入所当初から日本語も一定程度話せ、永住権があり在留資格も問題はなく、高校卒業後就職もできていたが、職場では日本語でのビジネス会話やメールなど、日常会話以外の部分で苦戦し、報連相もかみ合わないケースもある。このケースでは外国人枠で採用されていたが母国語を全く使えず、結局辞めてしまった。
- ◆ 言葉、在留資格共に問題のない入所者については、施設にいる子どもの自立支援等を行う認定 NPO 法人 Bridge for Smile に就職を支援してもらったり、職業訓練学校に通わせたりした。ある入所者は希望の職種になかなか就職が決まらず、また、仕事が決まってしまうと施設も出なければならなくなるということで、就職に消極的になった時期もあったが、NPO 法人スタッフからの支援もあり、希望の職種でなくとも、まずはできるところに就職しようと意欲を取り戻した。今は希望とは異なる分野に就職し、施設も退所。1 人暮らしをしながら、希望職種につけるよう就活も頑張っている。
- ◆ 幼少期から日本にいる入所者で、自分の母国語を話せない入所者が、パスポート更新などで大使館に行く際に付き添ったが、大使館員が誰も自国語以外の言語を話せず手続に難航したことがあった。このケースは通行人が通訳として助けてくれたが、日本語も英語も通じない大使館等に、パスポート更新などで出向く際は、児童相談所に通訳を探してもらい対応することが多い。なお、通訳の費用は施設側で負担している。
- ◆ 病院への通院時には、職員が同行し、細かいニュアンスを伝えるなどして医師と本人とのコミュニケーションを手伝うようにした。

【食事面の対応】

- ◆ 食事の面ではだいぶ気を使った。宗教や習慣の違いで、食べられないものや、逆にこれしか食べないということがあったため、他の入所者とは別に食事を作らねばならず、豚肉等の調理に一度使った包丁やまな板を使うことはできない、醤油が口に合わないなど、職員の気持ちの面でも食費面でもかなり負担があった。外食時も、原材料が全て口にしても問題ないものであるかを確認しなければならず、店やメニューを探すのは一苦労である。
- ◆ 食事等の宗教面での規則については、本人が一番よくわかるため、本人に直接聞いて対応した。本人にも、特別に配慮してもらっているという思いを持ってもらえるが、職員体制上負担が過度になることもあるため、対応が難しい要求を受けた場合は対応できないことを説明し、譲らない姿勢を貫いた。

- ◆ 食品の原材料の確認をしたり、ハラルフードを探したり、おにぎりが食べられない入所者のお弁当にラップサンドを作る、食べられるメニューであるカレーを常に作っておくなど工夫をした。毎食メニューが増えることとなるので大変ではあったが、楽しい面もあった。一方で調理をしてくれていたボランティアの方の中には、毎食のエスニック料理が負担で難しいと、一時的に休む方もいた。
- ◆ 宗教的に禁忌とされる食物が誤って本人の口に入ってしまった場合は、正直に説明、謝罪した。この場合の対応は、口を洗浄したり、懺悔をしたり、自己で許容したりと入所者により様々だった。

【子どもとの関係構築、心理面のサポート】

- ◆ 外国にルーツのある子どもたちと関係構築を行うには、まず、その子の文化を受け止めることが大前提だと感じている。その子の幼いころの話など「そうなの？」「そんなことがあるんだ！」と興味を持ち、ルーツを大事にするということからスタートした。
- ◆ メンタルケアなどについては、話を聞く、不満を受け止めるということをとにかく行った。本人の性格にもよると思うが、言い終わるとすっきりするようで、それ以上引きずらず、また不満がでると話を聞くということを繰り返し行った。

【宗教・文化面の対応】

- ◆ イスラム教を信仰している場合、礼拝を自室で行う場合もあれば、生活空間と分けるため別室を要求される場合もあり、入所者により対応は様々である。後者の場合、運動や面談に利用するトレーニングルームを活用できるようにできる限り調整した。
- ◆ イスラム教の入所者が毎週金曜日に行う礼拝は、外出を伴うこともあり、精神的安定に寄与することもあったので可能な限り対応した。職員が当該宗教を信仰していない場合も多いが、その場合も宗教・礼拝の概要などを習い、職員が礼拝に参加することもあった。
- ◆ ムスリムの入所者の断食期間中の生活規定は、弾力的に対応した。断食期間中は、日中は断食し、日が沈んでからの食事というリズムとなる。ホームのルールで深夜の食事は許可されていないが、ムスリムの入所者に限っては期間中は許可し、消化に良いスープや果物を用意するなどの対応を取った。
- ◆ 就労時に、契約書に記載されていない業務をさせられるという訴えや、「自分は外国人だから、ひどい待遇を受けている」という訴えが度々あった。よく話を聞いてみると、ある業務を頼まれ、終わった後に時間があったので別のことを頼まれた、という流れであり、日本の多くの企業でみられると思われることであったが、母国の文化や考え方等を背景として、日本人の働き方に対する理解を得られないことが多々あった。契約書に記載のない仕事にも対応するということなどは、理論的にうまく説明することが難しい。こうしたことが、自分にばかり仕事を振ってくるのは外国人だからだなど、要因を出自に求め問題が複雑化するケースもみられる。

【在留資格・就労の課題】

- ◆ 在留資格の問題があり就労が困難だったことに加え、日本語能力もかなり不足している入所者がいた。当ホームは就労ができない状態だと受け入れが難しいため、就労許可が下りるなど、働ける状態になるまでは、同じ運営主体が運営するシェルターに入り、その後ホームに入居す

るという流れとなった。

◆ 在留資格延長の手続きや、難民申請、補助金申請等、支援しなければならない手続きが多く、この分野に関して児童相談所が不案内なため、施設職員の負担が大きい。

【銀行口座開設】

◆ 口座開設時に在留カードの提示を求められ、現在のものだけでなく、更新前のものも求められることがあるが、更新前のカードを（父親から逃れて入所してきているということもあり）本人が所有しておらず、すぐに口座が作れないということがあった。銀行によっても条件が異なり対応に苦慮する。その都度本人も落ち込んでしまう。

【経済的援助】

◆ 施設が主体となって職員が RHQ（アジア福祉教育財団難民事業本部）に行くなどして、支援金を受け取ることができた。特に難民申請中の入所者に対しての支援金は大変貴重で、これで、生活費や入所に係る費用を賄うことができた。

（２）保護者の支援における課題と工夫・取組

【価値観の異なる保護者の支援】

◆ 父親の子どもに対する価値観が日本人のものとだいぶ異なり、父親の養育に関する行動が日本では虐待や不適切な養育に該当しうることの理解を得ることが難しく、また家庭の問題に他者が介入することへの父親の理解が得られず、言葉の壁もあり、児童相談所、父親、本人それぞれの関係がこじれてしまっており、連携が機能しなくなるということがあった。

◆ 在留資格の更新や、難民申請の手続き等で、弁護士と児童相談所と連携して動いていたが、父親を担当する弁護士が変わったことで、連携・支援を再開できるに至った。当弁護士は父親を否定せず、肯定的に関わることが多かったため、こうしたことが関係構築につながったと感じている。

◆ また、上記の理由で児童相談所は積極的な介入ができず、難民申請等も児童相談所の十分な支援は期待できない状況であった。しかしあらかじめ児童相談所に、預けっぱなしではなく、「何かあった際はよろしくお願いしますね」とお願いをしておいたことで、入国管理局や大使館など公的機関に行く際は同行して頂くことができ、信用度が増し、スムーズに事が運ぶということもあった。児童相談所にも、ここぞという時には支援をしてもらえるよう、またホーム側に支援を任せきりにされることのないよう、子どもの受入時などに事前に伝えておくことが重要である。

【海外在住の保護者への対応】

◆ 母親が母国にいるが、本人自身は幼少期から日本におり、さらに日本に永住権を持っているという入所者がいた。当人は日本への帰化を望んでおり、帰化申請のための書類を母親に送ってもらおうと連絡した際、お金の無心をされるということがあった。本人も気持ち的につらそう

な様子で、言葉の問題等もありホーム側も介入が難しく、また、書類の取得も難航した。

【大声・騒音に関する認識の相違】

◆ 声の大きさ、物を扱う際の加減が日本人と異なるため、もう少し静かにと伝えたところ、「うるさくしていないのに」と怒りにつながったことがあった。

（３）行政や法人等からあると望ましい支援

◆ 文化的背景に加えその入所者の持っているものもあるので、一概に外国籍だからこういうサービスがあると良いということはないが、例えば調理の研修を受けられるようにするなど、いろいろな地域の料理の知識が学べると良い。

◆ 当ホームに関しては、その入所者に直接意向や要望を聞いたことで、そこを糸口に色々なことを調べ、適切な対応につながった面があると感じる。

◆ 公的機関が責任をもって主体的に動いてくれるのか、どこまでホーム側がやるべきなのか、未だにその線引きがわからない状況。日々生じる様々な課題全般に対し、具体的に入所者やホーム職員への支援を提供したり、相談先を教えてくれる専門職・専門機関があればよい。特に難民申請中の児童に関してはスペシャリストが児童相談所にいることで大変支援がやりやすくなる。どこまでホーム側の責任で支援できるかには、常に不安を感じている状況である。

（４）その他

◆ 外国にルーツを持つ入所者についての受け入れ打診は、実際に引き受けた以上になされている。今後こうした入所者は増えていくと想定される。日本語ができない入所者には日本語を勉強させるというのがまず基本で、また入所者、職員が、その外国にルーツを持つ方を受け入れてくれるか、そうした環境・文化づくりにもよるところがあるであろう。

◆ 入所者同士では国籍が違えど、調和がとれて円滑・良好な生活が営めていた。外国にルーツを持つ入所者向けの民族料理もおいしいと食べてくれたりした。

４．母子生活支援施設

施設の基本情報・概要

【施設の基本情報】

◆ 母子の総定員数（通所は除く）		９世帯
◆ 母子の現員数（通所は除く）		８世帯
◆ 施設の全職員数	常勤	非常勤
	５人	５人
◆ 外国籍等の母子の世帯数（ヒアリング時点）	入所世帯数	一時保護の世帯数
	６世帯（１０人）	０世帯
◆ 外国籍等の子どもの国籍	ヒアリング時点ではブラジル、中国、ガーナ国籍の子どもが在籍。日本国籍で、タイ、フィリピン、韓国、スリランカにルーツのある子どもも在籍。	

【施設概要】

- ◆ シェルターとして発足し、その後、母子寮となり、母子生活支援施設になったという経緯がある。
- ◆ シェルターであった経緯から、施設の構造が他の母子生活支援施設と異なり、トイレ、キッチン、風呂等が共用になっている。（現在の国の最低基準では、居室に水回りを備えている必要がある）
- ◆ 母子生活支援施設として認可されてから 26 年目。昨年度までの 25 年間で日本人も含め 189 世帯を引き受けてきた。そのうち 63%にあたる 118 世帯が（母親が）外国籍である。これまで入所していた家族（母親）の国籍は、フィリピン、中国、タイ、ベトナム、ラオス、台湾、韓国、ルーマニア、ブラジル、インドネシア、ボリビア、ガーナ、ケニア、ロシア。入所理由は、（母親が日本人である世帯も含めた）全体の 85%にあたる 159 世帯がＤＶ被害によるもの。

（１）外国籍等の子どもの養育・支援における課題と工夫・取組

【知的障害のある児童への対応】

- ◆ 言語面に課題があると、知的障害が発見しにくいという課題がある。言語が通じていないことによる問題なのか、そうではないのかの判断がつきにくいため。
- ◆ 国内で同じ国籍の方々のコミュニティで長く過ごしていた等、日本語があまり話せないことを問題視されてこなかった児童について、小学校高学年のときに学習の遅れが目立つようになり、特別支援学級の利用のために就学指導委員会にかけたところ、知的課題があるということが明らかになったケースがあった。
- ◆ 知的課題が明らかになった場合、必要に応じて特別支援学級への進級支援等を行っている。
- ◆ 母国語を話すことができる外部の人に来所を依頼し、母国語での会話能力を見立てることも検

討している。

（２）保護者の支援における課題と工夫・取組

【言語面の対応】

- ◆ 英語・タガログ語を話せるスタッフがいるため、保護者とのコミュニケーションにおいて通訳が必要な場面では、英語・タガログ語の通訳は自分たちで行う。
- ◆ 対応できない言語の場合は、県の国際交流協会や、ＮＧＯから通訳の紹介を受ける。
- ◆ 事情を汲みながら通訳を行うことのできる質の高い通訳者を確保することが重要だと感じている。通訳の紹介元と交流があり、施設のことをよく理解してもらっている。

【保護者の健康面の課題への対応】

- ◆ 入所後に精神疾患の診断を受けたケースがあった。外国にルーツがある方では言語面での課題や、文化面での違いから精神疾患の診断が難しいため、日常生活の中で発現する症状の記録を行い、診療時に参考にしてもらった。
- ◆ 精神疾患の通院の際には必ず同行支援を行っている。その他の疾患の場合は、初回の同行以降は必要に応じて同行支援を行う。

【保育園や学校行事等の課題、対応】

- ◆ 日本語の読み書きが苦手な母親に対しては、子どもが学校等から持ち帰ってくる書類を職員に見せに来るように促している。内容について、できるだけやさしい日本語で、理由や期限、やらなくてはならないこと等の内容を説明し、度々出てくる新しい言葉を覚えられるよう意識している。教員との連絡も密にし、連携を行いながらサポートしている。
- ◆ 学校関係の対応については、施設にいる間はサポートができるが、退所後が課題であると感じている。母親の母国と日本の学校システムの違いについて、1 年を通じて体験してもらうことを意識している。理解のスピードは人によっても異なるため、その人のペースに合わせつつ、退所後に自立してスタートを切ることができるよう、支援を行っている。

【生活面での課題、支援】

- ◆ 外国にルーツのある入所者がいる状況が通常であり、施設で支援を行っていく上では、外国人ということによる生活面での特段な課題は見受けられない（外国人だからという理由で課題となるのではなく、日本人であっても生活面の課題を抱えている方はいるということ）。一方で、退所後に自立して日常生活を送っていけるよう、騒音、ごみの出し方、学校の仕組みや、行政の仕組みについても説明を行ったり、お弁当作りなどの講座を開いたりと工夫をしている。
- ◆ お弁当作りの講座に関しては、子どもが自分のお弁当が周りと違うため学校で食べるのを恥ずかしがったケースがきっかけとなった。地域の方に協力してもらい、母親が講座で作ったお弁当を子どもにプレゼントし、好評であった。
- ◆ キッチン、トイレ、風呂が共用の施設ということもあり、どんな食事を作っているか、風呂にきちんと入っているかなど、生活の様子をうかがうことがさり気なくできるメリットがある。

掃除当番なども設けることにより、生活面でのアセスメントや、互いの声掛け等で成長できる機会があると感じている。

◆ 生活習慣等の違いについては、母親たちの人生の中では母国での生活期間の方が圧倒的に長く、異なる習慣に協調しにくいということはあると思う。育ってきた環境が異なるので、「違う」という前提で、日本の習慣が「正しい」わけではないという前提で向き合っている。しかし、日本の社会にも適応していけるよう、支援を行っている。例えば、母国で時間通りに行動する習慣のなかった保護者については、出勤時間を守るための訓練として電車通勤（本数の多くない電車に間に合うよう出発する）をあえて行うなど、本人と話し合いながら目標を設定して支援を行っている。

【就労に関する課題、対応】

◆ 就労先には、施設と個人の状況を理解してもらうことが必須と思う。施設の近くで、長く交流があり、入所者の就労に協力を得ている会社がある。

◆ ハローワークを利用する際は、同行して登録方法や利用方法を教え、支援する。

◆ 会社への面接にも同行することもあり、会社に施設の説明や、本人の抱える課題などについて理解してもらえるよう説明することがある。

【行政手続き上の課題、対応】

◆ 行政手続き（児童手当の申請、住民票取得など）については、同行が必要なケースについては必ずスタッフが付き添っている。

◆ 離婚のため裁判所に行く際にも、弁護士との面接を含めて国籍に関係なく同行支援を行い、手続きも一緒に行っている。名前を書いたり、簡単な日本語に直したり、通訳をつけたりすることが安心につながると感じている。

◆ 同行支援を行う一方で、いずれは退所し自立することを視野に入れ、少しずつ自分自身で手続等を行っていけるように支援している。例えば市役所等に初めて行く際は、同行したスタッフが説明をしながら手続きを行うが、次に行くときは主に自分で行い、分からない点のみサポートするなど、その人のペースに合わせて、段階的に自分でできることを増やしていく。

◆ 出入国在留管理庁の手続きも、できるだけ自分自身で行うことを目標として支援している。書類については、なぜ必要なのか説明や意味づけを行う、チェックリストを作成する等、本人が処理しやすいよう工夫している。

◆ 戸籍謄本については（配偶者には頼めないため）郵送での取り寄せ方をマニュアル化し、施設にいる間に取得手続きを覚え、退所後には自身でできるようにする。配偶者の手を借りないとできなかった手続きが自分一人でできるようになることは、特にＤＶを受けていた母親にとって、自尊心の回復につながると感じている。

◆ 国の支援や制度については、ゼロから説明するという意識を持って行っている。わかりやすい日本語を用いること、言葉だけではなく、文章や図を取り入れて説明する等の工夫をしている。母国の制度がどうかを聞いたりしてお互いの理解を深める機会にもしている。

◆ 言語に課題がある場合、「ハイハイ」と返事をしたり、うなずいたりしていることは、必ずしも分かっているということではないので注意すべきである。説明後にフィードバックをもらい、

理解度を確認する必要がある。

【法的支援について】

- ◆ 離婚・ＤＶ・外国籍のケースに詳しい弁護士を見つけることが重要である。ネットワークづくりの努力の積み重ねの中で、分野ごと、地域ごとに声をかけられる弁護士がいる。裁判を行う際、法テラスに相談して弁護士を紹介してもらうのではなく、頼んだ弁護士から直接法テラスにあげてもらうようにしている。
- ◆ 特に配偶者からＤＶを受けていた母親に関しては、弁護士に依頼して司法の場で配偶者と向き合う裁判手続き自体が、配偶者からコントロールを受けていた過去からの回復プロセスになると感じている。

【退所後の課題、支援】

- ◆ 退所後の支援も行っている。特に障害などがある母子は、長いサポートが必要になる。退所後、どこに相談したらよいかわからず困るケースもあるので、訪問できる場合は訪問し、遠方でも年賀状を出すなどし、困ったら相談できる状況を作るようにしている。
- ◆ 退所後、母親が亡くなり、子どもが施設や里親のもとで養育されているケースもある。母親も年齢を重ねて病気になってしまうこともあり、他に頼れる親戚などがない場合、児童相談所や役所等にあらかじめ相談しておくなど、できることは行うようにしている。
- ◆ 外国にルーツのある保護者の高齢化が進んでいると感じる。1980 年代以降に興行ビザでエンターテイナーとして入国した層など、年齢とともに病気を抱える人も多く、突然、病院や市役所から電話で「来てくれないか」と要請があり、手術に立ち会ったケースもある。子どもの身柄をどうするかという問題も出てくるので、長丁場になることを考えたうえで支援を行っている。

（３）行政や法人等からあると望ましい支援

- ◆ 先日は、家族滞在ビザの母子がＤＶで保護され入所の相談があった。家族滞在では生活保護の対象とならず、就労できる時間も限られるため、生活費の確保が課題である。県の一時保護委託として中長期的に母子生活支援施設を利用できるようになれば、委託費の中から食料品や生活用品などを賄えるので、生活の保障が可能となる。柔軟に考え対処していくことが重要であると感じている。
- ◆ 退所した方の中で、アパートの保証人の確保が難しかったケースがある。その時は全国社会福祉協議会の身元保証人確保対策事業を利用し、部屋を契約することができた。その制度について措置元の市町村を通じて行うことになっていたが、市町村もその制度を知らず説明をせねばならなかった。そういった制度について、行政の側でも理解が進んでほしい。
- ◆ 就職に関して、日本語のできない入所者の採用など、企業にとっても、新しいことは面倒な上、その時のニーズというものもあり難しいこともあると思う。外国人雇用に際し、企業にプラスとなる、活用推進するような制度があるとよい。

５．児童相談所

基本情報・概要

【児童相談所の基本情報】

◆ 児童養護施設等への入所措置および里親・ファミリーホームに委託されている子どもの人数（ヒアリング時点）	入所児童数	里親・FH 委託児童数
	295 人	92 人

【児童相談所の概要】

◆ 市内を管轄する複数の児童相談所全体として、これまでに東南アジア（特にフィリピン等）、南米、中国、韓国等にルーツを持つ子どもの措置・支援ケースがある。外国籍等の子どものケースは、特に母子世帯であることが多い。

◆ 同一市内でも管轄地域によって外国籍等の子どものケースが比較的多い児童相談所、少ない児童相談所などの違いがある。

◆ 地域での連携先の関係機関として、市の国際交流センター、外国人移住者の女性支援を行う民間団体などがある。

（１）外国籍等の子どもの養育・支援における課題と工夫・取組

【言語面の対応】

◆ 外国籍等の家庭への支援ケースにおいて、これまでに経験した事例では、子どもは比較的日本語でのコミュニケーション力が高かったため、在宅支援や一時保護などにおいてコミュニケーション上の問題が生じることはあまりなかった。

【生活上の対応】

◆ 地域で外国籍等の家庭を支援している民間団体が、子ども・保護者の状況を把握して支援を行ったり、居場所として機能している地域もある。同団体では、日常的に気軽に出入りできる場を提供したり、子ども向けのプログラムの開催（家庭料理作りなどのイベント、キャンプ等）、困った時に相談にのるなど、子ども・保護者に対してルーツの文化に寄り添いながら細かな支援が行われている。

【教育との連携】

◆ 学齢期の児童の場合、教育委員会から派遣される日本語指導の教員が、児童や保護者との間での通訳や関係調整などの面で、支援者としての関わりを持つことがある。

◆ 経済的理由により転居・転校を繰り返していた外国籍等の子どものケースにおいて、児童が学校で自分の居場所を見つけられず、教員との関係も深まらないままで、不登校になった事例がある。担任教員が家庭訪問を行ったりするものの、訪問しても保護者が不在で、支援のきっかけがつかめないままだった。学校全体としてのマンパワーの問題もあり、十分な支援が届かな

い。

【文化的な背景の違い】

◆ 文化的な背景として、“家族は皆一緒に”や、“年長の子どもが年少の子どもの面倒を見る”という考え方が、マイナスに働くこともある。以前に支援した母子世帯のケースでは、母が体調を崩し入院したタイミングで一時保護を検討したものの、長子の拒否感が強く、結果的に一時保護に至らなかった事例がある。

（２）保護者の支援における課題と工夫・取組

【言語面の対応】

◆ 日本語による会話が難しい保護者の場合は、保護者面接の度に市の国際交流センターに通訳ボランティアの派遣を依頼し、通訳を介して意思疎通を図っている（これまでに、中国語、スペイン語、ベンガル語などの派遣依頼の実績あり）。

◆ これまでのところ通訳ボランティアの派遣依頼で対応できなかった言語はないが、①通訳ボランティアを確保できる日程に制約されるため、タイムリーに面接を設定することができないこと、②通訳を介したやりとりは時間がかかるため、一回の面接で話すことができる内容が通常の半分程度になること、③専門用語（法律関係、精神科医療関係）の通訳が困難な場面があることは課題である。

◆ また、支援経過が複雑なケースの場合、通訳ボランティアが変わるごとにケース状況を説明しなければならず、職員の負担が大きい。当初、毎回同じ通訳ボランティアの派遣を受けていたケースにおいて、保護者が通訳ボランティアに付きまとう恐れが生じたことがあり、あえて異なる通訳ボランティアの派遣を依頼するようにしている。

◆ 言語によっては通訳ボランティアの数が限られるため、派遣してもらった通訳ボランティアが保護者の知り合いだったケースなどではプライバシーの問題から苦慮した。

◆ また、来所日時の連絡などの電話による事務連絡でも意思疎通に苦労することがある。

【立場の異なる支援者の存在】

◆ 外国籍等の子どものケースにおいては、通訳ボランティアや教育委員会から派遣されている日本語指導の職員などの第 3 者が介在することが多く、そのような場合に支援対象者と直接コミュニケーションを取れる人が支援の中心になってしまうことがある。例えば、児童相談所が親子分離の方針を持っている場合に、対象児童の日本語指導の教員に対し親子が一緒に暮らせるようにと説得の働きかけをするなど、支援者間の意見に相違があり、その調整に苦慮したことがある。また、通訳ボランティアが、児相職員が話したこと以外の内容を付け加えて保護者に話しているように感じることもある。

【民間の支援団体による支援】

◆ 東南アジアにルーツを持つ母子世帯の支援においては、地域の民間団体が大きな役割を果たしている。児童相談所が関わりを持つ以前から民間団体が親子への支援に入っていることもある。

あるケースでは、児童相談所が子どもへの支援（在宅支援）、民間団体が一家の在留資格の取得にかかる法的な支援を担い、連携して支援を行った。その結果、仮放免が認められ、生活保護の受給、子どもの進学等につなげることができた。

◆ 法的な問題に関しては、民間団体が弁護士につないでくれるケースも多かった（児相への弁護士配置が強化される以前）。

◆ 外国籍等の保護者に渡す重要な書類は、国際交流センターに依頼し、翻訳してもらうことで対応している。翻訳に時間を取られずタイムリーに渡すことができれば、別の展開があったかもしれない、と思ったこともある。

【父子世帯への支援不足】

◆ 外国籍等のひとり親家庭の中でも、特に父子世帯に対する支援は不足していると感じている。母子世帯の場合、同胞のコミュニティで他世帯との交流があったり、民間の支援団体が存在したりすることも多いが、父子世帯はそのような支援を受けにくく、孤立しやすい。

【在留資格の有無による差】

◆ 保護者に在留資格がないケースは、医療保険適用や生活保護の受給等の社会保障を受ける権利が制限されるため、貧困問題に陥りやすい。そのため、保護者の就労負担が大きくなり（夜間就労等）、結果として子どものネグレクトや、長子が幼い兄弟の面倒をみなければならないなどの状況になりやすい。

◆ 以前に支援したケースでは、母子世帯（在留資格なし）の一家の生活が安定しないために、数か月等の短期間で転居や子どもの転校を繰り返し、子どもの環境が不安定になったり、長子が兄弟の面倒をみなければならず就学に影響が生じていた。

（３）行政や法人等からあると望ましい支援

【通訳者の派遣の充実化、予算確保】

◆ 以前、派遣してもらった通訳ボランティアが保護者と知り合いだったケースがあった。保護者個人のプライバシー保護の観点、また、通訳者は中立的な立場でなければならないという点からも、このような状況は好ましくない。確保できる通訳者の母数が充実化することが望ましい。

◆ 通訳者を確保するための予算も必要である。

【同行支援の必要性】

◆ 保護者や児童が生活上必要な手続きを行う際に、通訳も兼ねて、同行支援を行える人材を増やすことも必要である。以前に支援したケースでは、保護者が対応できないため、児相職員が保護者に代わって進路相談を受けたり、学校関係の手続きを行ったりしていたが、このような支援を継続的に行っていくことは難しい。児相職員や民間団体だけでは手が足りないと感じている。

◆ 手続き面に関しては、役所（自治体）との連携も重要だと感じている。

【在宅支援の拡充】

◆ 在留資格がない児童への支援が課題である。在留資格がない場合、児童福祉として取ることができる手立ては一時保護・措置が前提となるため、家庭から分離することになってしまう（医療を受けさせるために、保護が必要というケースもある）。在留資格がない児童が、在宅生活を続けながら支援を受けることができるような仕組みづくりが必要と感じている。

【民間支援者との連携】

◆ 外国籍等の子どもや保護者の居場所づくりや、心理的ケアを行うことができる場があることが重要だと感じている。日本語の理解が不十な場合に外国語でケアを受けることができる場や、自国のルーツに理解を持ちつつ日本での生活を支援してくれる支援者がいると、子ども・保護者にとって大いに助けになる。

◆ 外国籍等の家庭の中には、ＤＶ被害の場合等、行政に対する不信感を持っているケースも多かった。この点でも民間の支援団体等のサポートが必要だと感じている。

（４）その他

◆ ケースワーカーが抱える業務量が増加すると、意思疎通や関係構築により多くの時間を必要とする外国籍等の家庭に対し、現状以上に十分な支援が行えなくなる可能性がある。伴走型の支援をどのように行っていくかは課題である。

◆ これまでに「多文化家庭へのソーシャルワーク」という観点から研修を受けたことはなく、研修があれば受講したい。実際のケースとして関わりを持つまで、オーバーステイの外国籍等の家庭が抱える課題を知る機会はなかなかない。多文化家庭への理解をベースに持ちながら、虐待等の問題を捉えることも重要と感じている。

６．ファミリーホーム

施設の基本情報・概要

【施設の基本情報】

◆ 子どもの総定員数（通所は除く）		6人
◆ 子どもの現員数（通所は除く）		6人
◆ 施設の全職員数	常勤	非常勤
	1人	4人
◆ 外国籍等の子どもの人数（ヒアリング時点）	入所児童数	一時保護の児童数
	１人	0人
◆ 外国籍等の子どもの国籍	ブラジル	

【施設概要】

- ◆ 施設長は、障害児の療育事業を手掛ける NPO 法人の代表でもあり、その NPO の職員が、補助員としてファミリーホームでの専門ケアや、お出かけの付き添い等も行っている。
- ◆ 子ども一人につき、6 畳の独立した部屋が割り当てられている。
- ◆ 当ファミリーホームの卒業生は、皆、大学や専門学校を卒業、もしくは在学中である。
- ◆ 過去に、バングラデシュにルーツのある子どもを引き受けたことがある。

（１）外国籍等の子どもの養育・支援における課題と工夫・取組

【日常における課題、対応】

- ◆ 基本的な考え方として、国籍の違いなどは気にしておらず、みんな一緒だと思って接している。「自分で生まれた場所、親を選ぶことはできないが、どんな人になるかは自ら選べる」と、子どもたちによく話している。失敗する権利もあるし、選ぶ権利もある。大学に行くかどうかも選んでほしいし、助けられながらも自分で選んだ事の結果に責任を持てる人になってほしい。安全に失敗できるうちにたくさん失敗して巣立ってほしいと思っている。選んで駄目だと思ったら出直せばいいと思っている。
- ◆ 生活習慣の違いか、ネグレクトによる影響なのかは分からないが、洋服を毎日洗おうとしない。下着も含め、着用済みの衣類が常に部屋に山積みになっていて、着るものもその山の中から引っ張り出してくる。入浴時に洗濯に出すようにと言っているが、洗濯になかなか出そうとしない。髪の毛も、洗ったとは言っているが、十分でない状態である。現在、まだ来てから 6 か月程度ということもあり介入は控えている。先日から、その解決になればと、やることリスト作り、できたことに〇をつけ、それがたまったらお小遣いにボーナスがつくという取り組みを始めたところである。

- ◆ 外国にルーツのある子どもは、外見や名前が日本人と異なるため、学校や地域で目立つことがある。学校で知らない異性の上級生に突然「バイバイ、●●（名前）」と言われ、怖かったと本人が言っていたこともある。日本では耳慣れない名前のため、学校内で知らない人の間に名前が広まることがあるが、胸を張って良いし、それが友達が増えるきっかけになるのであれば良いことだと、プラスにとらえる習慣を付けられるような声掛けを心掛けている。また、嫌な感じで言ってきたら無視をすれば良いということも伝えている。ただし、場合によっては相手が本当に誠実な気持ちで言っているのかどうかは考えなくてはいけないということ等よく伝えるようにしている。

【メンタル面に関する課題、対応】

- ◆ 社会的養護下の子どもは自尊感情が傷つきやすく、帰属意識も持ちにくい部分がある。外国籍であればなおさらだと感じている。外国にルーツのある子どもには「ハーフじゃなくてダブルだ」「どっちつかずじゃなくて、自分が理解できる国が多いのだ」と伝えるようにしていた。本人にとって、リフレーミングしていく力はより必要だと感じている。
- ◆ 自己のアイデンティティに関しては、自分の出身国にあるというよりも、自分は「外国人」であるという疎外感のイメージが強いように感じる。
- ◆ 自身の背景が影響してか、外国人アーティストや国際的に活躍している芸能人を好む傾向にある。将来についても、海外に出たい、誰かの役に立ちたいという思いがあるようで、措置時も国際弁護士になりたいと言っていたが、最近は海外のボランティアや NGO 職員になりたいということが増えてきた。

【言語面での課題、対応】

- ◆ 虐待（ネグレクト）からの保護時に、あまり日本語が分からない状態だった。常にニコニコしており、保護所にいた時は手のかからない子どもと思われていたようだった。そのことについて本人に尋ねると「そういう顔をしているとうまくいくから」と言っていたことから、母親からのネグレクトや、日本という異文化の中での孤立感など、どうしたら良いか分からない状況の中で、作り笑いをすることが対処法だったのだと思われる。現在は、個室があり、自分だけの空間に、身の周りのものも自分で選べる、食事も食べたいものを作ってもらえる、外食もできるという環境で、徐々に子どもらしい自然な笑顔がでるようになった。大声で笑ったり、無理なことも素直に表現したり、今の生活を「ステキ！」と言ったりと毎日楽しそうにしている。
- ◆ 日本語で何かを伝えた時に、「わかる？」と聞くと「わかる」と答えるが、返事があいまいなため、本当は日本語が正確に分かっていないのか、理解はできているが回答を選択できなくてそうなのかが分からず、先生やクラスメートが困ってしまうということがある。何事も笑ってごまかすということが癖になっているようである。

【食事への課題、対応】

- ◆ 食文化の違いと、ネグレクトにより食べたことのあるものが少ない影響もあると思われるが、偏食がある。日本の煮物などの味は口に合わないようで食べようとしない。味が濃いものと、肉が好きで、唐揚げ、ハンバーグなどは食べるが、乳製品が苦手なため牛乳も飲まない。学校の給食は味が薄いのでほぼ食べられない。そのため、ホームでの食事も、おかずのうち１品は

確実に彼女が食べられるものにするなど、工夫している。現在免疫アップのために朝食後に飲むヨーグルトを出しているが、何とか飲んでいる。

【学習における課題、対応】

- ◆ 母国語の他に、（親戚に英語が堪能な人がいたことから）英語が得意である。とはいえ中学１年生で措置されたときには、会話も読み書きもこなすものの、文法等の知識が乏しかった。自身も英語をもっと勉強したいと希望したことから、今は公文に通っている。現在、英語の成績は学年トップで、英検 4 級にも合格。先日、英検 3 級の筆記試験をパスし、2 次試験に進むところである。
- ◆ 実母と暮らしていた小学生の時、給食が苦手なことや日本語が分からないことから、不適応を起こし不登校となったことで、基礎学力が身についていない。ホームに入り中学に通学するようになると、英語以外のテストの成績の悪さに本人も考えるところがあったようで、塾に通いたいと言うようになった。塾には英語圏で育った講師がおり、英語で教えながら、日本語への言い換えも指導してもらえるため、日本語も上達してきている。
- ◆ 以前受け入れた子どもでは、10 歳の時に受け入れた段階では自暴自棄になっており、自殺願望も強く、学力も大変低いという状態だった。「生まれは選べなかったが、自分の行く末は選べる」という話をするようにし、中学では塾や家庭教師をつけるなどしたところ、本人も勉強をかなり頑張り、県内の進学校に合格した。その子どもはその後、大学を卒業、海外研修にも行くなどし、今は県内の企業に就職し、正社員として活躍している。

【共同生活上での課題、対応】

- ◆ 外国籍の子どもの話が児童相談所からあった段階で、本人に 1 日遊びに来てもらい、他の子どもたちにどう思うかという相談をした。本人は、ぜひここに住みたいとのことで、他の子どもたちもぜひ呼んだらよいと受け入れてくれたため、引き受けたという経緯がある。
- ◆ ホームには、異なる年齢の子どもや受験を控えた子ども、専門学校に通っている子どもが生活しているほか、すでに大学を卒業、就職して独立した卒業生が遊びに来ることもある。措置以前の事情で基礎学力に遅れはある子どもも、彼らの姿を見て目標にし、刺激を受けている様子。共同生活がプラスに働いていると感じる。
- ◆ 受入後、知的障害のある他の子どもが外国にルーツのある子どもを「●●人」と呼ぶことがあった。人種ではなく、人の名前がその人を表していること、だから名前で呼ぶようにということを伝えたが、他の子どもにとっても人間の尊厳について考える機会にもなり、いろいろな子どもが一緒に生活していることでとても良い育ち合いの場になっていると感じている。また、1 対 1 では煮詰まってしまうような状況下でも、他の子どもがいることで感情的な逃げ場にもなっており、特に上の年齢の子どもが下の子どもをリードしてくれるなど、良いバランスで育ってくれていると思う。
- ◆ 服や体をあまり洗わないことに関して、一緒に暮らしている他の子どもたちも気にしている様子だが、「部屋の服を洗濯機に持っていたらどうか？」など声掛けをしたり、職員に伝えに来たりするため、トラブルにはなっていない。こちらとしても本人に、「最近気温が下がって、お風呂が寒くて頭を洗うのがしんどいだろうけど困ってない？」など、さり気なく話を振り、他の子どもたちにも、「育ってきた中での経験が乏しいのだから理解してあげよう。これから身につ

けて行けばいいよね。」と伝えるなどして対処している。

（２）保護者の支援における課題と工夫・取組

【全般的な対応】

- ◆ 子ども自身が母親への愛着がない様子である。一度、実母から母国語で手紙が来て本人に渡したことがあったが、読んだ本人も苦笑いした程度であった。また母親が養育を放棄していることもあり、保護者への支援、対応はホームでは行っていない。
- ◆ 在留資格の更新については保護者に任せている状態であるが、特段の支援は行っていない。

（３）行政や法人等からあると望ましい支援

- ◆ 外国籍の子どもについては、銀行口座を作るのに、様々な書類が必要で、それがあらかじめ分からないため大変苦労する。児童手当を振り込むための口座を作りたくとも、住民票はホームにはなく、施設長と児童の名前も異なるため、その子どもとのつながりを証明するために様々な書類が必要となる。最初からこれが必要と言われていれば良いが、そうではなく、母親から送ってもらう在留資格のコピーの他、いろいろな書類を用意せねばならず、行政側で準備してもらえるとよいと思う。
- ◆ 母子手帳がなく困ることがある。予防接種の記録や、過去に罹患した病気がわからない。保護者は母子手帳について知らず、予防接種も受けていないと言っており、その子どもには今から接種できるものを打つしかない状況である。今後のことだけでも記録できればと思い、児童の住民票のある市役所に連絡をし、再発行手続きなどの対応をしているが、行政の方であらかじめ手配をしてくれるとありがたい。
- ◆ 日本語に問題のある子どもには、個別の家庭教師や、日本語教師をつけるための加算が割増であると良いと思う。

第４章　調査研究のまとめ及び考察

本調査結果のまとめ、および調査結果から得られた考察は以下の通りである。

１．施設等における外国籍等の子どもをとりまく実態

【施設における外国籍等の子どもの人数】

- 入所児童数については、いずれの施設種別についても「０人」が最も多かった。
- 一方、１人以上外国籍等の子どもがいると回答のあった施設割合は、乳児院では 38.7%、児童養護施設では 39.8%、児童心理治療施設では 34.3%、児童自立支援施設では 34.0%、自立援助ホームでは 15.1%、母子生活支援施設では 44.9%であった。母子生活支援施設では半数程度、乳児院・児童養護施設でも約 4 割の施設に外国籍等の子どもが在籍している結果となった。
- また、本調査に回答のあった施設の外国籍等の子どもの平均・合計人数については、下表の結果が得られた。母子生活支援施設では１施設あたり平均 1.9 人と他の施設種別と比較して多く、自立援助ホームでは平均して 0.2 人と比較的少ない人数であった。

  ※合計人数は施設種別ごとに回収率に差があるため、施設種別間の比較は平均人数以上に困難なこと、合計人数には回答のなかった施設の人数は含まれないことに留意されたい。

各施設にいる外国籍等の子どもの１施設あたり平均人数（再掲）図表 36

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
1施設あたり平均	1.0人	1.1人	0.5人	0.6人	0.2人	1.9人

施設にいる外国籍等の子どもの合計人数　※個人票回答数

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229

【里親・ファミリーホームにおける外国籍等の子どもの人数】

- 里親への委託児童では「０人」61.4%が最も多く、次いで「１人」16.7%、「２～４人」14.4%であり、3 割強の児童相談所では、外国籍等の子どもを里親へ１人以上委託していることがうかがえた。また、ファミリーホームへの委託児童では「０人」82.6%が最も多く、次いで「１人」6.8%、「２人」5.3%であり、里親委託と比較するとその人数は多くないことがうかがえた。
- １施設（児童相談所）あたりの委託平均人数をみると、里親委託では 0.69 人、ファミリーホームへの委託では 0.24 人であった。

【施設等職員が対応可能な言語と、子ども・保護者が使用できる言語の相違】

- 施設等職員が対応可能な言語について、英語は「１人」「２人以上」の合計が各施設種別とも概ね 25%から 40%程度と、一定程度いるが、英語以外の言語ではいずれも０％または数%程度と、会話が可能な職員がいる施設は少数であることがうかがえた。
- 一方で、外国籍等の子どもが使用できる言語は、概ねどの施設種別でも日本語が日常会話レベルでできるとの回答が多いが、乳児院を除き１割程度の子どもではそれ以外の言語が主となっている（施設種別により差はある）。また、保護者の場合、日本語が日常会話レベルでできる割合がもう少し下がり、ネイティブレベルになると日本語の割合は２割から５割程度まで下がり、タガログ語、中国語等の割合が増える。これは里親委託においても概ね同様の傾向であった。
- 特に保護者とは、社会的養護に関する制度、今後の方針決定や重要事項の説明の際、専門用語等を含む複雑な会話をすることが多く、これに対する支援方策の検討が望まれる。

子どもが使用できる言語（日常会話レベル）（再掲）図表 84

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語	50.6%	94.2%	77.8%	93.1%	81.0%	81.2%
英語	0.0%	3.1%	0.0%	3.4%	28.6%	7.4%
中国語	1.2%	4.4%	0.0%	6.9%	0.0%	4.4%
韓国語･朝鮮語	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	0.0%	1.3%
ベトナム語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
タガログ語	1.2%	2.7%	0.0%	6.9%	9.5%	5.7%
ポルトガル語	0.0%	1.7%	0.0%	13.8%	14.3%	5.7%
ネパール語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
インドネシア語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
タイ語	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	4.8%	0.9%
スペイン語	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
その他欧州諸国の言語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
上記以外の言語	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
言語コミュニケーションはできない	26.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%
不明	7.2%	2.7%	0.0%	3.4%	0.0%	3.9%

保護者が使用できる言語（ネイティブレベル）（再掲）図表 104

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体	83	294	18	29	21	229
日本語	36.1%	34.0%	50.0%	34.5%	23.8%	21.0%
英語	2.4%	7.1%	11.1%	0.0%	14.3%	14.4%
中国語	9.6%	8.8%	16.7%	17.2%	9.5%	11.8%
韓国語･朝鮮語	0.0%	2.4%	0.0%	13.8%	0.0%	1.3%
ベトナム語	2.4%	0.3%	0.0%	3.4%	0.0%	1.3%
タガログ語	10.8%	13.3%	11.1%	10.3%	14.3%	29.7%
ポルトガル語	2.4%	4.8%	0.0%	10.3%	14.3%	10.0%
ネパール語	2.4%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
インドネシア語	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%
タイ語	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%
スペイン語	0.0%	2.7%	0.0%	3.4%	0.0%	0.9%
その他欧州諸国の言語	3.6%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%
上記以外の言語	10.8%	2.0%	5.6%	3.4%	4.8%	7.4%
言語コミュニケーションはできない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
不明	16.9%	15.3%	16.7%	0.0%	0.0%	2.2%

【既存調査（児童養護施設入所児童等調査）との比較】

- 本調査結果にみる外国籍等の子どもの調査結果と、国籍を問わずすべての子どもを対象とした調査である児童養護施設入所児童等調査の結果を比較し、外国籍等の子どもをとりまく実態の特徴等の把握を試みた。比較は、本調査項目と同様の設問・選択肢を持つものとして、施設に初めて入所した時の年齢、現在の年齢、入所期間、措置入所理由、被虐待経験の有無・内容について行った。
- 比較結果は概ね同様の傾向であった項目もあったが、措置入所理由については、いずれの施設種別でも「父又は母の虐待・酷使」の割合が、本調査結果のほうが高い傾向がみられた。また、被虐待経験がある場合、虐待の種別は、いずれの施設種別でも「ネグレクト」の割合が、本調査結果のほうが低く、またその他の虐待の種類についても比較的本調査結果のほうが低い傾向がみられた。虐待・酷使を理由とした入所が多い一方で、子どもになされた虐待は複数の種類ではなく単一のものであることが多かったのではと推察される。

２．施設等種別ごとの特徴と思われる事項

【外国籍等の子どもの人数・割合の施設種別ごとの相違】

- 各施設に入所している子どもの人数に占める外国籍の子どもの人数の割合についてみると、「０％」を除いて、自立援助ホーム・母子生活支援施設では「20%以上」、それ以外の施設では「０％超 10%未満」が最も多かった。
- 施設種別により施設定員が異なるという背景はあるが、特に母子生活支援施設では、外国籍等の子どもがいない施設と、その割合が多い施設の二極化傾向もみられる。

各施設の入所児童数に占める、外国籍児童の割合（再掲）図表 37

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
0%	53.8%	53.5%	60.0%	58.5%	76.7%	42.5%
0%超10%未満	23.7%	31.1%	31.4%	24.5%	0.0%	13.3%
10%～20%	11.8%	7.3%	2.9%	9.4%	5.8%	11.7%
20%以上	3.2%	1.4%	0.0%	0.0%	9.3%	20.0%
無回答	7.5%	6.6%	5.7%	7.5%	8.1%	12.5%

【支援にあたり連携している機関】

- 外国籍等の子どもの支援にあたり連携している機関は、母子生活支援施設において他の施設種別より大幅に各項目の回答が多かった。これは、母子生活支援施設では外国籍等の子ども・保護者との関わりが多いこと等が背景にあると考えられる。また、児童相談所においても母子生活支援施設同様、比較的多くの機関と連携している状況がうかがえた。
- 児童相談所や母子生活支援施設は、他の関係機関と連携するためのノウハウを比較的多く有していると想定されることから、地域内の他の社会的養護関係施設にこうしたノウハウを伝えたり、相談を受けたりすることも有用と考えられる。

連携している機関（再掲）図表 41

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設
全体(n)	93	286	35	53	86	120
国際交流協会	3.2%	0.7%	0.0%	5.7%	2.3%	12.5%
国際交流・言語支援関連のNPO・ボランティア団体	7.5%	3.5%	5.7%	1.9%	1.2%	30.8%
大使館	10.8%	4.5%	2.9%	1.9%	1.2%	14.2%
出入国在留管理庁	17.2%	12.2%	2.9%	1.9%	2.3%	25.0%
法曹関係の事務所・団体(行政書士・弁護士等)	3.2%	5.6%	5.7%	5.7%	9.3%	38.3%
学校・教育機関	1.1%	26.6%	25.7%	24.5%	9.3%	62.5%
他の社会的養護関係施設	7.5%	7.0%	11.4%	1.9%	8.1%	10.8%
福祉事務所	14.0%	8.7%	8.6%	7.5%	7.0%	75.0%
病院・診療所	11.8%	5.6%	8.6%	5.7%	3.5%	38.3%
その他団体等	17.2%	16.4%	8.6%	18.9%	7.0%	20.0%

（児童相談所調査）連携している機関（再掲）図表 166

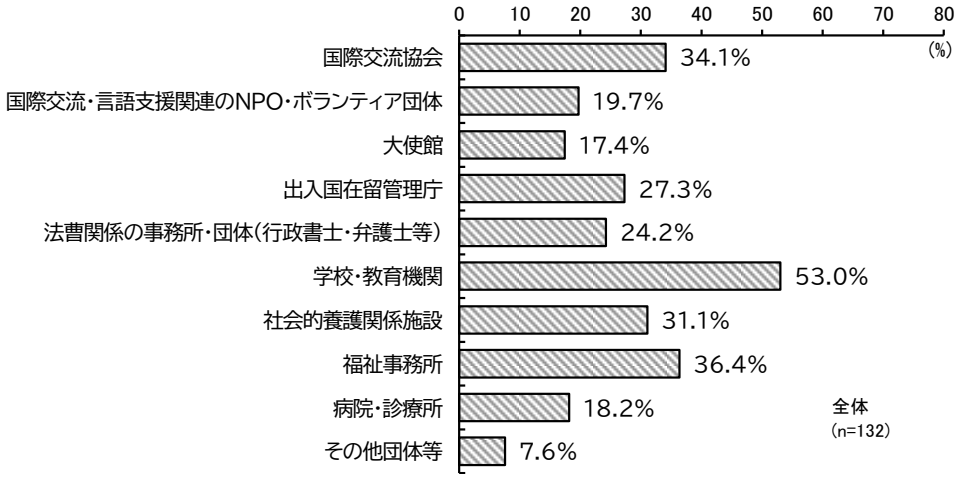

【外国籍等の子ども自身の課題】

- 外国籍等の子ども自身の日常生活・社会生活上の課題について、本調査研究ではいくつかのカテゴリーに課題の選択肢を分けた設問とした。
- 全カテゴリーを通し最も多かった課題は、乳児院では「子どもの文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）」、児童養護施設では「将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい」、児童心理治療施設では「施設での日本語のコミュニケーションに支障がある」他 2 項目、児童自立支援施設・自立援助ホームでは「施設での日本語のコミュニケーションに支障がある」、母子生活支援施設では「学習の遅れがみられる」であった。また、児童相談所調査では「里親家庭・ファミリーホーム内での日本語のコミュニケーションに支障がある」他 1 項目が最も多かった。
- 乳児院以外のいずれの施設においても、言語面に関連する課題が多い傾向がうかがえたが、これは前述の、施設職員が対応可能な言語と子どもが使える言語の相違に起因するものと考えられる。

【外国籍等の子どもの保護者支援に関する課題】

- 保護者支援に関する課題についても、全カテゴリーを通し「日本語のコミュニケーションに支障がある」が最も多かった。児童心理治療施設では「支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい」「子どものアセスメントに必要な情報収集が困難」も同様に多い課題として挙げられたが、これも言語面に起因する課題と想定される。また、「日本語のコミュニケーションに支障がある」は、児童相談所の調査においても最も多い課題であった。
- その他の課題として、乳児院では「文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい」、「子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある」といった項目が、他の施設種別と比較して回答割合が多かった。母子生活支援施設では施設の役割・特徴を反映してか「保護者の離婚にともなう課題がある」「子どもの親権や養育費をめぐる課題がある」といった項目の回答割合が多かった。また、児童相談所調査では「児童相談所や社会的養護等のシステムの理解が難しい」「保護者自身が社会の中で孤立している」といった回答が多く、制度や措置内容の明確な説明、保護者の的確なアセスメントと支援等を求められる児童相談所ならではの課題とも考えられる。
- 保護者の日本語理解の困難、信頼関係構築の困難さ、社会的孤立、身寄りの少なさなどは、家族再統合を困難にする要因になっていることがうかがえ、外国籍等の子どもや保護者に対するファミリーソーシャルワーク実践がより重要であるといえる。
- ここからは、保護者支援に関しては言語面の課題が共通して大きな課題である一方、各施設はそれぞれの役割・特徴等を反映した様々な課題に直面していることがうかがえる。

【外国籍等の子どもの保護者支援における取組内容】

- 支援における取組内容は、社会的養護関係施設では全カテゴリーを通し、いずれの施設種別でも「子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している」との回答が最も多かった。この次に多い取組内容は施設種別で異なり、乳児院では「子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている」、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設では「就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している」、自立援助ホーム・母子生活支援施設では「日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている」が最も多かった。他機関との連携はベースとしてあり、そのうえで各施設種別の子どもの年齢層や役割等に応じ、必要な支援が提供されていることがうかがえた。
- 児童相談所調査では、「子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている」が最も多く、次いで多いのが「適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている」であった。

【その他、調査結果を踏まえ想定される事項】

- 母子生活支援施設では他の施設種別と比較して、外国籍等の子どもが入所している施設の割合が高い傾向がうかがえるが、一方で子どもの国籍は日本が最も多い。保護者（母親）が日本人男性と離婚した際、子どもは日本国籍になったものの母子世帯となり、言葉や就労スキルの

課題から養育困難、経済破綻となって施設入所に至ったというケースも想定される。これは日本の母子世帯の生活の厳しさが深刻であることとも通じており、ひとり親世帯の子育て支援の課題の深刻さを表すものとも考えられる。

- 児童自立支援施設では、措置入所理由として「児童の問題による監護困難」86.2%が最も多い（図表 88）。児童養護施設入所児童等調査では「児童の問題による監護困難」は 68.2%であり、これよりも高い割合である。これは 1990 年代以降、外国人労働者の日本での定住化が進んできたものの、外国籍等の子どもへの教育や生活支援が十分なされないことも要因と想定される。
- 外国人労働者のコミュニティで集住する限りでは日本語が使えなくても生活できるが、保護者と同じ職業にしか将来を見出せない、ロールモデルとなる人もいないことで、周縁化された子どもも多いと推察される。親世代とは違う人生の選択肢を日本社会の中で見出せるような支援の検討も必要と考えられる。
- 子どもの就労・就学状況について、児童心理治療施設では「小中学校の特別支援学級に在籍」が 38.9%と最も多く、また発達上の特徴、障害等の有無においては「発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD、学習障害等）」72.2%が最も多い（図表 90、91）。回答数の少なさ（n=18）には留意すべきであるが高い割合であり、こうした特別支援教育を受けている外国籍等の児童の詳細については今後の検証も必要と考えられる。

３．外国籍等の子ども･保護者の養育･支援において抱える複合的困難の諸相

ここでは調査結果から得られた外国籍等の子ども・保護者の養育・支援における複合的な困難な諸相を可視化する。なお、最初に申し上げておくが、この可視化の際に用いた言葉（表現）は、調査結果において課題及び困難として指摘された割合が高いものや、ヒアリング、委員会で協議された内容を含んでいる。また、共通の因子を拾い上げることによって代表的な困難は抽出されるものの、そこから落とされる個別性の問題があることもあらかじめ指摘しておきたい。

まず子どもの抱える困難である。中核にある主要な困難は、言葉・文化に係る困難である。言葉が通じない、相手の話の主旨を正確に理解できないといったコミュニケーション上の課題がある。こうした課題は、学習面での遅れにつながる。また、自国で身につけてきた文化・風習が周囲から異質なものと捉えられてしまう。これはアイデンティティ形成とも絡み、結果として孤立感とつながる可能性がある。またこうした課題が自己肯定感の低さへとつながっていく。

同時に忘れてならないのは、子どもたちは、母親の DV 被害を目撃する、もしくは直接虐待を受け施設入所に至っているという現実があること、すなわち、ここでいう「家族問題」を抱えているのである。このことも自己肯定感等の自己形成上の課題に関連していることを指摘しておきたい。

次に、保護者の抱える困難である。中核にある主要な困難は子ども同様、言葉・文化に係る困難である。親の場合の文化面での困難さとして指摘できるものに、自国ではしつけの範囲で捉えられることが我が国では虐待と捉えられるといった文化的差異の問題である。また、「子どもは親を敬うもの、家族は皆一緒」といった家族観が子どもへのしがみつきのような態度を生むといった問題があることも浮かび上がってきた。

多くの場合、保護者とは「母親」を指しており、日本に仕事を求め来日し、そこで DV 被害に遭うというパターンや経済的な困窮を基盤とした社会的孤立と、そうしたなかで言葉も通じずに就労に結びつかず、虐待等の問題を引き起こしてしまうというパターンがみられた。そして、基盤にあるのが「在留資格に関する課題」である。在留資格の制度に基づく生活上の制約、そしていつ日本を離れなければならなくなるのかといった不安は絶えずつきまとっているのではないだろうか。

耐えずつきまとう不安を基盤とし、日本での文化面での差異や言葉が通じないなかで、支援者とも関係構築は難しく、同時に、言葉の壁により、困難解決への情報も得られず、日本の制度もなかなか理解できない。こうしたなかで、離婚や子どもの親権や養育費をめぐる問題解決の課題を抱える。こうした問題がうまく解決できない場合、それが児童相談所や社会的養護の支援者への不信感へとつながり、家庭復帰支援の難しさに直結してしまう。

こうして保護者の問題解決がなされない場合、家庭復帰は困難になり、子どもは施設から社会に出ることになるが、ロールモデルがないなかで将来をうまく描けず、それは進路選択の難しさとなる。親の問題が解決されていなければ、自らの将来を親に精神的にも経済的にも頼れず自立していかねばならなくなる。施設とつながる等の何らかの支援が退所後に得られない場合、それは子ども自身が親と同様の問題を抱え込むといういわば再生産の問題となってしまうおそれがある。

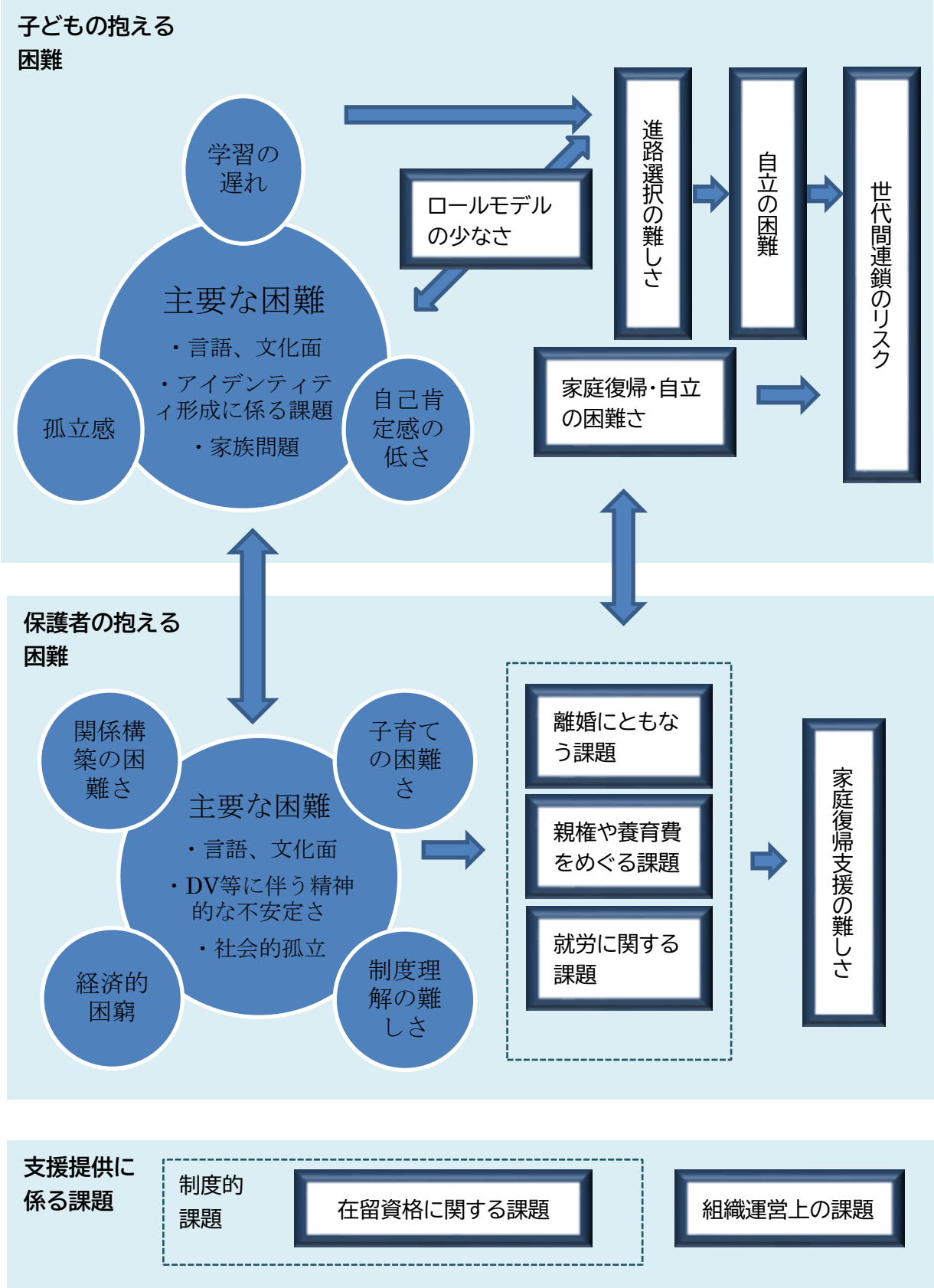
子どもの抱える困難
学習の遅れ
主要な困難
・言語、文化面
・アイデンティティ形成に係る課題
・家族問題
孤立感
自己肯定感の低さ
ロールモデルの少なさ
進路選択の難しさ
自立の困難
世代間連鎖のリスク
家庭復帰･自立の困難さ
保護者の抱える困難
関係構築の困難さ
子育ての困難さ
主要な困難
・言語、文化面
・DV等に伴う精神的な不安定さ
・社会的孤立
経済的困窮
制度理解の難しさ
離婚にともなう課題
親権や養育費をめぐる課題
就労に関する課題
家庭復帰支援の難しさ
支援提供に係る課題
制度的課題
在留資格に関する課題
組織運営上の課題

４．実際に行われている支援の内容、工夫

本項では実際に取り組まれている支援内容や工夫について可視化するとともに、その内容を述べる。

子どもへの支援としては、主要な困難にあげられていた言語、学習面への取組がなされていた。言語能力や学習能力への支援にあたっては、学校や民間団体等と連携しての日本語教育を行うことや母国語の能力獲得を行う取組がみられた。同時に大切なことは、ただ単に能力の向上に努めるということではなく、理解できていないのに「わかる」と表現したりする等、これまで子どもたちが置かれてきた生育歴に根ざす課題をふまえ、丁寧にコミュニケーションをとり、関係構築に努めること、そうした配慮のもとで他者に対する信頼感の回復を図っていくことである。

また、子どもたちの持つ多様性や多文化背景を尊重する支援も重要である。食べること、入れ墨を入れること等、その子どもにとってのいわば「当たり前」を否定しないこと、そうした風習や文化に職員等が興味を持ち、その子の世界を知ろうとすることが大切である。こうした「あたりまえの自分でよい」という感覚の獲得には、外国人固有の呼称と本名の使い分けをすることがあるということへの尊重も重要になってくると考えられる。子ども本人が「呼称で呼んで欲しい」という希望が言えること、それを叶えることが肝要である。

以上の取組はアイデンティティの保障に向けた支援といってよいだろう。このことに加え、どういう経緯で親が日本に来て、その過程で何があって施設に入所するに至ったのかを本人が知ることも必要な支援である。

また今回の調査では、発達的に課題がある子どもやその生育過程、特に DV 被害の目撃や虐待的環境で育ったことによる被害感等、個別課題を有している場合が少なくないこともわかってきた。そうした意味での個別課題、誰一人同じ体験をしてきていないということを前提に、その子どもの特性や発達課題等をふまえた支援、必要な場合は心理的ケアを行う取組も行われていた。

子どもの立場からすれば国籍や出自に関係なく、自らの進路を選択してよいという感覚を育めること、そして、それをできるだけ実現する努力が求められている。あるファミリーホームにおいて語られた「生まれは選べなかったが自分の行く末は選べる」という話をして塾や家庭教師をつけたという実践報告があった。これ以外にも民間団体の支援や学校との連携を受けて就学支援を行った取組があった。むろん、こうした取組は退所後の日本・母国コミュニティでの自立生活に向けた支援へとつながっていく。施設やファミリーホーム等でつながれた体験を基盤に社会へとつなげていく、定着できる支援を展開しているのである。

こうした支援を伴走しているのが児童相談所であり、福祉事務所である。伴走しているのは子どもだけではなく保護者も同様である。保護者の抱える複合的な困難を支援するためには、児童相談所や福祉事務所だけでなく、弁護士、司法書士や民間団体等、必要な支援を展開しうるネットワーク形成を図ることが求められる。こうした多様な支援の「輪」を形成しつつ、在留資格に伴う法的問題、離婚や養育費の未払い、安定的な就労に就けない等の生活問題等の解決に向けた支援を展開する。ここには言語や文化の問題が絡んでくる。措置制度の理解がなかなかできない、親と子を無理矢理引き離そうとする「敵」とみなされる。こうしたいわば言語や文化が構築する「壁」がさらに支援者との関係構築を難しくする。こうした現実のなかで、問題解決に向けてあらゆる機関に同行し、支援を展開する。その行為は「紛争」と表現するに近い。こうした言葉で表現するのは生易しいが、そうした「粘り強い関り」が、「私（支援者）は敵ではなく味方である」といった感覚を育み、そこから人生をいわば「あきらめかけている」保護者に回復の可能性を感じ取らせることが可能になるのだろう。

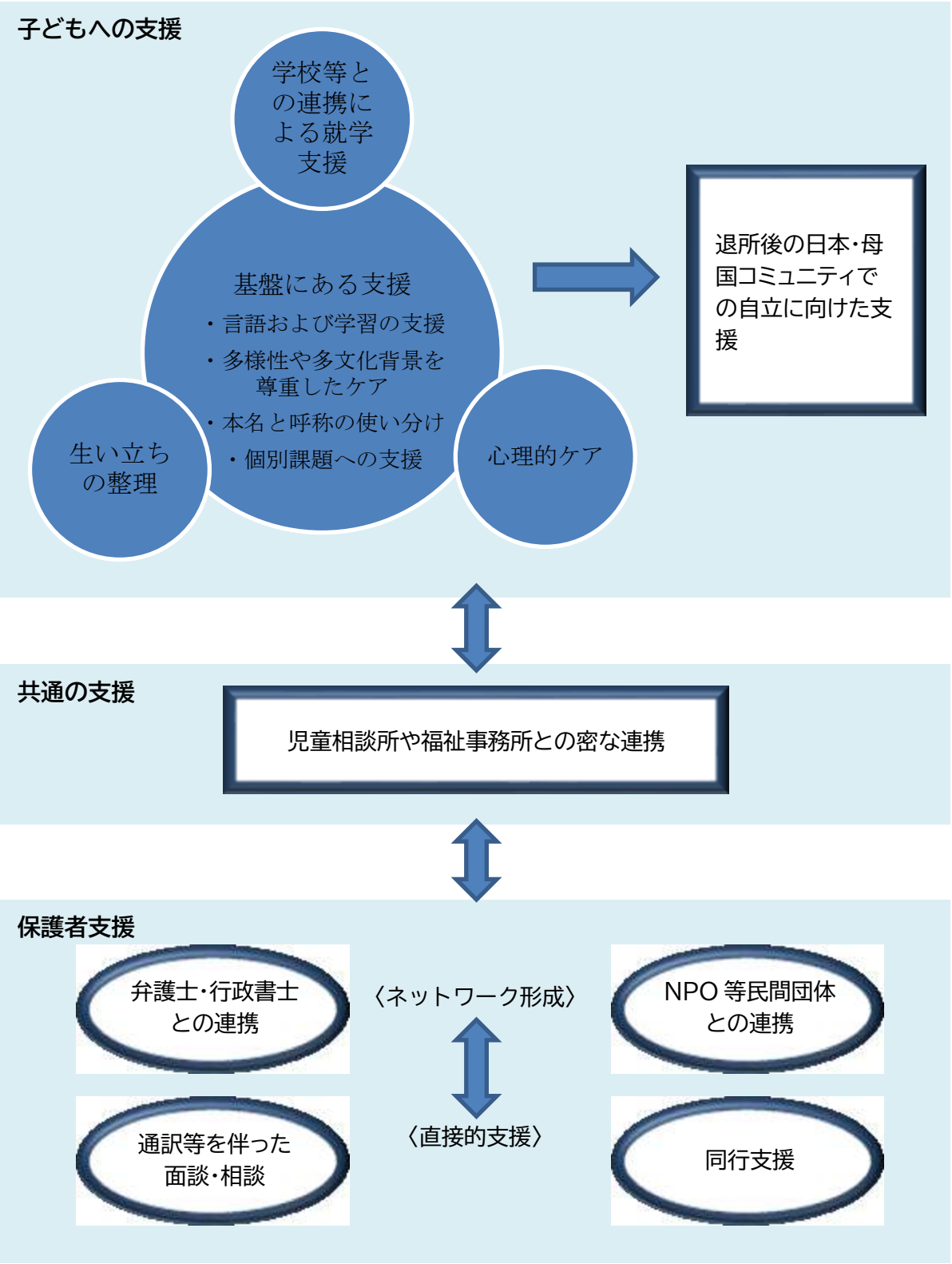
子どもへの支援
学校等との連携による就学支援
基盤にある支援
・言語および学習の支援
・多様性や多文化背景を尊重したケア
・本名と呼称の使い分け
・個別課題への支援
生い立ちの整理
心理的ケア
退所後の日本・母国コミュニティでの自立に向けた支援
共通の支援
児童相談所や福祉事務所との密な連携
保護者支援
弁護士・行政書士との連携
〈ネットワーク形成〉
NPO 等民間団体との連携
通訳等を伴った面談・相談
〈直接的支援〉
同行支援

５．今後の課題･提言

これまでの調査結果および考察をふまえ、外国籍等の子ども・保護者を支援していくために求められる今後の課題とそれをふまえた政策提言を行う。加えて、最後に、今回行われた調査研究をふまえた調査や研究の課題について言及する。

（１）支援課題と政策提言

１）言語・学習支援の実施とその展開を図るための仕組みの創設

【政策提言】
①日本語及び母国語の補習等の取り組み
②子ども・保護者それぞれの日本語習得支援を行う機関の設置や仕組みの創設

今回中核的にあげられた困難として最重要課題といってもよいのが「言語」に係る問題で、子どもの場合は、それにともなう学習の遅れであった。また、アイデンティティ形成という意味でも母国語について学ぶ機会の保障も重要である。そうした意味で補習の取組とそれを実際に行える機関の設置や仕組みの創設が求められる。

２）多様性を尊重する、もしくは多文化を基盤とする養育・支援のあり方についての研修制度の確立

【政策提言】
①多文化ソーシャルワーク等を学ぶ研修制度の確立と実施
②文化に配慮した食事等の生活支援のあり方を学ぶ機会の保障
③母国の文化等を学ぶ機会の保障
④事例集やハンドブック等の作成

まずは、多文化を尊重するとはどういうことか、それを意識したソーシャルワークやケアワークを学ぶ研修制度が必要である。また、今回の調査研究で明らかになった文化に配慮した生活支援、職員や子どもが母国の文化を学ぶ機会の創出等の保障が求められる。また、今回のヒアリング結果のような事例集、そしてそれをふまえたハンドブックの作成等を行っていく必要がある。

３）法的支援（在留資格、国籍、離婚等）を行う仕組みの創設

【政策提言】
①母国との交渉等を図る支援や法的支援が民間機関で対応困難な場合の対応を、行政機関で支援する仕組みの創設

在留資格、国籍や離婚等に纏わる法的支援、特に行政手続き等における母国との交渉を含んだ支援を行う施設や民間機関で対応をした際、その対応に苦慮した場合の助言や支援を行う仕組みの創設を図る。

４）通訳・翻訳を行う人材の確保とその配置

【政策提言】
①通訳を公費負担にする（特段の条件、特に回数制限等は設けない）、さらに、一定数の外国籍の利用がある児童相談所や福祉事務所等行政機関に配置する

今回の調査研究において、言語の問題がかなり深刻であることが改めて確認された。コミュニケーションがうまく図れなければ早期の問題解決ができず、問題が深刻してからの対応にならざるをえない。そうした意味で、通訳は必須であり、公費負担にすればより利用しやすくなる。外国籍の方も「あそこに行けば、コミュニケーションの障壁がない」と思えるよう、特に連携が必須となる児童相談所や福祉事務所への配置を検討する必要がある。

５）日本の制度理解促進を図るためのパンフレット等の作成

【政策提言】
①社会的養護制度等の概要、申請支援の手続き等を母国語で情報発信し、関係機関に配布し、支援につなげる

今回の調査研究で、特に、親子分離に伴う措置制度の仕組みを外国籍等の方々に理解してもらうことの困難さが注目された。不必要なトラブル回避のためにも、制度理解を図れるよう母国語で書かれたパンフレットを関係機関に置き、いつでも利用できるようにすることが求められる。

６）支援者を支え、その専門性の向上を図るための研修・支援機関の設置

【政策提言】
①外国籍等の方の対応に苦慮した場合の法的支援も含んだ支援者と「伴走」してもらえる機関を都道府県に１か所以上置くこと
②支援者の専門性の向上を図るためのスーパービジョンを含んだ研修機関の設置

今回の調査研究において、外国籍の方が抱える困難を社会的養護関係施設のみで対応することは困難であることが明確となった。今後は、問題解決を伴走し、多機関連携を含んだマネジメントを支援し、支援者を支え、かつ専門性の向上に寄与する機関の創設が期待される。

７）就労支援を図るための仕組みの創設

【政策提言】※10 代の子ども（特に若年母子等）及び保護者の両者を対象としたもの
①ジョブコーチ制度の創設
②協力企業への補助金やモデル企業への政策的支援

今回の調査研究で明らかになったことのひとつに、保護者および 10 代で就労をする子どもたちの経済的困窮とそれを解決していくためのひとつの手段としての就労支援がある。言葉や文化の差異があることで就労継続が難しい場合等のジョブコーチによる支援の検討が考えられる。同時に、障害

者雇用のように一定の割合の外国籍等の方を雇用している場合の何らかの政策的支援（補助金や税制面での優遇等）が検討されることが望ましい。

８）保証機関の確立

【政策提言】※子どもおよび保護者の両者を対象としたもの
①入院、就労時やアパート等契約行為に伴う保証人制度の創設

何らかの契約行為にともない保証人が必要であるにも関わらず、在留資格等に伴いそれが困難な場合の、保証人制度の確立が必要である。

（２）調査・研究課題

今回の調査研究は社会的養護関係施設・機関の全国的な状況を把握するためのものとして画期的なものであったといえる。今後さらに外国籍等の子ども・保護者の実態把握とそれにともなう問題解決を図るため、後継続的に以下の調査研究を行っていくことが求められる。

まず指摘できることは、より個別的なニーズ把握を行うための調査研究である。本検討委員会の委員からは、「外国籍といっても無国籍の子どもと在留資格のある子どもの抱えるニーズは違うのではないか」という指摘があった。こうした置かれている状況において個別に課題を明確化していく試みが必要である。

そうした意味では、「当事者の声」を聴きとることも必要となってくるだろう。当事者のなかで安定的な生活を営むことができた事例等をふまえ、何があることによりそうした生活につながったのかを考えていく作業等を検討することもひとつである。

また、現在、ケアリーバー、つまり社会的養護を利用した退所者のニーズ調査等の必要性が指摘されているが、これについて外国籍に焦点をあて調査研究を展開していくことも、今後検討される必要があるだろう。

参考資料

■　アンケート調査票

・社会的養護関係施設調査

・児童相談所調査

（注）

・「社会的養護関係施設調査」は本参考資料に記載している内容をもとに、アンケート回答用のウェブサイトを構築して回答の入力を求めたため、本参考資料に記載している内容と一部体裁・表現等が異なります。

令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究 アンケート調査票（社会的養護関係施設）

調査ご協力のお願い

各社会的養護関係施設　施設長　各位

謹啓　時下、皆様方におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

弊社では、厚生労働省より補助を受け、令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究（以下、「本調査」という。）を実施しております。

本調査は下記「調査趣旨」を背景・目的として実施しておりますが、この度本調査の一環として、施設等における外国籍等の子どもとその保護者に関する実態・課題や、施設・里親等及び行政機関で行われている取組・工夫等を把握するためのアンケート調査を実施することといたしました。本調査結果はデータとしてとりまとめの上、公表しますが、施設名を付しての公表はいたしません。

ご多用の折誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

【調査趣旨】

人口減少にともなう労働力の確保等の観点から、わが国における外国人の受入を積極的に行っていく必要があるとされているなか、そうした外国にルーツをもつ人々といかに地域共生社会を構築していくかが喫緊の課題となっています。

地域共生社会の構築にあたっては、外国人等がわが国で子どもの学びや育ちを保障され、安定した家庭を営めるための仕組みを整えることが求められます。社会的養護が必要な外国人等の子どもや保護者への養育・支援にあたっては、様々な問題や課題が生じていると同時に、それら課題への様々な工夫を伴った実践が現場で展開されていると想定されます。しかし、こうした課題がどのような内容でどの程度生じているか、また現場での工夫を伴った実践がどのようなものであるかといった基礎データの収集・整理は、国レベルではいまだできていない状況にあります。

そこで、本調査では、存在する課題の抽出を行い、求められる制度・政策の立案根拠とするとともに、様々な実践における工夫等を共有し、それを施設実践に還元することを目的に実施します。

【回答方法】

■本調査は、**貴施設の施設長、または施設長が指定された方**にご記入をお願いいたします。

■特に指定のない限り、**2020 年 10 月 1 日**現在の情報をご記入ください。

■本調査は「**施設票**」と「**個人票**」で構成されます。各調査票の設問や記入上の注意をご確認の上、ご記入ください。

■**2021 年 1 月 13 日（火）**までにご回答をお願いいたします。

【調査に関するお問い合わせ】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
「児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究」
ヘルプデスク
TEL：[redacted] ［平日 10:00～12:00、13:00～17:00］

【本調査における用語の定義について】

1．「外国籍等」

本調査では、以下①、②いずれかに該当する子どもを「外国籍等」とします。

① 子どもが外国籍・無国籍であること

② 子どもが日本国籍であっても、父母（保護者）の両方またはいずれかが外国にルーツをもっていること

2．「保護者」

本調査では、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者（主たる養育者も含む）を「保護者」とします。

3．「社会的養護関係施設」

本調査では、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設を「社会的養護関係施設」とします。

Ⅰ　貴施設の概要について

１．貴施設の概要をご記入ください。

（１）施設の属する自治体名	（都・道・府・県）　　（市・区・町・村）		
（２）施設種別	１．乳児院	２．児童養護施設	３．児童心理治療施設
	４．児童自立支援施設	５．自立援助ホーム	６．母子生活支援施設

２．貴施設の定員数・職員数等をご記入ください。

（１）子どもの総定員数（通所は除く。母子生活支援施設では世帯数）		人（世帯）
（２）子どもの現員数（通所は除く。母子生活支援施設では世帯数）		人（世帯）
（３）施設の全職員数	常勤	非常勤
	人	人
① うち、直接処遇に携わる職員の人数	人	人
② うち、個別対応職員の人数	人	人
③ うち、家庭支援専門相談員の人数	人	人

（４）日本語以外の言語を使える職員数（常勤・非常勤問わず）		日常会話レベル	ネイティブレベル※
	① 英語	人	人
	② 中国語	人	人
	③ 韓国語・朝鮮語	人	人
	④ ベトナム語	人	人
	⑤ タガログ語	人	人
	⑥ ポルトガル語	人	人
	⑦ ネパール語	人	人
	⑧ インドネシア語	人	人
	⑨ タイ語	人	人
	⑩ スペイン語	人	人
	⑪ その他欧州諸国の言語	人	人
	⑫ 上記以外の言語	人	人

※　「ソーシャルワークや制度等説明も可能なレベル」としてお考え下さい。

Ⅱ　施設にいる外国籍等の子どもについて

（1）2020 年 10 月 1 日時点の、貴施設にいる外国籍等の子どもの人数 ※当該子どもの詳細については、施設票回答後、個人票へのご記入をお願いいたします。	① 入所児童数	人
	② 一時保護の児童数	人

（2）外国籍等の子ども・保護者の支援にあたり連携している機関をお答えください。（○はいくつでも）
※外国籍等の子どもの支援を目的としない連携は除いてお考え下さい。

1．国際交流協会　2．国際交流・言語支援関連の NPO・ボランティア団体　3．大使館
4．出入国在留管理庁　5．法曹関係の事務所・団体（行政書士・弁護士等）　6．学校・教育機関
7．他の社会的養護関係施設　8．福祉事務所　9．病院・診療所
10．その他団体等（具体的に：　　）

（3）外国籍等の子ども・保護者の支援にあたり、連携の必要性を感じるが連携できていない機関をお答えください。（○はいくつでも）

1．国際交流協会　2．国際交流・言語支援関連の NPO・ボランティア団体　3．大使館
4．出入国在留管理庁　5．法曹関係の事務所・団体（行政書士・弁護士等）　6．学校・教育機関
7．他の社会的養護関係施設　8．福祉事務所　9．病院・診療所
10．その他団体等（具体的に：　　）

（4）（3）で回答した機関のうち、特に連携の必要性を感じるが連携できていない機関を１つ選び、その選択肢番号（１から 10 のうち１つ）と連携できていない理由をお答えください。

選択肢番号：_____
連携できていない理由：
（例）近隣に当該施設が無いから、連携方法が分からないから、など

Ⅲ　外国籍等の子ども・保護者の養育・支援に関する課題や対応について

（１）外国籍等の子ども自身の日常生活・社会生活上の課題として当てはまると考えられるものをお答えください。
※乳児院の方は「乳児院」の欄、それ以外の施設の方は「乳児院以外」の欄にご回答ください。

乳児院の方
（○はいくつでも。また、最も強く当てはまると考えられる課題１つに◎をつけてください）
※まだ会話ができない発達段階である場合は除いてお考え下さい

1. 施設生活上のルールが理解できない
2. アセスメントが困難（言語が分からないためか発達の遅れかの判断がつかない）
3. 子どもの急病時等、健康管理上の緊急時の対応が難しいまたは不安
4. 子どもの文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）
5. 日本食を食べようとしない（食べることが辛くなっている）
6. その他（具体的に：　　）

乳児院以外の方
（○はいくつでも。また、①～③のそれぞれについて、最も強く当てはまると考えられる課題１つに◎をつけてください）

【①言語面・社会性に関する課題】

1. 施設での日本語のコミュニケーションに支障がある
2. 学校や保育園等、施設外での日本語のコミュニケーションに支障がある
3. 将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい
4. 友人ができない、または孤立しがちである
5. 子ども間のいじめ、差別にあっているまたはあうことが多い
6. 学習の遅れがみられる
7. 不登校状態である
8. 言葉が通じず、いら立ちや感情の爆発が生じる
9. 子どもとの信頼関係の構築が難しい
10. 施設生活・社会生活上のルールが理解できない
11. アセスメントが困難である
12. 子どもの急病時等、健康管理上の緊急対応が難しいまたは不安
13. 退所後の子どもの就労継続が困難である

【②文化・アイデンティティに関する課題】

14. 文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）
15. 日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）
16. アイデンティティの確立に課題が生じる
17. 母国語が話せないことへの葛藤がある
18. 帰国する際の言語・文化面の教育が難しい
19. 自己肯定感が低い

【③その他】

20. 退所後に、居住地の同国人のコミュニティに馴染めず孤立している
21. 周囲にロールモデル・目標となる外国籍等の子どもがいない
22. 就学とアルバイト・仕事の両立に支障が生じる
23. アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障が生じる
24. 保護者が進路決定に過度に関与する（保護者の意向で進路が決定される）
25. 居住国が定まらず、進路決定・将来設計がしにくい
26. 仮放免のため県外移動等の制限があり、生活に支障が生じる
27. その他（具体的に：　　）

（2）外国籍等の子どもの保護者を支援するにあたっての課題として当てはまるものをお答えください。（○はいくつでも。また、①～④のそれぞれについて、最も強く当てはまると考えられる課題１つに◎をつけてください）

【①言語面・社会性に関する課題】

1. 日本語のコミュニケーションに支障がある
2. 支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい
3. 子どものアセスメントに必要な情報収集が困難
4. 日々の養育に必要な情報収集が困難（アレルギー・既往疾患の有無等）
5. 保護者との信頼関係の構築が難しい
6. 家庭復帰における保護者支援が難しい
7. 子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい（予定入院・手術の実施の判断等）

【②文化・アイデンティティに関する課題】

8. 文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい
9. 保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい
10. 子どもが日本の文化、習慣を身に付けることへの保護者の抵抗への対応が難しい
11. 母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）

【③法制度・在留資格等に関する課題】

12. 子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある
13. 在留資格等の事情により、公的支援・サービスを受けられないことがある
14. 在留資格等の事情により、契約に基づく民間団体等のサービスを受けられないことがある
15. 在留資格等の事情により、生活保護や各種手当等の受給に課題がある
16. 保護者の離婚にともなう課題がある
17. 子どもの親権や養育費をめぐる課題がある

【④保護者支援等に関する課題】

18. 保護者自身の健康上の課題が大きい（必要性が明らかにも関わらず検診、診察を受けない等）
19. 保護者自身が社会の中で孤立している
20. 保護者の就労に課題がある（就労できない等）
21. DV 被害に遭っており（または遭った経験があり）精神的に不安定である

【⑤その他】

22. その他（具体的に：　　）

（3）外国籍等の子ども・保護者の養育・支援における、組織運営等の課題と感じられるものをお答えください。（○はいくつでも。また、最も強く当てはまると考えられる課題１つに◎をつけてください）

1．子ども・保護者の対応を特定の職員しか行えない
2．子ども・保護者の対応に多くの時間・労力を要している
3．職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない
4．学校等の関係機関、地域との連携や理解促進に苦慮する
5．職員配置や研修等を行う際の費用捻出に課題がある
6．職員や施設自体への支援を提供する機関が少ない（職員が個別支援を行う際の、職員向けの法的な相談支援等）
7．その他（具体的に：　　）

（4）外国籍の子ども・保護者の養育・支援全般に関して、貴施設ではどの程度困っていますか。以下から最も近いものをお答えください。（○は１つ）

1．非常に困っている　　2．少し困っている　　3．どちらとも言えない
4．あまり困っていない　　5．全く困っていない

（5）貴施設が外国籍等の子ども・保護者を養育・支援するにあたり、特に意識して行っている（外国籍等の子どもに特に提供することが多い）支援・取組内容として当てはまるものをお答えください。（○はいくつでも。また、①～④のそれぞれについて、最も強く当てはまると考えられる課題１つに◎をつけてください）

【①言語面・社会性に関する支援等】

1．外国語が分かる職員を子どもの担当にしている
2．個別に日本語教育を提供している
3．個別に学校の教科学習の支援を行っている
4．外国語が分かる職員を通訳として、子どもまたは保護者と面談・相談を行っている
5．子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている
6．就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している

【②文化・アイデンティティに関する支援等】

7．自身の出身国の文化を理解できるよう支援している
8．日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように働きかけている
9．他の子どもへ多文化理解を促す関わりを行っている
10．外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている
11．生い立ちの整理ができるよう支援している
12．子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている
13．子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている
14．職員へ他国の言語・文化に関する研修を行っている（外部研修の受講支援含む）
15．退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮している

【③法制度に関する支援等】

16．子どもまたは保護者支援のため、児童相談所や福祉事務所等と密に連携している
17．子どもまたは保護者支援のため、行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している
18．入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている

【④その他】

19. 他の子どもへ、日常生活の困りごとへの手助けを依頼するなど、配慮をしてもらっている
20. 適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている
21. 退所後も、定期的に個別支援を行っている
22. 本名と呼称を使い分けている
23. 子どもの生活のしやすさを意識し、施設内の所属ユニットを選択している

その他（具体的に：　　）

（6）（5）の取組のうち、特に効果が高いと思われるもの最大３つについて、その選択肢番号、および具体的内容や効果をご記載ください。

選択肢番号：_____
具体的内容や効果：

選択肢番号：_____
具体的内容や効果：

選択肢番号：_____
具体的内容や効果：

（7）外国籍等の子どもの支援にあたり、どのような機能を持つ機関等との連携が必要と感じますか（○はいくつでも）

1. 翻訳・通訳等、言語面の課題がある際に相談できる機関等
2. 文化・宗教的背景を踏まえた食事・活動・行動様式に関する相談ができる機関等
3. 多文化交流・多文化理解の促進に関する相談ができる機関等
4. 在留資格など法律に関する相談ができる機関等
5. その他（具体的に：　　）

（8）外国籍等の子どもへの適切な養育・支援を実現するための課題や、必要と思われる取組等があれば、自由にご記載ください。

【個人票】（社会的養護関係施設） 2020年10月1日時点で貴施設に入所している外国籍等の子どもに関する状況をご記入下さい。

※施設票「Ⅱ　施設にいる外国籍等の子どもについて」（１）①～②でご回答いただいた人数分のご記載をお願いいたします。

[1]から[20]までは、該当するすべての子どもについてご記載ください。

項目名	子ども自身に関すること																				
	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]	[11]	[12]	[13]	[14]	[15]	[16]	[17]	[18]	[19]	[20]
	貴施設に初めて入所した時の年齢	現在の年齢	入所期間	当該児童が日本に住んでいる期間	措置入所・一時保護の別	性別	国籍	使用できる言語（日常会話レベル）	使用できる言語（ネイティブレベル）	措置入所・一時保護の前の世帯構成（生後から入所中の場合は保護者の世帯構成）	措置入所理由	就労・就学状況	発達上の特徴、障害等の有無（疑いを含む）	被虐待経験の有無・内容	在留資格等	保護者以外の身寄りの有無	施設退所後の将来的な居住場所に関する方針	子どもが有する問題	子どもに行っている配慮・対応	保護者の続柄
記入方法	年齢を記入		貴施設に入所していた通算の年月を記入	通算の年月を記入	1.措置入所 2.一時保護委託	1．男 2．女	①から選択	②から選択 ※複数選択可		③から選択	④から選択	⑤から選択	⑥から選択	⑦から選択	⑧から選択（※日本国籍の場合は記載不要）	ある：1 ない：2	1．日本国内で生活 2．母国等外国で生活 3．不明・未定	⑨から選択	⑩から選択	⑪から選択
（記入例）	歳 か月	歳 か月	年 か月	年 か月																
1人目	歳 か月	歳 か月	年 か月	年 か月																
2人目	歳 か月	歳 か月	年 か月	年 か月																
…	歳 か月	歳 か月	年 か月	年 か月																

①あてはまる番号を記入（１つのみ。多重国籍の場合はあてはまる2つ以上の番号を記入）
1.日本
2.中国（台湾以外）
3.中国（台湾）
4.韓国
5.ベトナム
6.フィリピン
7.ブラジル
8.ネパール
9.インドネシア
10.アメリカ
11.タイ
12.その他アジア諸国（中東含む）
13.その他の国
14.無国籍
15.国籍不明

②あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.日本語
2.英語
3.中国語
4.韓国語・朝鮮語
5.ベトナム語
6.タガログ語
7.ポルトガル語
8.ネパール語
9.インドネシア語
10.タイ語
11.スペイン語
12.その他欧州諸国の言語
13.上記以外の言語
14.言語コミュニケーションはできない
15.不明

③同世帯の世帯員としてあてはまる番号を記入（複数回答可）
1.実父
2.実母
3.継父
4.継母
5.養父
6.養母
7.おじ
8.おば
9.兄弟姉妹（両親が本人と同じ）
10.兄弟姉妹（異父・異母）
11.祖父母
12.父母の交際相手
13.その他
14.不明

④あてはまる番号を記入（主なもの１つのみ）
【母子生活支援施設以外の施設は以下から選択】
1.父又は母の死亡
2.父又は母の行方不明
3.父母の離婚
4.父母の不和
5.父又は母の拘禁
6.父又は母の入院
7.父又は母の就労
8.父又は母の精神障害
9.父又は母の放任怠惰
10.父又は母の虐待・酷使
11.棄児
12.養育拒否
13.破産等の経済的理由
14.児童の問題による監護困難
15.その他　16.不明
【母子生活支援施設は以下から選択】
1．母親の心身の不安定
2．職業上の理由
3．住宅事情
4．経済的理由
5．配偶者からの暴力
6．不適切な家庭内環境
7．その他　8．不明

⑤あてはまる番号を記入
1.幼稚園に在籍
2.小学校に在籍
3.中学校に在籍
4.小中学校の特別支援学級に在籍
5.高等学校に在籍
6.特別支援学校に在籍
7その他学校に在籍
8.就労している（バイト等含む）
9乳幼児のため学校等に在籍していない
10.乳幼児ではないが学校等に在籍していない

⑥あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.なし
2.身体障害
3.知的障害
4.発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD、学習障害等）
5.トラウマ関連障害
6.愛着障害
7.「5」「6」以外の精神障害
8.その他日常生活に影響がある疾病・障害（虐待による骨折や脳障害等を含む）
9.その他
10.不明

⑦あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.なし
2.身体的虐待
3.心理的虐待
4.ネグレクト
5.性的虐待
6.不明

⑧あてはまる番号を記入（１つのみ）
1.「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」
2.定住者
3.永住者
4.特別永住者
5.特定技能・技能実習
6.特定技能・技能実習以外の就労
7.短期滞在
8.その他の在留資格
9.在留資格はない（在留期限超過を含む）
10.国外居住（保護者のみ）
11.不明

⑨あてはまる番号を記入（複数回答可）
【乳児院以外の施設は以下から選択】
1.施設での日本語のコミュニケーションに支障がある
2.学校や保育園等、施設外での日本語のコミュニケーションに支障がある
3.将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい
4.友人ができない、または孤立しがちである
5.子ども間のいじめ、差別にあっている
6.学習の遅れがみられる　7.不登校状態である
8.言葉が通じず、いら立ちや感情の爆発が生じる
9.信頼関係の構築が難しい
10.施設生活・社会生活上のルールが理解できない
11.アセスメントが困難である
12.文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）
13.日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）
14.アイデンティティの確立に課題がある
15.母国語が話せないことへの葛藤がある
16.自己肯定感が低い
17.周囲にロールモデル・目標となる外国籍等の子どもがいない
18.就学とアルバイト・仕事の両立に支障がある
19.アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障がある
20.保護者が進路決定に過度に関与する（保護者の意向で進路が決定される）
21.居住国が定まらず、進路決定・将来設計がしにくい
22.仮放免のため県外移動等の制限があり、生活に支障がある　23.その他
【乳児院は以下から選択】
1.施設生活上のルールが理解できない
2.アセスメントが困難（言語が分からないためか発達の遅れかの判断がつかない）
3.文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）
4.日本食を食べようとしない（食べることが辛くなっている）　5.その他

[21]から[28]までは、保護者がいる場合にご記載ください。
（保護者が2名いる場合は、子どもとの関わりがより密接な1名について記載）

[29]から[37]までは、「子ども自身、および[21]から[28]で記載した保護者のいずれもが外国籍でない場合」にご記載ください。

保護者に関すること								外国にルーツをもつ親族等（以下「親族等」）に関すること								
[21]	[22]	[23]	[24]	[25]	[26]	[27]	[28]	[29]	[30]	[31]	[32]	[33]	[34]	[35]	[36]	[37]
保護者と子どもとの関わり	保護者の国籍	保護者が使用できる言語（日常会話レベル）	保護者が使用できる言語（ネイティブレベル）	保護者の障害等の有無（疑いを含む）	保護者の在留資格・在留目的	保護者が有する問題	保護者に行っている配慮・対応	親族等の続柄	親族等と子どもとの関わり	親族等の国籍	親族等が使用できる言語（日常会話レベル）	親族等が使用できる言語（ネイティブレベル）	親族等の障害等の有無（疑いを含む）	親族等の在留資格・在留目的	親族等が有する問題	親族等に行っている配慮・対応
⑫から選択	①から選択	②から選択 ※複数選択可		⑬から選択	⑧から選択（※日本国籍の場合は記載不要）	⑭から選択	⑮から選択	⑪から選択	⑫から選択	①から選択	②から選択 ※複数選択可		⑬から選択	⑧から選択（※日本国籍の場合は記載不要）	⑭から選択	⑮から選択

⑩あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.外国語が分かる職員を担当にしている
2.個別に日本語教育を提供している
3.個別に学校の教科学習の支援を行っている
4.外国語が分かる職員を通訳として、面談・相談を行っている
5.面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている
6.就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している
7.自身の出身国の文化を理解できるよう支援している
8.日本の文化を学んだり、馴染めるように働きかけている
9.外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている
10.生い立ちの整理ができるよう支援している
11.子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている
12.子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている
13.退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮をしている
14.児童相談所や福祉事務所等と密に連携している
15.行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している
16.入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている
17.適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている
18.本名と呼称を使い分けている
19.生活のしやすさを意識し、施設内の所属ユニットを選択している
20.その他

⑪あてはまる番号を記入
（１つのみ）
1.実父
2.実母
3.継父
4.継母
5.養父
6.養母
7.おじ
8.おば
9.兄
10.姉
11.祖父
12.祖母
13.父母の交際相手
14.その他の者
15.主たる養育者はいない
16.不明

⑫あてはまる番号を記入（１つのみ）
※コロナ感染防止の観点から面会を控えている場合は、この影響を除いて想定される頻度をお考え下さい
1.週１回を超える頻度で面会がある
2.週１回～月１回程度の面会がある
3.月１回未満程度の面会がある
4.連絡はとれるが面会はない
5.連絡がとれない（離別・死別含む）
6.施設内で同居（母子生活支援施設のみ）

⑬保護者についてあてはまる番号を記入
（複数回答可）
1.なし
2.身体障害
3.知的障害
4.発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD等）
5.アルコール等の依存症
6.人格障害
7.「5」「6」以外の精神障害
8.疾病（日常生活に影響があるもの）
9.その他
10.不明

⑭あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.日本語のコミュニケーションに支障がある
2.支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい
3.子どものアセスメントに必要な情報収集が困難
4.日々の養育に必要な情報収集が困難（アレルギー・既往疾患の有無等）
5.信頼関係の構築が難しい
6.家庭復帰における支援が難しい
7.子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい（予定入院・手術の実施の判断等）
8.文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい
9.子どもが日本の文化、習慣を身に付けることへの抵抗への対応が難しい
10.母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）
11.在留資格に関する課題がある
12.在留資格等の事情により、公的支援・サービスを受けられない
13.在留資格等の事情により、契約に基づく民間団体等のサービスを受けられない
14.在留資格等の事情により、生活保護や各種手当等の受給に課題がある
15.離婚にともなう課題がある
16.子どもの親権や養育費をめぐる課題がある
17.自身の健康上の課題が大きい（必要性が明らかにも関わらず検診、診察を受けない等）
18.自身が社会の中で孤立している
19.自身の就労に課題がある（就労できない等）
20.DV被害に遭っており（または遭った経験があり）精神的に不安定である
21.その他

⑮あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.外国語が分かる職員を通訳として、面談・相談を行っている
2.面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている
3.児童相談所や福祉事務所等との連携を密に行っている
4.行政書士・弁護士など法曹関係者との連携を行っている
5.入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている
6.その他

令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究
アンケート調査票　（児童相談所）

調査ご協力のお願い

都道府県市区児童相談所　所長　各位

謹啓　時下、皆様方におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

弊社では、厚生労働省より補助を受け、令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究」（以下、「本調査」という。）を実施しております。

人口減少にともなう労働力の確保等の観点から、わが国における外国人の受入を積極的に行っていく必要があるとされているなか、そうした外国にルーツをもつ人々といかに地域共生社会を構築していくかが喫緊の課題となっています。

地域共生社会の構築にあたっては、外国人等がわが国で子どもの学びや育ちを保障され、安定した家庭を営めるための仕組みを整えることが求められます。社会的養護が必要な外国人等の子どもや保護者への養育・支援にあたっては、様々な問題や課題が生じていると同時に、それら課題への様々な工夫を伴った実践が現場で展開されていると想定されます。しかし、こうした課題がどのような内容でどの程度生じているか、また現場での工夫を伴った実践がどのようなものであるかといった基礎データの収集・整理は、国レベルではいまだできていない状況にあります。

そこで、本調査では、存在する課題の抽出を行い、求められる制度・政策の立案根拠とするとともに、様々な実践における工夫等を共有し、それを施設実践に還元することを目的に実施します。

この度本調査の一環として、施設等における外国籍等の子どもとその保護者に関する実態・課題や、施設・里親等及び行政機関で行われている取組・工夫等を把握するためのアンケート調査を実施することといたしました。
本調査結果はデータとしてとりまとめの上、公表しますが、施設名を付しての公表はいたしません。

ご多用の折誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

【回答方法】

- 本調査は、**貴児童相談所長、または所長が指定された方**にご記入をお願いいたします。
- 特に指定のない限り、**2020年10月1日**現在の情報をご記入ください。
- 本調査は**「施設票」と「個人票」**で構成されます。各調査票の記入上の注意等をご確認の上、ご記入ください。
- 回答は、当電子ファイル上に直接ご記載のうえ、**2021年1月13日（水）**までにご返信をお願いいたします。

【調査に関するお問い合わせ】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
「児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究」
ヘルプデスク

（※年末は12月28日まで、年始は1月4日から）

【本調査における用語の定義について】

１．「外国籍等」

本調査では、以下①、②いずれかに該当する子どもを「外国籍等」とします。

① 子どもが外国籍・無国籍であること

② 子どもが日本国籍であっても、父母（保護者）の両方またはいずれかが外国にルーツをもっていること

２．「保護者」

本調査では、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者（主たる養育者も含む）を「保護者」とします。

３．「児童養護施設等」

本調査では、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームを「児童養護施設等」とします。

４．「社会的養護関係施設」

本調査では、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設を「社会的養護関係施設」とします。

【個人票のご記入にあたって】

別シートにございます個人票の作成にあたりましては、以下の点にご留意くださいますようお願いいたします。

記入対象

2020年10月1日時点で、貴所が里親・ファミリーホームに委託している外国籍等の子ども

※施設票「Ⅱ　里親・ファミリーホームに委託されている外国籍等の子ども・保護者について」（２）①～②でご回答いただいた人数分のご記載をお願いいたします。

※上記がすべて０人の場合（該当者がいない場合）は、個人票は回答不要です。

記入方法

◆ 年齢、年月、回数等数値をご記入いただく設問は、該当する数値を直接ご記入ください。

◆ 選択肢から回答を１つお選びいただく質問については、セルごとにプルダウンで番号等を選べるようにしています。「記入方法」欄、または下欄の選択肢番号から、該当する番号を選択してください。

◆ 選択肢から回答を複数お選びいただく質問については、記入欄の下欄（①から⑯）の選択肢から、該当する番号を直接ご記入ください。

（複数番号を入力する際は、「１、２、３」のように、**「、」（カンマ）**で数字を区切ってご記入ください）

◆ 選択肢が多い設問は、セルにカーソルを合わせると、コメントとして選択肢が表示されるよう設定しております。

その他

◆ １シートに５人分の記入が可能です。シートが足りない場合は事務局までご連絡下さい。

【施設票】

Ⅰ　貴児童相談所（以下「貴所」）の概要について

（１）貴所名			
【管内の里親・ファミリーホームに関する概要】			
（２）管内の登録里親家庭数（延べ世帯数※１）			世帯
うち、養育里親	世帯	うち、専門里親	世帯
うち、親族里親	世帯	うち、養子縁組里親	世帯
（３）貴所管内の、子どもが委託されている里親家庭数（延べ世帯数※１）			世帯
うち、養育里親	世帯	うち、専門里親	世帯
うち、親族里親	世帯	うち、養子縁組里親	世帯
（４）貴所管内のファミリーホーム数			か所
【貴所が里親・ファミリーホーム（管外を含む）および児童養護施設等に委託した子どもに関する概要】			
（５）里親へ委託されている子ども数			人
（６）ファミリーホームへ委託されている子ども数			人
（７）児童養護施設等へ委託されている子ども数			人

※１　「延べ世帯数」は、１世帯が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親のいずれかを兼ねている場合、それぞれを別に数えてご回答ください。

Ⅱ　里親・ファミリーホームに委託されている外国籍等の子ども・保護者について

		① 委託児童	② 一時保護の児童
（１）2020年10月1日時点の、貴所が外国籍等の子どもを委託している里親・ファミリーホームの世帯数（か所数）	里親	世帯	世帯
	ファミリーホーム	か所	か所
（２）2020年10月1日時点の、貴所が里親・ファミリーホームに委託した外国籍等の子どもの人数（里親・ファミリーホーム別に記載）	里親	人	人
	ファミリーホーム	人	人

※上記（２）で記載した子どもの詳細について、施設票回答後、個人票へのご記入をお願いいたします。

	① 委託児童	② 一時保護の児童
（３）2020年10月1日時点の、貴所が児童養護施設等に委託した外国籍等の子どもの人数	人	人

		日常会話レベル	ネイティブレベル※
（４）貴所管内の里親・ファミリーホームにおいて、日本語以外の言語を使える里親またはファミリーホーム職員数（常勤・非常勤問わず） ※把握している範囲でのご回答をお願いいたします	① 英語	人	人
	② 中国語	人	人
	③ 韓国語・朝鮮語	人	人
	④ ベトナム語	人	人
	⑤ タガログ語	人	人
	⑥ ポルトガル語	人	人
	⑦ ネパール語	人	人
	⑧ インドネシア語	人	人
	⑨ タイ語	人	人
	⑩ スペイン語	人	人
	⑪ その他欧州諸国の言語	人	人
	⑫ 上記以外の言語	人	人

※ 「ソーシャルワークや制度等説明も可能なレベル」としてお考え下さい。

（５）外国籍等の子ども・保護者の支援にあたり連携している機関をお答えください。（○はいくつでも）
※外国籍等の子どもの支援を目的としない連携は除いてお考え下さい。

（○はいくつでも）

1．国際交流協会 ☐
2．国際交流・言語支援関連のNPO・ボランティア団体 ☐
3．大使館 ☐
4．出入国在留管理庁 ☐
5．法曹関係の事務所・団体（行政書士・弁護士等） ☐
6．学校・教育機関 ☐
7．社会的養護関係施設 ☐
8．福祉事務所 ☐
9．病院・診療所 ☐
10．その他団体等 （　　） ☐

（６）外国籍等の子ども・保護者の支援にあたり、連携の必要性を感じるが連携できていない機関をお答えください。
（○はいくつでも）

（○はいくつでも）

１．国際交流協会	
２．国際交流・言語支援関連のNPO・ボランティア団体	
３．大使館	
４．出入国在留管理庁	
５．法曹関係の事務所・団体（行政書士・弁護士等）	
６．学校・教育機関	
７．社会的養護関係施設	
８．福祉事務所	
９．病院・診療所	
10．その他団体等　（　　）	

（７）（６）で回答した機関のうち、特に連携の必要性を感じるが連携できていない機関を１つ選び、
その選択肢番号（１から10のうち１つ）と連携できていない理由をお答えください。

選択肢番号：　　回答欄

連携できていない理由：　（例）近隣に当該施設が無いから、連携方法が分からないから、など

Ⅲ　外国籍等の子ども・保護者の養育・支援に関する課題や対応について

（１）外国籍等の子ども自身の日常生活・社会生活上の課題として当てはまると考えられるものをお答えください。
（○はいくつでも。また、①～③のそれぞれについて、最も強く当てはまると考えられる課題１つを記入ください）
※貴所が把握している範囲でのご記載をお願いいたします。

【①言語面・社会性に関する課題】

当てはまると考えられる課題　（○はいくつでも）

1. 里親家庭・ファミリーホーム内での日本語のコミュニケーションに支障がある
2. 学校や保育園等、里親家庭・ファミリーホーム外での日本語のコミュニケーションに支障がある
3. 将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい
4. 友人ができない、または孤立しがちである
5. 子ども間のいじめ、差別にあっているまたはあうことが多い
6. 学習の遅れがみられる
7. 不登校状態である
8. 言葉が通じず、いら立ちや感情の爆発が生じる
9. 子どもとの信頼関係の構築が難しい
10. 日常生活・社会生活上のルールが理解できない
11. アセスメントが困難である
12. 子どもの急病時等、健康管理上の緊急時の対応が難しいまたは不安
13. 委託終了後の子どもの就労継続が困難である

最も強く当てはまると考えられる課題　回答欄

【②文化・アイデンティティに関する課題】

当てはまると考えられる課題　（○はいくつでも）

14. 文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）
15. 日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）
16. アイデンティティの確立に課題が生じる
17. 母国語が話せないことへの葛藤がある
18. 帰国する際の言語・文化面の教育が難しい
19. 自己肯定感が低い

最も強く当てはまると考えられる課題　回答欄

【③その他】

当てはまると考えられる課題　（○はいくつでも）

20. 委託終了後に、居住地域の同国人のコミュニティに馴染めず孤立している
21. 周囲にロールモデル・目標となる外国籍等の子どもがいない
22. 就学とアルバイト・仕事との両立に支障が生じる
23. アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障が生じる
24. 保護者が進路決定に過度に関与する（保護者の意向で進路が決定される）
25. 居住国が定まらず、進路決定・将来設計がしにくい
26. 仮放免のため県外移動等の制限があり、生活に支障が生じる
27. その他（　　）

最も強く当てはまると考えられる課題　回答欄

（２）外国籍等の子どもの保護者を支援するにあたり、里親等※が感じていると思われる課題、
および貴所職員が感じている課題として当てはまるものをお答えください。
（○はいくつでも。また、①～④のそれぞれについて、最も強く当てはまると考えられる課題１つを記入ください）
※「里親等」は、里親・ファミリーホームを指します（以下、この調査票において同じ）

【①言語面・社会性に関する課題】

当てはまると考えられる課題　（○はいくつでも）

1. 日本語のコミュニケーションに支障がある
2. 支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい
3. 子どものアセスメントに必要な情報収集が困難
4. 日々の養育に必要な情報収集が困難（アレルギー・既往疾患の有無等）
5. 保護者との信頼関係の構築が難しい
6. 家庭復帰における保護者支援が難しい
7. 子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい（予定入院・手術の実施の判断等）

最も強く当てはまると考えられる課題　回答欄

【②文化・アイデンティティに関する課題】

当てはまると考えられる課題 （○はいくつでも）

8. 文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい
9. 保護者の意向が確認できない場合、日本の生活習慣に合わせた生活としてよいか判断が難しい
10. 子どもが日本の文化、習慣を身に付けることへの保護者の抵抗への対応が難しい
11. 母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）

最も強く当てはまると考えられる課題 回答欄

【③法制度・在留資格等に関する課題】

当てはまる課題 （○はいくつでも）

12. 児童相談所や社会的養護等のシステムの理解が難しい
13. 子ども・保護者に、在留資格に関する課題がある
14. 在留資格等の事情により、公的支援・サービスを受けられないことがある
15. 在留資格等の事情により、契約に基づく民間団体等のサービスを受けられないことがある
16. 在留資格等の事情により、生活保護や各種手当等の受給に課題がある
17. 保護者の離婚にともなう課題がある
18. 子どもの親権や養育費をめぐる課題がある

最も強く当てはまると考えられる課題 回答欄

【④保護者支援等に関する問題】

当てはまると考えられる課題 （○はいくつでも）

19. 保護者自身の健康上の課題が大きい（必要性が明らかにも関わらず検診、診察を受けない等）
20. 保護者自身が社会の中で孤立している
21. 保護者の就労に課題がある（就労できない等）
22. DV被害に遭っており（または遭った経験があり）精神的に不安定である

最も強く当てはまると考えられる課題 回答欄

【⑤その他】

当てはまると考えられる課題

23. その他（　　）

（３）外国籍等の子ども・保護者の養育・支援における、組織運営等の課題と感じられるものをお答えください。
（○はいくつでも。また、最も強く当てはまると考えられる課題１つを記入ください）

当てはまると考えられる課題　（○はいくつでも）

1. 子ども・保護者の対応を特定の里親等または職員しか行えない
（特定の里親等に外国籍等の子どもが集中する）
2. 子ども・保護者の対応に里親等または職員が多くの時間・労力を要している
3. 里親等が言語・文化等を学ぶための機会が少ない（提供できていない）
4. 職員が多忙なため言語・文化等の研修や知識習得が行えない
5. 学校等の関係機関、地域との連携や理解促進に苦慮する
6. 里親等自体への支援を提供する機関が少ない
（職員が個別支援を行う際の、職員向けの法的な相談支援等）
7. その他（　　）

最も強く当てはまると考えられる課題　回答欄

（４）外国籍の子ども・保護者の養育・支援全般に関して、貴所ではどの程度困っていますか。
以下から最も近いものをお答えください。（あてはまる番号を記入）

１．非常に困っている　２．少し困っている　３．どちらとも言えない
４．あまり困っていない　５．全く困っていない

回答欄

（５）里親等での外国籍等の子ども・保護者の適切な養育・支援の実現に向け、貴所が特に意識して行っている（外国籍等の子どもや里親等に特に提供することが多い）支援・取組内容や、里親等自身が取り組んでいる支援・取組内容をお答えください。
（○はいくつでも。また、①～④のそれぞれについて、最も強く当てはまると考えられる課題１つを記入ください）

【①言語面・社会性に関する支援等】

当てはまると考えられる課題　（○はいくつでも）

1. 外国籍等の子どもに対応できる語学力や理解がある里親等を委託先にしている
2. 個別に日本語教育を提供している
3. 個別に学校の教科学習の支援を行っている
4. 外国語が分かる職員を通訳として、子どもまたは保護者と面談・相談を行っている
5. 子どもまたは保護者との面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている
6. 就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している

最も強く当てはまると考えられる課題　回答欄

【②文化・アイデンティティに関する支援等】

当てはまると考えられる課題	（○はいくつでも）
7. 自身の出身国の文化を理解できるよう（または里親等がそうした関与がしやすくなるよう）支援している	
8. 日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように（または里親等がそうした関与がしやすくなるように）働きかけている	
9. 外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている	
10. 生い立ちの整理ができるよう支援している	
11. 子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている（または里親等がそうした対応がしやすくなるよう支援・情報提供等を行っている）	
12. 子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている（または里親等がそうした対応がしやすくなるよう支援・情報提供等を行っている）	
13. 里親等向けの他国の言語・文化に関する研修を行っている（外部研修の受講支援含む）	
14. 退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮している	

最も強く当てはまると考えられる課題	回答欄

【③法制度に関する支援等】

当てはまると考えられる課題	（○はいくつでも）
15. 子どもまたは保護者支援のため、福祉事務所等と密に連携している	
16. 子どもまたは保護者支援のため、行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している	
17. 入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている	

最も強く当てはまると考えられる課題	回答欄

【④その他】

当てはまると考えられる課題　（○はいくつでも）

18．適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている

19．退所後も、定期的に個別支援を行っている

20．本名と呼称を使い分けている

21．その他（　　）

最も強く当てはまると考えられる課題　回答欄

（６）（５）の取組のうち、特に効果が高いと思われるもの最大３つについて、その選択肢番号、および具体的内容や効果をご記載ください。

特に効果が高いもの(1)

選択肢番号：　回答欄

具体的内容や効果：

特に効果が高いもの(2)

選択肢番号：　回答欄

具体的内容や効果：

特に効果が高いもの(3)

選択肢番号：　　回答欄

具体的内容や効果：

（７）外国籍等の子どもの支援にあたり、どのような機能を持つ機関等との連携が必要か（○はいくつでも）

（○はいくつでも）

1. 翻訳・通訳等、言語面の課題がある際に相談できる機関等
2. 文化・宗教的背景を踏まえた食事・活動・行動様式に関する相談ができる機関等
3. 多文化交流・多文化理解の促進に関する相談ができる機関等
4. 在留資格など法律に関する相談ができる機関等
5. その他　（　　）

（８）外国籍等の子どもへの適切な養育・支援を実現するための課題や、必要と思われる取組等があれば、自由にご記載ください。

貴所全体に関する設問は以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

該当する子どもがいる場合は、【個人票】にもご回答をお願いいたします。

【個人票】（児童相談所） 2020年10月1日時点で、貴所が里親・ファミリーホームに委託している外国籍等の子どもに関する状況をご記入下さい。

※施設票「Ⅱ　里親・ファミリーホームに委託されている外国籍等の子ども・保護者について」（２）①～②でご回答いただいた人数分のご記載をお願いいたします。

[1]から[26]までは、該当するすべての子どもについてご記載ください。

	子ども自身に関すること									
	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]
項目名	当該里親・ファミリーホームに初めて委託された時の年齢	現在の年齢	委託期間	当該児童が日本に住んでいる期間	措置委託・一時保護等の別	性別	国籍	使用できる言語（日常会話レベル）	使用できる言語（ネイティブレベル）	措置委託・一時保護前の世帯構成
記入方法	年齢を記入		通算の年月を記入	通算の年月を記入	1.措置委託 2.一時保護委託	1．男 2．女	①から選択	②から選択		③から選択
（記入例）	1 歳 6 か月	5 歳 6 か月	4 年 0 か月	5 年 6 か月	1	2	2	1、3		1、2、9
1人目	歳 か月	歳 か月	年 か月	年 か月						
2人目	歳 か月	歳 か月	年 か月	年 か月						
3人目	歳 か月	歳 か月	年 か月	年 か月						
4人目	歳 か月	歳 か月	年 か月	年 か月						
5人目	歳 か月	歳 か月	年 か月	年 か月						

	[11]	[12]	[13]	[14]	[15]	[16]	[17]	[18]	[19]	[20]	[21]
項目名	措置委託理由	就労・就学状況	発達上の特徴、障害等の有無（疑いを含む）	被虐待経験の有無・内容	在留資格等	保護者以外の身寄りの有無	委託終了後の将来的な居住場所に関する方針	子どもが有する問題	子どもに行っている配慮・対応	当該子どもが、過去に里親等委託が不調となったことがある場合はその回数	保護者の続柄
記入方法	④から選択	⑤から選択	⑥から選択	⑦から選択	⑧から選択（※日本国籍の場合は記載不要）	1．ある 2．ない	1.日本国内で生活 2.母国等外国で生活 3.不明・未定	⑨から選択	⑩から選択	無い場合は0を記入	⑪から選択
（記入例）	10	1	1	2、3	8	2	3	2、9、11	1、14	0 回	2
1人目										回	
2人目										回	
3人目										回	
4人目										回	
5人目										回	

①あてはまる番号を記入（１つのみ。多重国籍の場合はあてはまる２つ以上の番号を記入）
1.日本
2.中国（台湾以外）
3.中国（台湾）
4.韓国
5.ベトナム
6.フィリピン
7.ブラジル
8.ネパール
9.インドネシア
10.アメリカ
11.タイ
12.その他アジア諸国（中東含む）
13.その他の国
14.無国籍
15.国籍不明

②あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.日本語
2.英語
3.中国語
4.韓国語・朝鮮語
5.ベトナム語
6.タガログ語
7.ポルトガル語
8.ネパール語
9.インドネシア語
10.タイ語
11.スペイン語
12.その他欧州諸国の言語
13.上記以外の言語
14.言語コミュニケーションはできない
15.不明

③同世帯の世帯員としてあてはまる番号を記入（複数回答可）
1.実父
2.実母
3.継父
4.継母
5.養父
6.養母
7.おじ
8.おば
9.兄弟姉妹（両親が本人と同じ）
10.兄弟姉妹（異父・異母）
11.祖父母
12.父母の交際相手
13.その他
14.不明

④あてはまる番号を記入（主なもの１つのみ）
1.父又は母の死亡
2.父又は母の行方不明
3.父母の離婚
4.父母の不和
5.父又は母の拘禁
6.父又は母の入院
7.父又は母の就労
8.父又は母の精神障害
9.父又は母の放任怠惰
10.父又は母の虐待・酷使
11.棄児
12.養育拒否
13.破産等の経済的理由
14.児童の問題による監護困難
15.その他
16.不明

⑤あてはまる番号を記入（１つのみ）
1.幼稚園に在籍
2.小学校に在籍
3.中学校に在籍
4.小中学校の特別支援学級に在籍
5.高等学校に在籍
6.特別支援学校に在籍
7.その他学校に在籍
8.就労している（バイト等含む）
9.乳幼児のため学校等に在籍していない
10.乳幼児ではないが学校等に在籍していない

⑥あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.なし
2.身体障害
3.知的障害
4.発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD、学習障害等）
5.トラウマ関連障害
6.愛着障害
7.「5」「6」以外の精神障害
8.その他日常生活に影響がある疾病・障害（虐待による骨折や脳障害等を含む）
9.その他
10.不明

⑦あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.なし
2.身体的虐待
3.心理的虐待
4.ネグレクト
5.性的虐待
6.不明

⑧あてはまる番号を記入（１つのみ）
1.「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」
2.定住者
3.永住者
4.特別永住者
5.特定技能・技能実習
6.特定技能・技能実習以外の就労
7.短期滞在
8.その他の在留資格
9.在留資格はない（在留期限超過を含む）
10.国外居住（保護者のみ）
11.不明

⑨あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.里親家庭・ファミリーホーム内での日本語のコミュニケーションに支障がある
2.学校や保育園等、里親家庭・ファミリーホーム外での日本語のコミュニケーションに支障がある
3.将来の進路等重要な事項の相談・調整が難しい
4.友人ができない、または孤立しがちである
5.子ども間のいじめ、差別にあっている
6.学習の遅れがみられる
7.不登校状態である
8.言葉が通じず、いら立ちや感情の爆発が生じる
9.信頼関係の構築が難しい
10.日常生活・社会生活上のルールが理解できない
11.アセスメントが困難である
12.文化・宗教的背景を踏まえた配慮事項が分からない（食事、行事等）
13.日本の生活様式や文化と合わない行動が多い（母国文化に起因する過度な身体接触等）
14.アイデンティティの確立に課題が生じる
15.母国語が話せないことへの葛藤がある
16.自己肯定感が低い
17.周囲にロールモデル・目標となる外国籍等の子どもがいない
18.就学とアルバイト・仕事との両立に支障が生じる
19.アルバイト以外の就業、進学（進路決定）に支障が生じる
20.保護者が進路決定に過度に関与する（保護者の意向で進路が決定される）
21.居住国が定まらず、進路決定・将来設計がしにくい
22.仮放免のため県外移動等の制限があり、生活に支障が生じる
23.その他

[27]から[34]までは、保護者がいる場合にご記載ください。
（保護者が2名いる場合は、子どもとの関わりがより密接な1名について記載）

[35]から[43]までは、「子ども自身、および[27]から[34]で記載した保護者のいずれもが外国籍でない場合」にご記載ください。

里親・ファミリーホームに関すること												外国にルーツをもつ親族等（以下「親族等」）に関すること								
[22]	[23]	[24]	[25]	[26]	[27]	[28]	[29]	[30]	[31]	[32]	[33]	[34]	[35]	[36]	[37]	[38]	[39]	[40]	[41]	[42]	[43]
里親・ファミリーホームの種別	里親等の、当該子ども以外の外国籍等の子どもの養育経験（実子は除く）	里親等の国籍	里親等が使用できる言語（日常会話レベル）	里親等が使用できる言語（ネイティブレベル）	保護者と子どもとの関わり	保護者の国籍	保護者が使用できる言語（日常会話レベル）	保護者が使用できる言語（ネイティブレベル）	保護者の障害等の有無（疑いを含む）	保護者の在留資格・在留目的	保護者が有する問題	保護者に行っている配慮・対応	親族等の続柄	親族等と子どもとの関わり	親族等の国籍	親族等が使用できる言語（日常会話レベル）	親族等が使用できる言語（ネイティブレベル）	親族等の障害等の有無（疑いを含む）	親族等の在留資格・在留目的	親族等が有する問題	親族等に行っている配慮・対応
⑫から選択	1.なし 2.1人 3.2～3人 4.4人以上	①から選択	②から選択		⑬から選択	①から選択	②から選択		⑭から選択	⑧から選択（※日本国籍の場合は記載不要）	⑮から選択	⑯から選択	⑪から選択	⑬から選択	①から選択	②から選択		⑭から選択	⑧から選択（※日本国籍の場合は記載不要）	⑮から選択	⑯から選択
1	2	1	1、3	1、3	3	2	3	3	1	2	1、5、6	3									

⑩あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.外国籍等の子どもに対応できる語学力や理解がある里親等を委託先にしている
2.個別に日本語教育を提供している
3.個別に学校の教科学習の支援を行っている
4.外国語が分かる職員を通訳として、面談・相談を行っている
5.面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている
6.就学上の課題に対し、学校と個別に連携しながら対応している
7.自身の出身国の文化を理解できるよう（または里親等がそうした関与がしやすくなるよう）支援している
8.日本の文化を学んだり、馴染めたりできるように（または里親等がそうした関与がしやすくなるように）働きかけている
9.外国籍等であることに起因する心理的な課題に関し、工夫して心理的ケアを行っている
10.生い立ちの整理ができるよう支援している
11.子どもの文化・宗教的背景を踏まえた食事内容としている（または里親等がそうした対応がしやすくなるよう支援・情報提供等を行っている）
12.子どもの文化・宗教的背景を踏まえた活動・行動様式を取り入れている（または里親等がそうした対応がしやすくなるよう支援・情報提供等を行っている）
13.退所に向け、退所後の居住地域のコミュニティに溶け込めるよう配慮している
14.福祉事務所等と密に連携している
15.行政書士・弁護士など法曹関係者と連携している
16.入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている
17.適切な進路選択ができるよう、個別支援を行っている
18.本名と呼称を使い分けている
19.その他

⑪あてはまる番号を記入
（１つのみ）
1.実父
2.実母
3.継父
4.継母
5.養父
6.養母
7.おじ
8.おば
9.兄
10.姉
11.祖父
12.祖母
13.父母の交際相手
14.その他の者
15.主たる養育者はいない
16.不明

⑫あてはまる番号を記入
（１つのみ）
1.養育里親
2.専門里親
3.親族里親
4.養子縁組里親
5.ファミリーホーム

⑬あてはまる番号を記入（１つのみ）
※コロナ感染防止の観点から面会を控えている場合は、この影響を除いて想定される頻度をお考え下さい

1.週１回を超える頻度で面会がある
2.週１回～月１回程度の面会がある
3.月１回未満程度の面会がある
4.連絡はとれるが面会はない
5.連絡がとれない（離別・死別含む）

⑭保護者についてあてはまる番号を記入
（複数回答可）
1.なし
2.身体障害
3.知的障害
4.発達障害（自閉症スペクトラム、ADHD等）
5.アルコール等の依存症
6.人格障害
7.「5」「6」以外の精神障害
8.疾病（日常生活に影響があるもの）
9.その他
10.不明

⑮あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.日本語のコミュニケーションに支障がある
2.支援方針等重要な事項の相談・調整が難しい
3.子どものアセスメントに必要な情報収集が困難
4.日々の養育に必要な情報収集が困難（アレルギー・既往疾患の有無等）
5.信頼関係の構築が難しい
6.家庭復帰における支援が難しい
7.子どもの疾患に対する治療方針の検討・決定が難しい（予定入院・手術の実施の判断等）
8.文化・宗教的背景を踏まえた配慮の要求への対応が難しい
9.子どもが日本の文化、習慣を身に付けることへの抵抗への対応が難しい
10.母国の育児方法が日本では虐待・不適切な育児となることが理解されない（叩くことがしつけの一環、など）
11.在留資格に関する課題がある
12.在留資格等の事情により、公的支援・サービスを受けられない
13.在留資格等の事情により、契約に基づく民間団体等のサービスを受けられない
14.在留資格等の事情により、生活保護や各種手当等の受給に課題がある
15.離婚にともなう課題がある
16.子どもの親権や養育費をめぐる課題がある
17.自身の健康上の課題が大きい（必要性が明らかにも関わらず検診、診察を受けない等）
18.自身が社会の中で孤立している
19.自身の就労に課題がある（就労できない等）
20.DV被害に遭っており（または遭った経験があり）精神的に不安定である
21.その他

⑯あてはまる番号を記入（複数回答可）
1.外国語が分かる職員を通訳として、面談・相談を行っている
2.面談・相談時、必要に応じ外部から通訳に来てもらっている
3.児童相談所や福祉事務所等との連携を密に行っている
4.行政書士・弁護士など法曹関係者との連携を行っている
5.入国管理・在留資格に関する課題対応を積極的に行っている
6.その他